

2024年5月

発行登録追補目論見書
(契約締結前交付書面及び)
(無登録格付に関する説明書を含む)



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2030年6月11日満期
インド・ルピー建利付社債(円貨決済型)

— 売出人 —

Jトラストグローバル証券株式会社

(注) 発行会社は、令和 6 年 4 月 22 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2029 年 5 月 30 日満期 早期償還条項付 固定利付円建社債」の売出しについて、令和 6 年 4 月 26 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2027 年 5 月 28 日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、令和 6 年 4 月 26 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2029 年 5 月 30 日満期 円建て 固定利付コーラブル社債)」の売出しについて、令和 6 年 4 月 26 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2031 年 5 月 30 日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、令和 6 年 4 月 26 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2027 年 5 月 28 日満期 米ドル建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、令和 6 年 4 月 26 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2029 年 5 月 30 日満期 円建て社債（日経平均株価連動満期時ボーナスクーポン条項付）」の売出しについて、また、令和 6 年 4 月 26 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2029 年 5 月 30 日満期 円建て社債（円／米ドル為替連動満期時ボーナスクーポン条項付）」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておりません。

1. 本社債は、1933 年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

2. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する契約締結前交付書面及び「無登録格付に関する説明書」と題する書面は、本社債の売出しである J トラストグローバル証券株式会社の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。
3. 本社債はインド・ルピーをもって表示され、元金の額もインド・ルピーで表示されますが、その支払いは、支払時の一定の外国為替相場に基づき換算された日本円によって行われるため、支払われる日本円は外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただくまでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができる場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合には、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

債券の発行者等または当該通貨等の帰属する国や地域の政治および経済状況の変化、法令・規制の変更などによって損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者、保証会社もしくは当該通貨等の帰属する国や地域、または取引市場の帰属する国や地域の政治・経済・社会情勢の変化および法令・規制等の変更やそれらに関する外部評価の変化、天変地異等により、外貨建て債券の価格が変動することによって損失が生じるおそれや、売買や受渡が制限される、あるいは不能になるおそれがあります。また、通貨不安等により大幅な為替変動が起こり、円貨への交換が制限される、あるいはできなくなるおそれがあります。
- 一般に、新興国については、先進国に比べて上記のリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益および償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商 号 等 Jトラストグローバル証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号
本店所在地 〒150-6007 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階
加入協会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金 30億円
主 な 事 業 金融商品取引業
設立年月 2006年9月
連 絡 先 03-4560-0233（コンプライアンス統括部）又はお取引のある支店にご連絡ください。

以上

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒150-6007 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階

電話番号：03-4560-0233（コンプライアンス統括部）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時20分～17時20分

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定

紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時00分～17時00分

無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスター・サービス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徵求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなります。無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスター・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社

（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト (<https://ratings.moodys.com/Japan/ratings-news>) の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載しております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスター・サービス（以下「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っています。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2022年11月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

無登録格付に関する説明書

(S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされています。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ
(<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」
(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載しております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものではなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものではありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティーの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2022年11月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

【表紙】**【発行登録追補書類番号】**

5-外 1-81

【提出書類】

発行登録追補書類

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

令和 6 年 5 月 10 日

【会社名】バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)**【代表者の役職氏名】**最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
スティーブン・エワート
(Steven Ewart)**【本店の所在の場所】**英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)**【代理人の氏名又は名称】**

弁護士 橋 口 航

【代理人の住所又は所在地】東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業**【電話番号】**

03-6775-1000

【事務連絡者氏名】弁護士 松 本 健
同 隈 大 希
同 岡 勇 輝
同 白 井 翔 真**【連絡場所】**東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業**【電話番号】**

03-6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】

社債

【今回の売出金額】

130,000,000 インド・ルピー (日本円換算額 241,800,000 円)

(上記日本円換算額は 1 インド・ルピー=1.86 円の換算率
(2024 年 5 月 8 日現在の株式会社三菱 UFJ 銀行の対顧客電信
売買相場の仲値) による。)**【発行登録書の内容】**

| | |
|----------------|-----------------|
| 提出日 | 令和 5 年 7 月 28 日 |
| 効力発生日 | 令和 5 年 8 月 5 日 |
| 有効期限 | 令和 7 年 8 月 4 日 |
| 発行登録番号 | 5-外 1 |
| 発行予定額又は発行残高の上限 | 発行予定額 15,000 億円 |

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

| 番号 | 提出年月日 | 売出金額 | 減額による 訂正年月日 | 減額金額 |
|---------|------------|----------------|----------------|------|
| 5-外1-1 | 令和5年8月21日 | 954,832,200円 | | |
| 5-外1-2 | 令和5年8月21日 | 4,971,000,000円 | | |
| 5-外1-3 | 令和5年8月21日 | 2,981,000,000円 | | |
| 5-外1-4 | 令和5年8月21日 | 794,000,000円 | | |
| 5-外1-5 | 令和5年8月21日 | 1,426,000,000円 | | |
| 5-外1-6 | 令和5年8月22日 | 300,000,000円 | | |
| 5-外1-7 | 令和5年9月1日 | 2,151,000,000円 | | |
| 5-外1-8 | 令和5年9月1日 | 2,050,000,000円 | | |
| 5-外1-9 | 令和5年9月15日 | 1,247,000,000円 | | |
| 5-外1-10 | 令和5年9月15日 | 1,028,512,080円 | | |
| 5-外1-11 | 令和5年9月15日 | 5,823,000,000円 | | |
| 5-外1-12 | 令和5年9月15日 | 1,919,000,000円 | | |
| 5-外1-13 | 令和5年9月15日 | 1,134,000,000円 | | |
| 5-外1-14 | 令和5年9月15日 | 2,941,000,000円 | | |
| 5-外1-15 | 令和5年10月3日 | 1,000,000,000円 | 該当なし。 | |
| 5-外1-16 | 令和5年10月6日 | 300,000,000円 | | |
| 5-外1-17 | 令和5年10月11日 | 1,046,570,000円 | | |
| 5-外1-18 | 令和5年10月12日 | 915,000,000円 | | |
| 5-外1-19 | 令和5年10月13日 | 269,850,000円 | | |
| 5-外1-20 | 令和5年10月13日 | 144,239,200円 | | |
| 5-外1-21 | 令和5年10月13日 | 233,654,400円 | | |
| 5-外1-22 | 令和5年10月20日 | 118,710,940円 | | |
| 5-外1-23 | 令和5年10月20日 | 2,706,000,000円 | | |
| 5-外1-24 | 令和5年10月20日 | 1,393,000,000円 | | |
| 5-外1-25 | 令和5年10月20日 | 72,000,000円 | | |
| 5-外1-26 | 令和5年10月20日 | 576,000,000円 | | |
| 5-外1-27 | 令和5年10月26日 | 3,660,000,000円 | | |
| 5-外1-28 | 令和5年10月27日 | 516,200,000円 | | |
| 5-外1-29 | 令和5年11月1日 | 1,686,000,000円 | | |

| | | |
|---------|------------|-------------------|
| 5ー外1ー30 | 令和5年11月2日 | 377, 300, 000円 |
| 5ー外1ー31 | 令和5年11月17日 | 430, 179, 750円 |
| 5ー外1ー32 | 令和5年11月17日 | 1, 877, 000, 000円 |
| 5ー外1ー33 | 令和5年11月17日 | 855, 000, 000円 |
| 5ー外1ー34 | 令和5年11月17日 | 299, 000, 000円 |
| 5ー外1ー35 | 令和5年11月17日 | 855, 000, 000円 |
| 5ー外1ー36 | 令和5年11月17日 | 522, 000, 000円 |
| 5ー外1ー37 | 令和5年11月24日 | 286, 350, 000円 |
| 5ー外1ー38 | 令和5年11月24日 | 213, 813, 270円 |
| 5ー外1ー39 | 令和5年11月24日 | 148, 190, 000円 |
| 5ー外1ー40 | 令和5年11月28日 | 200, 872, 000円 |
| 5ー外1ー41 | 令和5年11月28日 | 678, 600, 000円 |
| 5ー外1ー42 | 令和5年12月7日 | 300, 000, 000円 |
| 5ー外1ー43 | 令和5年12月13日 | 542, 790, 000円 |
| 5ー外1ー44 | 令和5年12月15日 | 703, 951, 920円 |
| 5ー外1ー45 | 令和5年12月15日 | 1, 760, 000, 000円 |
| 5ー外1ー46 | 令和5年12月15日 | 780, 000, 000円 |
| 5ー外1ー47 | 令和5年12月15日 | 276, 000, 000円 |
| 5ー外1ー48 | 令和5年12月15日 | 3, 073, 000, 000円 |
| 5ー外1ー49 | 令和5年12月15日 | 1, 724, 000, 000円 |
| 5ー外1ー50 | 令和5年12月15日 | 448, 000, 000円 |
| 5ー外1ー51 | 令和6年1月4日 | 2, 350, 000, 000円 |
| 5ー外1ー52 | 令和6年1月18日 | 210, 532, 000円 |
| 5ー外1ー53 | 令和6年1月19日 | 195, 884, 000円 |
| 5ー外1ー54 | 令和6年1月19日 | 494, 000, 000円 |
| 5ー外1ー55 | 令和6年1月19日 | 628, 000, 000円 |
| 5ー外1ー56 | 令和6年1月19日 | 348, 000, 000円 |
| 5ー外1ー57 | 令和6年1月19日 | 116, 000, 000円 |
| 5ー外1ー58 | 令和6年2月9日 | 1, 406, 000, 000円 |
| 5ー外1ー59 | 令和6年3月18日 | 781, 000, 000円 |
| 5ー外1ー60 | 令和6年3月18日 | 901, 000, 000円 |
| 5ー外1ー61 | 令和6年3月18日 | 354, 000, 000円 |

| | | | |
|---------|-----------|--|------|
| 5-外1-62 | 令和6年3月18日 | 681, 000, 000円 | |
| 5-外1-63 | 令和6年3月18日 | 734, 265, 920円 | |
| 5-外1-64 | 令和6年3月19日 | 168, 300, 000円 | |
| 5-外1-65 | 令和6年3月19日 | 171, 060, 120円 | |
| 5-外1-66 | 令和6年3月22日 | 600, 000, 000円 | |
| 5-外1-67 | 令和6年3月29日 | 529, 200, 000円 | |
| 5-外1-68 | 令和6年4月5日 | 400, 000, 000円 | |
| 5-外1-69 | 令和6年4月9日 | 3, 815, 000, 000円 | |
| 5-外1-70 | 令和6年4月12日 | 175, 000, 000トルコ・リラ (日本円換算額829, 500, 000円) (注1) | |
| 5-外1-71 | 令和6年4月16日 | 177, 000, 000円 | |
| 5-外1-72 | 令和6年4月16日 | 616, 000, 000円 | |
| 5-外1-73 | 令和6年4月16日 | 148, 000, 000円 | |
| 5-外1-74 | 令和6年4月16日 | 69, 468, 960円 | |
| 5-外1-75 | 令和6年4月16日 | 128, 000, 000円 | |
| 5-外1-76 | 令和6年4月19日 | 100, 000, 000インド・ルピー (日本円換算額186, 000, 000円) (注2) | |
| 5-外1-77 | 令和6年4月19日 | 81, 120, 000インド・ルピー (日本円換算額150, 883, 200円) (注3) | |
| 5-外1-78 | 令和6年5月1日 | 1, 250, 000, 000円 | |
| 5-外1-79 | 令和6年5月2日 | 280, 000, 000インド・ルピー (日本円換算額532, 000, 000円) (注4) | |
| 5-外1-80 | 令和6年5月10日 | 320, 000, 000円 | |
| 実績合計額 | | 79, 998, 709, 960円 | 減額総額 |
| | | | 0円 |

(注1) 本欄に記載された社債の受渡期日は2024年5月28日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡しは完了していない。本欄に記載された日本円換算額は、1トルコ・リラ=4.74円の換算率（2024年4月10日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）による。

(注2) 本欄に記載された社債の受渡期日は2024年5月22日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡しは完了していない。本欄に記載された日本円換算額は、1インド・ルピー=1.86円の換算率（2024年4月17日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）による。

(注3) 本欄に記載された社債の受渡期日は2024年5月30日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡しは完了していない。本欄に記載された日本円換算額は、1インド・ルピー=1.86円の換算率（2024年4月17日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）による。

(注4) 本欄に記載された社債の受渡期日は2024年5月31日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡しは完了していない。本欄に記載された日本円換算額は、1インド・ルピー=1.90円の換算率（2024年5月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）による。

【残額】 1,420,001,290,040 円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

| 番号 | 提出年月日 | 売出金額 | 償還年月日 | 償還金額 | 減額による 訂正年月日 | 減額金額 |
|-------|-------|------|-------|------|----------------|------|
| 該当なし。 | | | | | | |
| 実績合計額 | 該当なし。 | 償還総額 | 該当なし。 | 減額総額 | 該当なし。 | |

【残高】 該当なし。
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

目 次

| | 頁 |
|--|-----|
| 第一部 証券情報 | 1 |
| 第1 募集要項 | 1 |
| 第2 売出要項 | 1 |
| 1 売出有価証券 | 1 |
| 2 売出しの条件 | 3 |
| 第3 第三者割当の場合の特記事項 | 19 |
| 第二部 公開買付けに関する情報 | 20 |
| 第三部 参照情報 | 21 |
| 第1 参照書類 | 21 |
| 1 有価証券報告書及びその添付書類 | 21 |
| 2 四半期報告書又は半期報告書 | 21 |
| 3 臨時報告書 | 21 |
| 4 外国会社報告書及びその補足書類 | 21 |
| 5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類 | 21 |
| 6 外国会社臨時報告書 | 21 |
| 7 訂正報告書 | 21 |
| 第2 参照書類の補完情報 | 21 |
| 第3 参照書類を縦覧に供している場所 | 21 |
| 第四部 保証会社等の情報 | 21 |
| 「参考方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面 | 22 |
| 有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面 | 23 |
| 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移 | 147 |

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| 「発行会社」、「当行」又は 「計算代理人」 | バークレイズ・バンク・ピーエルシー |
| 「バークレイズ・グループ」 | バークレイズ・ピーエルシー及びその子会社 |
| 「英国」又は「連合王国」 | グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国 |
| 「円」又は「日本円」 | 日本の法定通貨 |
| 「インド・ルピー」又は「パイス」 | インド共和国の法定通貨 |
| 「米ドル」 | アメリカ合衆国の法定通貨 |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

| | | | | | |
|---------------------------------|--|-------------------|--------------------|--|--|
| 銘柄 | パークレイズ・バンク・ペーラルシー 2030年6月11日満期 インド・ルピー建利付社債（円貨決済型）（以下「本社債」という。）（注1） | | | | |
| 売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額 | 130,000,000インド・ルピー | 売出価額の総額 | 130,000,000インド・ルピー | | |
| 記名・無記名の別 | 無記名式 | 各社債の金額 | 100,000インド・ルピー | | |
| 償還期限（満期日） | 2030年6月11日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（修正翌営業日調整（以下に定義される。）により調整される。かかる満期日の調整に関し、発行会社により利息その他の追加額が支払われることはない。） | | | | |
| 利率 | 6.82% | | | | |
| 売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称 | J トラストグローバル証券株式会社 (以下「売出人」という。) | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 | | | |
| 摘要 | (1) 利払日 利息は（本社債が下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」に規定されるとおり期限前に償還されない限り）2024年6月11日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間、本書に記載される適用利率でこれを付し、2024年12月11日を初回として、満期日（その日を含む。）までの毎年6月11日及び12月11日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息期間」という。）について、6か月分を日本円で後払いする。利払日が営業日（以下に定義される。）でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。 | | | | |
| | (2) 信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。 なお、発行会社の長期債務には、本書日付現在、ムーディーズ・インベスター・サービス（以下「ムーディーズ」という。）によりA1の格付が、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）によりA+の格付がそれぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。 ムーディーズ及びS&Pは、信用格付事業を行っているが、ムーディーズ及びS&Pは、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受けける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。 ムーディーズ及びS&Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）及びS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト（ https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news ）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」及びS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（ http://www.spglobal.co.jp/ratings ）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 | | | | |

| | |
|---------|---|
| | (http://www.spglobal.co.jp/unregistered) に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。 |
| (3) その他 | その他の本社債の条件については、下記「2 売出しの条件」を参照のこと。 |

(注1) 本社債は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2022年6月17日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記(注2)に記載のマスター代理人契約に基づき、2024年6月10日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 本社債は、発行会社、計算代理人としてのバークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人(以下に定義される。)、フランクフルト代理人(以下に定義される。)、CMUロッジング・支払代理人及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて以下「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人(以下に定義される。)、CMU名義書換代理人及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて以下「名義書換代理人」という。)、ニューヨークにおける登録機関(以下「ニューヨーク登録機関」という。)兼ニューヨーク市における代理人(以下「ニューヨーク代理人」という。)としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人(以下「フランクフルト代理人」という。)としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人(以下「ルクセンブルク代理人」という。)兼ルクセンブルクにおける登録機関(以下「ルクセンブルク登録機関」とい、ニューヨーク登録機関及びCMU登録機関と併せて、また個別に以下「登録機関」という。)としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エスエー／エヌブイ(ルクセンブルク支店)、計算代理人としてのバークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・エス・エー、イス IPAとしてのビーエヌピー・パリバ、パリ、チューリッヒ支社、スウェーデンIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB(publ)、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB(publ)、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB(publ)、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB(publ)、CREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービスズ・ピーエルシー並びにCMUロッジング・支払代理人兼CMU登録機関兼CMU名義書換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(香港支店)の間において2024年4月11日付で締結されたマスター代理人契約(以下「マスター代理人契約」という。この用語には、隨時補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換されるマスター代理人契約を含む。)に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券(以下「本社債券」とい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券(以下「包括社債券」又は「包括社債」という。)に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位(適用ある条件決定補足書に規定する。)、(ii)包括社債券との交換(又は一部交換)により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。)のシリーズの1つである。

本社債券の所持人(以下「本社債権者」という。)及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札(以下「利札」という。)の所持人(以下「利札所持人」という。)は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2024年4月11日付で発行会社により発行された約款(Deed of Covenant)(本社債の発行日までになされた補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換を含む。)の利益を享受する権利を有する。

「営業日」とは、(a) (i) ムンバイ、(ii) 東京、(iii) ロンドン及び(iv) ニューヨークにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる日並びに(b)関連決済システムに係る決済システム営業日をいう。

「決済システム営業日」とは、関連決済システムが決済指図の受理及び執行のために営業している日(又は、受渡障害事由が発生していなければそのように営業していたと思われる日)をいう。

「修正翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる(但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられるが、当該日が臨時休業日に伴い営業日でない日となる場合には、翌営業日が当該日となる。)調整方法をいう。

「関連決済システム」とは、ユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ及びその承継人、並びにクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム及びその承継人をいう。

「臨時休業日」とは、関連する日に関して、当該日が営業日でなく、かつ、その事実が、(a)東京、又は(b)本社債に基づき当該日に数量が決定され若しくは交付されるべき関連参照資産若しくは代替資産の取引所の所在地において、当該日の2営業日(当該公示がなければ営業日であったはずの日を含まない。)前の日の午前9時までの公示により、市場において認識されていなかった場合をいう。

2 【売出しの条件】

| | | | |
|--------------------------------|--|-----------------|-----------------------------|
| 売出価格 | 額面金額の100% (注1) | 申込期間 | 2024年5月13日から 2024年6月7日まで |
| 申込単位 | 額面100,000インド・ルピー以上 額面100,000インド・ルピー単位 | 申込証拠金 | なし |
| 申込受付場所 | 売出人の日本における 本店及び所定の営業所 (注2) | 受渡期日 | 2024年6月11日 (日本時間) |
| 売出しの委託を 受けた者の住所 及び氏名又は名称 | 該当なし | 売出しの委託契約 の内容 | 該当なし |

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格をインド・ルピー又は相当する日本円にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国において、又は米国人（U.S. Person）に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。本（注3）において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、英国のリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、(i)2018年EU離脱法（その後の改正を含む。以下「EU離脱法」という。）に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU）No 2017/565第2条(8)に定義されたリテール顧客、(ii)2000年金融サービス市場法（その後の改正を含む。以下「金融サービス市場法」という。）及び指令（EU）2016/97を実施するために金融サービス市場法に基づき制定された規則若しくは規制の規定に該当する顧客（但し、EU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU）No 600/2014の第2(1)条(8)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しない者をいう。）又は(iii) EU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU）2017/1129（その後の改正を含む。）の第2条に定義された適格投資家に当たらない者のいずれか（又はその複数）に該当する者をいう。このため、英国のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際にEU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制（EU）No 1286/2014（その後の改正を含む。以下「英國PRIIPs規制」という。）上要求される重要な情報書類は作成されておらず、英国のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、英國PRIIPs規制違反となる可能性がある。

本社債は、欧州経済領域（EEA）のリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、(i)指令2014/65/EU（その後の改正を含み、以下「MiFID II」という。）第4(1)条(11)に定義されたリテール顧客、(ii)指令（EU）2016/97（その後の改正を含む。）の定義に該当する顧客（但し、MiFID II第4(1)条(10)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しない者をいう。）又は(iii)規制（EU）2017/1129（その後の改正を含む。）で定義された適格投資家に当たらない者のいずれか（又はその複数）に該当する者をいう。このため、欧州経済領域（EEA）のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることに規制（EU）No 1286/2014（その後の改正を含み、以下「EU PRIIPs規制」という。）上要求される重要な情報書類は作成されておらず、欧州経済領域（EEA）のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、EU PRIIPs規制違反となる可能性がある。

本社債は、スイスのリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、2018年6月15日スイス連邦金融サービス法（その後の改正を含み、以下「FINSA」という。）第4条第3項、第4項及び第5項並びに第5条第1項及び第2項に定義されたプロフェッショナル顧客及び法人顧客でない者をいう。このため、スイスのリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることにFINSA上要求される重要な情報書類は作成されておらず、スイスのリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、FINSA違反となる可能性がある。

社債の要項の概要

1. 利息

(1) 本社債には、利息開始日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間について、本社債が（以下に規定されるとおり）期限前に償還されない限り、額面金額に対して年6.82%の利息が付され、かかる利息は、2024年12月11日（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの利払日に、利息期間について日本円で後払いされる。額面金額当たりの利息額は、利息開始日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの各利息期間について、下記「利息額の決定」の規定に従って定められ、3,410.00インド・ルピーに当該利息期間最終日の直前の観察日における参照為替レートを乗じた金額（日本円）とする。

利払日が営業日でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。

利息額の決定

額面金額100,000インド・ルピーの各本社債における利息額は、計算代理人が以下の算式により決定する（1円未満を四捨五入する。）。

各利払日の日本円による利息額=3,410.00インド・ルピー×参照為替レート

「参照為替レート」とは、観察日について、当該観察日に、以下の式に従って計算代理人により決定されるインド・ルピー／円の為替レート（1インド・ルピー当たりの日本円の数値として表示され、小数第5位を四捨五入する。）をいう。

参照為替レート=100÷円／インド・ルピーFBIL参照レート

ただし、当該観察日において、何らかの理由（予定外休日の場合を含むがこれに限られない。）により円／インド・ルピーFBIL参照レートが入手できなかった場合には、参照為替レートは、当該観察日に計算代理人により、米ドル／円参照レートを米ドル／インド・ルピー参照レートで除すことにより（1インド・ルピー当たりの日本円の数値として表示され、小数第5位を四捨五入する。）、決定される。

「観察日」とは、各利払日又は満期日の5営業日前にあたる日（以下「観察予定日」という。）をいう。当該観察予定日が予定外休日である場合、又は当該観察予定日から当該利払日若しくは満期日の間に予定外休日が生じる場合であっても、当該観察予定日は延期又は調整されない。

「予定外休日」とは、非営業日であり、市場が当該観察予定日の2営業日前の午前9時（インド・ルピーの主な金融センターの現地時間で（但し、米ドル／円参照レートについては日本円の主な金融センターの現地時間で））までに（公的発表又はその他の公的に入手できる情報を参考することにより）当該日が非営業日であるという事実を覚知できなかった日をいう。

「主な金融センター」とは、インド・ルピーについてはムンバイを、日本円については東京をいう。

「円／インド・ルピーFBIL参照レート」とは、観察日について、当該観察日の午後1時30分頃（ムンバイ時間）に（又はその後可能な限り速やかに）リフィニティブ・スクリーン<INRREF=FBIL>ページ（又は参照レートを入手する目的で使用される、当該ページを代替するその他のページもしくはサービス）において表示される、Financial Benchmarks India Pvt. Ltd. (www.fbil.org.in)によって報告される円／インド・ルピー直物為替レート（100円当たりのインド・ルピーの数値として表示される。）をいう。

「米ドル／インド・ルピー参照レート」とは、観察日について、当該観察日の午後1時30分頃（ムンバイ時間）に（又はその後可能な限り速やかに）リフィニティブ・スクリーン<INRREF=FBIL>ページ（又は参照レートを入手する目的で使用される、当該ページを代替するその他のページもしくはサービス）において表示される、Financial Benchmarks India Pvt. Ltd. (www.fbil.org.in)によって報告される米ドル／インド・ルピー直物為替レート（1米ドル当たりのインド・ルピーの数値として表示される。）をいう。但し、何らかの理由（予定外休日の場合を含むがこれに限られない。）により、当該観察日に当該参照レートが入手することが不可能となった場合、米ドル／インド・ルピー参照レートは、下記2(3)に規定されている「外国為替障害事由が発生した場合の手続」に従うことを条件として、計算代理人の裁量により、決定される。

「米ドル／円参照レート」とは、観察日について、当該観察日の午後5時（東京時間）にブルームバーグスクリーンの<BFX(USD/JPY Fixings)>ページ（又は参照レートを入手する目的で使用される、当該ページを代替するその他のページもしくはサービス）の「MID」の欄に表示される、米ドル／円為替レート（1米ドル当たりの日本円の数値として表示される。）をいう。但し、何らかの理由（予定外休日の場合を含むがこれに限られない。）により、当該観察日に当該参照レートが入手することが不可能となった場合、米ドル／円参照レートは、下記2(3)に規定されている「外国為替障害事由が発生した場合の手続」に従うことを条件として、計算代理人の裁量により、決定される。

(2) あらゆる期間（利息期間であるか否かを問わない。以下「計算期間」という。）における本社債の利息額の計算に関しては、1年360日を基準とし、支払がなされる計算期間内の暦日数を360で除した数は、以下の算式により計算される。

$$\frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

「Y1」とは、計算期間の初日を含む年を数字で表記したものという。

「Y2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む年を数字で表記したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31である場合には、30とする。

「D2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31であり、かつD1が29より大きい場合には、30とする。

- (3) 各利息期間に支払われる額面金額当たりの利息額は、1円未満を四捨五入する。利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式な呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

2. 債還及び買入れ

(1) 満期償還

後記の規定に従い期限前に償還、買入れ又は消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、満期日に、計算代理人が以下の算式に従って決定した金額（以下「満期償還額」という。）にて償還される。

$$100\% \times \text{額面金額} \times \text{参照為替レート}$$

(1円未満を四捨五入する。)

満期償還額は日本円で支払われる。

満期償還について、「参照為替レート」とは、上記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、1. 利息、利息額の決定」に定義される参照為替レートをいう。但し、「観察日」とあるのは、「最終観察日」とする。

- (2) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更及び異常な市場障害の発生後の期限前償還及び／又は調整発行会社は、発行会社課税事由（以下に定義される。）及び／又は通貨障害事由（以下に定義される。）及び／又は法の変更（以下に定義される。）及び／又は異常な市場障害（以下に定義される。）（以下「追加障害事由」という。）が発生した場合には、以下の規定に従う。

(i) 発行会社は、計算代理人に、かかる追加障害事由が本社債に及ぼす経済的效果であって商業上合理的な結果をもたらすものを考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び／又は本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、適当な調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整について本社債権者に通知し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われない。

(ii) 発行会社は、発行日（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの期間中においていつでも、本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知を行った上で、期限前償還通知期間の最終日（かかる日を以下「期限前償還日」という。）において当該シリーズの本社債の全てを償還し、各本社債権者に対し、当該本社債権者の保有する各本社債について、当該期限前償還日において期限前償還額（以下に定義される。）に相当する金額を支払うことができる（この場合、発行会社は、かかる償還に先立って、（本社債の償還と併せて考えた場合に）かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で適當と思われる調整を、本要項又は本社債に関連するその他の規定に対して行うこともできる。）。

「通貨障害事由」とは、任意のシリーズに関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨（日本円）に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損なわれると発行会社がその裁量により判断するもの（関連決済システムが発行通貨又は決済通貨（日本円）の受理を撤回する（又は撤回する意思を表明する）場合を含むが、これに限らない。）をいう。

「法の変更」とは、本社債の約定日（2024年4月30日）以降、①適用される法律、規則、規程、命令、判決、指令、指定若しくは手続（税法、及び適用ある規制当局、税務当局及び／若しくは取引所の規則、規程、命令、判決若しくは手続、並びに（発行会社及びその各関連会社に適用される場合）制裁規程等を含むがこれらに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局（米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設、税務当局若しくは関連決済システムを含むがこれらに限らない。）により適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示又はその他の関連措置により、発行会社が、(a)約定日（2024年4月30日）において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は(b)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく自身の義

務の履行において（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。）、若しくは(y)本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「期限前償還額」とは、本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の本社債の市場価値の比例按分額として計算代理人により決定される、決済通貨（日本円）建ての額面金額（適用ある場合、発生した利息額を含む。）をいう。かかる金額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する要素を参照して計算代理人により決定される。かかる要素には、①当該時点における、参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかつたと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点における最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示し得る価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。

「異常な市場障害」とは、約定日（2024年4月30日）以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況（（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。）をいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。

「関連会社」とは、ある法人（以下「当該法人」という。）に関して、当該法人によって直接的若しくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的若しくは間接的に支配している法人又は当該法人と直接的若しくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

「発行会社課税事由」とは、英国（又は英國の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関）における法律若しくは規則の変更若しくは改正、又はかかる法律若しくは規則の適用若しくは公的解釈に関する変更、又は課税当局による決定、確認若しくは勧告であつて、約定日（2024年4月30日）以降に効力が生じるものにより、発行会社が本要項第5項に基づき追加額の支払を義務付けられるか、又はかかる支払を義務付けられることが相当程度見込まれることをいう。

「制裁規程等」とは、政府、行政、立法又は司法関係の当局又は権限を有する機関の適用する法律、規程、規則、判決、命令、制裁、指令又は指定であつて、いずれの場合も経済制裁又は金融制裁及び通商禁止措置に関連するものをいい、米国、英國、国際連合若しくは欧州連合（若しくはその加盟国）により（又は、それらの機関若しくはその他の当局により）、隨時制定、施行及び／又は執行されるものを含むが、これらに限定されない。当該金融制裁及び通商禁止措置は、指定者又は資格停止者に適用される制限を含むが、これに限定されない。

(3) 外国為替障害事由が発生した場合の手続

いざれかの時点で一つ又は複数の強制的外国為替障害事由又は選択的外国為替障害事由（以下に定義する。）が発生し、継続している場合、発行会社はその裁量において、下記ア乃至エに掲げる行為のうち一つ又は複数を行うことができる。

ア 関連する償還金額及び／若しくはその他の外国為替金額から、かかる外国為替障害事由に関連して発生した費用、経費、料金及び／若しくは控除額に相当する金額として計算代理人が計算した金額を控除すること、又はかかる金額につきその他の調整を行うこと。

イ 観察日、利払日、満期日、期限前償還日、並びに／又は関連する償還金額及び／若しくはその他の外国為替金額の支払又は計算に関するその他の日を調整すること。

ウ （価格ソース障害（以下に定義する。）の場合は）下記①又は②を特定し、採用すること。

① 計算代理人が選択した、適切かつ代替的な価格又はレートソース或いは決定方法（ディーラー調査、又は関連する外国為替レートに相当する為替レートを表示する上で当該ページ若しくはサービスの代替となるその他の公表ページ若しくはサービスを参照することもできるが、参照しなくともよい。）

② 一つ又は複数の関連する通貨（適宜）の代替

エ 本要項に基づいて行使することができる権利を行使する（上記(2)に規定されている消却又は調整に関する権利の行使を含むが、これに限らない。）にあたり、関連する外国為替障害事由を、本社債につき追加障害事由が発生したものとして取り扱うこと。

「強制的外国為替障害事由」とは、（計算代理人の判断において）以下のいずれかの事由が発生した場合をいう。

- ① 通貨の切替え：関連する法域において、関連する通貨が存在しなくなり、新通貨に切り替えられた場合。
- ② 二重の為替レート：関連する外国為替レートが二つ又はそれ以上の為替レートに分かれた場合。
- ③ 非流動性：発行会社が通貨を取得すること若しくは適当な金額の外国為替レートを取得若しくは使用することが不可能又は実行不能となり、又はその可能性がある場合。
- ④ 転換不能性：発行会社が慣例的かつ合法的なルートを通じてある関連通貨を別の通貨に転換することが不可能及び／又は実行不能となり、或いはその可能性を生じさせるような事由（遅延、費用の増加若しくは差別的な為替レート、又はある通貨の別の通貨への還流に関する現在若しくは将来の制限により転換性を阻害又は制限するという直接的又は間接的影響を持つ事由を含むが、これに限らない。）が発生した場合。
- ⑤ 送金不能性：発行会社があらゆる関連する通貨を当該口座に送金することが不可能及び／又は実行不能となり、或いはその可能性を生じさせるような事由が関連法域において発生した場合、或いは関連法域に影響を及ぼすそのような事由が生じた場合。
- ⑥ 價格ソース障害：観察日（又は、通常であれば当該観察日のレートが当該価格ソースにより公表又は発表される日）において、また観察日に関して、外国為替レートを取得することが不可能又は実行不能となった場合。

「外国為替金額」とは、本社債に関して支払われるあらゆる金額をいう。

「外国為替レート」とは、円／インド・ルピーFBIL参照レート、米ドル／インド・ルピー参照レート及び米ドル／円参照レートをいう。

「選択的外国為替障害事由」とは、本社債に関しては「政府機関事由」をいう。

「政府機関事由」とは、関連する法域の政府機関が、発行会社が本社債に関するその債務をヘッジする能力又はかかるヘッジを解除する能力に重大な影響を及ぼす可能性のある規制を課す予定につき公告を行った場合をいう。

(4) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は隨時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れができる。

前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債は全て、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還された全ての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(5) 違法性及び実行不能性

発行会社が、誠実に、かつ合理的な方法で、(i)財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は(ii)発行会社若しくはその関連する関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈（制裁規程等を含むが、これに限定されない。）を誠実に遵守した結果として、(a)本社債に基づく発行会社の義務の全部若しくは一部の履行が、違法若しくは実行不能となつたか若しくは違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれ、(b)発行会社及び／若しくはその関連会社による、本社債に関するヘッジ・ポジション（全部若しくは一部）、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約若しくはその他の資産若しくはポジションの保有、取得、取引、若しくは処分が、違法若しくは実行不能となつたか若しくは違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれ、且つ／又は(c)発行会社の関連する関連会社が本社債の発行会社であったか若しくは本社債に係るヘッジ・ポジションの当事者であったならば当該関連会社に(a)若しくは(b)が適用されたであろうと判断した場合には、発行会社はその裁量により、社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本項(5)に従つて本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、社債権者に通知される方法で行われる。

3. 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を表示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領

可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること)と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a)支払の場合は、(該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として)口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は(所持人の選択により)口座開設銀行における当該通貨建ての口座(日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。)への振込みにより、また(b)交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に関しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本社債又は利札に関して特定の金額又は受領可能資産が支払われるべき若しくは交付されるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべき若しくは交付されるべきものと決定されているその日が、(i)営業日、且つ(ii)（確定社債券の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、関連する諸代理人が通常の業務を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払又は交付は(i)営業日、且つ(ii)（確定社債の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、関連する諸代理人が通常の業務を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び（該当する場合には）関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
(The Bank of New York Mellon)
英国 ロンドン市 E14 5AL ワン・カナダ・スクエア
(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払は全て、英國（又は英國の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを以下「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英國（若しくは税務当局）により又は英国内で賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除が法律上要求される場合でも、本社債に関する支払から源泉徴収又は控除することが要求される租税、賦課課税又は公課を填補するために発行会社が社債権者に対して追加額を支払うことはない。

本要項において(i)「元本」は本社債に関する支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、(ii)「利息」は一切の利息額及び本要項第2項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(iii)「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを以下「債務不履行事由」という。）が発生し継続している場合、発行・支払代理人又は発行会社（適宜）が本社債権者からの下記の通知を受領する前に、当該債務不履行事

由が発行会社によって是正されるか又は本社債権者によって宥恕されない限り、本社債権者は、かかる社債が期限前償還額にて償還されるべき旨を発行会社及び発行・支払代理人に対して通知することができ、かかる社債は全ての場合において直ちに償還期限が到来する。

- (a) 発行会社が期限前償還額、満期償還額又は本社債に関するその他の支払額（利息を除く。）を支払期日までに支払わず、かかる不履行が30暦日にわたり継続した場合。
- (b) 利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかつた場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従つて行為した場合には、債務不履行とはみなされない。
- (c) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債権者の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも4分の1を保有し、違反の治癒を要請する本社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (d) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

債務不履行事由の発生後のいづれかの時点で期限前償還額を計算する際、計算代理人は、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従つて、発行・支払代理人、又は発行会社が隨時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知する他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従つて、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代わりの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は隨時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいづれかに従つてなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従つて通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従つて最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、上記(b)に従つて要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

上記(a)又は(b)に従つて要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従つて社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズについて、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従つて社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いづれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、

発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）がそれぞれ別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するため通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でないと判断された通知又は判断に関連して自分が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

(4) 発行会社又は計算代理人の行為の有効性が適式な通知の有無に影響されないこと

本要項の他の規定にかかわらず、本要項に従うことの条件として、発行会社又は計算代理人が本要項により必要とされる通知を行わないことは、発行会社又は計算代理人が本要項に基づき行う行為（本要項の調整又は本社債の期限前償還若しくは消却を含む。）の有効性又は拘束力に影響を与えない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、その後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（以下に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(vii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)条件決定補足書に、利率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び／若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げる事、(v)決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、全ての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、CMUロッジング・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者（又は所持人）に対していかなる義務も負わず、また社債権者（又は所持人）のために或いは社債権者（又は所持人）との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、CMUロッジング・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、CMUロッジング・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社と

しての自身の義務及び職務につき、社債権者（又は所持人）の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は隨時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、CMUロッジング・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a)発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e)欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、及び(f)本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損なうものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

(4) 計算代理人による決定

別段の定めのない限り、本要項における決定、検討、判断、選択及び計算は全て、計算代理人がこれを行う。かかる決定、検討、判断、選択及び計算のそれぞれに、本項(4)が適用される。かかる決定、検討、判断、選択及び計算に際し、計算代理人は、発行会社によるヘッジ契約の影響を考慮に入る。全ての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。全ての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(6) 計算代理人及び発行会社によるベンチマーク規制に違反した決定又はその他の行為の履行の宥恕

本要項の他の規定にかかわらず、本社債について、(i)あらゆる時点において、ベンチマーク規制に違反し、若しくは違反することになるか、又は(ii)計算代理人及び発行会社（適用ある場合）が、本要項に基づき義務付けられた決定又はその他の行為を履行することにより、いずれの場合においても、適用のあるライセンス要件に違反することになる場合、計算代理人及び発行会社（適用ある場合）は、かかる決定又は行為を履行する義務を負わず、社債権者に対して何らの責任も負うことなく、それらの履行を免除される。

「ベンチマーク規制」とは、以下の各規制をいう。

(a) 金融商品及び金融契約においてベンチマークとして使用され、又は投資ファンドのパフォーマンスを測定するための指標に関する欧州議会及び理事会の2016年6月8日付規制（EU）No 2016/1011並びに改正指令2008/48/EC及び2014/17/EU並びに規制（EU）No 596/2014（その後の改正を含む。）（EUにおいて隨時施行される補足立法又は規則及び規制並びに関連するガイドラインを含む。）（「EUベンチマーク規制」）。

(b) EU離脱法（その後の改正を含む。）により国内法の一部を形成している、金融商品及び金融契約においてベンチマークとして使用され、又は投資ファンドのパフォーマンスを測定するための指標に関する欧州議会及び理事会の2016年6月8日付規則（EU）No 2016/1011並びに改正指令2008/48/EC及び2014/17/EU並びに規則（EU）596/2014（英国で隨時施行される補足立法又は規則及び規制並びに関連するガイドラインを含む。）（「英國ベンチマーク規制」）。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札、領収書、約款及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札、領収書、約款及び／又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがつてそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面100,000インド・ルピーの無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下に定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

上記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

16. アドミニストレーター・ベンチマーク事由

本社債について、アドミニストレーター・ベンチマーク事由が発生した場合、追加障害事由が発生したものとみなされ、計算代理人は、本要項第2項に従い、本社債について、調整（但し、後段の定めに従うことを条件とする。）、償還、消却及び／又はその他必要な措置を講じるものとする。調整に関して、計算代理人は、本要項又は本社債に関連するその他の条件の一つ又は複数について、計算代理人が適切と判断する調整（もしあれば）を行うことができ、これは、後継関連ベンチマークを選定すること、及び、本社債の経済性を維持するために、又はその他当該代替を考慮して、本社債に基づく決済又は支払に関する本要項の条項又は条件について、計算代理人が適切と判断する調整を行うこと（(i) 当該代替により生じる発行会社から本社債権者への、又は本社債権者から発行会社への経済価値の移転を合理的に可能な範囲で減少させ又は除外するために決定代理人が適切と判断する調整、及び(ii) 代替関連ベンチマークに関する異なる期間構造又はメソドロジーを反映するためのその他の調整（該当する場合）を含むが、これらに限らない。）を含むが、これらに限らない。アドミニストレーター・ベンチマーク事由の発生後に当該措置が講じられた場合、発行会社は、合理的に可能な限り速やかに、本社債権者に通知するものとする。本項の他の規定にかかわらず、アドミニストレーター・ベンチマーク事由が修正事由（以下に定義される。）により構成される場合には、計算代理人は、本項に記載する措置のいずれか又は全てを行わない旨の決定をすることができるものとする。

「アドミニストレーター・ベンチマーク事由」とは、本社債及び関連ベンチマークに関して、計算代理人の決定により、当該関連ベンチマークに関して以下の事由のうちいずれかが発生又は存在していることをいう。

(a) 関連ベンチマーク若しくは関連ベンチマークのアドミニストレーター若しくはスポンサーに関する授権、登録、認識、是認、同等の決定若しくは承認、若しくは公的登録への組入れが、得られていない若しくは得られないこと、若しくは管轄当局若しくはその他の関連する公的機関によって棄却、拒絶、停止若しくは撤回された若しくは棄却、拒絶、停止若しくは撤回されることの結果として、又は管轄当局若しくはその他の関連する公的機関の定める何らかの禁止事項の結果として、発行会社及び／若しくは計算代理人（該当する場合）並びに／又はその他の該当する事業体（計算代理人により決定される。）が、本社債に係る自己の義務を履行するために関連ベンチマークを使用することを、適用される法律若しくは規則により許可されていない又は許可されないこと（発行会社及び／若しくは計算代理人（該当する場合）並びに／又はその他の該当する事業体（計算代理人により決定される。）が、本社債に係る自己の義務を履行するために関連ベンチマークを使用することを、適用される法律若しくは規則により許可されなかつた日を、以下「アドミニストレーター・ベンチマーク事由発効日」という。）。

(b) 関連ベンチマークのメソドロジーその他の条件の重大な変更が発生している又は発生する可能性が高いこと（「修正事由」という。）。

「関連ベンチマーク」とは、本社債に関し、利息及び／若しくは元本及び／若しくはその他の本社債に

基づき支払われる金額又は交付される資産を決定するために用いられる、1つ若しくは複数の参照資産若しくはその他の指標に関する比率、水準、価格、価値又はその他の数値をいう。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡及び／又は償還を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領及び本社債の所持人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び／又は地位によって異なり得る。それゆえ投資家は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

以下に定義される用語は、関連する項目のみを目的として定義される。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、全ての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

投資家で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 源泉徴収税

(a) 発行会社のみによる利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英國の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合にも、英國の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(i) 本社債につき支払われる利息を実質的に受けられる権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英國法人税の課税対象となっていること。

(ii) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英國歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(c) 適格私募

さらに、非上場の本社債の一定の所持人は、当該非上場本社債につき支払われる利息に関して英國の租税が一切源泉徴収されないことを確保するための、英國の適格私募に関する制度による恩恵を受けることができる可能性がある（但し、関連する全ての条件を満たしていることを前提とする。）。

(d) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定（上記の非課税規定とは異なるもの）若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英國歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英國の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英國歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英國の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニュファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英國の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(e) 解釈

上記において言及される「利息」とは、英國の税法上の「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される本社債の償還額のプレミアム要素は、上述した源泉徴収税に関する規定の対象となる利息の支払を構成する場合がある。特定の場合においては、本社債が割引で発行される際の割引額についても同様である。なお、上記の内容は、他の法律上有効であるか、又は本社債若しくはその関連文書の条件により設けられることのある、「利息」又は「元本」の別段の定義を考慮している

- い。
- (2) 英国の印紙税及び印紙税保留税
- (a) 発行
- 一般に、本社債の発行に対して英国の印紙税又は印紙税保留税（以下「SDRT」という。）は課されない。但し、下記(i)、(ii)及び(iii)の全ての条件が満たされる場合には、本社債の発行に対して1.5%の税率によるSDRTが課される場合がある。
- (i) 本社債が「免除される借入資本」（下記参照）に該当しないこと。
- (ii) 本社債が、資本税指令（理事会指令2008/7/EC）第5条(2)の範囲に含まれていないこと（EU離脱法により、英国内法の一部を構成する場合に限る）。
- (iii) 本社債が、預託証券の発行者又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）に対して発行されるものであること。
- 本社債は、それが「借入資本」（1986年財政法第78条に定義）に該当し、かつ、下記の4つの権利のうちいずれも付されてない（また、下記(ii)乃至(iv)の場合には、いずれも付されたことがない）場合に、「免除される借入資本」に該当することとなる。
- (i) 有価証券の所持人のための、有価証券を株式若しくはその他の有価証券に転換することを選択する権利、又は株式若しくはその他の有価証券（同じ内容の借入資本を含む。）を取得する権利。
- (ii) その金額が、資本の名目金額に対する合理的な商業リターンを上回る利息に対する権利。
- (iii) その金額が、程度を問わず、事業若しくはその一部の業績、又はいずれかの資産の価値を参照して決定されるものであり又はそのように決定されることとなった、利息に対する権利。
- (iv) 払戻しに関して、資本の名目金額を上回り、かつロンドン証券取引所のオフィシャル・リストに掲載されている借入資本の発行条件に基づいて一般的に（同等の資本の名目金額に対して）払い戻される金額に合理的に相当しない金額に対する権利。
- (b) 本社債の譲渡
- クリアランス・サービスを介して保有される本社債に対する権利の譲渡は、第97条Aに基づく選択を行っていない限り、英国の印紙税又はSDRTを発生させるものではない。
- 本社債が、免除される借入資本に該当せず、かつクリアランス・サービスを介して保有されていない場合には、かかる本社債を譲渡する合意がなされた場合、課税対象となる対価に対して0.5%の税率でSDRTが課される可能性がある。また、免除される借入資本に該当しない本社債を譲渡するためのあらゆる書類について、0.5%の印紙税が課される可能性がある。
- 但し、印紙税に関する債務が、SDRTに関する債務が発生してから6年以内に支払われた場合には、SDRTに関する債務は取り消され、又は（場合によっては）払い戻される。
- (c) 本社債の償還又は決済
- 特定の場合においては、本社債の現物決済に対して0.5%の印紙税又はSDRTが課される可能性がある。かかる印紙税又はSDRTが課される場合において、預託証券システム若しくはクリアランス・サービスに対して本社債を譲渡するための書類、又はかかる譲渡に関する契約に関しては、印紙税は1.5%とより高い税率で課される可能性がある。
- (d) クリアランス・サービス
- 上記において、ユーロクリア・バンク及びクリアストリーム・ルクセンブルクが運営する決済システムは「クリアランス・サービス」に該当するが、ユーロクリア・ユーケー・アンド・アイランドが運営するCRESTシステムは「クリアランス・サービス」に該当しない。
2. 日本国の租税
- 以下は本社債に関する日本国との租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。
- 日本国との租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかつた場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。
- (i) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度又は申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315%（所得税及び復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- (iii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、

- 20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。但し、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができる、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- (iv) 日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。
- (v) 外国法人の発行する社債から生ずる利息及び償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る利息及び償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因及びその他のリスク要因を検討すべきである。但し、以下の記載は本社債に関連する全てのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

為替レート変動リスク

本社債はインド・ルピーをもって表示され、元金の額もインド・ルピーで表示されるが、その支払は、支払時の一定の外国為替相場に基づき換算された日本円によって行われるため、支払われる日本円は外国為替相場の変動により影響を受ける。インド・ルピーは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替相場の変動幅が大きく、円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、より大きく変動する。また、これにより、円換算した償還価額又は売却価額が投資元本を割り込むことがある。

発行会社の格付、財務状況及び業績

発行会社の信用格付、財務状況若しくは業績が実際に変化した場合又はその変化が予想される場合、本社債の市場価値に影響を及ぼすことがある。

信用リスク

本社債の償還の確実性は、発行会社の信用力に依拠する。発行会社の信用状況が損なわれた場合、本社債を購入した投資家に投資元本割れ等の損失が生じる可能性がある。

カントリーリスク

インド共和国における、政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等により、途中売却やインド・ルピーの日本円への交換が制限される、あるいはできなくなる可能性がある。

流動性及び市場性

本社債についてその流通性や市場性は必ずしも保証されるものではなく、償還前の売却が困難になつた場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

時価評価

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれに伴う外部信用評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、時価評価の対象とされている場合、本社債の時価が投資元本を下回る場合には償還前においても損失を被り、また、実際に償還前に売却する場合、売却金額が投資元本を割り込むことがある。

発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

課税上の取扱い

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

バークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置（破綻

処理当局による各種法定の破綻処理権限の行使を含む。) が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある。

当行及びパークレイズ・グループは、実質的な破綻処理権限に服する。

2009年銀行法(その後の改正を含む。)(以下「銀行法」という。)に基づき、イングランド銀行(又は一定の状況においては英国財務省)には、英国健全性監督機構(以下「PRA」という。)、FCA及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度(以下「SRR」という。)の一環として、実質的な権限が付与されている。これらの権限により、イングランド銀行又はその承継人若しくは後任者及び/又は当行に関する英國ペイルイン権限を行使することができる英國のその他の機関(以下「破綻処理当局」という。)は、英國の銀行又は投資会社及びこれらの一定の関連会社(本書の日付現在、当行も含まれている。)(それぞれを以下「該当する事業体」という。)に関して、該当する破綻処理の条件が満たされると破綻処理当局が確信する状況において、様々な破綻処理措置及び安定化に関するオプション(ペイルイン・ツールを含むがこれに限定されない。)を実行することができる。

SRRは、5つの安定化オプション、すなわち(a)該当する事業体の事業又は株式の全部又は一部の民間部門における譲渡、(b)該当する事業体の事業の全部又は一部のイングランド銀行が設立した「ブリッジバンク」への譲渡、(c)英国財務省又はイングランド銀行が完全に又は部分的に所有する資産管理ビーカルへの譲渡、(d)ペイルイン・ツール(以下に記載される。)、及び(e)一時的な公有(国有化)により構成される。

銀行法はまた、関連する事業体のための追加的な破産手続及び行政手続、並びに一定の状況において契約上の取決めを修正する権限(これには本社債の条件の変更が含まれる場合がある。)、支払の一時停止を課す権限、破綻処理権限の行使により生じ得る執行権限又は終了権限を停止する権限、及び銀行法に基づく諸権限を効果的に行使できるよう英國の法令を(場合により遡及的効力をもって)適用除外又は修正する破綻処理当局の権限をはじめとする一定の付随的権限を定めている。

本社債の保有者においては、破綻処理が行われる場合、該当する事業体への公的財政支援は、関連する破綻処理当局によってペイルイン・ツールを含む破綻処理ツールが可能な限り最大限検討され、利用された後に、最後の手段としてのみ利用可能となるものと捉えるべきである。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、いかなる本社債の価値にも重大な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

「英國ペイルイン権限」とは、英國において有効に設立された銀行、銀行グループ会社、信用機関及び/又は投資機関の破綻に関連し、また、英國において発行会社又はその子会社に適用される法令、規則、規定又は要件(銀行法第1部に基づく英國破綻処理制度等に関連して、施行され、採択され若しくは制定される法令、規則、規定若しくは要件も含むが、これらに限らない。)に基づき隨時認められる、法定の償却及び/又は転換権限(これらに基づいて、銀行、銀行グループ会社、信用機関若しくは投資機関又はその関連会社の債務が、削減され、取り消され、及び/又しくは発行会社又はその他の者の株式、その他の有価証券又は債務に転換される可能性がある。)をいう。

破産手続前の段階で発動された破綻処理権限は、予測することができない可能性があり、不服を申し立てる保有者の権利は、制限される可能性がある。

SRRにより付与された破綻処理権限は、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。破綻処理権限の目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。

銀行法は破綻処理権限の行使に関して特定の条件を設けているが、破綻処理当局が、当行及び/又はパークレイズ・グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。

破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を負わない。そのため本社債の保有者は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、当行、パークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

さらに、本社債の保有者は、破綻処理当局が破綻処理権限(ペイルイン・ツールを含む。)を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を制限される可能性がある。

保証された預金はペイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金(及び保証された預金)は、当行が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、当行の(その他優先預金のような)その他の一定の非劣後債務よりもペイルインの対象となる可能性が高い。

英國の関連法令(1986年英國倒産法を含む。)は、特定の預金に係る破産手続における優先順位に関して法定の序列を定めている。第一に、英國金融サービス補償機構に基づき保証されている預金(以下「保証された預金」という。)は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、第二に、英國の銀行における個人及び零細企業、中小企業のその他全ての預金(以下「その他優先預金」という。)は、「通常の」優先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、英國におけるEU預金保険指令の

実施は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、2015年7月から保証された預金の種類及び額を拡大した。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む当行のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ペイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、ペイルイン・ツールが破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、当行のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ペイルインの対象となる可能性が高くなる。

英国ペイルイン権限は、本社債の保有者が、本社債に対する投資の価値の全部若しくは一部を失い、又は本社債の価値を大きく下回り、通常債券に与えられる保護よりもはるかに小さい保護しか受けられない可能性のある異なる担保を本社債から受けける方法で行使され得る。さらに、関連する破綻処理当局は、本社債の保有者に事前通知を行うことなく又は本社債の保有者の同意を得ることなく、英国ペイルイン権限を行使し得る。また、本社債の条件に基づいて、本社債に関する関連する破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使は、債務不履行事由には該当しない。上記「バークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置（破綻処理当局による各種法定の破綻処理権限の行使を含む。）が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある。」も参照のこと。

信用格付機関による当行の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。
信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じ得る。

当行に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化し得る数多くの要因の影響を受け得るものである。かかる要因には、当行の戦略及び経営能力、当行の財務状態（資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。）、当行の主要市場における競争及び経済の状況、当行が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに当行の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化（適用する格付方法の変更による場合を含む。）したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び／又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。将来、信用格付機関による格付方法の修正及び当行の格付に対するアクションが発生する可能性がある。

当行が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、或いは信用格付機関が当行の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、或いはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合（或いは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して当行の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合）、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず（また、かかる事由に先立って本社債が格付を付与されていたか否かにかかわらず）、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼし得る。

さらに、EU CRA規制により、本社債の格付を付与する格付機関の状況に変化が生じた場合又は格付がEU CRA規制に基づく登録信用格付機関によって承認されない場合には、欧州の規制対象投資家は、規制上の目的において当該格付を利用できなくなる可能性がある。同様に英国CRA規制により、本社債の格付を付与する格付機関の状況に変化が生じた場合又は格付が英国CRA規制に基づく登録信用格付機関によって承認されない場合には、英国の規制対象投資家は、規制上の目的において当該格付を利用できなくなる可能性がある。いずれの場合も、かかる変更により、本社債の規制上の取扱いが変化する可能性がある。その結果、場合によっては欧州の規制対象投資家又は英国の規制対象投資家が本社債を売却する可能性があり、ひいては本社債の価値及び流通市場に影響が及ぶ可能性がある。

「ベンチマーク」連動型社債に関するリスク

「ベンチマーク」とみなされる金利又はその他の種類のレート及び指標については、国内外の規制当局によるレビュー及び改革が継続的に行われており、更なる変化が予想されている。これらの改革により、英ポンドロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）、日本円LIBOR及び米ドルLIBORを含む一部のベンチマークの休止が生じており、その他のベンチマークも完全に撤廃される若しくは代表的でないと宣言される可能性がある。これらの改革により、ベンチマークが過去と異なる動きを示す、ベンチマークが完全に撤廃される若しくは代表的でないと宣言される、又は予期できないその他の結果が生じる可能性がある。こうした結果はいずれも、かかるベンチマーク連動型社債に対して、米国における税務上の不利な影響を含む重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

EUベンチマーク規制及び英国ベンチマーク規制は、それぞれEU域内及び英国内におけるベンチマークの提供、ベンチマークへのインプットデータの提供及びベンチマークの使用に適用される。これらの規制は、特にその要件を遵守するためにベンチマークのメソドロジー又はその他の条件が変更された場合には、ベンチマークに連動する又はベンチマークを参照する社債に対して重大な影響を及ぼす可能性がある。

ある。かかる変更は、それぞれの場合において、とりわけベンチマークの利率若しくは水準を引き上げる若しくは引き下げる効果を有し、又は公表されたベンチマークの利率若しくは水準のボラティリティに影響を及ぼす可能性がある。

より一般的には、国内外の各改革や、規制当局によるベンチマークに対する監視の全般的な増加は、ベンチマークの管理、ベンチマークの設定への参加、及び規制又は要件の遵守に係る費用及びリスクを増大させる可能性がある。これらの要因は、市場参加者において引き続き特定のベンチマークを管理する又はこれに貢献する意欲を削ぐ効果を有し、特定のベンチマークに使用されるルール若しくはメソドロジーの変更を生じさせ、又は特定のベンチマークの廃止若しくは提示利率の入手不能につながる可能性がある。

影響を受けるベンチマークを参照する社債に関して、代替的参考利率の性質及び当該ベンチマークの潜在的な変更又はその他の改革に関する不確実性は、当該社債の有効期間中の当該ベンチマーク利率、並びに当該社債の利益率、価値及び取引市場に悪影響を及ぼす可能性がある。

本社債の条件に従い、影響を受けるベンチマークを参照する社債に関し、関連するベンチマークが消滅する可能性がある、関連するベンチマークのアドミニストレーターによる承認又は登録を取得できない、ベンチマークの管理办法が変更される、又は後継若しくは代替的ベンチマークを利用可能であるといった特定の状況において、金利条項の調整が行われる場合がある。かかる調整の引き金となる状況は発行者の支配の及ばないものである。また、以後代替的ベンチマークが使用されることにより、本社債の条件の変更（これは広範囲に及ぶ可能性がある。）、及び／又は現在の形態のベンチマークを引き続き利用できたならば当該社債について支払われたであろう利息の額を下回る利払い、若しくは長期的に見てかかる額と相關しない利払いが生じる可能性がある。

本社債の条件に従い、かかる代替的ベンチマークに対しては、ベンチマークの代替により生じる投資家の経済的不利益又は利益（該当するもの）を、その状況において合理的に実行可能な限り軽減又は排除するためのスプレッド調整を適用することができる。但し、かかる調整を社債に適用することにより、その目的が達成されるとは限らない。かかる変更により、社債の実績は、当初のベンチマークが引き続き適用された場合とは異なるもの（これには、支払われる利率の低下が含まれる可能性がある。）となることがある。代替的ベンチマークの特性が、影響を受けるベンチマークのそれと同様であるという保証はなく、代替的ベンチマークが影響を受けるベンチマークと同等の経済的価値をもたらすという保証も、影響を受けたベンチマークを適切に代替するという保証もない。代替的ベンチマークの選択は不確実なものであり、代替的ベンチマークの利用又は決定が不可能となる可能性がある。

特定の状況においては、特定の利息期間又はリセット期間に係る金利の最終的なフォールバックの結果、直前の利息期間又はリセット期間に係る利率が、場合に応じて使用される場合がある。これは、(i) 関連スクリーンページ上で最後に確認された利率若しくは当初利率に基づく変動利付債に対する固定利率の効果的な適用、又は (ii) 場合に応じて、直前のリセット期間の利率若しくは当初利率に基づくリセット社債に対する固定利率の効果的な適用につながる可能性がある。さらに、発行者が社債の条件に定められた手続を行うことができないと判断した場合又は当該手続を行うことが (i) シニア債の適格債としての適格性若しくは (ii) Tier2キャピタル・ノートのTier2キャピタルとしての適格性若しくは適格債としての適格性を損なう若しくは特定の状況において損なうことが合理的に予想されると判断した場合、関連するフォールバック条項が、当該時点において意図されたとおりに機能しない可能性がある。こうした結果は、社債の取引市場、社債の流動性並びに／又は社債の価値及び利益率に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

本社債の条件により、発行者、その被指名人又は独立した顧問が場合に応じて裁量権を行使することや、本社債の保有者の同意を得ることなく潜在的に主観的な判断（本社債の条件の変更が必要となり得る事由の発生の有無についての判断を含む。）を行うこと及び／又は本社債の条件の変更を行うことが求められる場合がある。かかる判断又は変更を行う際の発行者、その被指名人又は独立した顧問（該当するもの）の利益は、保有者の利益と相反する可能性がある。

さらに、上記の事項、又は当該参考利率の設定若しくは存在に対する他の重大な変更は、発行者がベンチマーク連動型社債に基づく自らの義務を果たす能力に影響を及ぼす可能性があり、又は当該社債の市場価値若しくは流動性及び当該社債に基づき支払われるべき金額に対し、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

投資家が該当する社債に関して投資判断を下す際には、これらの事項を考慮すべきである。投資家はまた、EUベンチマーク規制、英国ベンチマーク規制及びベンチマークに関する他の規制に伴う潜在的なリスク、並びに／又は特定の参考利率の停止若しくは改革の可能性から生じるリスクについて、自らの独立した顧問に相談し、独自に評価を行うべきである。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2022年度（自令和4年1月1日 至令和4年12月31日）
令和5年6月30日 EDINETにより関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2023年度中（自令和5年1月1日 至令和5年6月30日）
令和5年9月29日 EDINETにより関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
代表者の役職氏名 最高財務責任者
スティーブン・ユワート

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（令和5年7月28日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上あります。

(参考)

(令和3年2月3日(受渡期日)の売出し)

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2024年2月2日満期 期限前償還条項(トリガーステップダウン)ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2指数(日経平均株価・S&P500指数)連動円建社債
券面総額又は振替社債の総額 100億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面として、次の各書面を添付します。

- ・ バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2023 年度年次報告書（抄訳）
- ・ バークレイズ・バンク・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ
およびバークレイズ・グループ

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

年次報告書(抄訳)

2023 年 12 月 31 日

注:以下の情報は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2023 年度の年次報告書(以下、「英語原文」とも表現いたします。)の抄訳(記載されたページは年次報告書上のページです。)であり、英語原文は home.barclays/annualreport からご確認いただけます。本書は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2023 年度の年次報告書全体を代替するものではありません。

目次

英語原文

ページ

戦略報告書

| | |
|---------------|----|
| 業績のレビュー | 1 |
| パフォーマンス指標 | 4 |
| リスク管理 | 7 |
| 顧客およびクライアント | 9 |
| 従業員 | 10 |
| 社会 | 11 |
| 第 172 条(1)の記述 | 12 |

ガバナンス

| | |
|----------------------|----|
| 取締役の報告書－取締役の責任に関する声明 | 27 |
|----------------------|----|

リスク・レビュー

| | |
|------------------|----|
| 重大な既存リスクおよび新興リスク | 35 |
|------------------|----|

財務書類

| | |
|------------|-----|
| 連結財務書類 | 168 |
| 財務書類に対する注記 | 177 |

戦略報告書

業績のレビュー

戦略報告書は、2024年2月19日付で取締役会により承認され、同日に取締役会会長が取締役会を代表して署名を行いました。

概要

バークレイズ・バンク・ピーエルシー(BBPLC または当行)はバークレイズ・ピーエルシーの完全子会社です。本報告書中の「バークレイズ・バンク・グループ」は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーとその子会社を表します。本報告書中の「バークレイズ」は、バークレイズ・ピーエルシー(BPLC)、または文脈に応じてバークレイズ・グループを指します。本報告書中の「バークレイズ・グループ」は、BPLC とその子会社を表します。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・グループ内のノン・リングフェンス銀行です。バークレイズ・バンク・グループには、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)およびコンシューマー・カード・アンド・ペイメンツ(CC&P)の各事業から構成される、バークレイズ・グループのバークレイズ・インターナショナル部門の大部分が含まれます。バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、コンシューマー・バンキングとホールセール・バンキングにまたがる幅広い商品やサービスを顧客およびクライアントに提供しており、そのサポートをバークレイズ・エクセキューション・サービスズ・リミテッド(BX)が行っています。バークレイズ・エクセキューション・サービスズ・リミテッドは、バークレイズ・グループ全体のサービス会社で、バークレイズ・グループ全体の事業にテクノロジー、オペレーションおよび機能的サービスを提供しています。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、世界中の顧客およびクライアントにサービスを提供することに注力しており、その多様な事業ポートフォリオは、バランス、レジリエンスや活気ある機会を提供します。バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、全世界の市場で確固たる地位を築いており、持続的なリターンのために、人材およびテクノロジーへの投資を続けています。

当行の構造



CIB

コーポレート・アンド・インベストメント・バンクは、資金運用者、金融機関、政府、国際機関および法人顧客の資金調達、投資、融資、戦略およびリスク管理のニーズへの対応を支援しています。

- グローバル・マーケットは、金融商品全般にわたり、流動性、リスク管理、融資の各ソリューションに加え、クライアントの投資およびリスク管理のニーズに合わせたアイデアやコンテンツを取り扱う代理業務とともに提供しています。
- インベストメント・バンキングは、合併および買収(M&A)、コーポレート・ファイナンス、金融リスク管理のソリューションに関する戦略アドバイスをクライアントに提供するだけでなく、株式および負債の発行サービスも行っています。
- コーポレート・バンキングは、多国籍大企業や中堅企業ならびに金融機関向けに、運転資本、トランザクション・バンキング(取引および決済を含みます)ならびに貸付を提供しています。

CC&P

バークレイズ・インターナショナルのコンシューマー、カードおよび決済事業部門には、インターナショナルカードおよびコンシューマー・バンク業務、プライベート・バンクおよびウェルス・マネジメント業務、バークレイカード決済業務、ならびにドイツ・コンシューマー・ファイナンス業務が含まれます。

- US コンシューマー・バンクは、提携および自社ブランドクレジットカード、オンラインのリテール預金商品、個人ローン、分割払いを提供しています。

- ・プライベート・バンクおよびウェルス・マネジメントは、英国および海外のクライアントに、富裕層向けおよびプライベート・バンキング・サービスを提供しています。
- ・バークレイカード決済は、店舗とオンライン決済の一貫したエクスペリエンスを提供します。
- ・ドイツ・コンシューマー・ファイナンスでは、自社ブランドおよび提携クレジットカード、オンライン貸付、電子ポイント・オブ・セールス(ePOS)による融資や預金といった消費者向け商品を提供しています。

当行が事業を展開する世界

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、より良い金融の未来のために共に働くという共通の目的を原動力としています。そのためには、組織として強固であり、将来に備え、様々な市場環境と進化するトレンドに対応できなければなりません。

当行は事業環境を定期的に見直し、新たなトレンドを把握し、それらに適応しています。2021年度版の本報告書において詳述した通り、当行は3つの長期的なトレンドを示し、これらに対する準備を順調に進めています。

- ・テクノロジーが消費者向け商品およびサービスに与える影響
- ・世界成長の主要な原動力としての資本市場の役割
- ・世界経済の低炭素経済への移行

その後、当行は、事業を取り巻く環境の変化や、顧客、クライアント、規制当局、株主の要求の変化を反映させるため、先日、戦略とオペレーティングモデルの調整を行いました。

当行は、リスクと不確実性に積極的に対応し、どのような環境においても顧客、クライアント、株主のために成果を出すよう緊張感を持って事業を行っています。

重点領域

CIB

- ・パワー・オブ・ワン・バークレイズ¹を活用し、クライアントに世界水準のサービスを提供します。
- ・グローバル・マーケットのトップクラスのフランチャイズを活用し、多角的なビジネスモデル全体にわたって卓越した領域に注力します。
- ・グローバルで規模の大きなインベストメント・バンクのフランチャイズで事業機会を獲得します。

CC&P

- ・トレンドを反映した新しい金融商品や機能を開発し、本国および世界の戦略的市場での成長を引き続き牽引します。
- ・より効率的なビジネスを構築するために、強化された顧客デジタルエクスペリエンスを創造します。
- ・既存のパートナーとの関係を拡大し、新たなパートナーシップを追求し、すべての市場で新たな資金調達ソリューションを提供する機能を構築します。

当年度に関するレビュー

CIB

2023年は、インフレ、マクロ経済の不確実性、地政学的緊張の高まりを特徴とする、厳しい市場環境と経済環境に見舞われました。このような状況により発行市場の取引活動は低迷し、これを反映してグローバル・インベストメント・バンキングのウォレットは前年比で16%減となりました²。

- ・CIBの堅調な業績は、収益の多様化の恩恵、クライアントとの関係の強さ、インベストメント・バンキング、コーポレート・バンキング、グローバル・マーケットの各業務の緊密な連携を反映しています。
- ・インベストメント・バンキングは、徹底的な注力、一貫した取引執行、強力なソリューション・マインドを通じて、引き続きクライアントに成果をもたらしました。当行は2023年には世界第6位にランクインし²、英国では投資銀行部門(手数料収益)で6年ぶりに首位となりました³。さらに、債券発行市場では世界第5位にランクインする等²、従来から強みを発揮してきた領域でも引き続き優れた実績を上げているほか、株式発行市場ではシェアが70bps拡大する等、重点領域の拡大に成功しています。

- ・今年のハイライトとしては、当行がアームの IPO においてジョイント・グローバル・コーディネーターおよびビリング & デリバリー・エージェントを務めたことが挙げられます。
- ・グローバル・マーケットでは、引き続き世界中の機関投資家に流動性を提供し、投資機会の発掘とリスク管理を支援しています。市場のボラティリティが続く中、当行はリスクマガジンから「金利デリバティブ・ハウス・オブ・ザ・イヤー」、IFR から「クレジット・デリバティブ・アンド・エクイティ・ハウス・オブ・ザ・イヤー」を受賞し、そのサービス水準がクライアントから高く評価されました。
- ・当行は、サイクルを通じて持続可能なリターンを提供することに重点を置いており、債券と株式にまたがる幅広い機能とトップクラスのファイナンス事業を組み合わせることで、これを実現しています。当行は、主要な戦略的イニシアチブのいくつかについて引き続き前進を遂げ、資金調達スプレッドの圧縮と仲介機関の環境悪化を打ち消しました。これと並行して、より安定した高収益を実現するため、資金調達能力の拡大を続けました。
- ・債券資金調達の既存の強みを補完する形で、プライム・サービスは過去 5 年間で第 7 位から同率第 5 位に順位を上げ、2023 年には同率第 1 位となりました⁴。
- ・当行のリサーチ・チームは、機関投資家のクライアントに業界トップクラスの分析と投資アドバイスを提供しています。バークレイズは、2023 年機関投資家リサーチ・ランキングにおいて、債券リサーチで 2 年連続トップ 3 にランクインし⁵、欧州株式リサーチでは初めてトップ 5 にランクインする⁵等、クライアントや投資家が当行の差別化されたコンテンツの価値を評価していることが裏付けられました。CIB は、低炭素経済への移行に投資するというバークレイズのコミットメントにおいて、引き続き基本的な役割を果たし、グリーン、サステナブル、トランジション商品とサービスを提供することで、当行のクライアントと世界経済がネット・ゼロへの移行を加速できるよう支援していきます。2023 年、CIB は 667 億ドルのサステナブル・トランジション・ファイナンスを提供し、2030 年末までに 1 兆ドルのサステナブル・トランジション・ファイナンスを提供するというバークレイズ・グループの目標達成に大きく貢献しました。
- ・さらに、クライアントの要望に応え、最高のサービスを提供するために、人材への思慮深い投資を続けています。2024 年初頭、当行は、低炭素社会への移行を目指すクライアントのための主要なアドバイザーおよび金融機関となる当行の目標を支援するため、エネルギー・トランジション・グループを新たに結成することを発表しました。
- ・コーポレート・バンキングは、高水準の純利ざやから引き続き恩恵を受けた預金収益の増加や、クライアントからの預金残高の増加を背景に収益を伸ばしました。当行は引き続き、国際的な機能を拡大し、米国と欧州でコーポレート・バンキング業務を拡大するとともに、当行のトランザクション・バンキング商品へのシームレスなアクセスを顧客に提供するため、デジタル機能を世界的に強化しました。

CC&P

- ・減損費用の増加の影響を受けたものの、成長事業におけるクライアントとの関係強化と市場シェア拡大、ならびに提案とサービスを強化するための継続的なデジタル革新が業績を牽引しました。
- ・当行のクライアントとの関係の強さは、US コンシューマー・バンク(USCB)の業績に反映されており、旅行および航空の各セクターから選ばれるカード事業者としての主導的地位⁶が牽引し、収益は前年比 24% 増となりました。ギャップ・インクとの提携の成功を足がかりに、ブリーズ・エアウェイズとの新たな提携を発表し、同社初の消費者向けクレジットカード・プログラムを発行しました。さらに、USCB はマイクロソフトおよびマスターカードとの新たな提携を開始し、米国初の Xbox の提携クレジットカードを発行しました。USCB のリテール預金は、優れた競争力、ブランド力、パートナー基盤の拡大を反映し、前年比 14% 増となりました。
- ・デジタル提案の強化に向けた継続的な投資と注力は、当行の専門事業全体で重要な役割を果たしました。USCB のモバイルアプリの機能強化(アプリ認証の一部として顔認証 ID を有効化)により、アンドロイドアプリの 5 段階星評価が 2022 年には 4 であったのに対し、2023 年には 4.7 となりました。
- ・当行のデジタル・プラットフォームが改善された証として、USCB のデジタル tNPS(デジタル・ジャーニー・レベルでのカスタマーエクスペリエンスを測定する USCB が新たに導入した指標)は、2022 年の 59.8 から 2023 年には通年平均 61.3 に上昇しました。
- ・これと並行して、当行は商品力の強化にも力を注いできました。2023 年上半期には、当行はジェットブルーの新プログラムを開始し、航空会社の新たなロイヤリティ・プログラムに合わせてデザインを一新しました。その後、バークレイズが発行するジェットブルー・プラス・カードが J.D.パワーによって評価され⁶、航空会社の提携クレジットカードの中で最高位を獲得しました。

- ・2023 年にプライベート・バンクとウェルス・マネジメントの統合が成功裏に完了したことにより、リーチとスペシャリスト機能における優位性を構築しています。
- ・同様に、バーカレイカード決済では、デジタル・ログインが前年比で 29% 増加し、それに対応してコールセンターを利用する顧客が 10% 減少したことが、効率性の向上に貢献しています。この勢いは、スマートペイ・エニウェアやスマートペイ・フューズのサービス開始等、新しいデジタル機能の導入を反映したもので、シームレス・エクスペリエンスの一環として中小企業の顧客がオンライン決済を利用できるようになりました。
- ・当行は引き続き、顧客ポートフォリオを構築し、2023 年には百貨店のフェンウィックや配管工事のウーズレー等の著名ブランドと新規契約を締結しました。バーカレイカード決済とバーカレイズ・コーポレート・バンキングは、フェンウィックに選ばれ、事業の成長とデジタル化を支援するための幅広いバンキングおよび決済サービスを提供しており、当行の事業サービス、協働、デジタル機能の幅広さを証明しています。
- ・ドイツ・コンシューマー・ファイナンスは、カスタマー・エクスペリエンスの向上に引き続き注力した結果、預金残高を前年比 206% 増加させ、好調な業績を達成しました。当行は顧客サービスの効率とスピードを大幅に改善するため、アプリ内通話機能サービスの提供を開始しました。また、当行はクレジットカードおよび個人向けローン事業を通じて、消費者向け金融のリーディングプロバイダーとしての役割を果たしました。

脚注

- 1 パワー・オブ・ワン・バーカレイズは、クライアントのニーズを最優先するために、従業員が事業の枠を超えて団結することを意味します。協働して、専門知識と情報を共有することで、クライアントに最高のサービスを提供することができます。
- 2 ディールロジックのデータ。対象期間は 2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日。
- 3 ディールロジックの 2023 年英国投資銀行別収益のデータ。同業銀行上位 10 行の報告収益に占める当行のシェアに基づいています。
- 4 Coalition Greenwich Competitor Analytics、2023 年度上半期、世界の業績。BoA、BNP、CITI、CS、DB、GS、JPM、MS、UBS に基づく分析。分析はバーカレイズの内部収益および事業構造に基づいています。
- 5 institutionalinvestor.com/section/research
- 6 <https://ir.jetblue.com/news/news-details/2023/JetBlue-Plus-Card-Issued-by-Barclays-Earns-J.D.-Power-Award-For-Ranking-Number-One-Best-Airline-Co-Branded-Credit-Cards/default.aspx>.

パフォーマンス指標

パフォーマンス指標

財務業績指標

バークレイズ・バンク・ピーエルシーの業績は、バークレイズ・グループに貢献しており、この業績に基づいて戦略の履行が測定されます。

損益計算書

| バークレイズ・バンク・グループの業績 12月31日終了事業年度 | 2023年 (百万ポンド) | 2022年 (百万ポンド) | 2021年 (百万ポンド) |
|------------------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 収益合計 | 18,268 | 18,194 | 15,408 |
| 営業費用 | (12,419) | (10,971) | (9,885) |
| 訴訟および特定行為 | (44) | (1,427) | (374) |
| 営業費用合計 | (12,463) | (12,398) | (10,259) |
| その他の(費用)／収益純額 | (4) | 4 | (8) |
| 減損前利益 | 5,801 | 5,800 | 5,141 |
| 信用に係る減損(費用)／戻入 | (1,578) | (933) | 277 |
| 税引前利益 | 4,223 | 4,867 | 5,418 |
| 税金 | (662) | (485) | (830) |
| 税引後利益 | 3,561 | 4,382 | 4,588 |
| その他の持分商品保有者 | (808) | (732) | (631) |
| 株主帰属利益 | 2,753 | 3,650 | 3,957 |

損益計算書に関する説明

バークレイズ・バンク・グループの税引前利益は、458 百万ポンドの構造的コストに関する措置が影響し、13%減の 4,223 百万ポンドとなりました。CIB の利益は 4,313 百万ポンド(2022 年: 4,406 百万ポンド)に減少し、CC&P の利益は 482 百万ポンド(2022 年: 704 百万ポンド)に減少し、本社の損失は 572 百万ポンド(2022 年: 243 百万ポンドの損失)に拡大しました。CIB の業績は、業界のバンキングに係る手数料プールの縮小およびグローバル・マーケットにおけるクライアントの取引活動の減少による影響を受けました。CC&P の業績は、減損費用およびコスト増加の影響を受けたものの、事業への継続的投資による残高の増加および増益により一部相殺されました。本社の業績は、主にヘッジ会計による損失および構造的コストに関する措置の影響を受けました。バークレイズ・バンク・グループは、米国における重要なプレゼンスを含め、事業や地域を超えた多様な収益プロファイルを有しています。

バークレイズ・バンク・グループは、将来のリターンを促進するため、2023 年に 5 億ポンド(CIB が 2 億ポンド、CC&P が 1 億ポンド、本社が 2 億ポンド)の構造的コストに関する措置に関する費用を計上し、今後数年間のコスト削減が見込まれます。構造的コストに関する措置には、人材、資産、インフラにわたる取り組みが含まれます。

2023 年度と 2022 年度の比較

- 収益合計 18,268 百万ポンド
 - CIB の収益は 5%減の 13,084 百万ポンドとなり、有価証券の過剰発行に関連した前年のヘッジ取り決めによる 292 百万ポンドの影響を除くと 3%減となりました。グローバル・マーケットの収益は 17%減少しました。FICC の収益は、市場ボラティリティ低下とクライアントの取引活動の減少を反映して減少しました。株式の収益は、株式市場のボラティリティ低下を反映したデリバティブ収益の減少により、減少しました。インベストメント・バンキングに係る手数料は、業界の手数料プールが縮小したため^a、9%減少しました。アドバイザリーおよび債券発行市場の手数料も減少しましたが、株式発行市場の改善により一部相殺されました。コーポレート・バンクの収益は、高金利環境下での預金マージンの改善、ヘッジ費用の減少、およびレバレッジの引受に係る公正価値評価損(関連するヘッジの時価評価益控除後)の減少により、50%増加しました。
 - CC&P の収益は、ギャップ・インクのポートフォリオ取得を含む米国カード残高の増加、バークレイズ・バンク UK ピーエルシーからのウェルス・マネジメント&インベストメント(WM&I)事業の取得、クライアント残高の増加、プライベート・バンクの高金利環境下での預金利ざやの改善を反映して、17%増の 5,340 百万ポンドとなりましたが、決済業務の利ざや縮小により一部相殺されました。

- 本社の収益は正味費用 156 百万ポンド(2022 年:正味費用 75 百万ポンド)で、主にヘッジ会計による損失を反映しています。
- 営業費用合計は 1%増加し、12,463 百万ポンド(2022 年:12,398 百万ポンド)
 - CIB の営業費用合計は 5%減少して 8,745 百万ポンド(2022 年:9,200 百万ポンド)となりました。訴訟および特定行為に係る正味戻入(6)百万ポンド(2022 年:1,189 百万ポンドの費用)を除く営業費用は、人材やテクノロジー、構造的コストに関する措置への継続的な投資とインフレの影響を受け、9%増加して 8,751 百万ポンドとなりましたが、効率化により一部相殺されました。
 - CC&P の営業費用合計は 10%増加して 3,333 百万ポンドとなりました。訴訟および特定行為に係る費用 53 百万ポンド(2022 年:230 百万ポンド)を除く営業費用は、主にマーケティングおよびパートナーシップに係る費用、バークレイズ・バンク UK ピーエルシーからの WM&I 事業の取得、構造的コストに関する措置といった成長を支えるための投資支出の増加、ならびにインフレの影響により、17%増加して 3,280 百万ポンドとなりましたが、効率化により一部相殺されました。
 - 本社の営業費用合計は、主に 186 百万ポンドの構造的コストに関する措置の影響により、385 百万ポンド(2022 年:168 百万ポンド)に増加しました。
- 信用に係る減損費用は 1,578 百万ポンド(2022 年:933 百万ポンド)
 - CIB の信用に係る減損費用は、信用保護の効果により一部相殺されたものの、シングル・ネームに係る費用により 23 百万ポンド(2022 年:119 百万ポンド)となりました。
 - CC&P の信用に係る減損費用は、1,525 百万ポンド(2022 年:814 百万ポンド)に増加しました。これは予測されていた米国カードにおける延滞の増加によるもので、カバレッジ比率の上昇を招きました。30 日および 90 日間の延滞率は、それぞれ 2.9%(2022 年度第 4 四半期:2.2%) および 1.5%(2022 年度第 4 四半期:1.2%) でした。米国カードのトータル・カバレッジ比率は 10.2%(2022 年 12 月:8.1%) でした。
 - 本社の減損費用合計は 30 百万ポンドで、主にイタリアのモーゲージによるものでした。
- 実効税率は 15.7%(2022 年:10.0%) でした。2023 年の実効税率には、AT1 金融商品に基づく支払とインフレ連動国債の保有に係る税金控除が含まれています。

脚注

a データ出所:ディールロジック。対象期間は 2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日。

貸借対照表関連の情報

以下の資産および負債は、バークレイズ・バンク・グループの主要な貸借対照表上の表示項目を表しています。

| | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) |
|------------------------|-------------------|-------------------|
| 12 月 31 日現在 | | |
| 資産 | | |
| 現金および中央銀行預け金 | 189,686 | 202,142 |
| 銀行に対する貸付金(償却原価ベース) | 9,024 | 8,961 |
| 顧客に対する貸付金(償却原価ベース) | 137,177 | 146,243 |
| 債券(償却原価ベース) | 39,046 | 27,303 |
| トレーディング・ポートフォリオ資産 | 174,566 | 133,771 |
| 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産 | 204,236 | 211,128 |
| デリバティブ | 256,111 | 302,976 |
| 負債 | | |
| 銀行預り金(償却原価ベース) | 14,598 | 20,124 |
| 顧客預り金(償却原価ベース) | 287,200 | 271,455 |
| 公正価値で測定すると指定された金融負債 | 298,573 | 272,055 |
| デリバティブ | 249,880 | 289,206 |

貸借対照表に関する説明

- 現金および中央銀行預け金は、トレジャリーにおける債券(償却原価ベース)に対する投資が 117 億ポンド増加して 390 億ポンドとなったことに起因して、125 億ポンド減少して 1,897 億ポンドとなりました。
- 銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)は、CC&P における残高増加により一部相殺されたものの、CIB における貸付金返済純額とドイツ・コンシューマー・ファイナンス業務の売却目的保有への移管により、90 億ポンド減少して 1,462 億ポンドとなりました。
- トレーディング・ポートフォリオ資産は、グローバル・マーケットにおけるクライアント需要の促進を受けて、債券および持分証券の増加により、408 億ポンド増加して 1,746 億ポンドとなりました。
- 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産は、取引最適化による相殺を上回る担保付貸付により、69 億ポンド減少して 2,042 億ポンドとなりました。
- デリバティブ金融資産および負債は、市場のボラティリティの低下とフォワードレートの低下を反映して、資産は 469 億ポンド減少し 2,561 億ポンド、負債は 393 億ポンド減少し 2,499 億ポンドとなりました。
- 預り金(償却原価ベース)は、CIB における預金の増加により、102 億ポンド増加して 3,018 億ポンドとなりました。
- 公正価値で測定すると指定された金融負債は、担保付貸付と債券発行の増加を受けて、265 億ポンド増加して 2,986 億ポンドとなりました。

上記の財務情報は、財務書類から抜粋しています。この情報は、添付された連結財務書類に含まれている情報と併せて読むことを推奨します。

資本およびその他のメトリックス^a

バークレイズ・バンク・ピーエルシーの自己資本要件は、健全性規制機構(PRA)により単独連結レベルで遵守されなければなりません。単独連結ベースのバークレイズ・バンク・ピーエルシーは、親会社であるバークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび一部の子会社から構成され、連結する子会社については PRA の承認を条件としています。

2023 年 1 月 1 日以降、バークレイズ・バンク・ピーエルシーのレバレッジの最低要件はサブ連結ベースで設定されており、下記のレバレッジはバークレイズ・バンク・ピーエルシーのサブ連結ベースで開示されています。詳細については、英語原文 124 ページの「財務および資本リスク」をご参照ください。

流動性管理の目的上、バークレイズ・バンク・ピーエルシーと、その子会社であり英国のブローカー・ディーラー企業であるバークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッドは、国内流動性サブグループ(バークレイズ・バンク・ピーエルシーの DoL サブグループ)の取り決めに基づき、結合ベースにて PRA に監視されています。

| | 2023 年 | 2022 年 | 2021 年 |
|-------------------------|------------|------------|------------|
| 普通株式等 Tier1(CET1)比率 | 12.1% | 12.7% | 12.9% |
| リスク調整後資産(RWA)合計 | 2,112 億ポンド | 2,038 億ポンド | 1,855 億ポンド |
| 英国のレバレッジ比率(サブ連結ベース) | 6.0% | | |
| 流動性カバレッジ比率 ^b | 151% | 134% | 133% |
| 安定調達比率 ^c | 110% | 108% | |

脚注

- a 資本、RWA およびレバレッジは、自己資本規制(CRR)(CRR II による改正を含みます)の IFRS 第 9 号に基づく経過措置を適用して算出されています。
- b 流動性カバレッジ・レシオ(LCR)は、月末のスポット・レシオの直近 12 ヶ月平均に基づく平均ベースで表示されるようになりました。過年度の LCR の比較情報は、整合性の観点から更新されています。
- c 平均は直近 4 四半期末のポジションを表しています。2021 年の比較情報はありません。

資本に関する説明

2023 年 12 月 31 日現在の単独連結ベースのバークレイズ・バンク・ピーエルシーの CET1 比率は 12.1% であり、規制上の CET1 最低自己資本要件である 10.5% を上回っています。

非財務パフォーマンス指標

バークレイズ・バンク・ピーエルシーはバークレイズ・グループの一部を構成しており、包括的な戦略遂行の進捗管理および評価に際して様々な定量的および定性的指標を用いています。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2006 年会社法 414CA 条および 414CB 条に含まれる非財務報告要件について、バークレイズ・ピーエルシーの 2023 年度の英文年次報告書の 40 ページから 47 ページに含まれる開示により対応しています。

リスク管理

バークレイズ・バンク・グループは、日々の事業活動の中で、グループ内外のリスクにさらされています。こうしたリスクはビジネスモデルの一部として管理されています。

全社的リスク管理フレームワーク

バークレイズ・バンク・グループでは、全社的リスク管理フレームワーク(ERMF)に従い、リスクを特定、管理しており、ERMFは効果的なリスク管理と強力なリスク管理のカルチャーが定着するよう、事業をサポートしています。

ERMFは、バークレイズ・グループがどのようにリスクを特定し、管理するかについて規定するものです。

リスク管理は事業の各レベルに組み込まれており、全従業員がリスクの特定と管理に対する責任を負っています。

2023年、主要リスクであるコンダクト・リスクは「コンプライアンス・リスク」と改称され、コンダクト・リスクだけでなく、当行に適用される法律、規則、規制を遵守しないことによるリスクも含まれるようになりました。

リスク選好度

リスク選考度は、様々なレベルの財務上および業務上のストレスを考慮しつつ、様々なリスクの種類にわたって受入可能なリスク水準を定義するものです。リスク選好度は、継続的な事業計画や戦略の策定、新商品の承認、事業転換イニシアチブ等、意思決定プロセスにおける重要な要素となっています。

バークレイズ・グループは、リスク選好度を、パフォーマンス指標と、リスクを監視するための一連のマンデートと規模の制限(すなわち、事業活動が期待に沿ったものであり、活動のリスクとリターンに照らして適切な規模であることを確保すること)の観点から設定しています。2023年、バークレイズ・バンク・グループのパフォーマンスは引き続き、リスク選好度の範囲内にとどまりました。

3つの防衛線

第1の防衛線は、収益を生み出す部門とクライアントと接触する部門、ならびに財務、トレジャリー、人事およびオペレーション・テクノロジーを含む、関連するすべてのサポート部門から構成されています。第1の防衛線では、リスクの特定、統制の設定、およびリスク事象が生じた場合の第2の防衛線へのエスカレーションを行います。第1の防衛線の従業員は、リスクに対して主たる責任を負い、その活動は、関連する第2の防衛線と第3の防衛線の監視対象となります。

第2の防衛線は、リスクおよびコンプライアンスの各部門で構成され、リスク選好度に沿った限度枠、ルールおよび業務上の制約を設定することによって第1の防衛線を監督します。

第3の防衛線は内部監査部門で構成され、ガバナンスの有効性、リスク管理、ならびに既存のリスク、システム・リスクおよび新興リスクに対する統制について、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの取締役会とバークレイズ・バンク・ピーエルシーのエグゼクティブ・コミッティーに対して独立した保証を提供します。

法務部門は、バークレイズ・バンク・グループ全体をサポートしており、形式上、これら3つの防衛線のいずれにも属していません。法務部門は、適用される法律、規則、規制に関する法的助言を積極的に特定、伝達、提供する責任を負います。法務部門が提供または受領する助言に関連する場合を除き、バークレイズ・バンク・グループがさらされている法的リスクに加え、自身のオペレーション・リスクやコンプライアンス・リスクについて第2の防衛線の監督の対象となります。

リスク・プロファイルのモニタリング

バークレイズ・バンク・ピーエルシーの取締役会は、事業レベルおよびバークレイズ・グループ・レベルのリスク委員会ならびに取締役会レベルのフォーラムを活用した強力なガバナンス・プロセスを通じて、バークレイズ・バンク・グループのリスク・プロファイルに関して定期的に報告を受けています。この報告には、リスク選好度に照らしたリスク・プロファイル値、ならびに新規リスクおよび新興リスクの特定等が含まれます。これらはリスクドライバー(ライセンスキャニングにより特定)のリスクテーマに対するマッピングや同様の分析により導出されます。

2023年、バークレイズ・バンク・グループは、自己資本の十分性と回復力を評価するために、厳しい、かつ妥当なマクロ経済シナリオの下でストレステストを実施しました。このストレステストは、インフレ、金融ストレス、需要ショック等のリスクを対象としたもので、ターミナルレートは、NII(利息収入純額)の利ざやの圧縮を通じて、バークレイズ・バンク・グループの脆弱性をテストするために低く設定されました。マクロ経済テストのストレステストの結果は、バークレイズ・バ

ンク・グループが存続可能であることを確認するために、収益性、資本、流動性、レバレッジの観点から、シナリオのホライズンにわたって通年の財務業績を評価します。

当行の構造およびガバナンスは、変化する経済、政治および市場環境におけるリスク管理の土台となっていると考えています。

リスク管理とリスクパフォーマンスへのアプローチの詳細な分析については、英語原文 31 ページから 144 ページにあるリスク・レビューの完全版をご参照ください。

全社的リスク管理フレームワークは9つの主要リスクを定義しています¹。

| 主要リスク | リスクは、以下の通り、主要リスクに分類されます。 | リスクの管理方法 |
|-------|--|---|
| 主要リスク | 信用リスク ソブリンを含むクライアント、顧客またはカウンターパーティが、元本、利息、担保およびその他の債権を全額期日通りに支払うというパークリーズ・バンク・グループのメンバーに対する義務を完全に履行できないことにより、パークリーズ・バンク・グループが損失を被るリスク。 | 信用リスク・チームは、個別に、また全体として、様々な形態の信用エクスポートジャーの特定、評価、承認、限度枠の設定、モニタリングを行っています。第1の防衛線は、詳細な財務予測を継続し、統制を適用し、さらされるリスクを管理することにより、リスク選好度と第2の防衛線が設定したすべての限度枠内で事業計画の実現と商品の提供を行います。 |
| | 市場リスク 金利、外国為替、株価、コモディティ価格、信用スプレッド、インプライド・ボラティリティや資産相関関係等の市場変数の変動から生じるパークリーズ・バンク・グループの資産および負債の価値の不利な潜在的変動より損失を被るリスク。 | 市場リスク・チームは、市場リスク・エクスポートジャーを特定し評価するための一連の相補的なアプローチを適用しています。これらのリスクは市場リスクの専門家によって測定、制限およびモニタリングされています。第1の防衛線は、第2の防衛線が設定したリスク選好度およびすべてのマンデートと規模の制限の範囲内でトレーディング活動を行います。 |
| | 財務および資本リスク 流動性リスク: パークリーズ・バンク・グループが契約上の債務もしくは偶発債務を履行できないリスク、または資産を調達するための適切な金額、期間および構成を有する資金および流動性を保持できないリスク。 資本リスク: 自己資本の水準または構成が不十分であるため、パークリーズ・バンク・グループが通常の業務活動を行うことができない、または、通常の事業環境およびストレスのかかった状況下(実際にストレスのかかった状況と内部計画または規制上のストレステスト目的で定義されるストレスのかかった状況の両方)で規制上の所要自己資本を満たすことができないリスク。 これには、パークリーズ・バンク・グループの年金制度から生じるリスクも含まれます。 銀行勘定における金利リスク: トレーディング目的以外の資産および負債の金利エクスポートジャーのミスマッチのために、パークリーズ・バンク・グループの自己資本または収益が不安定になるリスク。 | 財務および資本リスクは、資本、流動性、資産負債管理の各チームの専門家によって特定、管理されています。例えば、限度枠の設定、計画のモニタリング、ストレステスト等、様々なリスク管理アプローチが用いられます。 |
| | 気候リスク 物理的リスク、低炭素経済への移行に関連するリスク、およびこれら2つのドライバー ² のポートフォリオへの二次的影響の結果として生じる関連リスクによる、気候変動から生じる金融リスクおよびオペレーションナル・リスクへの影響。 | パークリーズ・グループとパークリーズ・バンク・グループは、気候リスクの検討が、第1の防衛線と第2の防衛線の両方において、既存のリスク評価・管理プロセスに組み入れられていることを確認する責任があります。さらに、パークリーズ・バンク・グループの気候チームは、気候リスク選好度の提案、気候リスクドライバーの特定、評価、モニタリング、限度枠の設定、リスク選好度の範囲内に收めるためのその他の統制、必要に応じた報告活動等、事業体レベルで独自の気候リスク管理活動を行っています。 |
| | オペレーションナル・リスク プロセスまたはシステムの不備もしくは欠陥、人的要因、または根本的原因が信用リスクまたは市場リスクによるものではない外的事象(例えば、不正)等の理由によりパークリーズ・バンク・グループが損失を被るリスク。 | オペレーションナル・リスクは、第2の防衛線が所有し監督するオペレーションナル・リスク・フレームワークおよびパークリーズ・コントロール・フレームワーク内の基準に従って管理されます。オペレーションナル・リスクの管理に関する第一義的な責任は、リスクが発生する事業および部門にあります。経営陣は、プロセス内のオペレーションナル・リスクと統制の有効性を評価するために、リスクと統制の自己評価を行います。特定されたリスク、事象、問題は、適時に通知され、適切な対応に対する合意がなされるよう、上級経営陣および取締役会にエスカレーションされます。 |
| | モデル・リスク モデルのアウトプットやレポートが正しくないか、または誤って使われているため、意思決定に潜在的に不利な影響を及ぼす可能性。 | 第1の防衛線が所有する統制の範囲には、適時なモデルの特定、頑健なモデルの開発、テスト、文書化、年次評価、継続的なパフォーマンス・モニタリングが含まれます。第2の防衛線が所有する統制の範囲には、独立したモデル検証、継続的なモデル性能の監視、監視や適切なフォーラムや委員会への報告およびエスカレーションを含む全体的なモデル・リスクのガバナンスの実行が含まれます。 |

| | | |
|---------------------|---|--|
| コンプライアンス・リスク | パークレイズ・バンク・グループの商品およびサービスの提供から生じる、顧客、クライアントおよび市場に対して好ましくない結果または危害をもたらすリスク（「コンダクト・リスク」とも呼ばれる）、ならびにパークレイズ・バンク・グループに適用される法律、規則および規制の不遵守から生じる、パークレイズとそのクライアント、顧客または市場に対するリスク（「法律、規則および規制リスク（LRR リスク）」とも呼ばれる）。 | 第 1 の防衛線は、その事業または部門におけるコンプライアンス・リスクの全体的な評価と管理について責任を負い、コンプライアンス・リスク管理フレームワーク（CRMF）に概説されている要求事項を実行する責任を負います。コンプライアンス部門は、CRMF の遵守とコンプライアンス・リスクの管理を監督し、パークレイズのすべてのビジネスを第 2 の防衛線による独立した立場から監督し、適切な場合には助言を与え、異議を唱えなければなりません。 |
| レピュテーション・リスク | 行動、取引、投資、事象、意思決定またはビジネス関係により、パークレイズ・バンク・グループの誠実性および／または能力に対する信頼が低下するリスク。 | レピュテーション・リスクは、パークレイズ・バンク・グループの目的と価値観を取り込み、統制されたカルチャーをパークレイズ・バンク・グループ内で維持することにより管理されており、これにより、誠実に行動し、顧客、クライアント、従業員および広く社会との間に、強固で信頼できる関係の構築を可能にすることを目的としています。各事業は、標準化されたツールを用いてレピュテーション・リスクを評価し、ガバナンスはマネジメント・コミッティーやフォーラム、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの取締役会への明確なエスカレーションおよびレポーティングラインを通じて遂行されています。 |
| 法的リスク | パークレイズ・バンク・グループが、適用される法律、規則および規制または契約上の要求事項を満たせない、もしくは、知的財産権を主張または保護できないことから生じる、損失リスクもしくは罰金、損害賠償または科料のリスク。 | 法的リスクは、法務部門による法的リスクの識別および管理、必要に応じた法的リスクのエスカレーションによって管理されます。パークレイズ・バンク・グループの事業および部門には、法的リスクの可能性がある状況において法務部門を関与させる責任があります。 |

脚注

- 1 ERMF は 9 つの主要リスクを定義しています。主要リスクである金融リスクおよびオペレーションル・リスクがパークレイズ・バンク・グループに具体的にどのように適用されているかに関する詳細については、英語原文の 48 ページをご参照ください。
- 2 気候リスクの定義は、2023 年の気候政策の更新に伴い修正されました。

顧客およびクライアント

以下のサブセクションには、バークレイズ・ピーエルシーの2023年度の英文年次報告書から抜粋したバークレイズ・バンク・ピーエルシーの特定項目の要約が含まれます。詳細については、バークレイズ・ピーエルシーの2023年度の英文年次報告書の「顧客およびクライアント」のセクションをご参照ください。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、革新的な商品とサービスを提供し、優れた顧客およびクライアントエクスペリエンスを提供することで、信頼とロイヤルティを築くことを目指しています。当行は、特に厳しい経済状況の中で、顧客やクライアントの期待や要望を理解し、それらを支える商品やサービスの開発に努めています。

顧客およびクライアントとの対話

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、顧客とクライアントの最善の利益のために全力を尽します。そのために、当行は顧客およびクライアントと定期的に対話し、ニーズの変化を理解し、それに応じて当行の商品やサービスを適応させるようにしています。当行は、定期的な調査の実施、顧客からの苦情の分析、直接の対話、何百万件の個人取引から得たデータの活用等、様々な方法で顧客およびクライアントと対話しています。

最近のバークレイズ・US・コンシューマー・バンクの顧客やクライアントからのフィードバックでは、当行の専門家やカスタマー・エージェントとの良好なエクスペリエンスが強調されている一方、顧客やクライアントからの改善点としては、当行との関係をより親密にしやすくほしいという指摘がありました。バークレイズ・ピーエルシーの2023年度の英文年次報告書の242ページに詳述されているように、当行はこのフィードバックを、例えばデジタル・カスタマー・ジャーニーの簡素化やコールセンターへの連絡が不要になるような取り組み等、改善の優先順位付けに役立てています。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンクは、クライアントとの対話やフィードバックを反映して、クライアントが求める専門知識、知識、能力の構築を続けました。事業部門を超えたパートナーシップを強化し、より統合された一連のソリューションとサービスを世界中のクライアントに提供し、クライアントのマインドシェアを拡大しました。

顧客およびクライアントの支援

バークレイズの目標は、障がいのある方、複雑なニーズを有する方、困難なライフイベントを経験されている方等、一般的に銀行サービスを利用する上で障壁に直面する可能性のある方を含め、顧客にとって利用しやすく、共感的で、包括的なサービスを提供することです。

コンシューマー・カード・アンド・ペイメント事業の米国顧客のデジタルエンゲージメント¹

この KPI についてと、その使用理由

デジタルエンゲージメントは、当行のデジタル価値提案とユーザーエクスペリエンスを評価します。90日間の利用状況をアクティブな顧客全体に占める割合で測定し、デジタルエクスペリエンスの全般的な健全性が示され、対応すべき問題を明らかにすることができます。

結果

全体として、顧客のデジタルエンゲージメントは前年比で190bps改善しました(デジタル活動が少ないギャップ・インクを除きます)。この改善は、新たなかつ強化されたデジタルエンゲージメント機能の導入、またテクノロジーの進展を反映しています。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの収益ランキングと市場シェア

この KPI についてと、その使用理由

収益ランキングと市場シェアは、成功を監視し、機会を特定するための優れた指標です。ディールロジックのインベストメント・バンキングの手数料の世界ランディングとシェアの利用、ならびにグローバル・マーケットの収益報告額の世界の同業他社²との比較により、バークレイズの相対的なパフォーマンスの同業他社との比較を明確かつ透明性をもって行うことができます。

結果

2023 年の厳しい市場環境とディールマーキングの抑制にもかかわらず、グローバル・マーケットとインベストメント・バンキングの両業務を含むコーポレート・アンド・インベストメント・バンク全体で、第 6 位を維持しました。

脚注

- 1 ギャップ・インクの顧客を除きます。
- 2 グローバル・マーケットの順位は、同業他社が報告した財務情報を用いたバークレイズの計算に基づくものです。トップ 10 の同業他社には、BoA、BNP、CITI、CS、DB、GS、JPM、MS および UBS が含まれます。当行の報告時点で業績を公表していない同業他社がある場合、四半期の業績のコンセンサス予想を使用しています。

従業員

以下のサブセクションには、バークレイズ・ピーエルシーの2023年度の英文年次報告書から抜粋したバークレイズ・バンク・ピーエルシーの特定項目の要約が含まれます。詳細については、バークレイズ・ピーエルシーの2023年度の英文年次報告書の「従業員」のセクションをご参照ください。記載されている数値は、具体的に言及されている場合を除き、バークレイズ・グループの数値を指します。

当行の従業員は、共通の目的、価値観、考え方によって結ばれており、一貫して優れた水準のサービスを提供することに全力を注いでいます。当行は、バークレイズを働きやすい職場にし、従業員に持続可能な高業績を達成する力を与え、ステークホルダーに力強い成果をもたらすよう努めています。

従業員との対話

バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループは、全世界で約23,900人の多様な人材を擁しています。当行は、何がうまくいっているのか、どこに改善のチャンスがあるのかを理解するために、従業員と定期的に対話しています。これには、タウンホールミーティング、スキップレベルのミーティング、視察、リーダー主導の対話、調査等が含まれます。当行は、英国の財務報告委員会(FRC)のガバナンス勧告に沿ったエンゲージメント・アプローチを維持しています。

英國労使協議会とバークレイズ・グループ欧州フォーラムは、ユナイトと強力かつ効果的なパートナーシップを維持³し、フィードバックの収集において当行を支援しています。当行は、従業員に影響を与える主要な変更プログラムについて従業員の代表者と引き続き協議し、強制的な雇用損失を最小限に抑えるために、リスクリングと配置転換に重点を置いています。

一貫して優れた水準の達成

バークレイズは、バークレイズ・グループ全体の企業文化変革プログラムであるコンシスティンシー・エクセレントを通じて、より高い水準で業務を遂行することに引き続き注力しています。このプログラムは、新たな業務基準を確立するために、「精度」、「サービス」、「焦点」、「効率性」、「思考の多様性」という5つの主要領域に取り組むことを従業員に促すものです。

より高い水準は当行の企業文化の一部となりつつあり、当行はすべての従業員がこれを達成するための適切なスキルを身につけることができるよう努め、また、従業員の進歩に報いています。当行はこれを、既存のバリューとマインドセットに基づく行動に、また、強化されたリーダーシップ行動の一部として取り入れています。さらに、人材の獲得、確保、開発、後継者育成計画、パフォーマンス評価と報酬に関する主要プロセスの更新にも着手しました。

バークレイズ・グループ全体の共通認識を醸成するため、2023年を通じて上級リーダーを対象にコンシスティンシー・エクセレントのワークショップを開催しました。2024年には、すべての従業員がこのワークショップに参加する予定です。

人材への投資

当行の人事に関する目標は、人材獲得、確保、開発に対するバークレイズのアプローチの根幹をなすものです。2023年に、当行が将来必要とするスキルと能力に焦点を当てるため、当行の目標を刷新し、刷新されたリーダーシップフレームワークを通じて、バークレイズでリーダーシップを発揮するとはどういうことかのベンチマークを設定しました。これと合わせてリーダーに期待される明確な行動が示され、これにより、リーダーは従業員が常に優れた水準でサービスを提供できるよう、適切な企業風土を作り上げることができます。

当行は多様性、公平性、インクルージョン(DEI)を念頭に置き、顧客やクライアントに卓越したサービスを提供するために必要な能力、重要なスキル、経験を持つ候補者を引き続き獲得しています。2023年には、新卒者の36%超が女性でした。また、学部生向けのディスカバリー・ダイバーシティ・プログラムでは、過小評価されたマイノリティが成功するキャリアパスを紹介することに注力しました。こうした採用プログラムは、多様な候補者からの応募を促進するのに役立っています。社会的流動性をさらに促進するため、教育機関との連携を通じて、大規模な実習生採用プログラムを継続していきます。

ウェルビーイングへの注力

世界メンタルヘルスデーにおける「ヘルシー・トゥ・トーク」キャンペーン等、リーダー主導の取り組みを通じて、データに基づく洞察とエンゲージメントを活用し、従業員のウェルビーイングの支援に引き続き尽力します。これに加えて、ウェルビーイングを働き方に継続的に組み込むための実践的な方法を探る、専任のピープル・リーダー・ワークショップも開催しています。

構造化されたハイブリッド・ワーキングの導入

当行の継続的なテスト・アンド・ラーン・アプローチに従い、バークレイズは働き方を変え、従業員が直接会ってつながり、オフィスと遠隔地両方での時間を最大限に活用できるよう仕事の計画を立てることを支援する、構造化されたハイブリッド・ワーキングを導入しました。

人材に関する方針

当行の人材に関する方針^bは、パーパス、バリュー、マインドセットに沿って、最高の人材を採用し、平等な機会を提供し、インクルーシブなカルチャーを創造することを支援し、長期的な成功に導くものです。方針は定期的に見直しおよび更新され、当行のより広範な人材戦略との整合を図っています。

当行は、従業員の役割、スキル、経験、パフォーマンスに照らして、公平かつ適切な報酬を支払うことにコミットしています。つまり、報酬方針は、パーパス、バリュー、マインドセット、一貫して優れた水準に沿ったパフォーマンスに報いることを意味します。当行はまた、従業員が従業員株式保有制度に加入することにより、当行のパフォーマンスから恩恵を受けることを奨励しています。

脚注

a 英国におけるユナイトの団体交渉の対象は、英国の従業員の 80%(2022 年:82%)、世界の従業員の 40%(2022 年:43%) を占めています。

b 当行の方針はまた、世界人権宣言および国際労働機関(ILO)の労働における基本的原則と権利に関する宣言の規定を含む、関連雇用法を反映しています。

社会

以下のサブセクションには、バークレイズ・ピーエルシーの2023年度の英文年次報告書から抜粋したバークレイズ・バンク・ピーエルシーの特定項目の要約が含まれます。詳細については、バークレイズ・ピーエルシーの2023年度の英文年次報告書の「社会」のセクションをご参照ください。

当行の成功は、商業的な実績だけでなく、社会への貢献と、すべてのステークホルダーにとってより良い将来財務のためにどのように一丸となって取り組むかによっても判断されます。当行の社会に対する注目は、気候、コミュニティ、サプライヤーの3つに大別されます。

気候

バークレイズは、2050年までにネット・ゼロ・バンクになることにコミットしています。当行は、当行の方針、目標、資金調達を通じて、排出量削減関連の金融サービスに注力しています。これには、脱炭素化に取り組むクライアントと協力し、公正で秩序があり、エネルギーセキュリティを提供する方法で実体経済を移行させる努力を支援することも含まれます。

当行は現在、ポートフォリオのうちエネルギー、電力、セメント、鉄鋼、自動車製造、航空、農業、商業用不動産の8つの高排出セクターの2030年の削減目標を設定しており、英国の住宅ポートフォリオのベースラインと収束点を評価しています。これは、ネット・ゼロ・バンキング・アライアンス(NZBA)の下で、当行のポートフォリオに含まれる高排出セクターの目標を設定するというコミットメントを満たすものです。

当行の方針は、金融により排出量を削減するためのことなるものです。2024年、バークレイズは気候変動に関する声明を以下のように更新しました¹。

- 石油・ガス上流拡張プロジェクトや関連インフラに関するプロジェクトファイナンスやエネルギー企業へのその他の直接融資は行わないこと。
- 2025年1月以降、新規に拡張を行うエネルギー企業クライアントに対する規制。
- 長期の拡張を行う非多角化エネルギー企業に対する規制。
- アマゾンや超重質油を含む非在来型石油・ガスに対する追加規制。
- エネルギー企業に対して、2026年1月から、2030年のメタン削減目標、2030年までにすべての習慣的／不必要的ベンディングとフレアリングを廃止するコミットメント、ネット・ゼロに沿ったスコープ1とスコープ2の短期目標を要求すること。
- エネルギー企業は、2025年1月までに、移行計画や脱炭素化戦略に関連する情報を作成することが期待されること。

当行は、エネルギー転換を成功させるためには資本が不可欠であることを理解しており、エネルギー転換に積極的に取り組んでいるクライアントへの融資に注力しています。

当行の事業規模は、エネルギー転換のための資金調達の支援を可能にし、当行のグローバルな事業展開、商品、専門知識、世界経済における地位を活用して、エネルギー・セクターを含むクライアントの低炭素ビジネスモデルへの移行に協力することができます。

2023年、バークレイズは678億ドルのサステナブル・トランジション・ファイナンスを実行し、2030年末までに1兆ドルという目標に向けて勢いをつけました。

バークレイズ・ピーエルシーの2023年度の英文年次報告書の気候・サステナビリティ報告書をご参照ください。

脚注

1 更新されたポジションの範囲と適用に関する詳細は、home.barclays/sustainability/esg-resource-hub/statements-and-policy-positionsにある気候変動に関する声明をご参照ください。

コミュニティ

バークレイズは、すべての人々にとってより良い、より強力で包括的な経済を構築することにコミットしています。当行は、人々が成功するために必要なスキルと自信を身につけ、ビジネスが成長し、雇用が創出されるよう支援することで、当行が事業を展開する地域社会を支えています。

当行は定期的にコミュニティ・パートナーと対話することで、当行の戦略を策定し、進化する社会問題への理解を深めています。また、バークレイズとアンリーズナブル・グループとのパートナーシップであるアンリーズナブル・インパクト・プログラムを通じて、チャリティ・パートナーに公式な定量的・定性的情報を四半期ごとに要請し、また、支援先のCEOからのフィードバックを定期的に依頼しています。コミュニティ・パートナー、チャリティ・パートナー、そして当行が支援する企業から寄せられるフィードバックやデータは、当行のプログラムに情報を提供し、ニーズに確実に応えられるよう進化させるのに役立っています。

スキルと雇用能力

当行は、誰もが経済的自立、安定、仕事から得られる機会を与えられるべきである信じています。また、活気に満ちた熟練した労働力によって、地域社会と企業の繁栄が保証されると信じています。

持続可能な成長

企業は世界中の地域社会における成長と革新の原動力であり、より持続可能で包括的かつ公正な未来への移行を支援するソリューションを開拓しています。バークレイズは、革新的なプログラム、ワークスペース、投資のダイナミックなパッケージにより、アイデアからIPOまで、ライフサイクルの各段階において、企業の成長をサポートする能力、リソース、ネットワークを備えています。

サプライヤー

当行は国際機関として、大規模なサプライチェーンに対する責任を負っています。当行は、多様性、公平性、インクルージョンを推進するために、サプライヤーであるサード・パーティー・サービス・プロバイダー(TPSP)と直接対話し、当行のサプライチェーンにおける現代奴隸のリスクを特定し、対応することにコミットしています。

当行はTPSPと緊密に連携し、サード・パーティー・サービス・プロバイダー行動規範(TPSP CoC)に当行の期待を定めています。TPSP CoCは、TPSPがビジネスを行うに際し当行のアプローチを適用することを奨励し、環境管理、人権、多様性、インクルージョン、さらにバークレイズ・バリューを実践することに対する当行の期待を詳述しています。

第 172 条(1)の記述

取締役会によるステークホルダーの利益に対する配慮

2006 年会社法(会社法)に従い、以下の記述は、会社法第 172 条の下、当行を成功に導く義務を遂行する際に、取締役が第 172 条(1)に定める事項をどのように考慮したかを示しています。

取締役会の主な活動および当年度の決定事項については、英語原文 14 ページから 23 ページのガバナンス報告書(特に、コーポレート・ガバナンス原則の遵守状況)をご参考ください。また、当行の主要なステークホルダー・グループと、ステークホルダーにどのように耳を傾け、対応しているかについては、戦略報告書の顧客およびクライアント、従業員、社会の各セクション(英語原文 9 ページから 11 ページ)をご参考ください。バークレイズ・グループの主要なステークホルダー・グループと、ステークホルダーにどのように耳を傾け、対応しているかについての関連情報は、バークレイズ・ピーエルシーの 2023 年度の英文年次報告書のステークホルダーのセクションに記載されています。

取締役会によるステークホルダーとの対話

取締役会および各取締役は、年間を通じてステークホルダーと直接的・間接的に対話し、バークレイズ・バンク・グループの事業運営が主要なステークホルダーに与える影響や、ステークホルダーの关心や見解を深く理解することに努めています。直接的に、また、日常業務が委任される経営幹部による報告を通じて行われるこの対話は、取締役が第 172 条(1)に基づく法的義務を遵守するための重要な事項を確実に理解することを目指すものです。

金融行為規制機構の新たな消費者義務の履行と定着

2023 年 7 月、金融行為規制機構(FCA)の消費者義務が施行されました。消費者義務は、関連する金融サービス会社がリテールクライアントに良い成果をもたらすことを保証するための、成果に基づく新たな規制で、(i) 誠実に行動する、(ii) 予見可能な損害の発生を回避する、(iii) リテールクライアントに可能性を与える支援する、という 3 つの横断的ルールと、(i) 商品とサービス、(ii) 価格と価値、(iii) 消費者理解、(iv) 消費者支援に関する 4 つのリテールクライアントの成果に整合しています。

消費者義務の履行と継続的な遵守は、バークレイズ・グループ内の事業体(主に BBPLC とバークレイズ・バンク UK ピーエルシー)がその責任を負っています。さらに、消費者義務の重要性に鑑み、BPLC の取締役会は、バークレイズ・グループ全体の消費者義務に関する監督も行っています。

取締役会は、BBPLC の計画を監督するために BBPLC 消費者義務の取締役会小委員会を設置し、2023 年 2 月、BBPLC の年次消費者義務遵守報告書の承認に関する責任を反映させるため、取締役会は事前同意事項の変更を承認しました。この承認には、事業がリテール顧客に良好な成果をもたらす義務を遵守していること、また、今後の事業戦略が FCA 関連規則に従って顧客に良好な成果をもたらすという要求事項と整合的であることに、取締役会が納得しているかどうかの確認が含まれます。

2023 年上半期を通じて、BBPLC 消費者義務の取締役会小委員会は、対象商品とサービスに対する 2023 年 7 月 31 日の最初の消費者義務実施期限に向けた BBPLC の計画を監督しました。小委員会は、当行の実施計画の状況に関する最新情報を定期的に得ることに加え、2023 年 7 月 31 日の実施期限直前に、全体的なコンプライアンス態勢に関する最終的な最新情報を受け取りました。この最新情報には、関連するフレームワークが消費者義務の規則やガイドラインと整合していることを確認するために実施された作業や、影響を受ける従業員に対する消費者義務研修の義務化を含む、消費者義務を定着させるための継続的な作業に関する情報が含まれていました。

2023 年 5 月、メアリー・フランシス(BBPLC 消費者義務チャンピオン)は、BBPLC 会長およびバークレイズ・バンク UK ピーエルシーの消費者義務チャンピオンとともに、リバプールのウェイヴァートリーにあるコンタクトセンターを訪れ、消費者義務を実際に体験し、顧客対応を行う従業員と面会し、バークレイズがどのように脆弱な顧客のニーズに対応しているかについて学びました。

2023 年の終わりに、BBPLC 消費者義務の取締役会小委員会は、消費者義務を事業全体に運用し定着させるための継続的作業、新たな消費者義務管理情報の展開、クローズド商品に関する 2024 年 7 月 31 日の第 2 回実施期限に向けた継続的計画について、さらなる進捗報告を受けました。取締役会の継続的な重点項目のひとつは、顧客の成果を評価し、潜在的または実際のリスクを特定し、事業、経営幹部、取締役会レベルで報告するための、頑健なデータとモニタリング能力を開発するための作業を監督することです。

バークレイズ・グループ全体の消費者義務の重要性に鑑み、2023 年を通じて、BPLC、BBPLC およびバークレイズ・バンク UK ピーエルシーの取締役会は幅広く関与しました。

2024年7月以降、事業が消費者義務に整合する良好な結果をリテール顧客にもたらしているかどうかの最初の評価を見直し承認することが求められていることを踏まえ、取締役会は、2024年も消費者義務の定着と履行に関する監督を継続します。

ナイジェル・ヒギンズ
パークレイズ・バンク・ピーエルシー会長

2024年2月19日

ガバナンス

取締役の報告書

取締役の責任に関する声明

取締役は、2006年会社法に準拠して当行およびバークレイズ・バンク・グループの財政状態を合理的な正確性をもって表示できるよう、会計帳簿を保持する責任があります。

また、取締役は、適用される法規制に従って、戦略報告書、取締役の報告書およびコーポレート・ガバナンス報告書を作成する責任もあります。

取締役は、バークレイズのウェブサイトに掲載されている英文年次報告書および財務書類の管理およびその完全性に対する責任を負います。財務書類の作成および開示を統治する英国の法令は、他の法域の法令とは異なる場合があります。

取締役には、当行の資産を保護し、虚偽およびその他の不正行為を防止・発見するために合理的に利用可能な措置を講じる全面的な責任があります。

取締役は、単一の電子報告形式の仕様に関する細則に関する欧州委員会委任規則(EU)2019/815に従って財務書類を作成する責任があります。

現在の取締役(取締役の氏名と職務は英語原文の14ページに記載)は、その知る限りにおいて、以下に記載の事項を認めています。

- (a) 英国が採用した国際会計基準、(b)IASBによって発行された IFRS(IFRS 解釈委員会によって発行された解釈指針を含みます)、(c)欧州連合で適用される規則(EC)No 1606/2002に準拠して採用された IFRS に従って作成された財務書類が、全体として、当行とその連結事業体の資産、負債、財政状態および損益について、真実かつ公正な概観を表していること。
- (b) 英語原文1ページから12ページの取締役の報告書内に記載されている戦略報告書が、全体として、当行とその連結事業体の経営成績と財政状態について公正な概観を表しており、直面する主要リスクおよび不確実性に関する記載を含んでいること。

取締役会の指図に従い、

ハンナ・エルウッド

カンパニー・セクレタリー

2024年2月19日

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

イギリス登録。会計番号 1026167

登録事務所、ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1

リスク・レビュー

重大な既存リスクおよび新興リスク

バークレイズ・バンク・グループの将来の業績に対する重大な既存リスクおよび新興リスク

バークレイズ・バンク・グループの事業は多くのリスクにさらされており、それらリスクは特定されています。重大なリスクとは、上級経営陣が特に注意を払っているリスクであり、かつバークレイズ・バンク・グループの戦略の実行、経営成績、財政状態および／または見通しを予想から大幅に乖離させる可能性のあるリスクです。新興リスクとは未知の要素で構成されており、その影響がより長期間にわたり顕在化する可能性があるリスクをいいます。また、バークレイズ・バンク・グループがコントロールできない、世界的紛争の拡大、テロ行為、自然災害、パンデミックおよび類似の事象等のその他特定の要因も、以下に詳述していませんが、バークレイズ・バンク・グループに同様の影響を及ぼす可能性があります。

複数の主要リスクに影響を与える可能性のある重大な既存リスクおよび新興リスク

i) ビジネスの状況、一般経済および地政学上の問題

バークレイズ・バンク・グループの事業は、国内外の経済および市況ならびに地政学上の動向の影響を受け、それらはバークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大な影響を及ぼす可能性があります。

国内外の経済および市況が悪化した場合、(とりわけ)(i)企業、消費者または投資家の景気に対する信頼感の低下、投資および生産性の伸びの低下につながり、さらにそれが借入需要の低下といった顧客およびクライアントの活動の低下を招く、(ii)借手が債務を負うにつれ、デフォルト率、延滞、償却および減損費用が増加する、(iii)資産価格が低下し、当グループが保有する担保の価値に影響を及ぼし、追加証拠金の要件を満たすために当グループとその顧客に追加担保の必要性が生じる、(iv)信用格付、株価およびカウンターパーティの支払能力等の要因の変化に起因するトレーディング・ポートフォリオに係る時価評価損が生じる、(v)算定済みの ECL が修正され、減損引当金の増加につながる、といった事象が起こる可能性があります。経済状況の悪化や市場の混乱も、当グループの他の金融機関や外部投資家からの資金調達力に影響を与える可能性があります。地政学的事象によっても金融不安が生じて、経済成長に影響を及ぼす可能性があります。

とりわけ、以下のような事象が含まれます。

- 2023 年の世界の GDP 成長は、(i)労働市場の制限、労使紛争および雇用コストの上昇圧力、(ii)ウクライナと中東での紛争によって激化したエネルギー価格の高騰、ならびに(iii)家計貯蓄の取り崩しによって賄われた、特にサービスに対する個人消費の回復力から生じたインフレ圧力に起因して、深刻なダメージを受けました。高インフレにより、英国を含む世界の多くの国で、進行中の「生活費」の圧迫が生じました。
- 持続的なインフレに対応して、2023 年も中央銀行は利上げと量的引き締めの実施を通じて金融引き締めを継続しました。市場では、金利はサイクルのピークに達したか、それに近い水準にあり、インフレは(中央銀行の目標値を大幅に上回ってはいるものの)落ち着き始めていると予想されていますが、バークレイズ・バンク・グループが事業を展開する各国の経済は、2024 年に景気後退のリスクにさらされる可能性があります。このようなりリスクは、激動する地政学的見通しと不安定な市況によって高まっており、これらの要因は世界経済の成長において潜在的な足かせとなっています。住宅ローン金利の上昇、増税、債券利回りの上昇、家計貯蓄の枯渇、企業倒産の増加および失業率の上昇は、減損引当金の増加等、バークレイズ・バンク・グループの業績にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。
- 「法令遵守の推定」の喪失は、英国の顧客の欧州連合(EU)への輸出コストを増加させていると広く報告されており、これは英国・EU 間の規制の相違のリスクとともに、バークレイズ・バンク・グループの EU と英国における両事業に不利な影響を及ぼす可能性があります。
- さらに、EU・英国間取引の混乱は、EU および英国の経済活動に重大な影響を与える可能性があり、ひいては、バークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。
- 景気が安定しない場合には、(とりわけ)以下の結果を招く可能性があります。
 - 英国の成長率の低下、失業率の上昇、および住宅価格の大幅な下落を伴う、英國および／またはバークレイズ・バンク・グループが事業を行う EU 加盟国の深刻な景気後退は、バークレイズ・バンク・グループの多くのポートフォリオに関連する減損の増加につながる可能性があります。これには、無担保貸付ポートフォリオ(クレジットカードを含みます)や商業用不動産のエクスポージャーが含まれますが、これらに限られません。
 - 市場のボラティリティの高まり(とりわけ通貨や金利等)によって、バークレイズ・バンク・グループのトレーディング勘定のポジションに影響が及ぶ可能性があり、また、バークレイズ・バンク・グループが流動性の目的で保有する銀行勘定の資産および有価証券の価値が影

響を受ける可能性があります。さらに、2023年に一部の金融機関で見られたような銀行の脆弱性に対する預金者の認識は、預金流出の深刻さと速度を増大させ、バークレイズ・バンク・グループの流動性ポジションに影響を与える可能性があります。

- バークレイズ・バンク・グループのメンバーの信用格付けが(直接的な格下げ、または英国のソブリン格下げに伴う間接的な格下げによって)1社でも下がった場合、バークレイズ・バンク・グループの資金調達コストの大幅な増加および／または資金調達源の大幅な縮小、信用スプレッドの拡大といった影響が生じる可能性があり、また、バークレイズ・バンク・グループの利ざやや流動性ポジションに重大かつ不利な影響が及ぼす可能性もあります。
- 市場全体の信用スプレッドの拡大、またはバークレイズ・バンク・グループの債券に対する投資家の投資意欲の低下は、バークレイズ・バンク・グループの資金調達コストおよび／または資金調達にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。
- 主要なクレジットカード・ポートフォリオならびにコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングの様々なエクスポートジャヤ等、バークレイズ・バンク・グループのポートフォリオの大部分が米国に所在しています。2024年の選挙を控えた政治的不安定性および／または二極化の進行は、特定のセクターに関する米国の政策が大きく変更される可能性と合わせて、関連するバークレイズ・バンク・グループのポートフォリオにマイナスの影響を及ぼす可能性があります。米国経済のストレス、GDPの低迷およびそれに伴う為替レートの変動、政治的および／または貿易摩擦の高まり(米国と中国等)、ならびに失業率の上昇は減損水準の上昇につながり、バークレイズ・バンク・グループの経営成績と収益性に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。
- 地政学的緊張の高まりや保護主義的措置(米国と中国が特定の製品および／または特定のセクターに対して互恵貿易関税および／または全面的な輸出禁止措置を実施する等)の増加が、影響地域におけるバークレイズ・バンク・グループの事業に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。
- 世界経済的主要国である中国では、不動産市場の低迷、輸出の縮小、通貨安(およびそれに伴う資本流出)が景気減速を引き起こし、デフレが現実のリスクとなっています。政府や規制当局の措置にもかかわらずレバレッジ倍率が高いことを踏まると、特に不動産セクターにおける高水準の債務が依然として懸念されます。不動産ショックは金融セクターを汚染し、より広範な銀行危機を引き起こす可能性があります。市場ベースの改革から国家主導の経済刺激策へのシフトは、民間部門の信頼と経済成長を損なう可能性があります。
- 米国の高金利と天然資源需要の世界的な鈍化の可能性は、新興市場の経済悪化が依然としてリスクであることを意味します。これらのストレスがソブリンまたは企業の信用度の悪化による減損費用の増加につながる場合、バークレイズ・バンク・グループの経営成績に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。
- COVID-19の新たな変異株の出現(またはワクチンの有効性の低下)は、(i)インフラやサプライチェーンの混乱、(ii)第三者が提供する業務プロセスやテクノロジーサービスの中止、(iii)従業員の欠勤等、バークレイズ・バンク・グループが事業を展開している管轄区域でバークレイズ・バンク・グループが事業運営を行う能力に影響を及ぼす可能性があります。こうした事業の中止は、顧客(事業の中止の結果として発生した費用および損失に対してバークレイズ・バンク・グループからの弁済を求める可能性があります)にとって不利益となり、結果として、風評被害だけでなく、訴訟費用(規制上の料料、罰金およびその他の制裁金を含みます)を生じさせる可能性があります。また、ここに記載している他のリスク(および結果として生じる減損費用のボラティリティ)の発生可能性および／または規模を増大させるという影響を与えたり、バークレイズ・バンク・グループが現在認識していない、またはバークレイズ・バンク・グループの収益性、資本および流動性に重大な影響が現時点で見込まれていないその他のリスクが発生したりする可能性もあります。

上記の事象はすべて、バークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態、見通し、流動性、資本ポジションおよび信用格付け(信用格付機関による見通しまたは格付けの潜在的な変更を含みます)、ならびにバークレイズ・バンク・グループの顧客、従業員およびサプライヤーに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

ii) 金利の変動がバークレイズ・バンク・グループの収益性に及ぼす影響

英国、米国およびEUのバークレイズ・バンク・グループの主要市場では、金利の変動は、その規模や頻度が不透明であることから、バークレイズ・バンク・グループにとって重要です。

金利上昇は、借り換えコストの増加、または顧客がより高金利の預金を好むことによる預金残高構成の変化のいずれかにより、資金調達コストの増加をもたらします。ただし、2023年の金利上昇の際に見られたように、金利上昇によりリテールおよびコーポレート事業の利息収入純額(貸付収益と借入コストとの差異)が増えるため、バークレイズ・バンク・グループの収益性にプラスの影響を及ぼす可能性があります。しかし、金利引き上げが予想よりも大幅または高頻度であり、特にインフレ圧力やアフォーダビリティの低下と組み合わさった場合には、予想以上の低成長および失業率の上昇を招き、信用損失の増大や減損費用の増加につながる可能性があります。金利引き下げは、純利ざやを縮小させ、収益性に不利な影響を及ぼす可能性があります。

金利の変動は、バークレイズ・バンク・グループの流動資産ポートフォリオで保有されている有価証券の価値にも不利な影響を及ぼす可能性があります。その結果、バークレイズ・バンク・グループのその他の包括利益を通じて測定する公正価値(FVOCI)再評価差額を通じて、資本のボラティリティが発生する可能性があります。

iii) 銀行および金融サービス業界の競争

バークレイズ・バンク・グループは、非常に競争の激しい環境で事業を行っています。そのような環境下で、規制改革、テクノロジーの進歩、社会の監視の高まり、一般的な市場環境、経済状況の変化の結果として起こる著しい変化に合わせて進化し、適応しなければなりません。バークレイズ・バンク・グループは、金融サービス業界の競争は今後も厳しいものになると考えており、バークレイズ・バンク・グループの将来の事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

金融サービス業界では、新たな競合他社が出現し続けています。テクノロジーの進歩やeコマースの成長により、これまで銀行商品であった電子証券取引、決済処理、オンラインの自動化アルゴリズムベースの投資助言といった商品やサービスを、ノンバンクが提供できるようになりました。また、決済処理やその他のサービスは、ブロックチェーン(暗号通貨システムで使用されます)や「後払い」決済等のテクノロジーによって大幅に混乱する可能性があります。ブロックチェーンと後払い決済は両方とも、現在、銀行が行う多くの活動と比べて、規制による監視レベルが低くなっています。さらに、中央銀行デジタル通貨の導入は、既存の銀行商品やサービスの提供に混乱を生じさせ、銀行システムおよび商業銀行の役割に重大な影響を与える可能性があります。この混乱により、以前は銀行規制が妨げとなっていた新たな競合他社(一部のフィンテック等)が顧客にとっての金融機関として機能し、銀行離れを引き起こす可能性があります。

新たなテクノロジーの出現と消費者行動の変化により、バークレイズ・バンク・グループはこれまで、新規のクライアントや顧客の獲得、既存のクライアントや顧客の維持、また、テクノロジー企業を含む競合他社が提供する商品やサービスに匹敵するよう、商品を改良したり適合させたりするために追加コストを負担する必要がありました。今後も引き続きその可能性があります。

競争の長期化もしくは激化、および／または銀行離れにより、バークレイズ・バンク・グループの商品およびサービスの価格設定に圧力がかかり、バークレイズ・バンク・グループの収益および収益性が低下する可能性があり、また、特に預金、銀行口座、住宅ローン貸付等の伝統的な銀行商品に関して、バークレイズ・バンク・グループが市場シェアを失う可能性もあります。この競争は、提供される商品やサービスの品質や種類、取引の実行、革新性、評判および／または価格に基づく場合があります。これらの要因は、バンキングへのアクセスに対応するための業界全体のさらなる取り組みによって、さらに悪化する可能性があります。一般的な市況、パフォーマンスの伸び悩み、特定の商品・サービスの販売終了の決定、支店の閉鎖、クライアントや顧客の期待の変化やその他の要因によって、バークレイズ・バンク・グループのいずれかの事業がクライアントや顧客の期待に応えられない場合、バークレイズ・バンク・グループがクライアントや顧客を獲得し、維持する能力に影響を与える可能性があります。このような影響は、バークレイズ・バンク・グループの収益低下を招く可能性があります。

iv) 規制変更アジェンダおよび事業モデルへの影響

バークレイズ・バンク・グループの事業は、英国、米国、EU および当行が事業を行う市場における法令、規制、政策、自主的な行動規範およびそれらの解釈指針の変更の影響といった、規制リスクおよび関連する規制上のリスクに継続的にさらされています。バークレイズ・バンク・グループの事業に関連する多くの規制変更是、制定国を超えて影響を及ぼす可能性があります。これは、バークレイズ・バンク・グループの規制当局が意図的に域外の影響を与える規制を制定するか、バークレイズ・バンク・グループのグローバルな事業展開により、より広範に現地の法律および規制を遵守することになるためです。

近年、規制当局と政府は、金融サービス業界の健全性規制や金融サービスの事業運営の両方の改革に注力してきました。講じられた措置には、資本、流動性および資金調達に関する要件の拡大、銀行による特定の活動の構造的分離または禁止、資本市場活動の実施方法の変更、租税賦課や取引税の導入、報酬慣行の変更、ならびに事業の運営方法および顧客の扱いに関するより詳細な要件が含まれます。英国、米国、EU またはその他の地域の政府および規制当局は、既に業界リスクが特定されている領域、または新たな領域にさらに介入する可能性があり、バークレイズ・バンク・グループに不利な影響を及ぼす可能性があります。

規制上の変更がバークレイズ・バンク・グループの事業、財政状態、経営成績、見通し、資本ポジション、評判に重大な影響を及ぼす可能性がある、バークレイズ・バンク・グループの規制当局が特に注目する領域は以下の通りですが、これらに限定されるものではありません。

- ・とりわけ、顧客のために公正な結果を提供し、消費者の利益のために効果的な競争を促進し、グローバルな金融市場の秩序かつ透明性のある運営を確保することに関連して、企業の事業運営のあり方に対する規制当局、国際団体、組織および組合による注目の高まり。これには、英国における新しい消費者業務、ならびに小売業者、中小企業およびホールセール銀行部門の仕組みならびに消費者への金融アドバイスの提供に対する継続的なテーマ別見直しから生まれた措置が含まれます。
- ・規制当局が組織文化、従業員の行動、内部通報に焦点を置いた結果として生じた、あらゆる行動措置の実施。
- ・特定の金利指標の消滅と新たなリスク・フリー参照金利への移行(以下の「v)金利指標改革がバークレイズ・バンク・グループに及ぼす影響」で詳述します)。
- ・ホールセール金融市场に適用される規制枠組みの見直し(事業運営、上場、証券化およびデリバティブ関連の要求事項の改革およびその他の変更を含みます)。

- ・人工知能(AI)、デジタル資産およびデジタルマネー(中央銀行のデジタル通貨を含みます)の活用、金融テクノロジーリスク、決済や関連インフラ、オペレーションナル・レジリエンスならびにサイバーセキュリティといったテクノロジーの採用とデジタル販売に対する世界的な注目。これには、顧客保護の原則に支えられた、これらの分野における新たなおよび／または強化された規制基準の導入も含まれます。
- ・特に気候変動およびその他の ESG リスクの管理、ESG 開示や報告義務の強化、ならびに英国におけるダイバーシティ・インクルージョンに関する新たな規制枠組みの提案といった、ガバナンスやリスク管理の枠組みをめぐる企業に対する規制当局の期待の高まり。
- ・特に、金融サービスに関連する現行の EU 法の取り消しを規定する 2023 年金融サービス市場法(FSMA 2023)の導入と 2022 年 12 月に発表された英国の金融サービス規制改革アジェンダの後における、英国およびその他の非 EU 金融機関の EU 市場へのアクセスに関する、英国の EU 離脱後の英国の規制枠組みの継続的な発展。
- ・信用リスク、市場リスク、カウンターパーティ・リスク、オペレーションナル・リスクおよび信用評価調整に対する RWA アプローチの変更、ならびに RWA フロアートとレバレッジ比率の適用を含むバーゼル III パッケージ改革の実施。
- ・資本、流動性および資金調達に係る要件のより厳格な実施。
- ・低炭素経済への移行による移行リスクとその財政的効果を含む、グローバルでの気候変動の健全性フレームワークへの組み込み。
- ・小売業者および中小企業の預金者向けの中核的な銀行業務をその他のホールセールおよび投資銀行業務から分離することを求める、英国のリングフェンス制度の改革案。
- ・詐欺犯罪を防止できなかった場合等の、2023 年経済犯罪および企業透明性法における企業の刑事責任の改革。
- ・バークレイズ・バンク・グループ内の経営陣の説明責任(例えば、英国のシニア・マネージャーおよび認証レジーム、その他施行中または検討中／導入中の同様のレジームの要求事項)、ならびに役員報酬に関する要求事項。
- ・国際的に一貫性があり有効な運営モデルを実施するバークレイズ・バンク・グループの能力に影響を与える可能性のある、サービスおよびリソースの提供をオフショアリングまたはアウトソーシングする能力、または他国に所在する企業へ重大なリスクまたはデータを移転する能力に関する国内的または超国家的な要求事項の変更。
- ・企業による新たな脅威への対応とサイバー犯罪からの顧客の保護を確実にするための、金融犯罪、詐欺、市場濫用に関する基準と関連する統制フレームワークへの期待の高まり。
- ・経済制裁(域外的影響を有するものと地政学的緊張から生ずるもの)の適用および執行。
- ・各国で異なる影響を及ぼす可能性のあるバークレイズ・グループおよびその個々の事業体(バークレイズ・バンク・グループを含みます)の破たん処理戦略の取り決めから生じる要求事項。
- ・事業の中断に対する金融機関の対応や重要なサードパーティ・プロバイダーの役割の見直しへの関心の高まりを含め、オペレーションナル・レジリエンスの様々な側面に関する規制当局の期待や要求事項の増加。
- ・個人データの収集と利用、紛失や不正アクセスからの保護等、データのプライバシーに対する規制当局の継続的な注目。
- ・サイバーセキュリティ・リスク、サイバーセキュリティ・ガバナンスおよびそれに対応する開示と報告義務を特定、管理するための方針と手続に対する規制当局の注目。
- ・バークレイズ・バンク・グループやその他の金融機関に対して課されている規制上の料やその他の措置に示されているように、内部統制とリスク管理の枠組みの有効性に対する規制当局の継続的な注目。
- ・消費者の遅延損害金査定に影響を及ぼす、米国カード市場における最近の提案。

バークレイズ・バンク・グループに対する規制当局による監督およびバークレイズ・バンク・グループに適用される規制の詳細については、「監督および規制」のセクションをご参照ください。

v) 金利指標改革がバークレイズ・バンク・グループに及ぼす影響

各国の規制当局は、信頼性と堅牢性を高めるために、幅広い取引において支払額の算定に使用されているベンチマークや指数の改革に向けた国際的な取り組みを推進してきました。これらの改革により、特定のベンチマークや指数に関する手法や運用方法、代替的なリスク・フリー参照金利(RFR)の採用、特定のベンチマークの廃止、法規制の施行に著しい変更が生じました。

具体的には、特定のロンドン銀行間取引金利(LIBOR)のテナーが既に終了したか、永久的に指標性を喪失しており、シンセティック英ポンド LIBOR の 3 カ月物は 2024 年 3 月末に公表停止となり、シンセティック米ドル LIBOR の 1 カ月物、3 カ月物および 6 カ月物は 2024 年 9 月末に公表停止が予定されています。これらの動向にもかかわらず、金利指標改革の予測不可能な結果を考慮すると、これら動向のいずれかは、これらベンチマークのいずれかに連動または参照する金融商品に関してバークレイズ・バンク・グループを含む市場参加者に不利な影響を与える可能性があります。

代替的な RFR の利用可能性および／または適合性といった潜在的な変更に伴う不確実性、顧客や第三者の市場参加者の移行プロセスへの参加、必須文書化の変更から生じる課題、ならびに参考するベンチマークの停止前にフォールバック RFR に転換またはフォールバック RFR を追加できない特定のレガシー契約に対応するための法律の影響は、これらのベンチマークおよび指数を使用する広範な取引(影響を受けるベンチマークを使用して、バークレイズ・バンク・グループの金融資産・負債に含まれる支払額を算定する証券、貸付金、デリバティブ等)に不利な影響を及ぼす可能性があり、また、バークレイズ・バンク・グループは以下のような複数のリスクにさらされる可能性があります。

- コンプライアンス・リスク: 特定のベンチマーク(LIBOR 等)の使用から新たな代替的 RFR への移行に伴う措置を講じる際、バークレイズ・バンク・グループはコンダクト・リスクに直面します。これらは、バークレイズ・バンク・グループが(とりわけ)、(i) 操作的な市場活動、または虚偽や誤解を招く印象を生み出す市場活動を行っていると考えられる場合、(ii) 機密性の高い情報を誤用したり、利益相反を特定しない、適切に管理・緩和しない場合、(iii) 顧客に不適切な助言、誤解を招く情報、不適当な商品や許容できないサービスを提供する場合、(iv) 顧客に対する改善に対して一貫した手法を取らない場合、(v) クライアント・エクスボーダーに関連してコミュニケーションや移行活動を遅らせ、準備期間を十分に確保しない場合、または、(vi) 競合他社と情報の談合または不適切な共有を行う場合、顧客の苦情、規制上の制裁や評判に影響を及ぼす可能性があります。
- 訴訟リスク: バークレイズ・バンク・グループのメンバーは(とりわけ)、(i) 上記で特定されたコンダクト・リスク、(ii) 関連ベンチマークに連動する契約および債券の規定の解釈および強制力、(iii) 公表を停止した、またはまもなく停止するベンチマークの代替的 RFR への置き換えに対するバークレイズ・バンク・グループの備えや準備に関連して、規制上の調査および／またはその他の訴訟もしくは法的手続きに直面する可能性があります。
- 金融リスク: バークレイズ・バンク・グループの特定の金融資産・負債の評価額は変動する可能性があります。さらに、代替的 RFR への移行により、バークレイズ・バンク・グループのメンバーが特定の金融資産に対する受取額を算定しモデル化する能力や、特定の金融負債(バークレイズ・バンク・グループの発行債券等)に対する支払額を算定する能力に影響を与える可能性があります。これは、特定の代替的 RFR(英ポンド翌日物平均(SONIA)金利や担保付翌日物調達金利(SOFR)等)がパラレルバック・レートであること、すなわち、観察された過去の金利を参照して算定されるため、利息支払額は期間終了後にしかわからないことに起因しています。対照的に、将来予測に基づくターム・レート(LIBOR 等)では、借手が利息期間の開始時に、当該利息期間末日における支払額を正確に算定することができます。これにより、バークレイズ・バンク・グループのキャッシュフローに重大かつ不利な影響が及ぶ可能性があります。
- プライシング・リスク: 既存のベンチマークや指数の変更、ベンチマークや指数の廃止、代替的 RFR への移行は、バークレイズ・バンク・グループが特定の取引に用いる価格決定の構造に影響を与える可能性があります。
- オペレーションナル・リスク: 既存のベンチマークや指数の変更、ベンチマークや指数の廃止、代替的 RFR への移行により、バークレイズ・バンク・グループの IT システム、取引報告に係るインフラ、業務プロセスや統制の変更を要求される可能性があります。さらに、支払額の算定にベンチマークや指数を利用できなくなった場合、バークレイズ・バンク・グループは、新規および既存の取引のための文書の修正および／または既存のベンチマークや指数から新たなベンチマークや指数への移行に伴う費用を負担する可能性があります。
- 会計上のリスク: IAS 第 39 号に準拠してヘッジ会計を適用できない場合、バークレイズ・バンク・グループの経営成績が大きく変動する可能性があります。

これらの要素のいずれも、バークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態、見通しおよび評判に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

vi) デリバリー・リスクと執行リスクの変更

バークレイズ・バンク・グループは常に、顧客の行動やニーズの変化、技術開発、規制当局の期待、競争の激化、コスト管理の取り組みに応じて、ビジネスのやり方を適応および変革しています。そのため、変革プロジェクトの効果的な管理は、バークレイズ・バンク・グループの戦略的優先事項を成功裏に実現するために欠かせません。これには、外部主導のプログラムと、収益の成長、商品の改良および業務効率化を実現するための主要なビジネスイニシアチブの両方を提供することが含まれます。これらの優先順位を満たすために必要なプロジェクトの規模、複雑さ、また、場合によっては同時発生する要求により、執行リスクが高まる可能性があります。

バークレイズ・バンク・グループの戦略を実行する能力は、運用能力およびバークレイズ・バンク・グループが事業を行う規制環境の複雑さが増すことによって制限される可能性があります。さらに、バークレイズ・バンク・グループは引き続きコスト管理の取り組みを行っていますが、期待したほどの効果が出ておらず、コスト削減目標を達成できない可能性があります。

これらの戦略的取り組みから期待される効果を実現または達成できない、さらに／または顧客およびステークホルダーの期待に応えられないことは、バークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態、顧客の結果、見通しおよび評判に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

個別の主要リスクに影響を及ぼす重大な既存リスクおよび新興リスク

i) 気候リスク

気候リスクとは、物理的リスクおよび低炭素経済への移行に伴うリスクによる、気候変動から生じる金融リスク（信用リスク、市場リスク、財務リスクおよび資本リスク）ならびにオペレーションル・リスクへの影響を指します。

気候変動の影響は、その範囲と規模において極めて重大である可能性があり、様々なセクターや地理的範囲内で事業を行う多くの企業に影響を及ぼす可能性があり、ひいては金融システムへのダウンストリームの影響につながる可能性があります。銀行やその他の金融機関には、その業務を通じた直接的な影響だけでなく、顧客やクライアントを通じた間接的な影響も及ぶ可能性があります。このような背景を踏まえ、また、2050年までにネット・ゼロ・バンクになるとという当グループの目標を支援するために、バークレイズのERMFにおいて気候リスクは主要リスクとされています。

サイクロン、ハリケーン、洪水等の急性現象や、気候パターンの長期的な変化等の慢性現象等、気候変動に起因する物理的リスクは、頻度や深刻さを増しながら発生する可能性があることが、科学的研究から示唆されています。一部の地域は、特定の事象にさらされる、さらに／または脆弱になる場合、他の地域よりも深刻な影響を受けると予想されます。

物理的リスク事象による経済への潜在的な影響には、GDP成長率の低下、失業率の上昇、サプライチェーンの混乱に伴う原材料や商品の不足、資産価格の著しい変動が含まれる場合があります。これらの要因により、バークレイズ・バンク・グループおよびそのクライアントのビジネスモデルや収益性が影響を受ける可能性があります。当グループのクライアントの不動産および事業運営に被害が生じると、生産能力の低下、業務コストの増加、保険適性への影響およびこれら不動産の価値の低下を招く可能性があります。その結果、クライアントの信用力が低下し、ひいては当グループのポートフォリオにおいて債務不履行、延滞、償却および減損費用が増加する可能性があります。物理的ハザードは、それが発生した国のソブリンの信用力にも影響を与える可能性があります。ソブリン債の信用格付けの低下は、当該ソブリン債の資本へのアクセスや銀行の流動性パッファーへの組み入れの適格性に影響を及ぼす可能性があります。これらのハザードは、バークレイズ・バンク・グループが保有する投資の価値にも影響を及ぼす可能性があります。

低炭素経済への移行には、政策や規制上の変更、国や地域の新たなコミットメント、新たな技術革新および産業内の需給システムの変更が必要です。低炭素経済への移行は、消費者行動や市場感情の変化を引き起こす可能性もあります。こうした変化は、企業のコスト増加や商品・サービスに対する需要の減少（早期退職や資産の減損を含みます）、または売上や収益性の低下を招く可能性があります。バークレイズ・バンク・グループのクライアントのうち、こうした変化の影響を受けやすく、その影響にさらされている企業は、財政難に直面する可能性があり、その結果、信用力に影響が及ぶ可能性があります。加えて、バークレイズ・バンク・グループのクライアント、顧客、カウンターパーティ（特に炭素集約度の高いセクター）の信用力への影響は、気候関連の法的措置や調査の結果生じる可能性もあり、そのような措置の結果が重大な財務上の影響を及ぼす場合もあります。これにより、バークレイズ・バンク・グループのポートフォリオ内の信用リスクが増加する可能性があります（信用リスクの詳細については、英語原文40ページの「(ii) 信用リスク」をご参照ください）。移行リスク要因と物理的リスク要因の両方とも価格ボラティリティの増大や市場商品の価格改定につながる可能性があり、その結果、バークレイズ・バンク・グループが保有する市場商品の価値に影響を及ぼす可能性があります。

バークレイズ・バンク・グループの建物も、気象現象による物理的な損害を受け、バークレイズ・バンク・グループのコスト増加につながる可能性があります。経済が低炭素経済に移行するにつれ、金融機関も、ステークホルダーの期待、政策、貸付業務に影響を及ぼし得る法規制の大幅かつ急速な進展、ならびに貸付ポートフォリオや資産価値に関連するリスクに直面する可能性があります。リスク・フレームワークに気候リスク管理を適切に組み込んでいない場合、バークレイズ・バンク・グループのブランド、競争力、収益性、資本要件、資金調達コスト、財政状態および事業拡大能力に重大かつ不利な影響を与える可能性があります。

2020年3月、当グループは、2050年までにネット・ゼロ・バンクになるという目標と、すべての資金調達活動をパリ協定の目標とタイムラインに合わせるというコミットメントを発表しました。これらの目標とターゲット、および当グループが将来コミットする可能性のあるその他の気候関連目標またはターゲットを達成するために、当グループは引き続き、戦略、事業モデル、顧客に提供する商品およびサービス、ならびに金融および非金融リスク管理プロセスに気候への配慮を組み込みます。これらには、気候変動の結果、当グループが直面する様々な金融および非金融リスクを測定および管理するプロセスが含まれます。

バークレイズ・バンク・グループはまた、その戦略と事業モデルを、変化する国内外の基準、業界および科学的慣行、規制要件、ならびに気候変動に関する市場の期待に適応させなければなりませんが、それらはまだ発展段階にあります。これらの基準、慣行、要件、期待が、バークレイズ・バンク・グループがその目標とターゲットを達成するのに必要なコストや労力を大幅に増加させる方法で変更される可能性は依然として残ります。さらに、バークレイズ・バンク・グループのコントロールが及ばない状況や外的要因（地政学的問題、エネルギー安全保障、エネルギー貧困、低炭素経済への移行等のその他の考慮事項を含みます）の変化により、当グループの大望と目標はより厳しいものとなる可能性があります。バークレイズ・バンク・グループが（とりわけ）英国、米国、EUまた

はその他の市場における国際的な規制の進展、あるいはステークホルダーの期待の結果として、気候関連の目標とターゲットの達成を早める選択をした場合、またはそれを要求された場合、達成がさらに危ぶまれる可能性があります。

バークレイズの気候関連の目標とターゲットの達成は、バークレイズ・バンク・グループではコントロールできない多数の要素によっても影響を受けることとなり、これには物理的気候モデルによる信頼性のあるハザード予測、およびクライアントに及ぼされる気候に関する影響を測定／評価するためのデータ／モデルの利用可能性が含まれます。ネット・ゼロへの道筋は不確実で複雑であり、低炭素化のテクノロジーの進歩、ネット・ゼロ目標達成に向けたクライアントによる集団行動、バークレイズ・バンク・グループが事業を展開する市場における支援的な公共政策等、様々な分野における進展に左右されます。前述の領域で進展が見られない場合、バークレイズは気候関連の目標とターゲットを達成できない可能性があり、これはバークレイズ・バンク・グループの事業、業務、財政状態、見通しおよび評判に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

気候変動に対するバークレイズ・バンク・グループのアプローチの詳細については、「気候リスク管理」のセクションをご参照ください。

ii) 信用リスク

信用リスクとは、ソブリンを含むクライアント、顧客またはカウンターパーティが、元本、利息、担保およびその他の債権を全額期日通りに支払うという当グループのメンバーに対する義務を完全に履行できることにより、バークレイズ・バンク・グループが損失を被るリスクを指します。信用リスクは、より広範な経済状況を含む、当グループのコントロールが及ばない多くの要因により影響を受けます。

a) 減損

減損は IFRS 第 9 号の要件に従って計算されています。ECL に基づく損失引当金は、幅広い金融指標と複雑な判断を用いて将来の見通しに基づき測定されています。したがって、減損費用は、特にストレス条件下において変動する可能性があり、また、実際の信用損失を正確に予測することができない可能性があります。バークレイズ・バンク・グループが ECL で信用損失を正確に予測できないことで、バークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響が及ぶ可能性があります。

詳細については、英語原文の注記 8 をご参照ください。

b) 特定のポートフォリオ、セクターおよび集中

バークレイズ・バンク・グループは、借手およびカウンターパーティに対する貸付金の信用の質および回収率の変化から生じるリスクにさらされています。また、バークレイズ・バンク・グループは、特定のセクターの借手およびカウンターパーティ、または特定の種類の借手およびカウンターパーティに重大なエクスポージャーを有する場合には、これらのリスクの集中にさらされていることになります。これらの借手およびカウンターパーティの信用状態が悪化した場合、貸付金の回収可能性が低下し、減損費用が増加する可能性があります。したがって、以下の領域に関する不確実性のいずれも、バークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

- ・ **消費者の返済能力:**生活費の圧迫が続く中、特に無担保貸付において引き続き重点項目となっています。失業率、高金利、より広範なインフレ圧力等のマクロ経済要因が、顧客の債務返済能力に影響を与え、無担保商品の延滞の増加につながる可能性があります。
- ・ **英国のリテール、ホスピタリティおよびレジャー:**長期化する生活費の圧迫、消費者信頼感の低下、または消費者に不利な影響を及ぼすその他のマクロ経済要因が需要縮小の引き金となる可能性があり、事業コストの上昇、および英国のリテールについては、オンラインショッピングへの構造的变化と相まって、消費者の自由裁量消費に大きく依存するセクターに 2024 年はさらなるプレッシャーをかけると考えられます。こうしたプレッシャーが続く間は、小売業、ホスピタリティ業とその貸主の債務不履行の可能性が高まり、バークレイズ・バンク・グループの英国コーポレート・ポートフォリオに対する潜在的なリスクとなります。
- ・ **不動産市場:**バークレイズ・バンク・グループは、不動産価格の大幅な下落により減損が増加するリスクにさらされています。バークレイズ・バンク・グループのコーポレート・エクスポージャーは保守的なポジションにあるものの、依然として経済環境の悪化による影響を受けやすく、バークレイズ・バンク・グループの（主に）米国のオフィス用商業用不動産のエクスポージャーでは、2023 年中に中程度のストレスが発生しています。「ハイブリッド」勤務の常態化等、勤務形態の構造的变化が成熟するにつれて、バークレイズ・バンク・グループはさらなるストレスにさらされています。収益の源泉が生活必需品ではない事業テナントにサービスを提供する貸主も、家賃収入減少のリスクにさらされています。
- ・ **レバレッジの引受:**バークレイズ・バンク・グループは、特に米国および英国において、単一銘柄に係るリスクを含む非投資適格引受リスクをとっています。2023 年の引受市場における投資家の投資意欲の低迷により、バークレイズ・バンク・グループは引受期間の延長とマルクのマイナス変動にさらされました。2024 年も厳しい市況が続き、オンブックのエクスポージャー計上がさらに長期化した場合、状況はさらに悪化し、バークレイズ・バンク・グループの損失（および資本費用の増加）につながる可能性があります。
- ・ **イタリアのモーゲージおよびホールセール・エクスポージャー:**バークレイズ・バンク・グループは、住宅ローン・ポートフォリオの流出およびホールセール顧客向けポジションを通じて、イタリア経済環境の悪化にさらされています。2024 年のイタリアの経済成長率は 1%を下回ると予想されており、イタリア国債の 5%の利回りを打ち消すには不十分です。公的債務は GDP の 144%に達し、（EU のパンデミック後の復興基金から約 700 億ユーロを受け取っていますが）財政赤字は 5%を超えると推定されるため、公共支出を削減できなければ、債務水準が管理不能になるおそれがあります。これにより、イタリア

政府が欧州委員会や ECB と対立して投資家の信頼を損なうリスクがあり、景気回復が遅れる可能性があり、ひいては、信用損失の増加や減損費用の増加等(これらに限定されません)、バークレイズ・バンク・グループの経営成績に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

- **石油およびガス・セクター:** 2023 年中の市場エネルギー価格の高騰は、エネルギー・セクターの企業のバランスシートの健全性を回復させました。しかし、長期的には、再生可能エネルギー資源への移行に伴うコストが、石油・ガス企業にさらに多くの財務的負担を与える可能性があります。
- **航空業界:** 低マージン(観光客)の渡航需要がパンデミック前の水準に回復したため、同セクターは 2023 年に黒字に転換しました。とはいえ、この変化は実を結びつつも、バークレイズ・バンク・グループのクライアントの収益源、ひいてはその債務返済能力に対するリスクは依然として高まっています。こうしたリスクは、高マージンの業務渡航の構造的減少、欧州の航空会社市場における統合、新たに浮上した「偽部品」スキヤンダルに伴う風評被害および／またはコスト、不安定な原油価格、異常気象の増加、航空旅行が気候変動に与える影響に対する懸念等に起因しています。
- **情報技術セクター:** 米国の有名企業が大半を占めますが、多くの企業は提供する製品の採算性に苦戦し、特に規制当局の監視が強まるにつれて風評リスクの増大に直面しています。バークレイズ・バンク・グループのこのセクターのクライアントは、その活動の性質上、データセキュリティ侵害やランサムウェアおよび／またはサイバー攻撃、ならびに人工知能の悪用によるリスクの高まりに直面しており、これらすべてがクライアントの債務返済能力にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。
- **逼迫した労働市場を抱える、底堅い米国経済:** FRB のコンセンサス予想では、失業率は 2024 年にピークに達すると示唆されています。当グループは、個人貯蓄率、消費支出カテゴリー(裁量支出か必需支出か)、高水準の消費者負債、家計全体の純資産に関連する消費者動向を引き続き注視しています。

バークレイズ・バンク・グループは、貸付業務およびトレーディング業務(デリバティブ取引を含みます)のいずれにおいても、シングル・ネームのカウンターパーティ(ブローカー、中央清算機関、ディーラー、銀行、ミューチュアルファンド、ヘッジファンド、およびその他の機関投資家)に対して個別に大口エクスポージャーを有しています。カウンターパーティによる債務不履行が 1 件でも発生すれば、類似する活動に関与するクライアントに伝播し、さらに／または追加証拠金の請求により、そうしたカウンターパーティによる流動性確保のための迅速な資産処分が必要となった場合には、資産価値に不利な影響を及ぼす可能性があります。さらに、担保によって当該カウンターパーティ・リスクが軽減されている場合には、保有している担保が現金化できない場合、または貸付金もしくはデリバティブに係るエクスポージャーの全額を回収するには不十分な価格で清算されなければならない場合には、信用リスクが高い状態が続く可能性があります。こうした債務不履行は、信用損失および減損費用の増大等により、バークレイズ・バンク・グループの業績に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

バークレイズ・バンク・グループの信用リスクへのアプローチの詳細については、「信用リスク管理」および「信用リスクパフォーマンス」のセクションをご参照ください。バークレイズ・バンク・グループのクライアント、顧客およびカウンターパーティ(特に炭素集約度の高いセクター)の信用力への影響は、バークレイズ・バンク・グループのクライアント、顧客およびカウンターパーティ(特に炭素集約度の高いセクター)に対して開始された気候関連の法的措置や調査の結果生じる可能性もあり、そのような措置の結果が重大な財務上の影響を及ぼす場合には、バークレイズ・バンク・グループのポートフォリオ内の信用リスクを増大させる可能性もあります。

iii) 市場リスク

市場リスクとは、金利、外国為替レート、株価、コモディティ価格、信用スプレッド、インプライド・ボラティリティや資産相関関係等の市場変数の変動から生じるバークレイズ・バンク・グループの資産・負債価値の不利な潜在的変動により損失を被るリスクを指します。

経済・金融市場の不確実性は、インフレの高まりと金融引き締め策により依然として高まっており、いずれも地政学的紛争や特異な市場イベントによってさらに悪化しています。混乱をきたす金利の上昇または低下の調整、ならびに貿易および地政学的緊張の悪化が、バークレイズ・バンク・グループのポートフォリオの市場リスクを高める可能性があります。

さらに、バークレイズ・バンク・グループのトレーディング業務は、資産価格のボラティリティが高い期間が長期化した場合、特にそれが市場流動性に不利な影響を及ぼす場合には、脆弱になる可能性があります。このようなシナリオは、バークレイズ・バンク・グループがクライアント取引を実行する能力に影響を与える可能性があり、その結果、クライアント取引からのフロー収益の減少および／または既存の資産ポートフォリオの市場ベースの損失が発生する可能性があります。これらには、相場の水準やそれに伴うボラティリティの変化に応じてダイナミックに管理する必要のあるリスクのバランスを再調整することによって増加するヘッジ・コストが含まれます。

市況の変化はバークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

バークレイズ・バンク・グループの市場リスクへのアプローチの詳細については、「市場リスク管理」および「市場リスクパフォーマンス」のセクションをご参照ください。

iv) 財務および資本リスク

バークレイズ・バンク・グループが直面する財務および資本リスクには、主に 3 つの種類があります。

a) 資本リスク

資本リスクとは、自己資本の水準または構成が不十分であるため、バークレイズ・バンク・グループが通常の業務活動を行うことができない、または、通常の事業環境およびストレスのかかった状況下(実際にストレスのかかった状況と内部計画または規制上のストレステスト目的で定義されるストレスのかかった状況の両方)で規制上の所要自己資本を満たすことができないリスクを指します。これには、バークレイズ・バンク・グループの年金制度から生じるリスクも含まれます。バークレイズ・バンク・グループが直面する主要な資本リスクには以下が含まれます。

- ・ **ブルデンシャル資本規制要件の不遵守:**これにより、バークレイズ・バンク・グループは、一部またはすべての事業活動をサポートすること、および規制上のストレステストをパスすることができなくなる可能性があります。また、投資家の投資意欲や信用格付けの低下による資金調達コストの上昇、配当への制限、および／またはバークレイズ・バンク・グループの資本もしくはレバレッジの状態を強化するための追加的な措置を講じる必要性が生じる可能性もあります。
- ・ **為替レートの不利な変動による自己資本比率への影響:**バークレイズ・バンク・グループは、外貨建ての資本資源、リスク調整後資産およびレバレッジ・エクスポージャーを有しています。為替レートの変動は、これらの項目の英ポンド換算額に不利な影響を及ぼす可能性があります。そのため、バークレイズ・バンク・グループの規制上の自己資本比率は、為替レートの変動に左右されます。バークレイズ・バンク・グループのバランスシートを外貨の動向を考慮して適切に管理できない場合、バークレイズ・バンク・グループの規制上の自己資本比率およびレバレッジ比率が不利な影響を受ける可能性があります。
- ・ **年金基金に係る不利な変動:**確定給付年金制度の年金資産・負債に係る不利な変動は、責任準備金の積立不足および／またはIAS第19号に基づく会計上の積立不足を生じさせる可能性があります。これにより、バークレイズ・バンク・グループが年金制度に多額の追加拠出を行う可能性、および／または資本ポジションが悪化する可能性があります。年金基金資産の市場価額が下落するか、投資リターンが減少する可能性があります。IAS第19号では、負債の割引率は優良社債の利回りに基づき算出されます。したがって、バークレイズ・バンク・グループの確定給付型年金制度の評価は、長引く低金利および／または信用スプレッド環境による割引率の長期的な低下によって、不利な影響を受けると考えられます。また、インフレは、長期的なインフレ予想が高まることで負債に不利な影響を及ぼすため、年金基金にとってのもうひとつの重要なリスク要因となります。

b) 流動性リスク

流動性リスクとは、バークレイズ・バンク・グループが契約上の債務もしくは偶発債務を履行できないリスク、または資産を維持するための適切な金額、期間、構成の資金および流動性を有していないリスクを指します。その結果、バークレイズ・バンク・グループは、規制上および／または内部の流動性要件を満たせなくなったり、期日通りに元本と利息の返済を行えなくなったり、日常の事業活動をサポートできなくなる可能性があります。バークレイズ・バンク・グループが直面する主要な流動性リスクには以下が含まれます。

- ・ **バークレイズ・バンク・グループの預金資金調達プロファイルの安定性:**要求払預金または通知預金は、バークレイズ・バンク・グループが顧客および投資家の現在の信頼水準を維持できること、または銀行業界の競争による不利な影響を受ける可能性があります。
- ・ **ホールセール資金調達に対する継続的なアクセス:**バークレイズ・バンク・グループは、マネー・マーケットや資本市場に定期的にアクセスし、その業務を支援するために短期および長期の有担保および無担保資金提供を行っています。カウンターパーティの信頼の喪失、または不利な市況(最近の金利上昇等)は、バークレイズ・バンク・グループの無担保および有担保のホールセール資金調達のテナーの短縮またはコストの増加、あるいはバークレイズ・バンク・グループの資金調達へのアクセスに影響を及ぼす可能性があります。
- ・ **市場のボラティリティの影響:**資産価格のボラティリティの上昇を伴う不利な市況は、(i)流動性プール証券を現金化する際のデリバティブ証拠金の増加および／またはヘアカットの拡大を通じて、バークレイズ・バンク・グループの流動性ポジションにマイナスの影響を及ぼし、(ii)バークレイズ・バンク・グループの安全な資金調達取引の実行をより困難にする可能性があります。
- ・ **日中流動性の利用:**日中取引目的に必要な現金および流動資産は他の用途に使用できないため、支払および証券決済システムでの担保要求額の増加が、バークレイズ・バンク・グループの流動性ポジションに不利な影響を与える可能性があります。
- ・ **オフバランスのコミットメント:**経済情勢および市況の悪化により、顧客は、例えば、リボルビング信用枠等、顧客に提供されたオフバランスのコミットメントを利用する可能性があり、バークレイズ・バンク・グループの流動性ポジションにマイナスの影響を与える可能性があります。
- ・ **信用格付の変更と資金調達コストへの影響:**信用格付けの低下(特に投資適格を下回る格下げ)は、バークレイズ・バンク・グループの短期金融市場や資本市場へのアクセスおよび／またはバークレイズ・バンク・グループが市場資金を調達できる条件への影響(例えば、調達コストの増加や信用スプレッドの拡大、デリバティブ契約やその他の担保付資金調達契約における追加担保もしくはその他の要件の追加、またはバークレイズ・バンク・グループと取引を行おうとするカウンターパーティの範囲の制限)を生じさせる可能性があります。

c) 銀行勘定における金利リスク

銀行勘定における金利リスクとは、(トレーディング目的以外の)資産および負債の金利エクスポージャーのミスマッチのために、バークレイズ・バンク・グループの自己資本または収益が不安定になるリスクを指します。バークレイズ・バンク・グループの銀行勘定における金利リスクのヘッジ・プログラムは、行動上の前提条件に依拠しているため、ヘッジ戦略の有効性は保証されていません。ヘッジの前提条件のバランスまたはデュレーションの潜在的なミスマッチにより、適切にヘッジされていない金利変動が生じた場合には、利益が悪化する可能性があります。金利低下も、リテールおよびコーポレート・ポートフォリオの純利ざやを圧縮する可能性があります。さらに、バークレイズ・バンク・グループの流動資産ポートフォリオは、市場金利および価格の変動により引き起こされる自己資本および／または収益のボラティリティによる影響を受け、これにより、バークレイズ・バンク・グループの資本ポジションに重大かつ不利な影響が及ぶ可能性があります。

バークレイズ・バンク・グループの財務および資本リスクへのアプローチの詳細については、「財務および資本リスク管理」と「財務および資本リスクパフォーマンス」のセクションをご参照ください。

v) オペレーションル・リスク

オペレーションル・リスクとは、プロセスまたはシステムの不備もしくは欠陥、人的要因、または根本的原因が信用リスクまたは市場リスクによるものではない外的事象等の理由により当グループが損失を被るリスクを指します。これには以下のような例が含まれます。

a) オペレーションル・レジリエンス

当グループは、顧客とクライアントが一貫性のある円滑な業務プロセスを期待する、競争の激しい市場において機能しています。当グループのテクノロジー・システムの障害、サイバーおよび／またはデータの整合性の中断、グループ拠点の利用不能、小売支店網を通じて提供される不動産サービスの終了、または第三者が提供する人材またはサービスの利用不能から生じるものであるかどうかにかかわらず、業務プロセスの障害または中断は、当グループ内および金融サービス業界全体における重要な固有リスクであり、大規模なサイバー攻撃からの回復には特に困難が伴います。業務プロセス、または当グループの業務プロセスが依拠しているサービスにおいてレジリエンスおよび回復機能を確立することができなければ、顧客の重大な損害、当グループの顧客やクライアントが被った損失の弁済費用、および風評被害が発生する可能性があります。

b) サイバー攻撃

サイバー攻撃は、攻撃件数の増加と被害の増大からも分かるように、すべての業界に存在するグローバルな脅威となっています。金融セクターは依然としてサイバー犯罪、敵対国家、オポチュニストおよびハакティビストの主要なターゲットとなっています。当グループは、他の金融機関と同様、多くのサイバーセキュリティの侵害にあっています。2023年にバークレイズが経験したサイバーセキュリティのインシデントには、分散型サービス妨害(DDoS)、フィッシング、クレデンシャル・スタッキング、ソフトウェアの脆弱性の悪用が含まれていました。

当グループは、サイバー攻撃に対する絶対的な安全性を提供することはできません。悪質な攻撃者は資金を盗み、データに不正アクセスし、破壊または不正操作を行い、事業運営を混乱させようとし、その手口、策略、手法、手順はますます巧妙になっています。さらに、パッチや防御策が入手可能となり提供される前の新型またはゼロデイ攻撃のように、攻撃されるか、環境に侵入されるまで分からない、または発見されない場合もあります。また、パッチ適用や他の防御策の展開が進行中であるものの、まだ完了していない期間を利用する攻撃もあります。また、悪質な攻撃者は、予防、検知、警戒機能を回避するための手法を開発することが増えており、これにはカウンターフォレンジック手法の利用が含まれ、対策はより困難になっています。サイバー攻撃は多種多様なソースから発生する可能性があり、当グループ、またはサービス・プロバイダーやその他のサプライヤー、カウンターパーティ、従業員、請負業者、顧客やクライアント等の関係者が利用するネットワーク、システム、アプリまたはデバイスに対する攻撃を含む、様々な手口で当グループを標的とすることがあり、当グループの防御範囲は広範囲かつ複雑なものになってきています。さらに、当グループは、クライアント、顧客、カウンターパーティ、第三者のサービス・プロバイダーおよびサプライヤーのシステムのサイバーセキュリティを直接管理することではなく、特定の脅威を効果的に保護および防御する当グループの能力は限定的です。当グループの第三者のサービス・プロバイダーおよびサプライヤーの一部は、サイバーセキュリティ侵害を経験しています。これらには、サービス・プロバイダーまたはサプライヤーの業務を混乱させ、場合によっては、当グループの業務に影響を与えるランサムウェア攻撃が含まれていました。このようなサイバー攻撃は今後も続くことが予想されます。

また、当グループのサイバーセキュリティに関する方針、手続または統制の不遵守、従業員の不正行為、人的・統治上または技術上のミスが発生した場合、サイバー攻撃をうまく予防および防御する当グループの能力が損なわれる可能性があります。さらに、ライフサイクルが終了した、または終了が近づいている一部のレガシーテクノロジーでは、許容範囲内の水準のセキュリティを維持できない可能性があります。当グループは過去にサイバーセキュリティのインシデントやニアミスを経験しており、将来もインシデントが発生することは避けられません。インターネット上で提供されるサービスの継続的拡大に対する業界全体の需要の増加や顧客の期待の高まり、インターネットベースの商品、アプリケーション、データストレージへの依存度の高まり、ますます巧妙化する攻撃を容易にするために使用される可能性のあるAIの出現、COVID-19パンデミックの長期的な結果起こる当グループの従業員、請負業者、第三者のサービス・プロバイダーおよびサプライヤーとそのサブコントラクターの働き方の変化等の要因により、サイバーセキュリティ・リスクは高くなると見込まれます。悪質な攻撃者は、リモートワークの習慣や顧客行動の変化に乗じて、防御を逃れる新たな手口でこの状況を不当に利用しています。さらに、地政学的混乱により、バークレイズに直接的に、あるいはバークレイズの重要なサプライヤーや国家インフラを通じて間接的に影響を及ぼす可能性のあるサイバー攻撃のリスクが高まる可能性があります。近年、当グループは、東欧や中東における紛争の影響により、サイバー攻撃のリスク増大に直面しています。

サイバー攻撃の一般的な種類には、システムやデータに侵入するマルウェアの拡散、暗号化によってシステムとデータを利用できなくなるランサムウェア攻撃、恐喝目的での事業の中止やデータ窃盗、新型またはゼロデイ攻撃、サービス拒否や分散型サービス拒否(distributed denial of service)攻撃、ビジネスメール詐欺を介した侵害、フィッシング、ビッキングやスマッシング等のソーシャルエンジニアリングを介した侵害、ポットネットを利用した自動攻撃、外部顧客、ベンダー、サービス・プロバイダーおよびサプライヤーのアカウント乗っ取り、内部関係者による悪質行為、過去に流出したログインとパスワードのペアを利用した認証情報の窃取やリスト型攻撃等があります。サイバー攻撃が成功すると、契約上の責任、請求、訴訟、規制当局やその他の政府による措置、既存顧客または新規顧客の喪失、当グループのブランドと評判の低下、その他の財務的損失等、当グループまたはそのクライアントや顧客に重大な被害をもたらす可能性があります。サイバー攻撃が成功すると、事業運営にも影響を及ぼす可能性が高く(サービス、ネットワーク、システム、デバイス、データの利用停止等)、その修復には多大なコストがかかる可能性があります。

世界中の規制当局は、サイバーセキュリティが金融セクターにとってシスティック・リスクであることを引き続き認識しており、金融機関がサイバー攻撃に対する監視、管理およびレジリエンス向上させる必要性を強調してきました。サイバー攻撃が成功すれば、当グループに対する多額の規制上の罰金が生じる可能性があります。さらに、これらのリスクを軽減するために導入された新たな規制措置は、当グループのテクノロジーおよびコンプライアンスコストの増加につながる可能性があります。

c) 新技術および先端技術

テクノロジーは、当グループの事業および金融サービス業界にとって基本的なものです。テクノロジーの進化は、当グループ全体に新しく革新的なビジネス手法を開発する機会を提供しており、新たなソリューションが社内および第三者企業と共同で開発されています。例えば、決済サービス、株式、先物やオプション取引の多くが、当グループのシステムとその他の代替システムの両方を介して電子的に行われるようになっており、自動化が進んでいます。電子決済および電子取引システムの利用の拡大や取引市場への直接的な電子アクセスにより、当グループのコストベースが著しく削減される可能性がある一方、当グループがこれらの取引に課すコミッショナ、手数料やマージンが減額される可能性もあり、当グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。AIの急速な発展も、当グループが注意深く監視している分野です。これには、当グループ自身の業務におけるAIの責任ある導入のための潜在的なユースケースの特定や、サイバーセキュリティや詐欺等、第三者によるAIの使用がもたらす可能性のある脅威の管理が含まれます。

しかしながら、新たな形態のテクノロジーを導入することは、固有リスクを増大させる可能性があります。事業開発・運営のすべての段階において、リスクを評価、積極的に管理、および注意深くモニタリングしなければ、新たな脆弱性やセキュリティ上の欠陥をもたらし、当グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

d) 第三者による不正行為

不正行為の種類は様々で、進化を続けています。犯罪者は、パークリーズ・バンク・グループの事業活動を標的とし、顧客の行動や利用する商品・チャネルの変化(デジタル化された商品の利用増加やオンラインサービスの強化等)や新商品を不當に利用する機会を模索しています。詐欺的攻撃は非常に巧妙な場合があり、組織化された犯罪グループが首謀犯であることが多く、詐欺行為に利用する機密情報や個人情報を入手するために、様々な手口で顧客やクライアントを直接的に標的としています。これらの不正行為の影響は、顧客の損害、財務上の損失(顧客が被った損失の弁済を含みます)、事業の喪失、規制当局による問責、事業機会の逸失および評判の悪化につながる可能性があり、いずれもパークリーズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

e) データ管理および情報保護

パークリーズ・バンク・グループは、個人情報、財務データおよびその他の機密情報等、大量のデータを保有・処理しており、パークリーズ・バンク・グループの事業は、EUと英国で適用される一般データ保護規則 2016/679(General Data Protection Regulation)といったデータのプライバシーや保護を規定する複雑で現在も発展途上の法律および規制の対象となっています。このデータは、(i)パークリーズ・バンク・グループのクライアント、顧客、ならびに将来のクライアントおよび顧客とその従業員(ii)パークリーズ・バンク・グループのクライアントおよび顧客のクライアントおよび顧客とその従業員、(iii)パークリーズ・バンク・グループのサプライヤー、カウンターパーティおよびその他の外部取引先とその従業員、(iv)パークリーズ・バンク・グループの従業員と将来の従業員に関連する可能性があります。

パークリーズ・バンク・グループの事業とITインフラの両方がグローバルな性質を有するということは、データと個人情報が、情報が帰属する以外の国でも入手可能であることを意味します。そのため、パークリーズ・バンク・グループは、個人情報を含むデータの収集、利用、移行、保管がすべての関連法規に準拠していることを確認しなければならず、これにより、(i)パークリーズ・バンク・グループのコンプライアンスおよび業務コストの増加、(ii)新商品・サービスの開発への影響、または既存の商品・サービスの提供への影響、(iii)商品・サービスのクライアントや顧客への提供方法への影響、(iv)パークリーズ・バンク・グループの経営陣による重要な監視に対する要求、(v)パークリーズ・バンク・グループの事業、業務およびシステムの構造の一部の要素に対する非効率な方法による見直し等が生じる可能性があります。

パークリーズ・バンク・グループによる個人情報を含むデータ保護の施策の有効性に対する懸念、またはこれらの施策が不十分であるという認識により、パークリーズ・バンク・グループがデータの喪失または利用停止のリスクにさらされたり、データの完全性の問題が生じたりする可能性があり、さらに／またはパークリーズ・バンク・グループが既存および将来のクライアントおよび顧客を失うことにより、パークリーズ・バンク・グループの収益が減少する可能性があります。

す。さらに、バークレイズ・バンク・グループがプライバシーやデータ保護に関する関連法規や規制を遵守できない、またはそのように認識された場合、契約上の責任、請求、訴訟、規制当局またはその他の政府による措置(重大な規制上の罰金を含みます)の対象となる可能性があり、また、特定の業務や実務慣行の変更が必要となることで、バークレイズ・バンク・グループによる特定の商品やサービスの開発や販売が妨げられたり、顧客への販売コストが増加したりする可能性があります。これらの事象はいずれも、バークレイズ・バンク・グループの評判を損なわせ、バークレイズ・バンク・グループに多額の罰金またはその他の科料を科し、バークレイズ・バンク・グループに補償的損害賠償の支払義務を負わせ、経営陣の時間と注意を奪い、そして規制当局の監督強化につながる可能性があり、他にも、事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

バークレイズ・バンク・グループに適用されるデータ保護規制の詳細については、「監督および規制」のセクションをご参照ください。

f) アルゴリズム取引

インベストメント・バンキング業務の一部の領域において、トレーディング・アルゴリズムを用いて、顧客および主要取引の価格設定およびリスク管理を行っています。アルゴリズムのエラーが生じた場合、取引の誤りや重複、システムの停止、バークレイズ・バンク・グループの価格決定活動に影響を及ぼす可能性があり、バークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態、見通しおよび評判に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

g) 事務処理上のエラー

バークレイズ・バンク・グループの事業は、大量の取引を日次で処理・監視する能力に大きく依存しており、その取引の多くは非常に複雑で、多くの様々な市場で、異なる通貨建てで行われます。バークレイズ・バンク・グループの顧客基盤と地理的範囲が拡大し、特に電子取引(電子取引をクライアント、規制当局、取引所にリアルタイムで報告する要求事項も含みます)の量、スピード、頻度、複雑さが増すにつれ、業務システムやインフラの開発、保守、アップグレードはより困難なものとなります。そのような取引に関連するシステム上および人為的エラーのリスクがこのような動向とともに高まるだけでなく、関連する取引のスピードや量に起因するエラーの潜在的な影響が拡大し、その影響が限定的なものとなるようエラーの検出を迅速に行うことも難しくなっています。さらに、取引量の急増等、バークレイズ・バンク・グループが全体またはその一部を管理しきれない事象は、バークレイズ・バンク・グループの取引処理能力またはバンкиングや決済サービスの提供能力に不利な影響を及ぼす可能性があります。

事務処理上のエラーは、とりわけ、(i) クライアントおよびカウンターパーティに情報、サービスおよび流動性をタイムリーに提供できない、(ii) 取引の決済および／または確認ができない、(iii) 送金、資本市場取引および／またはその他の取引が誤って行われる、不正に行われる、予期せぬ結果をもたらす、(iv) 金融市場、取引市場または為替市場に不利な影響を及ぼす、といった結果をバークレイズ・バンク・グループにもたらす可能性があります。これらの事象のいずれも、バークレイズ・バンク・グループの顧客、クライアントおよびカウンターパーティに重大な不利益を与え(財務上の損失を含みます)、さらに／またはバークレイズ・バンク・グループが信頼を失うことになった場合には、バークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。これらの事象はいずれも、法律、規則または規制の違反、ひいては規制当局の強制措置につながる可能性があり、この結果、重大な財務上の損失、追加的な自己資本要件、規制監督の強化および風評被害が生じる可能性があります。

h) サプライヤーに係るエクスポート

バークレイズ・バンク・グループは、多くのサービス提供および技術開発をサプライヤーに依存しています。バークレイズ・バンク・グループはサプライヤーに依存している一方、サプライヤーの行動から生じるリスクについては引き続き、顧客およびクライアントに対して全面的な説明責任を負うことになり、損失を被った顧客およびクライアントに支払った金額をサプライヤーから回収できない可能性があります。外注サービス・サプライヤーおよびその下請けサプライヤーへの依存は、集中リスクを伴い、特定のサプライヤーによる失敗が顧客にとって重要なサービスを提供し続けるバークレイズ・バンク・グループの能力に影響を与える可能性があります。サプライヤー・リスクを適切に管理できることにより、バークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

i) 重要な会計方針および規制上の開示に関する見積りおよび判断

財務書類の作成には、IFRSに準拠した会計方針の適用と判断の行使が求められています。収益および自己資本の規制上の開示は、関連する自己資本報告要件に従って作成され、仮定および見積りの設定が必要となります。高度な判断もしくは複雑性を伴う重要な領域、または連結・個別財務書類ならびに規制当局への報告および開示にとって仮定が重要となる領域には、信用に関する減損引当、税金、金融商品の公正価値、年金および退職後給付、RWAおよび資本の計算、ならびに特定行為・訴訟、競争および規制に係る引当金が含まれます(詳細は、監査済財務書類に対する注記をご参照ください)。行使された判断、または使用された見積りもしくは仮定が、その後適切でないことが判明した場合、またはバークレイズ・バンク・グループの規制当局からのその後のフィードバックの結果として変更された場合、バークレイズ・バンク・グループが予想または備えていた以上の重大な損失(規制当局への報告や資本開示における取り扱いが変更された結果を含みます)が生じるリスクがあります。解釈の変更により資本要件が満たされなくなった場合、バークレイズ・バンク・グループの配当方針の遵守に影響が及ぶ可能性があり、さらに／またはバークレイズ・バンク・グループの資本もしくはレバレッジの状態を強化するための追加的な措置を講じる必要性が生じる可能性があり、これにより、バークレイズ・バンク・グループが定められた目標を達成できなくなる可能性もあります。また、会計基準や規制上の解釈指針のさらなる変更は、バークレイズ・バンク・グループの経営成績、財政状態および見通しに重大な影響を及ぼす可能性があります。

j) 税金リスク

バークレイズ・バンク・グループは、事業活動を行うすべての国の国内外の税法および慣行を遵守することが求められています。バークレイズ・バンク・グループは、追加的な税金費用もしくはその他の金融費用を被る、またはかかる法律・慣行の遵守を怠ること(バークレイズ・バンク・グループの法の解釈が税務当局の解釈指針とは異なる場合を含みます)、もしくは税務業務を適切に管理しないことによって評判を損なう可能性があります。このリスクの大半は、バーク

イズ・バンク・グループの国際的な構造に起因するものです。さらに、新たな国際的税制が導入され、税務当局が世界各国の報告および開示に係る要件にますます注目し、税務管理がデジタル化される中、バークレイズ・バンク・グループのタックス・コンプライアンス義務がさらに増大する可能性があります。2023年に、英国政府はOECDの「税源浸食と利益移転に関する包摂的枠組み」の第2の柱の枠組みに基づき、グローバル最低税率15%を導入する法律を制定しました。英国の第2の柱の規則は、2023年12月31日以降に始まる会計期間より適用され、これにより、バークレイズ・バンク・グループの税務コンプライアンス義務が強化されます。米国では、インフレ抑制法(Inflation Reduction Act)により導入された調整後会計利益に対する法人代替ミニマム税が、2023年1月1日に発効しました。これらの新たな税制ではシステムやプロセスの変更が必要となり、追加のオペレーションル・リスクが生じる可能性があります。

k) 適格な従業員を雇用し、維持する能力

規制対象の金融機関として、バークレイズ・バンク・グループは、多様かつ専門的なスキルを持つ人材を必要としています。バークレイズ・バンク・グループが多様な人材を集め、育成し、維持する能力は、そのコアとなる事業活動および戦略を遂行するための鍵となります。これは、マクロ経済要因、バークレイズ・バンク・グループが事業を展開している管轄区域における労働および移民政策、特定のセクターにおける業界全体の人員削減、上級役員の報酬に対する規制上の制限、長期にわたるリモートワークによる従業員エンゲージメントとウェルビーイングへの潜在的影響等、一連の外的・内的要因の影響を受けます。適切な資格およびスキルを持つ従業員を惹きつけ、その離職を防ぐことをしなければ、バークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。さらに、これはサービスの中断を招き、顧客に損害を与え、評判を損なうことにつながる可能性があります。

バークレイズ・バンク・グループのオペレーションル・リスクへのアプローチの詳細については、「オペレーションル・リスク管理」および「オペレーションル・リスクパフォーマンス」のセクションをご参照ください。

vi) モデル・リスク

モデル・リスクとは、モデルのアウトプットやレポートが正しくないか、または誤って使われているため、意思決定に不利な影響を及ぼす可能性を指します。バークレイズ・バンク・グループは、ビジネス上の意思決定および戦略策定の際の参考情報にする、リスクを計測・制限する、エクスポージャーを評価(減損の計算を含みます)する、ストレステストを実施する、RWAを計算する、自己資本の適正を評価する、新規ビジネスの受け入れおよびリスク・リターンの評価をサポートする、顧客資産を管理する、報告要件を遵守する等、ビジネスおよびリスク管理活動において幅広くモデルを利用しています。

モデルは、その性質上、仮定とインプットに依拠するため、現実を表すには不完全であり、相当の不確実性を伴います。そのため、そのアウトプットの正確性に影響を与える内在する不確実性、エラーおよび不適当な使用が生じます。COVID-19パンデミックのように前例のないシナリオに対応する際には、信頼性の高い過去の基準やデータがないため、上述の状況が悪化する可能性があります。例えば、バークレイズ・バンク・グループ全体で使用されているモデルのデータの品質は、リスクおよび財務指標の正確性および網羅性に重大な影響を与えます。モデルの不確実性、エラーおよび不適当な使用により、とりわけ、バークレイズ・バンク・グループが不適当な経営判断を下す、さらには/またはバークレイズ・バンク・グループのリスク管理および規制上の報告プロセスにおいて誤りや間違いが起こる可能性があります。この結果、重大な財務上の損失、追加的な自己資本要件、規制監督の強化および風評被害が生じる可能性があり、いずれもバークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

バークレイズ・バンク・グループのモデル・リスクへのアプローチの詳細については、「モデル・リスク管理」および「モデル・リスクパフォーマンス」をご参照ください。

vii) コンプライアンス・リスク

コンプライアンス・リスクは、バークレイズ・バンク・グループの商品およびサービスの提供に起因する、顧客、クライアントおよび市場に対する好ましくない結果または危害のリスク(コンダクト・リスク)、ならびに当行に適用される法律、規則および規制(LRR)の不遵守から生じる、バークレイズとそのクライアント、顧客または市場に対するリスクを指します。このリスクは、以下の通り、様々な形で現れる可能性があります。

a) マーケット・コンダクト

バークレイズ・バンク・グループの事業は、従業員が方針および基準(法律や当行の規制当局が定める規制要件が組み込まれています)を遵守しない可能性、ならびに従業員の故意または過失による不法行為の事例から生じるリスクにさらされており、これらはすべて、顧客やクライアントに対する潜在的な損害、強制措置(規制上の罰金および/または制裁措置を含みます)、事業運営およびコンプライアンスのコストの増加、補償、是正措置または風評被害をもたらす可能性があり、ひいてはバークレイズ・バンク・グループの事業、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。バークレイズ・バンク・グループの事業に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性がある従業員による不正行為の例には、(i)バークレイズ・バンク・グループの商品やサービスを不適切に販売したりマーケティングしたりすること、(ii)インサイダー取引、市場操作、不正取引に関与すること、または(iii)バークレイズ・バンク・グループ、顧客または第三者に帰属する機密情報や専有情報を盗用すること、等が含まれます。これらのリスクは、多くの従業員がハイブリッドワークに移行する中、バークレイズ・バンク・グループが従業員の物理的な監視・監督に依拠できない状況ではさらに悪化する可能性があります。

b) 顧客保護

バークレイズ・バンク・グループは、顧客、なかでも脆弱な顧客が、バークレイズ・バンク・グループの金融サービスを最も効果的に利用する方法について十分な情報に基づいた意思決定を行うことができるよう、また、問題が起きた場合に利用できる保護を理解できるよう努めなければなりません。顧客に対する不利

な結果は、(i)顧客と公平かつ明確なコミュニケーションがとれない、(ii)タイムリーかつ公平な方法でサービスを提供できない、(iii)顧客データを適切に取り扱い保護することができない、(iv)苦情処理に関する規制および法的要件の遵守を含む、顧客の不利益に対応するための適切な措置をとれない、等に起因する場合があります。その結果、バークレイズ・バンク・グループは財務上の損失と風評被害を受けるリスクにさらされており、また、規制当局による問責や強制措置のリスクもあります。

2023年7月に、FCAの新しい消費者業務が、リテール顧客向けに販売または更新が可能な新規および既存の商品またはサービスに対して発効しました。

2024年7月31日からは、終了した商品およびサービスにも適用されます。この義務は、企業がリテール顧客により高い基準の注意義務を果たすよう期待するもので、バークレイズ・バンク・グループの事業の多くの側面に影響を及ぼします。

c) 商品の設計および見直しに係るリスク

商品やサービスは、そのライフサイクルを通して、クライアント、顧客、市場およびバークレイズ・バンク・グループのニーズを満たすものでなければなりません。しかしながら、バークレイズ・バンク・グループの商品やサービスの設計および見直しにおいて、潜在的または現実的に起こり得る顧客にとってのマイナスの結果が合理的に考慮、対処されないリスクがあり、その結果、顧客に対する損害、強制措置(規制上の罰金および／または制裁措置を含みます)、補償、是正措置や風評被害が起こる可能性があります。商品やサービスの設計と見直しはいずれも、規制当局とバークレイズ・バンク・グループにとっての重点事項です。

d) 金融犯罪

バークレイズ・バンク・グループは、第三者または従業員が金融犯罪(マネーロンダリング、テロリストへの資金供与、経済・金融制裁違反、贈収賄・汚職、および脱税)を促すリスク、またはその商品・サービスが金融犯罪を促すのに利用されるリスクを効果的に軽減できない場合、不利な影響を受ける可能性があります。英国および米国の政府機関や規制当局は、金融犯罪対策に引き続き焦点を当てています。当該規制を遵守しない場合、深刻な罰則を含むバークレイズ・バンク・グループの規制当局による強制措置またはその他措置につながる可能性があり、これによりバークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態見通しおよび評判に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

e) 利益相反

利益相反の特定と管理は、バークレイズ・バンク・グループの事業、顧客との関係、およびバークレイズ・バンク・グループが事業を開拓する市場の行動の基本となるものです。バークレイズ・バンク・グループに影響を及ぼす、または影響を及ぼす可能性のある利益相反を理解することにより、それらに適切に対応することができます。不適切な行為の証拠がなくても、利益相反は、バークレイズ・バンク・グループとその従業員に対する信頼を損なう不正の外見を作り出す可能性があります。バークレイズ・バンク・グループが利益相反(ビジネスまたは個人)を適切に特定および管理しない場合、バークレイズ・バンク・グループの事業、顧客および事業を開拓する市場に不利な影響を及ぼす可能性があります。

f) 規制当局によるカルチャーおよび説明責任の重視

世界各国の規制当局は引き続き、適切なコンダクトを促進し、顧客、従業員、クライアントおよび市場にとってポジティブな結果を生み出せるよう、カルチャーの重要性や個人の説明責任を強調し、適切な内部報告および内部通報手続の採用を実施しています。英国のシニア・マネージャー・レジーム、認証レジーム、およびコンダクト規則の要求事項および期待事項により、バークレイズ・バンク・グループの従業員に対する追加的な説明責任が強化され、ガバナンスおよび厳格性にさらに注目が集まる中、世界の各国地域で同様の要求事項が導入されています。これらの要求事項および期待事項を満たさない場合、個人およびバークレイズ・バンク・グループの双方に対する規制上の制裁につながる可能性があります。

g) 法律、規則および規制

バークレイズは、世界中の様々な法律、規則および規制の対象となっています。これらを遵守しない場合、バークレイズ・バンク・グループの事業、顧客およびバークレイズ・バンク・グループが事業を開拓する市場に不利な影響を及ぼす可能性があり、風評被害、罰金、損害賠償または料金を科せられる可能性があります。

バークレイズ・バンク・グループのコンプライアンス・リスクへのアプローチの詳細については、「コンプライアンス・リスク管理」および「コンプライアンス・リスクパフォーマンス」のセクションをご参照ください。

viii) レビューション・リスク

レビューション・リスクとは、行動、取引、投資、事象、意思決定またはビジネス関係がバークレイズ・バンク・グループの誠実性および／または能力に対する信頼を低下させるリスクを指します。

誠実性、コンプライアンス、顧客サービスまたは業務効率に係る標準から著しく逸脱した場合、潜在的なレビューション・リスクを表す可能性があります。ステークホルダーの期待は常に変化するため、レビューション・リスクはダイナミックであり、地域、グループおよび個人によって異なります。ある事業領域で発生するリスクは、バークレイズ・バンク・グループの全体的な評判に不利な影響を及ぼす可能性があります。主要なステークホルダーの認識次第で、ひとつの取引、投資または事象によって、バークレイズ・バンク・グループの誠実性および能力に対する信頼が低下する場合があります。バークレイズ・バンク・グループは、(i)石炭関連や地域環境へ不利な影響を及ぼすとされるセクターで営業活動を行う事業への融資や投資、(ii)クライアントや顧客によるバークレイズ・バンク・グループの事業やサプライチェーンにおける人権侵害(現代版奴隸制との闘争等)との潜在的な関係、ならびに(iii)軍事関連および暴動鎮圧関連の商

品やサービスの製造および輸出を行う企業への融資、といったセンシティブなトピックやセクターと関連しており、これはステークホルダーにとって（場合によっては今後も）懸念事項であります。

また、レピュテーション・リスクは、バークレイズ・バンク・グループ（従業員、クライアントおよびその他の関係者を含みます）の事業活動に対する実際のもしくは認識される姿勢、バークレイズ・バンク・グループの財務実績や銀行・金融サービス業界全般における実際のもしくは認識される実務慣行に関する否定的な世論から生じる可能性があります。現代のテクノロジー、特にオンライン・ソーシャル・メディア・チャネルや、短時間かつ最小のコストで大勢の視聴者とのコミュニケーションを可能にする他の放送ツールは、不利な情報や主張の流通・影響を著しく増大し加速させる可能性があります。否定的な世論は、特に法人預金者や個人預金者を維持しきつけ、また従業員を維持および鼓舞するバークレイズ・バンク・グループの能力に不利な影響を及ぼす可能性があり、バークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

上記に加え、レピュテーション・リスクは、業務上の問題またはコンダクトに係る事項から生じる可能性があり、顧客、クライアント、市場の完全性、効果的な競争またはバークレイズ・バンク・グループに損害を与える可能性があります（上記の「v)オペレーション・リスク」をご参照ください）。

バークレイズ・バンク・グループのレピュテーション・リスクへのアプローチの詳細については、「レピュテーション・リスク管理」および「レピュテーション・リスクパフォーマンス」のセクションをご参照ください。

ix) 法的リスク、ならびに法律上、競争上および規制上の事項

バークレイズ・バンク・グループは、規制の厳しいグローバル市場において事業活動を行っており、当該市場においてバークレイズ・バンク・グループとその従業員は、(i)事業活動に適用される多くの法律、規則や規制（これらは非常にダイナミックであり、各国地域によって異なる可能性および／または対立する可能性があり、特に新規および新興地域の特定の状況に適用する際には不明確要素が含まれる可能性があります）、ならびに(ii)バークレイズ・バンク・グループの事業や実務慣行の多様化および進化から生じる法的リスクにさらされています。いずれの場合も、バークレイズ・バンク・グループとその従業員は、適用される法律、規則、規制または契約上の要求事項を履行できない、もしくは知的財産権を主張または保護できることにより、損失を被ったり、罰金、損害賠償または科料を科されるリスクにさらされています。法的リスクは、上記で特定された重大な既存リスクおよび新興リスクの数に関連して発生する可能性があります。

バークレイズ・バンク・グループまたはその従業員が適用される法律、規則および／または規制に違反した場合、バークレイズ・バンク・グループが事業を行う管轄区域において刑事訴追、規制当局による問責、重要な金額の罰金の可能性およびその他の制裁の対象となる可能性があります。クライアント、顧客またはその他の第三者がバークレイズ・バンク・グループの特定行為により損害を受けた場合、集団訴訟等の民事訴訟手続がとられる可能性があります。その他にも、バークレイズ・バンク・グループと第三者との間で、契約、法令またはコモンロー上の違反、法的権利または義務の執行等の事項に関連して、法的紛争が発生する可能性があります。これらの事項において不利な点が判明した場合には、バークレイズ・バンク・グループが第三者に対して責任を負うことになる、またはバークレイズ・バンク・グループの権利が行使されないか、バークレイズ・バンク・グループ意図、要望した通りに行使されない可能性があります。

バークレイズ・バンク・グループが現在さらされている法律上、競争上および規制上の問題の詳細は、英語原文の注記 24 に記載されています。英語原文の注記 24 に具体的に記載されている事項に加え、バークレイズ・バンク・グループは、通常の営業活動の一環として生じる様々な他の法的手続に関与しています。また、バークレイズ・バンク・グループは、規制当局、政府およびその他の公的機関による情報提供の要請、検査およびその他のレビュー（専門家によるレビューを含みます）の対象となっています。これらは、バークレイズ・バンク・グループが現在従事している、または過去に従事した事業活動、または金融犯罪、マネーロンダリング、テロ資金供与等の特定の規制対象分野に関連している場合があります。また、バークレイズ・バンク・グループは、（場合によっては）バークレイズ・バンク・グループのメンバーによる財務および非財務の開示に関連する請求および／または法的手続およびその他の調査の対象となる場合があります（規制上の自己資本および流動性の報告、ならびに ESG 開示に関連するものを含みますが、これに限定されません）。さらに、気候と持続可能性に関連する新たな法律や規制の増加、持続可能な商品やサービスに対する投資家や顧客の需要の高まり、そして規制当局や NGO の監視により、バークレイズ・バンク・グループを含む金融機関は、その事業活動を通じて、気候変動、環境汚染、グリーンウォッシュ・リスクを含むその他の社会、ガバナンス、持続可能性に関連する問題に係る訴訟リスク、コンダクト・リスク、強制執行のリスク、契約責任のリスクの増大に直面する可能性があります。これには、特定の業界を「ボイコット」もしくは「差別」と認定された企業との特定の取引や、投資プロセスにおける ESG 要因の考慮を制限もしくは禁止しようとする法律や規制上のプロセス、政策が含まれる可能性があり、これには、エネルギー・セクターや他の炭素集約度の高いセクターを売却のリスクや資金調達の問題から保護することも含まれます。さらに、株主、キャンペーン・グループ、顧客およびその他のステークホルダー・グループが、気候変動および環境汚染に関する資金調達または提供について、あるいは気候変動やその他の ESG 要因に対するバークレイズ・バンク・グループの対応が非効果的、不十分または不適切であると認識されることを理由に、バークレイズ・バンク・グループに対して法的措置（「ソフト・ロー」メカニズムに基づくものを含みます）を講じるかもしれないというリスクがあります。

バークレイズ・バンク・グループが現在さらされている、また、将来発生し得る、法律上・競争上・規制上の事項に関して、その結果を予測することは困難です（また、これらの事項に関連する当グループの財務書類上の引当金は、実際の損失をカバーするのに十分でない可能性があります）。これらの事項に関連して、バークレイズ・バンク・グループは、最終的な結果にかかわらず、多額の費用を負担する可能性があるとともに、これらの事項によって、バークレイズ・バンク・グループは以下のいずれかの結果にさらされる可能性があります。すなわち、多額の損害賠償金、和解金および／もしくは罰金、影響を受けた顧客の救済、その他の制裁金および差し止めによる救済、追加訴訟、刑事訴追、起訴から保護する既存合意事項の失効、バークレイズ・バンク・グループの事業運営に対する規制上の制約（許認可の撤回等）、規制遵守要件の強化もしくは法規制の変更、業務の停止、公的機関による処分や非難、重要な資産もしくは事業

の喪失、バークレイズ・バンク・グループの評判に対する不利な影響、投資家、カウンターパーティ、クライアントおよび／もしくは顧客からの信頼の喪失、信用格付機関による格下げのリスク、資金調達・流動性の利用可能性および／もしくはコストに対する不利な潜在的影響、ならびに／または重要な個人の解雇もしくは辞任、という結果です。法律上・競争上・規制上の事項に伴う不確実性を踏まえると、特定の事項(過去の事項または年次報告書の日付より後に生じた事項を含みます)の結果が特定期間のバークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態および見通しに重大かつ不利な影響を及ぼさないという保証はありません。

財務書類

連結財務書類

連結損益計算書

| | 注記 | 2023年 (百万ポンド) | 2022年 (百万ポンド) | 2021年 (百万ポンド) |
|---------------------------|----|------------------|------------------|------------------|
| 12月31日終了事業年度 | | | | |
| 継続事業 | | | | |
| 受取利息等 | 3 | 24,261 | 11,779 | 5,672 |
| 支払利息等 | 3 | (17,608) | (6,381) | (2,599) |
| 利息収入純額 | | 6,653 | 5,398 | 3,073 |
| 受取手数料 | 4 | 8,708 | 8,171 | 8,581 |
| 支払手数料 | 4 | (3,247) | (2,745) | (1,994) |
| 手数料収入純額 | | 5,461 | 5,426 | 6,587 |
| トレーディング収益純額 | 5 | 5,980 | 7,624 | 5,788 |
| 投資収益／(費用)純額 | 6 | 112 | (323) | (80) |
| その他の収益 | | 62 | 69 | 40 |
| 収益合計 | | 18,268 | 18,194 | 15,408 |
| 人件費 | 28 | (5,591) | (5,192) | (4,456) |
| インフラ費用 | 7 | (1,073) | (900) | (1,054) |
| 一般管理費 | 7 | (5,755) | (4,879) | (4,375) |
| 訴訟および特定行為 | 7 | (44) | (1,427) | (374) |
| 営業費用 | 7 | (12,463) | (12,398) | (10,259) |
| 関連会社および共同支配企業の税引後損益に対する持分 | | (4) | 3 | 4 |
| 子会社、関連会社および共同支配企業の売却益／(損) | | — | 1 | (12) |
| 減損前利益 | | 5,801 | 5,800 | 5,141 |
| 信用に係る減損(費用)／戻入 | 8 | (1,578) | (933) | 277 |
| 税引前利益 | | 4,223 | 4,867 | 5,418 |
| 税金 | 9 | (662) | (485) | (830) |
| 税引後利益 | | 3,561 | 4,382 | 4,588 |
| 以下に帰属するもの: | | | | |
| 親会社の株主 | | 2,753 | 3,650 | 3,957 |
| その他の持分商品保有者 | | 808 | 732 | 631 |
| 親会社の株主合計 | | 3,561 | 4,382 | 4,588 |
| 税引後利益 | | 3,561 | 4,382 | 4,588 |

脚注

2006年会社法第408条で認められている通り、親会社の損益計算書は開示していません。バークレイズ・バンク・ピーエルシーの株主資本には、2023年12月31日終了事業年度の税引後利益2,866百万ポンド(2022年:2,784百万ポンド)が含まれています。

連結包括利益計算書

| | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) | 2021 年 (百万ポンド) |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 12月31日終了事業年度 | | | |
| 税引後利益 | 3,561 | 4,382 | 4,588 |
| 損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益／(損失) | | | |
| 為替換算再評価差額 | (1,242) | 2,411 | (155) |
| 税金 | 33 | — | — |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する債券の再評価差額の変動 | | | |
| 公正価値の変動による純利益／(損失) | 1,142 | (6,376) | (1,383) |
| 売却時に当期純利益に振替えられた純(利益)／損失 | (102) | 68 | (248) |
| 減損(戻入)に関連する純(利益)／損失 | (2) | 8 | (6) |
| 公正価値ヘッジによる純(損失)／利益 | (849) | 4,627 | 1,105 |
| 税金 | (54) | 449 | 170 |
| キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額 | | | |
| 公正価値の変動による純利益／(損失) | 2,506 | (7,290) | (2,212) |
| 当期純利益に振替えられた純損失／(利益) | 1,158 | 543 | (327) |
| 税金 | (1,002) | 1,808 | 740 |
| 損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益／(損失) | 1,588 | (3,752) | (2,316) |
| 損益に振替えられないその他の包括利益／(損失)： | | | |
| 退職給付の再測定 | (1,182) | (755) | 1,299 |
| 当グループ自身の信用度に関連する損益 | (983) | 2,092 | (105) |
| 税金 | 609 | (156) | (563) |
| 損益に振替えられないその他の包括(損失)／利益 | (1,556) | 1,181 | 631 |
| 当期その他の包括利益／(損失) | 32 | (2,571) | (1,685) |
| 当期包括利益合計 | 3,593 | 1,811 | 2,903 |
| 以下に帰属するもの： | | | |
| 親会社の株主 | 3,593 | 1,811 | 2,903 |
| 当期包括利益合計 | 3,593 | 1,811 | 2,903 |

脚注

a 為替換算差額のリサイクルによるゼロポンドの利益(2022 年:1 百万ポンドの利益、2021 年:20 百万ポンドの損失)を含みます。

連結貸借対照表

| | 注記 | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) |
|----------------------------------|----|-------------------|-------------------|
| 12月31日現在 | | | |
| 資産 | | | |
| 現金および中央銀行預け金 | | 189,686 | 202,142 |
| 現金担保および決済残高 | | 103,708 | 107,862 |
| 債券(償却原価ベース) | | 39,046 | 27,303 |
| 銀行に対する貸付金(償却原価ベース) | | 9,024 | 8,961 |
| 顧客に対する貸付金(償却原価ベース) | | 137,177 | 146,243 |
| リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付(償却原価ベース) | | 1,103 | 725 |
| トレーディング・ポートフォリオ資産 | 11 | 174,566 | 133,771 |
| 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産 | 12 | 204,236 | 211,128 |
| デリバティブ | 13 | 256,111 | 302,976 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 14 | 51,423 | 45,084 |
| 関連会社および共同支配企業に対する投資 | 33 | 22 | 26 |
| のれんおよび無形資産 | 20 | 1,084 | 1,665 |
| 有形固定資産 | 18 | 1,262 | 1,379 |
| 未収還付税 | | 546 | 737 |
| 繰延税金資産 | 9 | 3,888 | 4,583 |
| 退職給付資産 | 30 | 3,667 | 4,743 |
| 売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産 | 39 | 3,916 | — |
| その他の資産 | | 4,701 | 4,209 |
| 資産合計 | | 1,185,166 | 1,203,537 |
| 負債 | | | |
| 銀行預り金(償却原価ベース) | | 14,598 | 20,124 |
| 顧客預り金(償却原価ベース) | | 287,200 | 271,455 |
| 現金担保および決済残高 | | 92,988 | 96,811 |
| レポ取引およびその他類似の担保付借入(償却原価ベース) | | 28,554 | 11,965 |
| 発行債券 | | 45,653 | 60,012 |
| 劣後負債 | 25 | 35,903 | 38,253 |
| トレーディング・ポートフォリオ負債 | 11 | 57,761 | 72,460 |
| 公正価値で測定すると指定された金融負債 | 15 | 298,573 | 272,055 |
| デリバティブ | 13 | 249,880 | 289,206 |
| 未払税金 | | 411 | 422 |
| 繰延税金負債 | 9 | 3 | — |
| 退職給付債務 | 30 | 173 | 184 |
| 引当金 | 22 | 817 | 858 |
| 売却目的保有に分類された処分グループに含まれる負債 | 39 | 3,164 | — |
| その他の負債 | 21 | 8,984 | 10,779 |
| 負債合計 | | 1,124,662 | 1,144,584 |
| 株主資本 | | | |
| 払込済株式資本および株式払込剰余金 | 26 | 2,348 | 2,348 |
| その他の持分商品 | 26 | 10,765 | 10,691 |
| その他の剰余金 | 27 | (363) | (1,464) |
| 利益剰余金 | | 47,754 | 47,378 |
| 株主資本合計 | | 60,504 | 58,953 |
| 負債および株主資本合計 | | 1,185,166 | 1,203,537 |

英語原文 168 ページから 276 ページの財務書類は、2024 年 2 月 19 日に取締役会の承認を受けました。

CS ヴェンカタクリシュナン

バークレイズ・バンク・グループ最高責任者

スティーブン・ユワート
バークレイズ・バンク・グループ最高財務責任者

連結株主資本変動表

株主資本等変動計算書

| | 払込済株式資本 および株式払込 剩余金 ^a | その他の持分商 品 ^a | その他の剩余金 ^b | 利益剩余金 | 株主資本合計 |
|------------------------------------|--|---------------------------|----------------------|---------------|---------------|
| | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) |
| 2023年1月1日現在残高 | 2,348 | 10,691 | (1,464) | 47,378 | 58,953 |
| 税引後利益 | — | 808 | — | 2,753 | 3,561 |
| 為替換算の変動 | — | — | (1,209) | — | (1,209) |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額 | — | — | 135 | — | 135 |
| キャッシュフロー・ヘッジ | — | — | 2,662 | — | 2,662 |
| 退職給付の再測定 | — | — | — | (846) | (846) |
| 当グループ自身の信用度に関連する剩余金 | — | — | (710) | — | (710) |
| 当期包括利益合計 | — | 808 | 878 | 1,907 | 3,593 |
| その他の持分商品の発行および償還 | — | 74 | — | (12) | 62 |
| その他の持分商品に係るクーポン支払額 | — | (808) | — | — | (808) |
| 従業員株式制度に基づくバークレイズ・ピーエルシー株式の決済 | — | — | — | 409 | 409 |
| 株式報酬制度に基づくバークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定 | — | — | — | (442) | (442) |
| 普通株式配当金 | — | — | — | (1,348) | (1,348) |
| 優先株式およびその他の株主資本に係る配当金 | — | — | — | (40) | (40) |
| バークレイズ・ピーエルシー・グループ内振替による株主資本への影響純額 | — | — | 220 | (96) | 124 |
| その他の剩余金の変動 | — | — | 3 | (2) | 1 |
| 2023年12月31日現在残高 | 2,348 | 10,765 | (363) | 47,754 | 60,504 |

脚注

a 詳細については、英語原文の注記 26 をご参照ください。

b 詳細については、英語原文の注記 27 をご参照ください。

株主資本等変動計算書

| | 払込済株式資本 および株式払込 剩余金 ^a | その他の持分商 品 ^a | その他の剩余金 ^b | 利益剩余金 | 株主資本合計 |
|---------------------------------|--|---------------------------|----------------------|---------|---------|
| | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) |
| 2022年1月1日現在残高 | 2,348 | 9,693 | 861 | 43,415 | 56,317 |
| 税引後利益 | — | 732 | — | 3,650 | 4,382 |
| 為替換算の変動 | — | — | 2,411 | — | 2,411 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額 | — | — | (1,224) | — | (1,224) |
| キャッシュフロー・ヘッジ | — | — | (4,939) | — | (4,939) |
| 退職給付の再測定 | — | — | — | (282) | (282) |
| 当グループ自身の信用度に関連する剩余金 | — | — | 1,463 | — | 1,463 |
| 当期包括利益合計 | — | 732 | (2,289) | 3,368 | 1,811 |
| その他の持分商品の発行および償還 | — | 998 | — | 38 | 1,036 |
| その他の持分商品に係るクーポン支払額 | — | (732) | — | — | (732) |
| 従業員株式制度に基づくバークレイズ・ピーエルシー株式の決済 | — | — | — | 419 | 419 |
| 株式報酬制度に基づくバークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定 | — | — | — | (413) | (413) |
| 普通株式配当金 | — | — | — | (200) | (200) |
| 優先株式およびその他の株主資本に係る配当金 | — | — | — | (31) | (31) |
| 当グループ自身の信用度に関連する実現損益 | — | — | (36) | 36 | — |
| バークレイズ・ピーエルシーからの資本拠出 | — | — | — | 750 | 750 |
| その他の剩余金の変動 | — | — | — | (4) | (4) |
| 2022年12月31日現在残高 | 2,348 | 10,691 | (1,464) | 47,378 | 58,953 |

脚注

a 詳細については、英語原文の注記 26 をご参照ください。

b 詳細については、英語原文の注記 27 をご参照ください。

連結キャッシュフロー計算書

| | 注記 | 2023年 (百万ポンド) | 2022年 (百万ポンド) | 2021年 (百万ポンド) |
|---------------------------------------|----|------------------|------------------|------------------|
| 12月31日終了事業年度 | | | | |
| 税引前利益から、営業活動からのキャッシュフロー純額への調整: | | | | |
| 税引前利益 | | 4,223 | 4,867 | 5,418 |
| 非現金項目の調整: | | | | |
| 信用に係る減損費用／(戻入) | | 1,578 | 933 | (277) |
| 有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損 | | 489 | 483 | 683 |
| 引当金および年金費用 | | 63 | 1,188 | 85 |
| 投資および有形固定資産の売却純損失 | | 7 | 8 | 12 |
| 為替レートの変動を含むその他の非現金項目の変動 | | 7,567 | (13,491) | 1,968 |
| 営業資産および負債の変動 | | | | |
| 現金担保および決済残高の純減少／(増加) | | 31 | (1,078) | 3,633 |
| 貸付金(償却原価ベース)の純減少／(増加) | | 8,313 | (30,617) | (7,190) |
| リバース・レボ取引およびその他類似の担保付貸付の純(増加)／減少 | | (378) | 2,452 | 5,804 |
| 預り金(償却原価ベース)の純増加 | | 10,219 | 28,751 | 18,132 |
| 発行債券の純(減少)／増加 | | (14,359) | 11,624 | 18,965 |
| レボ取引およびその他類似の担保付借入の純増加／(減少) | | 16,589 | (804) | 2,326 |
| デリバティブの純減少／(増加) | | 7,539 | (8,002) | (3,655) |
| トレーディング・ポートフォリオ資産の純(増加)／減少 | | (40,795) | 13,100 | (19,207) |
| トレーディング・ポートフォリオ負債の純(減少)／増加 | | (14,699) | 19,169 | 7,152 |
| 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の純減少／(増加) | | 33,410 | (1,978) | (14,960) |
| その他の資産の純増加 | | (1,301) | (3,311) | (2,235) |
| その他の負債の純(減少)／増加 | | (1,864) | 1,834 | 2,082 |
| 法人税等支払額 | | (265) | (144) | (1,239) |
| 営業活動からのキャッシュ純額 | | 16,367 | 24,984 | 17,497 |
| 債券(償却原価ベース)の購入 | | (14,901) | (20,014) | (6,931) |
| 債券(償却原価ベース)の償還または売却による収入 | | 2,681 | 12,925 | 2,424 |
| その他包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の購入 | | (50,254) | (43,139) | (44,058) |
| その他包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却または償還による収入 | | 44,126 | 42,157 | 47,601 |
| 有形固定資産および無形資産の購入 | | (439) | (540) | (758) |
| 子会社および関連会社の処分(処分現金考慮後) | | — | — | 65 |
| 投資活動に伴うその他のキャッシュフロー | | — | — | 4 |
| 投資活動からのキャッシュ純額 | | (18,787) | (8,611) | (1,653) |
| 持分商品に係る配当金およびその他のクーポン支払額 | | (2,196) | (963) | (1,452) |
| 劣後負債の発行 | 25 | 5,986 | 15,381 | 9,099 |
| 劣後負債の償還 | 25 | (7,431) | (8,367) | (7,241) |
| 株式およびその他の持分商品の発行 | 26 | 2,499 | 3,134 | 1,072 |
| 株式およびその他の持分商品の買戻し | 26 | (2,425) | (2,136) | — |
| 資本拠出 | | — | 750 | — |
| 従業員株式制度の権利確定 | | (442) | (413) | (356) |
| 財務活動からのキャッシュ純額 | | (4,009) | 7,386 | 1,122 |
| 現金および現金同等物に係る為替レートの影響 | | (5,013) | 10,235 | (4,231) |
| 現金および現金同等物の純(減少)／増加 | | (11,442) | 33,994 | 12,735 |
| 現金および現金同等物 期首残高 | | 219,854 | 185,860 | 173,125 |
| 現金および現金同等物 期末残高 | | 208,412 | 219,854 | 185,860 |
| 現金および現金同等物の内訳: | | | | |
| 現金および中央銀行預け金 | | 189,686 | 202,142 | 169,085 |
| 原期間3カ月未満の銀行に対する貸付金 | | 7,117 | 6,229 | 6,473 |
| 原期間3カ月未満の中央銀行に対する現金担保残高 | | 10,325 | 10,625 | 9,690 |
| 原期間3カ月未満の国債およびその他の適格債券 | | 1,284 | 858 | 612 |
| 現金および現金同等物 期末残高 | | 208,412 | 219,854 | 185,860 |

バークレイズ・バンク・グループによる利息受取額は 51,484 百万ポンド(2022 年:33,657 百万ポンド、2021 年:11,616 百万ポンド)であり、利息支払額は 43,488 百万ポンド(2022 年:26,566 百万ポンド、2021 年:7,493 百万ポンド)でした。これらの金額は、トレーディング活動から生じた利息支払額および利息受取額を含んでいます。

バークレイズ・バンク・グループは、中央銀行およびその他の規制当局に対し残高を維持することを求められており、当該残高は 2,973 百万ポンド(2022 年:3,038 百万ポンド、2021 年:4,260 百万ポンド)でした。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの財務書類

親会社決算報告書

貸借対照表

| | 注記 | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) |
|----------------------------------|----|-------------------|-------------------|
| 12 月 31 日現在 | | | |
| 資産 | | | |
| 現金および中央銀行預け金 | | 153,701 | 170,307 |
| 現金担保および決済残高 | | 75,271 | 82,371 |
| 債券(償却原価ベース) | | 33,576 | 23,877 |
| 銀行に対する貸付金(償却原価ベース) | | 15,308 | 15,377 |
| 顧客に対する貸付金(償却原価ベース) | | 227,131 | 186,529 |
| リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付(償却原価ベース) | | 6,876 | 5,908 |
| トレーディング・ポートフォリオ資産 | 11 | 112,654 | 83,043 |
| 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産 | 12 | 263,960 | 247,325 |
| デリバティブ | 13 | 225,301 | 258,708 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 14 | 50,381 | 43,086 |
| 関連会社および共同支配企業に対する投資 | 33 | 12 | 12 |
| 子会社に対する投資 | 31 | 19,105 | 19,264 |
| のれんおよび無形資産 | 20 | 104 | 107 |
| 有形固定資産 | 18 | 117 | 110 |
| 未収還付税 | | 719 | 891 |
| 繰延税金資産 | 9 | 2,509 | 3,114 |
| 退職給付資産 | 30 | 3,621 | 4,695 |
| その他の資産 | | 3,392 | 3,188 |
| 資産合計 | | 1,193,738 | 1,147,912 |
| 負債 | | | |
| 銀行預り金(償却原価ベース) | | 13,616 | 18,615 |
| 顧客預り金(償却原価ベース) | | 333,687 | 295,280 |
| 現金担保および決済残高 | | 58,292 | 64,955 |
| レポ取引およびその他類似の担保付借入(償却原価ベース) | | 43,951 | 26,307 |
| 発行債券 | | 24,833 | 40,166 |
| 劣後負債 | 25 | 35,237 | 37,656 |
| トレーディング・ポートフォリオ負債 | 11 | 50,995 | 52,093 |
| 公正価値で測定すると指定された金融負債 | 15 | 351,945 | 300,851 |
| デリバティブ | 13 | 221,365 | 250,567 |
| 未払税金 | | 331 | 303 |
| 繰延税金負債 | 9 | 2 | — |
| 退職給付債務 | 30 | 71 | 80 |
| 引当金 | 22 | 477 | 592 |
| その他の負債 | 21 | 5,708 | 7,980 |
| 負債合計 | | 1,140,510 | 1,095,445 |
| 株主資本 | | | |
| 払込済株式資本および株式払込剰余金 | 26 | 2,348 | 2,348 |
| その他の持分商品 | 26 | 15,472 | 15,398 |
| その他の剰余金 | 27 | (3,209) | (4,552) |
| 利益剰余金 | | 38,617 | 39,273 |
| 株主資本合計 | | 53,228 | 52,467 |
| 負債および株主資本合計 | | 1,193,738 | 1,147,912 |

脚注

a 2006 年会社法第 408 条で認められている通り、親会社の損益計算書は開示していません。パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株主資本には、2023 年 12 月 31 日終了事業年度の税引後利益 2,866 百万ポンド(2022 年:2,784 百万ポンド)が含まれています。

英語原文 173 ページから 176 ページの財務書類は、2024 年 2 月 19 日に取締役会の承認を受けました。

CS ヴェンカタクリシュナン

バークレイズ・バンク・グループ最高責任者

スティーブン・ユワート

バークレイズ・バンク・グループ最高財務責任者

株主資本等変動計算書

| | 払込済株式資本および株式払込剰余金 ^a (百万ポンド) | その他の持分商品 a, b (百万ポンド) | その他の剰余金 ^c (百万ポンド) | 利益剰余金 (百万ポンド) | 株主資本合計 (百万ポンド) |
|---------------------------------|---|-----------------------------|---------------------------------|------------------|-------------------|
| 2023年1月1日現在残高 | 2,348 | 15,398 | (4,552) | 39,273 | 52,467 |
| 税引後利益 | — | 1,247 | — | 1,619 | 2,866 |
| 為替換算の変動 | — | — | (572) | — | (572) |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額 | — | — | 132 | — | 132 |
| キャッシュフロー・ヘッジ | — | — | 2,483 | — | 2,483 |
| 退職給付の再測定 | — | — | — | (839) | (839) |
| 当行自身の信用度に関連する剰余金 | — | — | (703) | — | (703) |
| 当期包括利益合計 | — | 1,247 | 1,340 | 780 | 3,367 |
| その他の持分商品の発行および償還 | — | 74 | — | (12) | 62 |
| その他の持分商品に係るクーポン支払額 | — | (1,247) | — | — | (1,247) |
| 従業員株式制度に基づくバークレイズ・ピーエルシー株式の決済 | — | — | — | 406 | 406 |
| 株式報酬制度に基づくバークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定 | — | — | — | (442) | (442) |
| 普通株式配当金 | — | — | — | (1,348) | (1,348) |
| 優先株式およびその他の株主資本に係る配当金 | — | — | — | (40) | (40) |
| その他の剰余金の変動 | — | — | 3 | — | 3 |
| 2023年12月31日現在残高 | 2,348 | 15,472 | (3,209) | 38,617 | 53,228 |

脚注

- a 詳細については、英語原文の注記 26 をご参照ください。
- b その他の持分商品にはバークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した AT1 証券およびバークレイズ・バンク・ピーエルシーの間接完全子会社からの借入金 60 億米ドルが含まれています。当該借入金は、契約に基づき、利払いが非累積的かつ裁量的であり、元本の返済はバークレイズ・バンク・ピーエルシーにより永久に繰延可能であることから、資本として計上されています。バークレイズ・バンク・ピーエルシーが利払日までの 6 カ月間において普通株式の任意配当を行う場合、当行は利払いを行う義務を負います。2023 年度において、当該借入金について支払われた利息は 439 百万ポンドでした。
- c 詳細については、英語原文の注記 27 をご参照ください。

株主資本等変動計算書

| | 払込済株式資本および株式払込剰余金 ^a | その他の持分商品 ^{a, b} | その他の剰余金 ^c | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------|----------------------|---------|---------|
| | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) |
| 2022年1月1日現在残高 | 2,348 | 14,400 | (1,236) | 37,180 | 52,692 |
| 税引後利益 | — | 982 | — | 1,802 | 2,784 |
| 為替換算の変動 | — | — | 1,149 | — | 1,149 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品 | | | | | |
| の再評価差額 | — | — | (1,232) | — | (1,232) |
| キャッシュフロー・ヘッジ | — | — | (4,556) | — | (4,556) |
| 退職給付の再測定 | — | — | — | (315) | (315) |
| 当行自身の信用度に関連する剰余金 | — | — | 1,359 | — | 1,359 |
| 当期包括利益合計 | — | 982 | (3,280) | 1,487 | (811) |
| その他の持分商品の発行および償還 | — | 998 | — | 38 | 1,036 |
| その他の持分商品に係るクーポン支払額 | — | (982) | — | — | (982) |
| 従業員株式制度に基づくバークレイズ・ピーエルシー株式の決済 | — | — | — | 425 | 425 |
| 株式報酬制度に基づくバークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定 | — | — | — | (413) | (413) |
| 普通株式配当金 | — | — | — | (200) | (200) |
| 優先株式およびその他の株主資本に係る配当金 | — | — | — | (31) | (31) |
| 当行自身の信用度に関連する実現損益 | — | — | (36) | 36 | — |
| バークレイズ・ピーエルシーからの資本拠出 | — | — | — | 750 | 750 |
| その他の剰余金の変動 | — | — | — | 1 | 1 |
| 2022年12月31日現在残高 | 2,348 | 15,398 | (4,552) | 39,273 | 52,467 |

脚注

a 詳細については、英語原文の注記 26 をご参照ください。
 b その他の持分商品にはバークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した AT1 証券およびバークレイズ・バンク・ピーエルシーの間接完全子会社からの借入金 60 億米ドルが含まれています。当該借入金は、契約に基づき、利払いが非累積的かつ裁量的であり、元本の返済はバークレイズ・バンク・ピーエルシーにより永久に繰延可能であることから、資本として計上されています。バークレイズ・バンク・ピーエルシーが利払日までの 6 カ月間において普通株式の任意配当を行う場合、当行は利払いを行う義務を負います。

2022 年度において、当該借入金について支払われた利息は 250 百万ポンドでした。

c 詳細については、英語原文の注記 27 をご参照ください。

キャッシュフロー計算書

| | 注記 | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) | 2021 年 (百万ポンド) |
|---------------------------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 12 月 31 日終了事業年度 | | | | |
| 税引前利益から、営業活動からのキャッシュフロー純額への調整: | | | | |
| 税引前利益 | | 2,977 | 2,744 | 3,323 |
| 非現金項目の調整: | | | | |
| 信用に係る減損費用／(戻入) | | 98 | 165 | (414) |
| 子会社に対する投資の減損 | | 166 | 2,533 | 107 |
| 有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損 | | 33 | 72 | 331 |
| 引当金および年金(クレジット)／費用 | | (95) | 996 | 75 |
| 投資および有形固定資産の売却純損失／(利益) | | 2 | (115) | (49) |
| 為替レートの変動を含むその他の非現金項目の変動 | | 5,991 | (11,858) | 1,002 |
| 営業資産および負債の変動 | | | | |
| 現金担保および決済残高の純減少 | | 137 | 2,671 | 313 |
| 貸付金(償却原価ベース)の純増加 | | (40,968) | (19,764) | (10,255) |
| リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付の純(増加)／減少 | | (968) | (926) | 6,553 |
| 預り金(償却原価ベース)の純増加 | | 33,408 | 27,134 | 14,571 |
| 発行債券の純(減少)／増加 | | (15,333) | 7,581 | 15,364 |
| レポ取引およびその他類似の担保付借入の純増加／(減少) | | 17,644 | (2,895) | 1,480 |
| デリバティブの純減少／(増加) | | 4,205 | (1,723) | (1,827) |
| トレーディング資産の純(増加)／減少 | | (29,611) | 13,681 | (12,635) |
| トレーディング・ポートフォリオ負債の純(減少)／増加 | | (1,098) | 1,977 | 2,023 |
| 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の純減少／(増加) | | 34,459 | (959) | (9,579) |
| その他の資産の純増加 | | (244) | (3,035) | (1,989) |
| その他の負債の純(減少)／増加 | | (2,378) | 2,196 | 1,557 |
| 法人税等還付／(支払)額 | | 249 | 422 | (373) |
| 営業活動からのキャッシュ純額 | | 8,674 | 20,897 | 9,578 |
| 債券(償却原価ベース)の購入 | | (11,984) | (18,519) | (5,442) |
| 債券(償却原価ベース)の償還または売却による収入 | | 2,023 | 12,107 | 1,278 |
| その他包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の購入 | | (46,808) | (36,084) | (37,842) |
| その他包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却または償還による収入 | | 39,852 | 35,066 | 41,544 |
| 有形固定資産および無形資産の購入 | | (22) | (28) | (20) |
| 子会社および関連会社の処分(処分現金考慮後) | | (1) | 125 | 65 |
| 子会社に対する投資の増加 | | (7) | (2,667) | (1,473) |
| 投資活動に伴うその他のキャッシュフロー | | — | (1) | — |
| 投資活動からのキャッシュ純額 | | (16,947) | (10,001) | (1,890) |
| 持分商品に係る配当金およびその他のクーポン支払額 | | (2,635) | (1,213) | (1,616) |
| 劣後負債の発行 | 25 | 5,643 | 14,904 | 8,788 |
| 劣後負債の償還 | 25 | (7,209) | (8,104) | (7,095) |
| 株式およびその他の持分商品の発行 | 26 | 2,499 | 3,134 | 1,072 |
| 株式およびその他の持分商品の買戻し | 26 | (2,425) | (2,136) | — |
| 資本拠出 | | — | 750 | — |
| 従業員株式制度に基づく株式の権利確定 | | (442) | (413) | (356) |
| 財務活動からのキャッシュ純額 | | (4,569) | 6,922 | 793 |
| 現金および現金同等物に係る為替レートの影響 | | (3,938) | 8,166 | (2,913) |
| 現金および現金同等物の純(減少)／増加 | | (16,780) | 25,984 | 5,568 |
| 現金および現金同等物 期首残高 | | 185,043 | 159,059 | 153,491 |
| 現金および現金同等物 期末残高 | | 168,263 | 185,043 | 159,059 |
| 現金および現金同等物の内訳: | | | | |
| 現金および中央銀行預け金 | | 153,701 | 170,307 | 144,964 |
| 原期間 3 カ月未満の銀行に対する貸付金 | | 3,130 | 3,466 | 3,793 |
| 原期間 3 カ月未満の中央銀行に対する現金担保残高 | | 10,325 | 10,625 | 9,690 |
| 原期間 3 カ月未満の国債およびその他の適格債券 | | 1,107 | 645 | 612 |
| 現金および現金同等物 期末残高 | | 168,263 | 185,043 | 159,059 |

バークレイズ・バンク・ピーエルシーによる受取利息額は 35,467 百万ポンド(2022 年:25,048 百万ポンド、2021 年:7,284 百万ポンド)であり、支払利息額は 32,796 百万ポンド(2022 年:21,325 百万ポンド、2021 年:5,496 百万ポンド)でした。これらの金額は、トレーディング活動から生じた利息支払額および利息受取額を含んでいます。受取配当金は 529 百万ポンド(2022 年:1,862 百万ポンド、2021 年:1,174 百万ポンド)でした。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、中央銀行およびその他の規制当局に対し残高を維持することを求められており、当該残高は 767 百万ポンド(2022 年:1,070 百万ポンド、2021 年:1,585 百万ポンド)でした。

財務書類に対する注記

2023年12月31日終了事業年度

本セクションでは、財務書類および注記全体に関連するバークレイズ・バンク・グループの重要性がある会計方針および重要な会計上の見積りについて記載しています。会計方針または重要な会計上の見積りが特定の注記に関連する場合、その会計方針および／または重要な会計上の見積りは該当する注記に記載されています。

1 重要性がある会計方針

1. 報告事業体

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、イングランドで登録された公開有限責任会社であり、会社番号は 1026167 です。その登録事務所は、ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1 に所在しています。

本財務書類は、2006 年会社法第 399 条に基づき作成されたバークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社(バークレイズ・バンク・グループ)の財務書類です。バークレイズ・バンク・グループは、クレジットカード業務、ホールセール・キャッシング業務、投資銀行業務、資産運用サービスおよび投資運用サービスを提供する大手国際金融サービス・グループです。加えて、持株会社の個別財務書類も開示しています。

2. 国際財務報告基準への準拠

バークレイズ・バンク・グループの連結財務書類およびバークレイズ・バンク・ピーエルシーの個別財務書類は、英国が採用した国際会計基準に準拠して作成されています。

バークレイズ・バンク・グループの連結財務書類およびバークレイズ・バンク・ピーエルシーの個別財務書類はまた、(1)表示期間について、国際会計基準審議会(IASB)が発行した国際財務報告基準(IFRS)(IFRS 解釈指針委員会が発行した解釈指針を含みます)との適用上の相違がないため、IASB が発行した IFRS、および(2)欧州連合で適用される規則(EC)第 1606/2002 号に準拠して採用した IFRS(EU が採用した IFRS)に準拠して作成されています。

現在のところ英国が採用した国際会計基準と EU が採用した IFRS に相違がないため、差異の調整表は開示されていません。

連結および個別財務書類の作成にあたって適用された主要な会計方針は、以下および財務書類に対する注記の該当箇所に記載の通りです。これらの方針は継続的に適用されています。ただし、新たに国際的な税制改革－第 2 の柱モデルルール(IAS 第 12 号の修正)が 2023 年 1 月 1 日から発効して遡及適用され、会計方針の開示(IAS 第 1 号および IFRS 実務記述書第 2 号の修正)および会計上の見積りの定義(IAS 第 8 号の修正)は 2023 年 1 月 1 日から適用されました。

3. 作成の基礎

連結および個別財務書類は取得原価主義に基づき作成されており、投資不動産および特定の金融商品に対して、関連する会計方針に記載の通り、IFRS に基づき求められるまたは認められる範囲で、公正価値評価による修正が行われます。財務書類は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの機能通貨である英ポンドで表示されており、表示単位は百万ポンドです。

本財務書類は継続企業の前提に基づき、IFRS 適用企業に適用される 2006 年会社法に従い作成しています。取締役会は、バークレイズ・バンク・グループおよび親会社が財務書類の承認日から少なくとも 12 カ月間において事業を継続するための資金源を有していると確信しているため、本財務書類は継続企業の前提に基づいて作成されています。

この評価を行うにあたり、取締役会は、現在および将来の状況に関する幅広い情報を検討し、運転資本報告書(WCR)をレビューしました。WCR は、取締役会が、バークレイズ・バンク・グループの将来の業績を評価し、継続的な規制上の要求事項を満たすために必要な資金源を保有しているかどうかを評価するために使用します。この WCR 評価は、バークレイズ・バンク・グループの中期計画から得られた将来の収益性の予測、規制上の所要自己資本および事業資金需要の予測を含む事業計画に基づいて行われます。また、WCR には内部で作成されたストレステストのシナリオが流動性や所要自己資本の予測に与える影響の評価が含まれています。使用したストレステストは、バークレイズ・バンク・グループが経験しうると合理的に考えられる下方経済シナリオの評価に基づいています。

WCR は、バークレイズ・バンク・グループが将来のビジネス要件の下支えに十分な資本および流動性を保有しており、ストレス・シナリオにおける規制上の最低限の要求事項を引き続き上回っていることを示しました。したがって、取締役会は、バークレイズ・バンク・グループが財務書類の承認日から少なくとも 12 ヶ月間において継続企業として継続するのに十分な資金源を有していることが合理的に見込まれると結論付けました。

4. 会計方針

バークレイズ・バンク・グループは IFRS に準拠して財務書類を作成しています。特定の財務書類項目に関するバークレイズ・バンク・グループの重要性がある会計方針、ならびにそれらの項目の作成において重要な会計上の見積りおよび判断については、該当する注記に記載の通りです。財務書類全体に影響を及ぼす会計方針は、以下の通りです。

(i) 連結

連結財務書類は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびそのすべての子会社の財務書類を結合したものです。子会社とは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが支配を有する事業体です。バークレイズ・バンク・グループが他の事業体に対する支配を有しているとみなされるのは、バークレイズ・バンク・グループが以下のすべてを有している場合です。

- 1) 議決権やその他の権利等を通じた、被投資会社の関連活動に対するパワー
- 2) 被投資会社への関与により生じる、変動リターンへのエクスポージャーおよび権利
- 3) 被投資会社に対するパワーを通じて該当リターンに影響を及ぼす能力

連結財務書類には、バークレイズ・バンク・グループのメンバーがパートナーであるパートナーシップが含まれているため、個別パートナーシップ財務書類の作成および提出に関して、2008 年パートナーシップ(アカウント)規則の規則 7 に基づく免除が適用されています。

主要な子会社の詳細については英語原文の注記 31 をご参照ください。

(ii) 為替換算

外貨建の取引は取引日の為替レートで英ポンドに換算されます。貨幣性外貨建残高は期末の為替レートで英ポンドに換算されます。このような残高に係る為替差損益は損益計算書に計上されます。

主に英国外に拠点を置く、バークレイズ・バンク・グループの在外事業(子会社、共同支配企業、関連会社および支店が含まれます)は、異なる機能通貨を用いることがあります。ある事業の機能通貨とは、その事業が置かれている主要な経済の通貨です。

連結される(または持分法による会計処理が行われる)前に、英ポンド建以外の事業の資産および負債は期末の為替レートで換算され、収益、費用およびその他の包括利益の項目は取引日のレートで英ポンドに換算されます。在外事業の換算から生じる換算差額は、株主資本の為替換算再評価差額に含まれます。これらの差額は、バークレイズ・バンク・グループが在外事業の全持分を処分した場合、一部処分により子会社に対する支配を喪失した場合、従来は持分法で会計処理されていた投資が金融資産として会計処理された場合、または支店内における在外事業を処分した場合に、損益計算書に振替えられます。

(iii) 金融資産および負債

認識

バークレイズ・バンク・グループは、契約当事者となった時点で、金融資産および金融負債を認識します。金融資産の分類に応じて、取引日または決済日で会計処理を行っています。

分類および測定

金融資産は、以下の 2 つの要件に基づき分類されます。

- i) 金融資産を管理する事業モデル
- ii) 契約上のキャッシュフロー特性(キャッシュフローが「元本および利息の支払のみ」(SPPI)であるか)

バークレイズ・バンク・グループは、ポートフォリオ・レベルで事業モデルの要件を評価します。適用する事業モデルを決定する際に考慮される情報には、(i)該当するポートフォリオの方針と目的、(ii)ポートフォリオのパフォーマンスとリスクがどのように管理、評価、経営陣に報告されるか、(iii)過年度の売却頻度、数量、時期、将来の売却予測、および売却の理由が含まれます。

金融資産の契約上のキャッシュフロー特性は、キャッシュフローが SPPI であるかに基づいて評価されます。SPPI の要件を満たさないように契約上のキャッシュフローを変更する可能性のある条件が検討されます。これらの条件には、(i) 条件付およびレバレッジ要素、(ii) ノンリコース・アレンジメント、(iii) 貨幣の時間価値を修正する要素、(iv) 社会、環境およびサステナビリティ関連の要素が含まれます。影響が最小限に抑えられる条件は、キャッシュフローが SPPI であることを妨げるものではありません。

金融資産または金融負債のそれぞれの種類に関する会計方針は、その項目に該当する注記に記載されています。資産および負債の公正価値の決定に関するバークレイズ・バンク・グループの方針は、注記 16 に記載されています。

認識の中止

バークレイズ・バンク・グループは、(i) 金融資産から生じるキャッシュフローに対する契約上の権利が失効した場合、または(ii) 金融資産から生じるキャッシュフローに対する契約上の権利が移転され(通常は売却による)、それとともに、(a) 当該資産の実質的にすべてのリスクと経済価値が移転された場合、もしくは(b) 実質的にすべてのリスクと経済価値が移転されたわけでも保持されたわけでもないが、当該金融資産に対する支配を喪失した場合に、金融資産または金融資産の一部分の貸借対照表上の認識を中止します。

金融負債は、当該負債が決済された時点、失効した時点、または消滅した時点で認識が中止されます。著しく異なる条件(一般的に、キャッシュフローの現在価値の 10%以上の相違または著しい内容の変更)で同じ貸手と既存の金融負債を新規の負債に交換する場合、元来の金融負債の消滅と新規の金融負債の認識として会計処理されます。

移転された資産または資産の一部は、実質的にすべてのリスクと経済価値が移転されたかどうか明白ではありません。多くの場合、移転前の資産キャッシュフローの変動に対するバークレイズ・バンク・グループのエクスポージャーと移転後にバークレイズ・バンク・グループがさらされているエクスポージャーを比較する定量的な分析を行う必要があります。この性質のキャッシュフローに関する分析は、判断を必要とする場合があります。特に、資産の予想将来キャッシュフローとその潜在的な変動を見積もることが必要です。予想将来キャッシュフローを見積もる方法は、資産の性質に依拠し、市場と市場の默示的なデータを可能な限り使用します。予想将来キャッシュフローに関する潜在的な変動は、一般的には、合理的な上方シナリオおよび下方シナリオを作成するため、基礎となるパラメータにストレスを加えることによって決定されます。そして、それぞれのシナリオに確率が割り当てられます。ストレスが加えられるパラメータには、デフォルト率、損失の重大性、期限前返済率が含まれことがあります。

その他類似の貸付および借入を含むリバース・レポ取引およびレポ取引の会計

リバース・レポ取引(および株式の借入または類似の取引)は、バークレイズ・バンク・グループが担保の移転と引き換えに貸付金または現金担保を提供する担保付貸付の一形態であり、この担保は、一般的には市場性のある有価証券の形式で、将来における固定価格での当該有価証券の返却の合意を条件とします。レポ取引とは、バークレイズ・バンク・グループが、担保の移転と引き換えに、貸付金または現金担保を取得する取引です。

バークレイズ・バンク・グループは、有価証券の再売却または返却を条件に、有価証券を購入(リバース・レポ取引)または借入れます。バークレイズ・バンク・グループは所有によるリスクおよび経済価値を獲得していないため、当該有価証券は貸借対照表には含まれません。支払対価(または提供した現金担保)は、損益を通じた公正価値での測定を指定しないまたは強制的に公正価値で測定されない限り、償却原価で貸付金として会計処理されます。

また、バークレイズ・バンク・グループは、有価証券の買戻しまたは償還を条件として、有価証券を売却(レポ取引)または貸付けます。バークレイズ・バンク・グループが実質的にすべての所有によるリスクおよび経済価値を保持しているため、当該有価証券は貸借対照表に引き続き計上されます。受領した対価(または提供された現金担保)は、損益を通じた公正価値での測定を指定しない限り、償却原価で金融負債として会計処理されます。

(iv) 発行債券および持分商品

発行済金融商品またはその構成要素は、契約内容により、バークレイズ・バンク・グループが現金またはその他の金融資産を、あるいは数量が変動する持分株式を当該商品の保有者に引き渡す義務を負っている場合、負債に分類されます。それ以外の場合には、当該商品は通常、持分商品であり、収入は取引費用控除後の金額で株主資本に含まれます。持分保有者に対する配当金およびその他の利益の分配は、支払時点、または年次株主総会でメンバーが宣言した時点で認識され、株主資本の減少として処理されます。

発行済金融商品が負債と株主資本の両方の構成要素を含む場合、これらの構成要素は別々に会計処理されます。債務の公正価値が最初に見積もられ、収入の残りは株主資本に含まれます。

(v) キャッシュフロー計算書

現金は、手許現金および中央銀行預け金で構成されています。現金同等物は、銀行に対する貸付金、決済制度に関連する中央銀行に対する現金担保残高、ならびに国債およびその他の適格債券で、いずれも原期間が 3カ月以下のものから構成されています。

貸借対照表上貸付金として表示される債券(償却原価ベース)に対する投資は、現金同等物とみなされる金融商品を除き、キャッシュフロー計算書上は投資活動とみなされます。

5. 新しいおよび修正された基準および解釈指針

適用された会計方針は、以下を除き継続的に適用されています。

国際的な税制改革－第 2 の柱モデルルール(IAS 第 12 号の修正)

2023 年 5 月 23 日、IASB は、経済協力開発機構(OECD)が公表した第 2 の柱の法人所得税に関連する繰延税金資産および負債の会計処理の要件に対する強制的な一時的な例外を規定する IAS 第 12 号の修正を公表しました。

当該修正は、2023年1月1日以後開始する会計期間から発効され、強制的な一時的な例外規定は過年度に遡及適用されます。

この修正に関する開示は英語原文192ページの注記9に記載されています。

会計方針の開示(IAS第1号およびIFRS実務記述書第2号の修正)

この修正では、企業が重要な会計方針ではなく、重要性がある会計方針を開示することを求めていました。バークレイズ・バンク・グループは2023年1月1日付でこの修正を採用しました。これらの修正はバークレイズ・バンク・グループの会計方針を変更するものではありませんが、バークレイズ・バンク・グループは本財務書類で開示されている会計方針情報を新しい要件に照らして見直しました。

当該修正において、会計方針情報は、企業の財務諸表に含まれている他の情報と合わせて考えた場合に、一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得るならば、重要性があるとされます。

会計上の見積りの定義(IAS第8号の修正)

新しい定義において、会計上の見積りとは、測定上の不確実性にさらされる財務諸表上の金額と明確化されています。企業の会計方針によって、直接観察できない金額での測定が必要な場合、この目的を達成するために会計上の見積りを行わなければなりません。この修正は2023年1月1日付で発効し、適用されました。

IFRS第17号「保険契約」

2017年5月、IASBは、認識および測定、ならびに表示および開示を対象とする保険契約に関する包括的な新会計基準であるIFRS第17号「保険契約」を公表しました。IFRS第17号は、2005年に発行されたIFRS第4号「保険契約」に置き換わるもので、2020年6月、IASBはIFRS第17号の修正を公表しました。これは、保険の補償を提供するクレジットカード契約および類似契約については適用範囲外、重大な保険リスクを移転する貸付契約については任意の適用範囲外であり、発行された金融保証のみがIFRS第9号の適用範囲であることを新たに含めるものです。

IFRS第17号は、発行体の種類にかかわらず、すべてのタイプの保険契約(すなわち、生命保険、損害保険、直接保険および再保険)ならびに任意参加の特性を有する特定の保証および金融商品に適用されます。適用範囲に関するいくつかの例外事項が適用されます。

IFRS第17号は、2023年1月1日以後開始する事業年度から適用されましたが、バークレイズ・バンク・グループに対する影響は重要ではありません。

今後の会計基準

IASBは以下の会計基準を発行しましたが、これらは発効前です。

負債の流動・非流動の分類(IAS第1号の修正)

2020年1月、IASBはIAS第1号の修正を公表しました。これは、貸借対照表における負債の表示を明確にするもので、2024年1月1日から発効します。

この修正は、企業が負債の決済を報告期間後少なくとも12カ月間延期する権利を有する場合にのみ、負債を非流動として分類すべきであるとし、(i)決済を延期する権利は、報告期間末日時点で存在しなければならないこと、(ii)決済を延期する権利を行使するかどうかについての経営陣の意図または期待は分類に影響を与えないことを明確にしています。また、貸出条件が分類にどのように影響するか、また、企業が自ら資本性金融商品を発行することによって決済する、または決済する可能性のある負債の分類についても明確にしています。

2022年10月、IASBはIAS第1号のさらなる修正を公表しました。これは、負債の決済を少なくとも12カ月間延期する権利が財務制限条項の遵守を条件とする場合の企業が提供する情報の改善、また、そのような債務の流動・非流動の分類に関するステークホルダーの懸念に対応するものです。

6. 重要な会計上の見積りおよび判断

IFRSに準拠した財務諸表の作成には、見積りの使用が必要となります。また、経営陣は会計方針の適用にあたり判断を行うことが求められます。より高度な判断を伴うまたはより複雑な主要領域、あるいは連結および個別財務書類に対して仮定が重要である領域は、該当する注記において強調されています。重要な会計上の見積りおよび判断は以下に開示されています。

- ・ 信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額 英語原文187ページから190ページ
- ・ 法人税等 英語原文191ページから195ページ
- ・ 金融商品の公正価値 英語原文210ページから222ページ
- ・ 年金および退職後給付一債務 英語原文249ページから256ページ

- ・ 法律、競争および当局関連を含む引当金 英語原文 232 ページから 239 ページ

7. その他の開示

関連する情報を 1 カ所にまとめることにより、透明性を向上させ、参照を容易にするために、IFRSにおいて要求されている開示の一部は、以下の通りリスク・レビューのセクションに含まれています。

- ・ 信用リスク 52 ページから 53 ページおよび 63 ページから 110 ページ
- ・ 市場リスク 54 ページおよび 112 ページから 113 ページ
- ・ 財務および資本リスク—資本 54 ページから 56 ページおよび 124 ページ
- ・ 財務および資本リスク—流動性 54 ページから 56 ページおよび 115 ページから 123 ページ

これらの開示は(英語原文 146 ページから 167 ページに含まれている)監査報告書の対象です。

財務書類に対する注記

財務業績およびリターン

本セクションに記載されている注記は、バークレイズ・バンク・グループの経営成績と業績に焦点を当てています。ここには、セグメントの業績、発生した収益、発生した支出、税金および配当に関する情報が含まれています。

2 セグメント別報告

セグメント別報告の表示

事業セグメントは、その資源配分および業績評価に対する責任を有し、最高位経営意思決定者として識別されるエグゼクティブ・コミッティーへの内部報告と整合する方法で報告されています。事業セグメント間の取引はすべて独立第三者間ベースで行っており、セグメント間の収益および費用は、本社で相殺消去されます。各セグメントに直接関連する収益および費用は、事業セグメントの業績評価に含まれます。

バークレイズ・バンク・グループの事業部門は、セグメント別報告の目的上、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク、コンシューマー、カードおよび決済事業と定義されています。

- ・ コーポレート・アンド・インベストメント・バンクには、グローバル・マーケッツ業務、インベストメント・バンキング業務およびコーポレート・バンキング業務が含まれます。
- ・ コンシューマー、カードおよび決済事業には、インターナショナルカード・コンシューマー・バンク業務、プライベート・バンク業務および決済業務が含まれます。

また、以下の表には本社が含まれており、本社は本社部門および特定の集中管理部門(バークレイズ・バンク・グループのサービス会社のフルタイム相当の従業員数を含みます)から構成されています。

事業部門別業績の内訳

| | コーポレート・アンド・ インベストメント・バンク (百万ポンド) | コンシューマー、カ ードおよび決済事業 (百万ポンド) | 本社 (百万ポンド) | バークレイズ・バン ク・グループ (百万ポンド) |
|--------------------------|--|-----------------------------------|---------------|--------------------------------|
| 2023年12月31日終了事業年度 | | | | |
| 収益合計 | 13,084 | 5,340 | (156) | 18,268 |
| 営業費用 | (8,751) | (3,280) | (388) | (12,419) |
| 訴訟および特定行為 | 6 | (53) | 3 | (44) |
| 営業費用合計 | (8,745) | (3,333) | (385) | (12,463) |
| その他費用純額 ^a | (3) | — | (1) | (4) |
| 減損前利益／(損失) | 4,336 | 2,007 | (542) | 5,801 |
| 信用に係る減損費用 | (23) | (1,525) | (30) | (1,578) |
| 税引前利益／(損失) | 4,313 | 482 | (572) | 4,223 |
| 資産合計(十億ポンド) | 1,083.9 | 90.3 | 11.0 | 1,185.2 |
| 負債合計(十億ポンド) | (1,035.6) | (87.7) | (1.4) | (1,124.7) |
| 従業員数(フルタイム相当数) | 8,400 | 3,900 | 11,600 | 23,900 |
| 平均従業員数(フルタイム相当数) | | | | 23,800 |
| 平均従業員数(人) | | | | 24,000 |

| | コーポレート・アンド・ インベストメント・バンク コンシューマー、カード および決済事業 | 本社 | パークレイズ・バンク・グループ |
|--------------------------|---|---------|-----------------|
| | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) |
| 2022年12月31日終了事業年度 | | | |
| 収益合計 | 13,722 | 4,547 | (75) 18,194 |
| 営業費用 | (8,011) | (2,800) | (160) (10,971) |
| 訴訟および特定行為 | (1,189) | (230) | (8) (1,427) |
| 営業費用合計 | (9,200) | (3,030) | (168) (12,398) |
| その他の収益純額 ^a | 3 | 1 | — 4 |
| 減損前利益／(損失) | 4,525 | 1,518 | (243) 5,800 |
| 信用に係る減損費用 | (119) | (814) | — (933) |
| 税引前利益／(損失) | 4,406 | 704 | (243) 4,867 |
| 資産合計(十億ポンド) | 1,111.2 | 79.9 | 12.4 1,203.5 |
| 負債合計(十億ポンド) | (1,057.1) | (85.0) | (2.5) (1,144.6) |
| 従業員数(フルタイム相当数) | 8,000 | 2,900 | 11,000 21,900 |
| 平均従業員数(フルタイム相当数) | | | 21,100 |
| 平均従業員数(人) | | | 21,300 |

| | コーポレート・アンド・ インベストメント・バンク コンシューマー、カード および決済事業 | 本社 | パークレイズ・バンク・グループ |
|----------------------------|---|---------|-----------------|
| | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) |
| 2021年12月31日終了事業年度 | | | |
| 収益合計 | 12,481 | 3,337 | (410) 15,408 |
| 営業費用 | (7,169) | (2,316) | (400) (9,885) |
| 訴訟および特定行為 | (237) | (108) | (29) (374) |
| 営業費用合計 | (7,406) | (2,424) | (429) (10,259) |
| その他の(費用)／収益純額 ^a | (8) | 1 | (1) (8) |
| 減損前利益／(損失) | 5,067 | 914 | (840) 5,141 |
| 信用に係る減損戻入／(費用) | 461 | (185) | 1 277 |
| 税引前利益／(損失) | 5,528 | 729 | (839) 5,418 |
| 資産合計(十億ポンド) | 986.2 | 64.4 | 11.2 1,061.8 |
| 負債合計(十億ポンド) | (930.1) | (72.0) | (3.4) (1,005.5) |
| 従業員数(フルタイム相当数) | 7,800 | 2,600 | 9,800 20,200 |
| 平均従業員数(フルタイム相当数) | | | 20,300 |
| 平均従業員数(人) | | | 20,500 |

脚注

a その他の(費用)／収益純額は、関連会社および共同支配企業の税引後損益に対する持分、ならびに子会社、関連会社および共同支配企業の売却益(損)を表します。

パークレイズ・ピーエルシー・グループは事業の管理方法を変更しており、2024年1月から発効するセグメント別報告の変更を反映した比較財務情報を公表する予定です。

2024年から、バークレイズ・バンク・グループは以下の新しいセグメントを通じて財務情報を開示します。

- バークレイズ UK コーポレート・バンク
- バークレイズ・プライベート・バンク・アンド・ウェルス・マネジメント
- バークレイズ・インベストメント・バンク
- バークレイズ US コンシューマー・バンク

これまで本社として報告していた金額には、これまでコンシューマー、カードおよび決済事業の中に計上されていた、売却目的保有のドイツのコンシューマー・ファイナンス事業と決済事業の加盟店取得の構成要素の両方が追加で含まれる予定です。

収益の地域別内訳^b

| 12月31日終了事業年度 | 2023年 (百万ポンド) | 2022年 (百万ポンド) | 2021年 (百万ポンド) |
|--------------|------------------|------------------|------------------|
| 英国 | 6,095 | 7,962 | 4,585 |
| 欧州 | 2,513 | 2,320 | 2,358 |
| 米州 | 8,200 | 6,516 | 7,326 |
| アフリカおよび中東 | 87 | 63 | 45 |
| アジア | 1,373 | 1,333 | 1,094 |
| 合計 | 18,268 | 18,194 | 15,408 |

収益がバークレイズ・バンク・グループの収益合計の5%を超える国^b

| 12月31日終了事業年度 | 2023年 (百万ポンド) | 2022年 (百万ポンド) | 2021年 (百万ポンド) |
|--------------|------------------|------------------|------------------|
| 英国 | 6,095 | 7,962 | 4,585 |
| 米国 | 8,013 | 6,340 | 7,162 |

脚注

b 地域別の分析は、取引が計上された事業所の所在地に基づいています。

4 手数料収入純額

手数料収入純額の会計処理

バークレイズ・バンク・グループは、バークレイズ・バンク・グループが提供したサービスに係る手数料収入を、履行義務が充足された時点(対象となる取引の完了時等)に認識します。増分費用は、識別可能な手数料収入を生み出すことに直接起因する場合、支払手数料に計上されます。契約上の取決めによりバークレイズ・バンク・グループが IFRS 第 9 号の適用範囲の金融商品を認識する結果となる場合にも、当該金融商品は、IFRS 第 15 号の規定を適用する前に、IFRS 第 9 号に従って公正価値で当初認識されます。

手数料収入は、IFRS 第 15 号に基づき、以下の通りバークレイズ・バンク・グループ全体および事業セグメントにおいて提供されたサービスの性質を反映する手数料の種別毎に分解されています。以下の表は、IFRS 第 15 号の適用範囲に含まれる手数料の合計を含んでいます。事業セグメントに関する詳細については、注記 2 をご参照ください。

2023 年

| | コーポレート・アンド・ インベストメント・バン コンシューマー、カーコードおよび決済事業 | | | 本社 | 合計 |
|------------------------|---|----------------|------------|----------------|--------------|
| | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) |
| 手数料の種類 | | | | | |
| トランザクション | 500 | 3,192 | — | — | 3,692 |
| アドバイザリー | 652 | 251 | — | — | 903 |
| 仲介および実行 | 1,674 | 89 | — | — | 1,763 |
| 株式引受および組成 | 2,079 | — | — | — | 2,079 |
| その他 | 66 | 51 | 15 | — | 132 |
| 顧客との契約から生じる収益合計 | 4,971 | 3,583 | 15 | — | 8,569 |
| 契約以外の手数料から生じるその他の収益 | 138 | 1 | — | — | 139 |
| 受取手数料 | 5,109 | 3,584 | 15 | — | 8,708 |
| 支払手数料 | (1,265) | (1,978) | (4) | (3,247) | |
| 手数料収入純額 | 3,844 | 1,606 | 11 | — | 5,461 |

2022 年

| | コーポレート・アンド・ インベストメント・バン コンシューマー、カーコードおよび決済事業 | | | 本社 | 合計 |
|------------------------|---|----------------|------------|----------------|--------------|
| | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) |
| 手数料の種類 | | | | | |
| トランザクション | 449 | 2,803 | — | — | 3,252 |
| アドバイザリー | 820 | 144 | — | — | 964 |
| 仲介および実行 | 1,465 | 56 | — | — | 1,521 |
| 株式引受および組成 | 2,036 | 1 | — | — | 2,037 |
| その他 | 99 | 134 | 22 | — | 255 |
| 顧客との契約から生じる収益合計 | 4,869 | 3,138 | 22 | — | 8,029 |
| 契約以外の手数料から生じるその他の収益 | 138 | 4 | — | — | 142 |
| 受取手数料 | 5,007 | 3,142 | 22 | — | 8,171 |
| 支払手数料 | (966) | (1,778) | (1) | (2,745) | |
| 手数料収入純額 | 4,041 | 1,364 | 21 | — | 5,426 |

2021年

| | コーポレート・アンド・ インベストメント・バンク | コンシューマー、カードおよび決済事業 | 本社 | 合計 |
|------------------------|-----------------------------|--------------------|------------|----------------|
| | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) |
| 手数料の種類 | | | | |
| トランザクション | 390 | 2,158 | — | 2,548 |
| アドバイザリー | 968 | 128 | — | 1,096 |
| 仲介および実行 | 1,082 | 53 | — | 1,135 |
| 株式引受および組成 | 3,425 | — | — | 3,425 |
| その他 | 80 | 155 | 21 | 256 |
| 顧客との契約から生じる収益合計 | 5,945 | 2,494 | 21 | 8,460 |
| 契約以外の手数料から生じるその他の収益 | 116 | 5 | — | 121 |
| 受取手数料 | 6,061 | 2,499 | 21 | 8,581 |
| 支払手数料 | (781) | (1,207) | (6) | (1,994) |
| 手数料収入純額 | 5,280 | 1,292 | 15 | 6,587 |

手数料の種類

トランザクション

トランザクションに係る手数料は、預金口座のサービス料、現金管理サービスに係る手数料およびトランザクション処理に係る手数料です。これには、クレジットカードおよび銀行カードの使用により発生するインターチェンジ・フィーおよび加盟店手数料の受取が含まれます。トランザクションおよび処理に係る手数料は、トランザクションが発生した時点またはサービスが提供された時点で認識されます。インターチェンジ・フィーおよび加盟店手数料は、カード取引の決済時に認識されます。

バークレイズ・バンク・グループは、カード保有者報奨プログラムや共同ブランドパートナーへの支払に係る一定のカード関連費用を負担しています。カード保有者報奨プログラムの費用は、各期の未決済残高を決済する顧客(取引当事者)に関連するものについては発生時に費用処理され、支払手数料として表示されます。一方、未決済残高を継続的に有する顧客(リボルバー)に関連する費用は、受取債権の実効金利に含まれます(英語原文の注記3をご参照ください)。取引当事者口座に関連する新規カード保有者口座のオリジネーションに係るパートナーへの支払は、IFRS第15号に基づく契約獲得費用として繰り延べられ、一方、リボルバーコードに係るその費用は受取債権の実効金利に含まれます(英語原文の注記3をご参照ください)。IFRS第15号に基づき繰り延べられた費用は資産計上され、顧客との関係が継続すると見積もられる期間にわたり償却されます。収益分配に基づく共同ブランドパートナーへの支払のうち、収益分配が「リボルバー」に関連する支払は、受取債権の実効金利に含まれ、収益分配が「取引当事者」に関連する範囲で支払手数料として表示されなければなりません。利益に基づく支払は、支払手数料として表示されます。

アドバイザリー

アドバイザリーに係る手数料は、ウェルス・マネジメント・サービスおよび合併、買収および財務再編に関連するインベストメント・バンキング・アドバイザリー・サービスにより発生します。ウェルス・マネジメント・アドバイザリーに係る手数料は、サービスの提供期間にわたって稼得され、一般的には顧客資産の市場価額が決定された時点で四半期毎に認識されます。インベストメント・バンキング・アドバイザリーに係る手数料は、取引に関するサービスが契約条件に基づいて完了した時点で認識されます。インベストメント・バンキング・アドバイザリーに係る費用は、アドバイザリー・サービスに対して直接的かつ増分的な部分は発生時に支払手数料として認識され、その他の場合には営業費用として認識されます。

仲介および実行

仲介および実行に係る手数料は、様々な取引所や店頭市場における顧客取引の実行、取引決済時における顧客支援、スポット／フォワード契約の外国為替取引により稼得されます。仲介および実行に係る手数料は、関連するサービスが完了した時点、通常は取引の約定日において認識されます。

株式引受および組成

株式引受および組成に係る手数料は、顧客の持分証券や債券の販売、ならびにローン・シンジケーションのアレンジメントおよび管理により稼得されます。これには、ローンによる資金調達の提供に係るコミットメント・フィーが含まれます。株式引受に係る手数料は、取得または他の取引の終了を条件とする取引等、残存する偶発事象が存在しない場合には、通常は約定日に認識されます。引受費用は繰り延べられ、関連する株式引受に係る手数料が計上される時点では支払手数料として認識されます。組成に係る手数料は、ローン・シンジケーションのアレンジメントおよび管理により稼得されますが、その他のシンジケート・メンバーに対してローン・シンジケーションが実行されるまで、またはその他の偶発事象が解消されるまで、関連する手数料は変動する可能性があるため、手数料収益はその不確実性が解消されるまで繰り延べられます。

株式引受および組成に係る手数料には、引出される可能性が低い場合、ローン・コミットメント・フィーが含まれます。このようなコミットメント・フィーは、コミットメントの契約上の満期までの期間にわたって認識されます。

契約資産および契約債務

バークレイズ・バンク・グループは、2023年12月31日現在、重要な契約資産または契約負債を有していませんでした(2022年:ゼロポンド、2021年:ゼロポンド)。

受取手数料および契約資産の減損

2023年度において、受取手数料および契約資産に関して認識された重要な減損はありませんでした(2022年:ゼロポンド、2021年:ゼロポンド)。トランザクション業務に関する手数料は、未決済顧客残高に加算することができます。これらの金額は、貸付金残高全体の一部としてその後減損されることがあります。

残存履行義務

バークレイズ・バンク・グループはIFRS第15号の実務上の便法を適用しており、当初の予想満期が1年以下である残存履行義務については、バークレイズ・バンク・グループが顧客に提供するサービスの価値と直接一致する対価を受け取る権利を有しているため、情報を開示していません。

契約の獲得または履行について生じる費用

バークレイズ・バンク・グループは、成功報酬や支払手数料等、契約獲得のための増分費用は回収可能であると考えているため、当該契約費用を資産計上しました。2023年12月31日現在、資産計上された契約費用(償却費控除後)は、203百万ポンド(2022年:190百万ポンド、2021年:148百万ポンド)でした。

資産計上された契約費用は、資産が関連するサービスの移転に応じて、顧客との関係期間にわたって償却されます。2023 年度の償却額は 52 百万ポンド（2022 年:45 百万ポンド、2021 年:35 百万ポンド）であり、資産計上された契約費用に関連して認識された減損損失はありませんでした（2022 年:ゼロポンド、2021 年:ゼロポンド）。

9 税金

法人所得税の会計処理

バークレイズ・バンク・グループは、所得に係る税金の会計処理にIAS第12号「法人所得税」を適用しています。課税所得に係る未払法人所得税(当期税金)は、所得が生じた期間に費用として認識されます。源泉徴収税も所得税として取り扱われます。税務上認められる欠損金に係る還付可能な法人所得税は、当期または過去の期間に生じる課税所得との相殺によって還付可能であるとみなされる範囲に限り、当期税金資産として認識されます。当期税金は、貸借対照表日に制定されている、または実質的に制定されている税率および税法を使用して測定されます。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、ならびに税額控除および税務上の欠損金の繰越しを利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識されます。繰延税金負債は、のれんの当初認識から生じるものを受け、すべての将来加算一時差異に関する認識されます。一時差異が企業結合ではなく、かつ取引時に会計上の利益にも課税所得または税務上の欠損金にも影響を与えない取引における資産または負債の当初認識から生じる場合、繰延税金は認識されません。繰延税金は、貸借対照表日までに制定され、または実質的に制定されており、繰延税金資産が実現する時または繰延税金負債が決済される時に適用が予想される税率および税法を使用して算定されます。繰延税金資産と繰延税金負債は、相殺する法的権利と純額で決済する意図の両方がある場合にのみ相殺されます。

バークレイズ・バンク・グループは、将来において最終的に課税所得の金額がバークレイズ・バンク・グループの税務申告書に当初反映された金額を上回る可能性があると考えた場合に、不確実な税務ポジションが存在すると考えています。バークレイズ・バンク・グループは、不確実な税務ポジションに対する引当金を2つの異なる方法で会計処理しています。

当期税金引当金は、不確実な税務ポジションに関する税務当局による調査の結果、将来において税務当局に支払われるまたは税務当局から受け取る税金額が変更される可能性が高いと考えられる場合に認識されます。認識時以降、当期税金引当金は、バークレイズ・バンク・グループがポジションを解消するために税務当局に最終的に支払うと予想する金額で測定されます。不確実な法人所得税ポジションに関する利息および罰金の発生は税引前利益の計算に含まれる費用として認識されます。

繰延税金引当金は、不確実な税務ポジションに関する繰延税金資産の帳簿価額に対する調整です。繰延税金引当金は、税務当局による不確実な税務ポジションの調査の結果、繰延税金資産の帳簿価額が減額される可能性が高いと考えられる場合に認識されます。引当金の認識時から、対象となる繰延税金資産の測定は、繰延税金資産を生じさせる損失または一時差異に係る不確実な税務ポジションの解消によって予想される影響を考慮して調整されます。

測定に用いられるアプローチは、不確実な税務ポジションが、他のポジションとは別に税務当局の調査を受ける個別のポジションであるか、または税務当局によって併せて同時に調査され、同時に解消されると予想される複数の問題の一つであるかを考慮に入っています。バークレイズ・バンク・グループによる引当金の測定は、課税対象となる追加所得の最善の見積りに基づいています。個別のポジションについては、そのポジションのメリットのみが考慮されます。複数の問題が併せて調査され解消されると予想される場合、バークレイズ・バンク・グループは、それぞれの個別の問題に関するポジションのメリットだけでなく、同時に解消されると予想されるすべての問題にわたる不確実な税務ポジションの総額との対比で引当金の全体的な水準を考慮します。さらに、引当金の水準を評価するに当たっては、税務当局が不確実な税務ポジションを調査すること、およびすべての事実が完全かつ透明性をもって開示されることを前提としています。

重要な会計上の見積りおよび判断

税務ポジション報告額に影響を与える判断には、2つの主要な領域があります。第1に不確実な税務ポジションに対する引当金の水準、第2に繰延税金資産の認識と測定です。

バークレイズ・バンク・グループは、次年度における不確実な税務ポジションに対する引当金を含め、当期税金および繰延税金の残高の帳簿価額に重要な調整が生じる重大なリスクはないと考えています。不確実な税務ポジションに対する引当金は、多様な問題を対象としており、該当する場合には外部の顧問弁護士からの助言を反映しています。いずれかの時点で調査対象となるのは不確実な税務ポジション全体のうちごく一部にすぎず、したがって税務当局が翌年にかけて異議を唱える可能性があることをご留意ください。

繰延税金資産は、気候の影響に関する現在の見解を考慮した事業利益予測に基づき認識されています。繰延税金資産の認識に関する詳細は、本注記に記載されています。

| | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) | 2021 年 (百万ポンド) |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 当期税金費用／(クレジット) | | | |
| 当期 | 605 | 623 | 904 |
| 過年度に関する調整 | (96) | (625) | 393 |
| | 509 | (2) | 1,297 |
| 繰延税金費用／(クレジット) | | | |
| 当期 | 43 | 19 | (179) |
| 過年度に関する調整 | 110 | 468 | (288) |
| | 153 | 487 | (467) |
| 税金費用 | 662 | 485 | 830 |

以下の表は、実際の税金費用と、バークレイズ・バンク・グループの税引前利益に英国法人税の標準税率を適用した場合に生じる税金費用との調整を表示したものでです。

| | 2023 年 (百万ポンド) | 2023 年 (%) | 2022 年 (百万ポンド) | 2022 年 (%) | 2021 年 (百万ポンド) | 2021 年 (%) |
|---|-------------------|---------------|-------------------|---------------|-------------------|---------------|
| 継続事業からの税引前利益 | 4,223 | | 4,867 | | 5,418 | |
| 適用される英国法人税の税率 23.5%(2022 年:19%、2021 年:19%)に基づく税金費用 | 992 | 23.5% | 925 | 19.0% | 1,029 | 19.0% |
| 法定税率が英国と異なる地域(加重平均税率 23.6%(2022 年:22.3%、2021 年:24.0%))で稼得した利益／損失の影響 | 3 | 0.1% | 160 | 3.3% | 273 | 5.0% |
| 経常項目: | | | | | | |
| 源泉徴収税を含む非控除税金 | 124 | 3.0% | 117 | 2.4% | 124 | 2.3% |
| 損金不算入の費用 | 47 | 1.1% | 28 | 0.6% | 61 | 1.1% |
| 損金不算入の英國銀行税の影響 | 35 | 0.8% | 28 | 0.6% | 25 | 0.5% |
| バークレイズ・バンク・ピーエルシーの海外支店が現地と英國の両方において課税される影響 | 14 | 0.3% | 17 | 0.3% | 25 | 0.5% |
| 過年度に関する調整 | 14 | 0.3% | (157) | (3.2%) | 105 | 1.9% |
| 株式報酬に関する税務上の調整 | 1 | — | 10 | 0.2% | (5) | (0.1%) |
| 繰延税金の認識の変更および未認識の税務上の欠損金の影響 | (58) | (1.4%) | (146) | (3.0%) | (140) | (2.6%) |
| 非課税の利益および所得 | (60) | (1.4%) | (129) | (2.6%) | (152) | (2.8%) |
| 銀行追加手数料 ^a およびその他の項目 | (89) | (2.1%) | (39) | (0.8%) | (48) | (0.9%) |
| AT1 商品に基づく支払に係る税金控除 | (174) | (4.1%) | (136) | (2.8%) | (113) | (2.1%) |
| インフレ連動国債の保有高に係る税金控除 | (194) | (4.6%) | (510) | (10.5%) | (157) | (2.9%) |
| 非経常項目: | | | | | | |
| 税率変更に伴う英國の繰延税金資産の再測定 | — | — | 183 | 3.8% | (218) | (4.0%) |
| 検査および訴訟に関する損金不算入の引当金 | — | — | 85 | 1.7% | — | — |
| 英國の顧客に対する補償に関する損金不算入の引当金 | 7 | 0.2% | 49 | 1.0% | 21 | 0.4% |
| 税金費用合計 | 662 | 15.7% | 485 | 10.0% | 830 | 15.3% |

脚注

a 銀行追加手数料には、英國の 4.25% の銀行追加手数料率が英國の銀行事業体に関連する利益／損失および税務上の調整に与える影響が含まれています。

実効税率に影響を及ぼす要因

2023 年 4 月 1 日からの英國法人税率の 19% から 25%への引き上げに伴い、2023 年 12 月 31 日終了事業年度に適用される英國法人税率は 23.5% となります。さらに、2023 年 4 月 1 日から銀行追加手数料率が 8% から 3% に引き下げられた結果、2023 年 12 月 31 日終了事業年度の銀行の英國の利益に適用される税率は合計 27.75%となりました。

実効税率 15.7%は適用される英国法人税率の 23.5%を下回っていますが、これは、インフレ連動国債の保有高に係る税金控除および AT1 商品に基づく支払に係る税金控除が主因です。これらの要因は、それぞれが実効税率を引き下げていますが、これは源泉徴収税を含む非控除税金によって一部相殺されています。

将来の実効税率に影響を及ぼす可能性のある要因

バークレイズ・バンク・グループの将来の税金費用は、稼得された利益の地域分布、バークレイズ・バンク・グループが営業活動を行っている管轄区域における適用税率および税務規則の変更による影響を受けます。

税法は、場合によっては複雑であり、税法の正しい解釈について最終的な権威として行動することが裁判所や審判所の役割です。2008 年 10 月にバークレイズが公表した資本調達の一環として発行され、その後償還された資本準備商品に関する金融費用の要素に対する英國法人税の取り扱いに関して、2023 年 10 月、バークレイズ・バンク・ピーエルシーと英國歳入税関庁との間で、第一審判所の審理が行われました。この係争により発生する可能性のある追加的な税金負債は、最高で 215 百万ポンドとなり、この不確実性に関して 106 百万ポンドの引当金が計上されています。判決の受領は 2024 年初めの見込みです。

税源浸食と利益移転に関する OECD/G20 包摂的枠組みは、第 2 の柱の枠組みに基づくグローバル最低税率 15%を導入する計画を発表し、OECD は 2021 年にモデルルールを公表しました。2022 年および 2023 年には、OECD のさらなる指針が公表され、英國政府は 2023 年 7 月 11 日にグローバル・ミニマム税のルールと英國の国内ミニマム税率を実施する法律を制定しました。英國の第 2 の柱ルールは 2023 年 12 月 31 日以後開始する会計期間について適用され、バークレイズ・バンク・グループが営業活動を行うすべての管轄区域の利益に関して適用されます。

さらに、バークレイズ・バンク・グループは、営業管轄区域で実施されている第 2 の柱ルールに基づく適格国内ミニマム・トップアップ税(QDMTT)の対象となる可能性があります。現地の QDMTT に基づいて支払われる税金は、英國で支払われるトップアップの減少につながると予想されるため、QDMTT ルールの適用は、第 2 の柱の制度から生じる追加税金がバークレイズ・バンク・グループの税金負債に及ぼす全体的な影響はないはずです。

バークレイズ・バンク・グループは、2023 年 5 月 23 日に公表され、2023 年 7 月 19 日に英國エンドースメント審議会により承認された IAS 第 12 号の修正である「国際的な税制改革—第 2 の柱モデルルール」を採用し、第 2 の柱の法人所得税に関連する繰延税金資産および負債に関する会計処理および情報開示に関して、第 4 項 A に定める例外を適用しています。

バークレイズ・バンク・グループは、OECD のモデルルールおよび指針に沿って英國で公表された法律について再検討し、新しい制度の予想される影響を評価しています。第 2 の柱の導入に伴う追加税金は、2024 年 1 月 1 日から、バークレイズ・バンク・グループが営業活動を行う一部の管轄区域(主にマン島、ジャージー島、ガーンジー島、アイルランド)に関して、法定税率が低いことにより発生すると見込まれています。しかし、これらの追加税金がバークレイズ・バンク・グループの将来の税金負債を大幅に増加させることはないと予想され、影響は年間約 20 百万ポンドと見積もられています(実際の将来の負債は特定の管轄区域における利益水準に応じて異なります)。バークレイズ・バンク・グループは、OECD およびこの新しい税制を導入する各國政府によって公表される予定のさらなる指針について引き続き再検討し、潜在的な影響を評価します。

米国では、インフレ抑制法(Inflation Reduction Act)により導入された調整後財務諸表所得に対する法人代替ミニマム税が 2023 年 1 月 1 日に発効しました。バークレイズ・バンク・グループは、規制や指針が発行され次第、引き続き再検討する予定です。しかし、2023 年の法人代替ミニマム税によってバークレイズ・バンク・グループの税金負債が増加することなく、バークレイズ・バンク・グループの将来の実効税率を大幅に押し上げるとは見込んでいません。

連結包括利益計算書における税金

その他の包括利益の各構成要素に関する税金は、連結包括利益計算書に記載されています。

株主資本に直接含まれる税金

株主資本に直接含まれる税金は、株式報酬およびその他の持分商品発行に係る損金算入可能な費用に関連する 13 百万ポンドの貸方(2022 年:1 百万ポンドの借方)で構成されます。

繰延税金資産および負債

貸借対照表上の繰延税金の金額は、以下の通りでした。

| | パークレイズ・バンク・グループ | |
|------------------------------|-------------------|-------------------|
| | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) |
| 米国中間持株会社納税グループ(IHC 納税グループ) | 973 | 1,094 |
| パークレイズ・バンク・ピーエルシーの米国支店納税グループ | 386 | 482 |
| 英国納税グループ | 2,054 | 2,557 |
| その他(英国および米国の納税グループ以外) | 475 | 450 |
| 繰延税金資産 | 3,888 | 4,583 |
| 繰延税金負債 | (3) | — |
| 正味繰延税金 | 3,885 | 4,583 |

| | パークレイズ・バンク・ピーエルシー | |
|------------------------------|-------------------|-------------------|
| | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) |
| パークレイズ・バンク・ピーエルシーの米国支店納税グループ | 386 | 482 |
| 英国納税グループ | 2,053 | 2,553 |
| その他(英国および米国の納税グループ以外) | 70 | 79 |
| 繰延税金資産 | 2,509 | 3,114 |
| 繰延税金負債 | (2) | — |
| 正味繰延税金 | 2,507 | 3,114 |

IHC および米国支店納税グループにおける米国の繰延税金資産

IHC 納税グループの繰延税金資産 973 百万ポンド(2022 年:1,094 百万ポンド)には、税務上の欠損金に関連する 35 百万ポンド(2022 年:21 百万ポンド)が含まれ、残りは一時差異に関連しています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーの米国支店納税グループの繰延税金資産 386 百万ポンド(2022 年:482 百ポンド)は全額が一時差異に関連しています。

IHC 納税グループに関連して、これらの一時差異には、ニューヨーク州およびニューヨーク市の過年度欠損金の換算から生じた 387 百万ポンド(2022 年:434 百ポンド)が含まれており、この欠損金は繰越可能で 2034 年に失効します。事業利益予測は、ニューヨーク州に帰属する金額は全額が失効前に使用され、過去に認識されたニューヨーク市に帰属する金額のうち、38 百万ポンドは失効前に使用できない見込みであることを示しています。したがって、当期間において認識された繰延税金資産は 38 百万ポンド減少しました。

英国納税グループの繰延税金資産および負債

英国納税グループの正味繰延税金資産 2,054 百万ポンド(2022 年:2,557 百万ポンド)には、一時差異に関する残高の税務上の欠損金に関連する繰延税金資産 1,241 百万ポンド(2022 年:1,237 百万ポンド)が含まれています。英国の税務上の欠損金には利用期間の制限がなく、事業利益予測は、これらの欠損金が全額回収される見込みであることを示しています。

その他の繰延税金資産(英国および米国の納税グループ以外)

パークレイズ・バンク・グループ内のその他の事業体における繰延税金資産 475 百万ポンド(2022 年:450 百万ポンド)には、税務上の欠損金に関連する 147 百万ポンド(2022 年:90 百万ポンド)が含まれています。これらの繰延税金資産は多くの様々な地域に関連しており、その認識は、当該繰延税金資産が全額回収される可能性が高いことを示す利益予測または現地国 の法律に基づいています。

繰延税金資産 475 百万ポンド(2022 年:450 百万ポンド)のうち、20 百万ポンド(2022 年:33 百万ポンド)は、当年度または前年度のいずれかに欠損金が生じた事業体に関連しており、その利用は将来の課税所得に影響されます。このことは、これらの繰延税金資産が将来において全額回収される見込みであるという上記の結論に達する際に考慮されています。

以下の表は、当年度における繰延税金資産および負債の変動を表示したものです。これらの金額は、相殺する法的権利および純額で決済する意図がある場合に資産と負債の残高を相殺する前の金額で表示されるため、貸借対照表および前掲の表において開示された金額とは異なります。

パークレイズ・バンク・グループ

| | 固定資産に係る一時差異 | その他の包括利益を通じて公正価値で測定 | キャッシュフロー・ヘッジ | 貸付金に係る退職給付債務 | 身の信用度に応じた減損引当金 | 当グループ自身の用度に応じた株式報酬および関連する損益 | 他の一時繰延報酬 | 税務上の繰越差異 | 欠損金 | 合計 |
|----------------------|-------------|---------------------|--------------|----------------|----------------|-----------------------------|------------|--------------|--------------|--------------|
| | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) |
| 資産 | 215 | 590 | 2,040 | 21 | 548 | — | 329 | 1,138 | 1,348 | 6,229 |
| 負債 | (65) | — | — | (1,315) | — | (190) | — | (76) | — | (1,646) |
| 2023年1月1日現在 | 150 | 590 | 2,040 | (1,294) | 548 | (190) | 329 | 1,062 | 1,348 | 4,583 |
| 損益計算書 | 18 | (26) | — | (27) | (12) | — | 20 | (204) | 78 | (153) |
| その他の包括利益および剰余金 | — | (54) | (982) | 325 | — | 273 | (9) | — | — | (447) |
| その他の変動 | (5) | — | — | (2) | (30) | 2 | (13) | (47) | (3) | (98) |
| | 163 | 510 | 1,058 | (998) | 506 | 85 | 327 | 811 | 1,423 | 3,885 |
| 資産 | 275 | 510 | 1,058 | 16 | 506 | 85 | 327 | 903 | 1,423 | 5,103 |
| 負債 | (112) | — | — | (1,014) | — | — | — | (92) | — | (1,218) |
| 2023年12月31日現在 | 163 | 510 | 1,058 | (998) | 506 | 85 | 327 | 811 | 1,423 | 3,885 |
| 資産 | 678 | 144 | 309 | 24 | 481 | 426 | 327 | 1,134 | 1,196 | 4,719 |
| 負債 | (30) | — | — | (1,674) | — | — | — | (40) | — | (1,744) |
| 2022年1月1日現在 | 648 | 144 | 309 | (1,650) | 481 | 426 | 327 | 1,094 | 1,196 | 2,975 |
| 損益計算書 | (531) | (6) | — | (7) | 47 | — | (2) | (140) | 152 | (487) |
| その他の包括利益および剰余金 | — | 449 | 1,731 | 357 | — | (616) | (17) | — | — | 1,904 |
| その他の変動 | 33 | 3 | — | 6 | 20 | — | 21 | 108 | — | 191 |
| | 150 | 590 | 2,040 | (1,294) | 548 | (190) | 329 | 1,062 | 1,348 | 4,583 |
| 資産 | 215 | 590 | 2,040 | 21 | 548 | — | 329 | 1,138 | 1,348 | 6,229 |
| 負債 | (65) | — | — | (1,315) | — | (190) | — | (76) | — | (1,646) |
| 2022年12月31日現在 | 150 | 590 | 2,040 | (1,294) | 548 | (190) | 329 | 1,062 | 1,348 | 4,583 |

パークレイズ・バンク・ピーエルシー

| | 固定資産に係る一時差異 | その他の包括利益を通じて公正価値で測定 | キャッシュフロー・ヘッジ | 貸付金に係る退職給付債務 | 身の信用度に応じた減損引当金 | 当行自身の用度に応じた株式報酬および関連する損益 | 他の一時繰延報酬 | 税務上の繰越差異 | 欠損金 | 合計 |
|--------------------|-------------|---------------------|--------------|----------------|----------------|--------------------------|------------|------------|--------------|--------------|
| | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) |
| 資産 | 51 | 596 | 2,014 | — | 181 | — | 122 | 922 | 1,237 | 5,123 |
| 負債 | (12) | — | — | (1,313) | — | (190) | — | (494) | — | (2,009) |
| 2023年1月1日現在 | 39 | 596 | 2,014 | (1,313) | 181 | (190) | 122 | 428 | 1,237 | 3,114 |
| 損益計算書 | 4 | — | — | (24) | 15 | — | 8 | (160) | 7 | (150) |
| その他の包括利益および剰余金 | — | (54) | (966) | 325 | — | 272 | (4) | — | — | (427) |
| その他の変動 | — | — | — | (1) | (16) | — | 1 | (14) | — | (30) |
| | 43 | 542 | 1,048 | (1,013) | 180 | 82 | 127 | 254 | 1,244 | 2,507 |
| 資産 | 43 | 542 | 1,048 | — | 180 | 82 | 127 | 305 | 1,244 | 3,571 |

| 負債 | — | — | — | (1,013) | — | — | — | (51) | — | (1,064) |
|----------------|-------|-----|-------|---------|------|-------|-----|-------|-------|---------|
| 2023年12月31日現在 | 43 | 542 | 1,048 | (1,013) | 180 | 82 | 127 | 254 | 1,244 | 2,507 |
| 資産 | 555 | 147 | 307 | — | 200 | 411 | 128 | 536 | 1,076 | 3,360 |
| 負債 | (14) | — | — | (1,673) | — | — | — | — | — | (1,687) |
| 2022年1月1日現在 | 541 | 147 | 307 | (1,673) | 200 | 411 | 128 | 536 | 1,076 | 1,673 |
| 損益計算書 | (488) | — | — | — | (19) | — | 1 | (144) | 161 | (489) |
| その他の包括利益および剰余金 | (30) | 449 | 1,707 | 360 | — | (601) | (7) | — | — | 1,878 |
| その他の変動 | 16 | — | — | — | — | — | — | 36 | — | 52 |
| | 39 | 596 | 2,014 | (1,313) | 181 | (190) | 122 | 428 | 1,237 | 3,114 |
| 資産 | 51 | 596 | 2,014 | — | 181 | — | 122 | 922 | 1,237 | 5,123 |
| 負債 | (12) | — | — | (1,313) | — | (190) | — | (494) | — | (2,009) |
| 2022年12月31日現在 | 39 | 596 | 2,014 | (1,313) | 181 | (190) | 122 | 428 | 1,237 | 3,114 |

その他の変動には、外国為替レートの変動の影響、ならびに取得および処分に関連する繰延税金の金額が含まれています。

12カ月超で回収される見込みの繰延税金資産の金額は、パークレイズ・バンク・グループについて 3,577 百万ポンド(2022 年:5,514 百万ポンド)、パークレイズ・バンク・ピーエルシーについて 2,323 百万ポンド(2022 年:4,335 百万ポンド)です。12カ月超で決済される見込みの繰延税金負債の金額は、パークレイズ・バンク・グループについて 1,145 百万ポンド(2022 年:1,545 百万ポンド)、パークレイズ・バンク・ピーエルシーについて 1,015 百万ポンド(2022 年:1,505 百万ポンド)です。これらは、相殺する法的権利および純額で決済する意図がある場合に資産と負債の残高を相殺する前の金額です。

未認識の繰延税金

税務上の欠損金および一時差異

パークレイズ・バンク・グループには、将来減算一時差異総額 527 百万ポンド(2022 年:111 百万ポンド)、繰越税額控除 381 百万ポンド(2022 年:323 百万ポンド)、税務上の欠損金総額 21,373 百万ポンド(2022 年:22,263 百万ポンド)に関して認識された繰延税金資産はありません。税務上の欠損金には、キャピタルロス 3,657 百万ポンド(2022 年:3,661 百万ポンド)が含まれています。これらの税務上の欠損金のうち、79 百万ポンド(2022 年:149 百万ポンド)が 5 年以内に失効し、13 百万ポンド(2022 年:401 百万ポンド)が 6 年から 10 年以内に失効し、10,504 百万ポンド(2022 年:10,393 百万ポンド)が 11 年から 20 年以内に失効し、10,777 百万ポンド(2022 年:11,320 百万ポンド)は無期限に繰り越すことができます。繰延税金資産がこれらの項目に関して認識されていないのは、利用できる将来の課税所得および利得が生じる可能性が高くないためです。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーについては、将来減算一時差異総額 142 百万ポンド(2022 年:48 百万ポンド)、繰越税額控除 206 百万ポンド(2022 年:206 百万ポンド)、2,901 百万ポンド(2022 年:2,905 百万ポンド)のキャピタルロスを含む税務上の欠損金総額 4,169 百万ポンド(2022 年:4,277 百万ポンド)に関して認識された繰延税金資産はありません。これらの税務上の欠損金のうち、71 百万ポンド(2022 年:138 百万ポンド)が 5 年以内に失効し、4,098 百万ポンド(2022 年:4,139 百万ポンド)は無期限に繰り越すことができます。繰延税金資産がこれらの項目に関して認識されていないのは、利用できる将来の課税所得および利得が生じる可能性が高くないためです。

パークレイズ・バンク・グループによる子会社、支店および関連会社に対する投資

パークレイズ・バンク・グループが一時差異の解消時期をコントロールでき、予測可能な将来においてそのような差異が解消しない可能性が高い場合、パークレイズ・バンク・グループによる子会社、支店および関連会社に対する投資の価値に関して、繰延税金は認識されません。繰延税金負債を認識していない一時差異の合計額は 870 百万ポンド(2022 年:852 百万ポンド)でした。

10 普通株式および優先株式に係る配当金

2023 年度の財務書類には、普通株式に係る配当金支払額 1,348 百万ポンド(2022 年:200 百万ポンド、2021 年:794 百万ポンド)が含まれています。その内訳は、2022 年度の期中配当金 700 百万ポンド(2021 年:200 百万ポンド、2020 年:174 百万ポンド)と、2023 年度に関する 1 回の期中配当金 648 百万ポンド(2022 年:ゼロポンド、2021 年:2 回の期中配当金合計 620 百万ポンド)でした。

この結果、年間配当金合計は普通株式 1 株当たり 0.58 ポンド(2022 年:0.09 ポンド、2021 年:0.34 ポンド)となりました。

優先株式に係る配当金支払額は総額 40 百万ポンド(2022 年:31 百万ポンド、2021 年:27 百万ポンド)となりました。ユーロ建優先株式に係る配当金支払額は 1 株当たり 333.36 ポンド(2022 年:53.42 ポンド、2021 年:14.37 ポンド)でした。米ドル建優先株式に係る配当金支払額は 1 株当たり 499.58 ポンド(2022 年:511.27 ポンド、2021 年:459.69 ポンド)でした。

取締役は 2023 年度に関する期中配当金 852 百万ポンドを承認しました。2023 年 12 月 31 日終了事業年度の財務書類にはこの配当金は反映されておらず、2024 年 12 月 31 日に終了する年度の利益剰余金の処分として株主資本において会計処理されることになります。

公正価値で保有する資産および負債

本セクションに記載されている注記は、バークレイズ・バンク・グループが保有し、公正価値で認識している資産および負債に焦点を当てています。バークレイズ・バンク・グループの市場リスク管理のアプローチの詳細については、英語原文 54 ページをご参照ください。

16 金融商品の公正価値

金融資産および負債の会計処理—公正価値

トレーディング目的で保有する金融商品は、純損益を通じて公正価値で認識されます。また、金融資産が純損益を通じて公正価値で保有されるのは、金融資産に所定の日に元本および利息の支払のみの要件を満たすキャッシュフローを生じさせる契約条件が含まれていない場合、または金融資産が(i) 契約上のキャッシュフローの回収を目的とする事業モデルまたは(ii) 契約上のキャッシュフローの回収と売却の両方によって達成される事業モデルのいずれかの事業モデルで保有されていない場合に限ります。こうした金融商品のその後の公正価値の変動は、トレーディング収益に計上することで会計上のミスマッチが軽減される場合を除き、損益計算書の投資収益純額に認識されます。

公正価値は、可能な限り、当該金融商品の取引相場価格を参考して決定されます。バークレイズ・バンク・グループの金融資産および負債の多く、特にデリバティブについては、相場価格入手できないため、公正価値の見積りに評価モデルが用いられます。評価モデルは、各個別契約の条件の下での予想キャッシュフローを計算し、当該キャッシュフロー額を現在価値に割りります。これらのモデルは、独立した情報源からの市場インプットに基づいており、例えば、金利イールド・カーブ、株式およびコモディティの価格、オプションのボラティリティならびに為替レート等が含まれます。

公正価値で測定する金融負債については、帳簿価額は、仕組債の主な発行・償還活動等の観察可能な市場データから導き出される自身の信用スプレッドの変動が公正価値に与える影響を反映しています。

当初認識時に、活発な市場で入手可能かつ観察可能な情報が反していない限り、取引価格は公正価値であることを前提としています。

観察不能なインプットを利用する評価については、モデルによる評価額と当初の取引価格との差額(取引初日利益)が、取引期間または該当する場合にはすべてのインプットが観察可能となるまでの期間のいずれかにわたり定額法で損益に認識されるか、もしくは従来観察不能であったインプットが観察可能となつた時点で、全額損益に計上されます。

観察可能なインプットの入手可能性については様々な要因が影響し、また商品によって異なり、時間とともに変化します。これらの要因には、関連市場での売買の厚み、商品タイプ、商品が新しく、市場で広く売買されていないものかどうか、市場モデリングの洗練度、取引の性質(カスタマイズされたものか一般的なものか)等が含まれます。評価がモデルまたは市場において観察不能なインプットに基づいて行われる限り、公正価値の決定はより主観的なものとなり、また、全体的な評価に対する観察不能なインプットの重要性により左右されることになります。観察不能なインプットは、類似の資産、類似の満期またはその他の分析的方法を参照する等、入手可能な最善の情報に基づいて決定されます。

財務書類で用いられた評価についての、重要な観察不能インプットの可能性がある変動に対する感応度は、英語原文 219 ページに記載されています。

重要な会計上の見積りおよび判断

金融商品の評価は多くの場合において相当程度の判断および複雑性を伴うものですが、評価モデルに観察不能なインプットを用いる場合(「レベル 3」の資産および負債)は特に判断および複雑性を伴います。この注記は、当期に認識された関連する未実現損益、重要な評価技法および観察不能なインプットの詳細、ならびに感応度分析を含む金融商品に関する情報を提供しています。

気候関連リスクは、活発な市場で取引される資産および負債の公正価値に含まれるものと仮定されます。活発でない市場においては、気候変動リスクの影響を受けやすいと特定されたカウンターパーティや金融商品については、そのデフォルト確率を高めることにより影響評価を実施しました。この評価による資産および負債の評価額の変更は、2023 年度末に計上された評価額の修正を必要とするほど重大なものではありませんでした。

評価

資産および負債は、重要な市場インプットの観察可能性を反映したヒエラルキーに従って分類されています。公正価値ヒエラルキーの 3 つのレベルは、以下の定義の通りであり、レベル 2 とレベル 3 の分類の境界を決定する際には判断を伴います。

取引相場価格—レベル 1

その価値が活発な市場において観察可能な場合、資産および負債はレベル 1 に分類されます。かかる金融商品は、相場価格が容易に入手可能である活発な市場における同一の資産または負債の未調整相場価格を参照して評価され、その価格は実際かつ定期的に発生する市場取引を表します。活発な市場とは、継続的に価格情報を提供するのに十分な量と頻度で取引が発生する市場のことです。

観察可能なインプットを用いる評価技法—レベル 2

レベル 2 に分類される資産および負債は、インプットが直接的または間接的に観察可能なモデルを用いて評価されています。観察可能なインプットに基づく評価には、市場で標準的な価格決定手法を用いて評価されるスマップおよび先渡、ならびに市場で標準的な価格決定モデルへのインプットのすべてが観察可能である市場で一般的に取引されるオプション等の資産および負債が含まれます。重要でないとみなされる観察不能なインプットを用いて公正価値を算定する特定の金融商品の場合、その資産または負債はレベル 2 として分類される場合があります。

重要な観察不能インプットを用いる評価技法—レベル 3

観察可能な市場データに基づいていない重要なインプット(観察不能なインプット)をその評価に組み込んでいる場合、資産および負債はレベル 3 に分類されます。活発な市場での取引から直接観察可能な場合、または実行可能な出口価格を示す説得力のある外部証拠がある場合、評価インプットは観察可能とみなされます。観察不能なインプットのレベルは通常、観察可能なインプットや過去の観察を参照して、またはその他の分析的手法を用いて決定されます。

以下の表は、バークレイズ・バンク・グループの公正価値で保有する資産および負債を評価技法(公正価値ヒエラルキー)および貸借対照表上の分類別に表示したものです。

公正価値で保有する資産および負債

| バークレイズ・バンク・グループ | 2023 年 | | | | 2022 年 | | | |
|---------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 評価技法に使用 | | | | 評価技法に使用 | | | |
| | レベル 1 (百万ポンド) | レベル 2 (百万ポンド) | レベル 3 (百万ポンド) | 合計 (百万ポンド) | レベル 1 (百万ポンド) | レベル 2 (百万ポンド) | レベル 3 (百万ポンド) | 合計 (百万ポンド) |
| トレーディング・ポートフォリオ資産 | 94,615 | 73,442 | 6,509 | 174,566 | 62,469 | 64,822 | 6,480 | 133,771 |
| 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産 | 5,747 | 193,121 | 5,368 | 204,236 | 5,647 | 199,370 | 6,111 | 211,128 |
| デリバティブ金融資産 | 107 | 252,464 | 3,540 | 256,111 | 10,054 | 287,749 | 5,173 | 302,976 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 21,079 | 29,568 | 776 | 51,423 | 15,029 | 30,051 | 4 | 45,084 |
| 投資不動産 | — | — | 2 | 2 | — | — | 5 | 5 |
| 資産合計 | 121,548 | 548,595 | 16,195 | 686,338 | 93,199 | 581,992 | 17,773 | 692,964 |
| トレーディング・ポートフォリオ負債 | (28,380) | (29,013) | (368) | (57,761) | (43,679) | (28,725) | (56) | (72,460) |
| 公正価値で測定すると指定された金融負債 | (117) | (297,244) | (1,212) | (298,573) | (133) | (270,880) | (1,042) | (272,055) |
| デリバティブ金融負債 | (81) | (245,146) | (4,653) | (249,880) | (10,823) | (272,020) | (6,363) | (289,206) |
| 負債合計 | (28,578) | (571,403) | (6,233) | (606,214) | (54,635) | (571,625) | (7,461) | (633,721) |

以下の表は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの公正価値で保有する資産および負債を評価技法(公正価値ヒエラルキー)および貸借対照表上の分類別に表示したものです。

公正価値で保有する資産および負債

| パークレイズ・バンク・ピーエルシー | 2023年 | | | | 2022年 | | | |
|---------------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| | 評価技法に使用 | | | | 評価技法に使用 | | | |
| | レベル1 (百万ポンド) | レベル2 (百万ポンド) | レベル3 (百万ポンド) | 合計 (百万ポンド) | レベル1 (百万ポンド) | レベル2 (百万ポンド) | レベル3 (百万ポンド) | 合計 (百万ポンド) |
| トレーディング・ポートフォリオ資産 | 64,341 | 42,697 | 5,616 | 112,654 | 33,165 | 43,904 | 5,974 | 83,043 |
| 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産 | 30 | 259,170 | 4,760 | 263,960 | 923 | 240,951 | 5,451 | 247,325 |
| デリバティブ金融資産 | — | 222,421 | 2,880 | 225,301 | 3 | 253,837 | 4,868 | 258,708 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 20,245 | 29,361 | 775 | 50,381 | 13,245 | 29,838 | 3 | 43,086 |
| 投資不動産 | — | — | 2 | 2 | — | — | 2 | 2 |
| 資産合計 | 84,616 | 553,649 | 14,033 | 652,298 | 47,336 | 568,530 | 16,298 | 632,164 |
| トレーディング・ポートフォリオ負債 | (35,482) | (15,146) | (367) | (50,995) | (35,857) | (16,188) | (48) | (52,093) |
| 公正価値で測定すると指定された金融負債 | (16) | (350,781) | (1,148) | (351,945) | (24) | (299,871) | (956) | (300,851) |
| デリバティブ金融負債 | — | (217,208) | (4,157) | (221,365) | — | (244,442) | (6,125) | (250,567) |
| 負債合計 | (35,498) | (583,135) | (5,672) | (624,305) | (35,881) | (560,501) | (7,129) | (603,511) |

以下の表は、パークレイズ・バンク・グループの公正価値で保有するレベル3の資産および負債を商品タイプ別に表示したものです。

公正価値で保有するレベル3の資産および負債(商品タイプ別)

| パークレイズ・バンク・グループ | 2023年 | | 2022年 | |
|------------------|---------------|----------------|---------------|----------------|
| | 資産 (百万ポンド) | 負債 (百万ポンド) | 資産 (百万ポンド) | 負債 (百万ポンド) |
| 金利デリバティブ | 2,211 | (1,701) | 2,361 | (2,858) |
| 為替デリバティブ | 111 | (91) | 1,513 | (1,474) |
| クレジット・デリバティブ | 241 | (820) | 290 | (603) |
| エクイティ・デリバティブ | 977 | (2,041) | 1,009 | (1,428) |
| 社債 | 1,568 | (352) | 1,677 | (49) |
| リバース・レポ取引およびレポ取引 | 209 | (517) | 37 | (434) |
| 貸付金 | 8,986 | — | 9,390 | — |
| プライベート・エクイティ投資 | 145 | — | 140 | — |
| その他 ^a | 1,747 | (711) | 1,356 | (615) |
| 合計 | 16,195 | (6,233) | 17,773 | (7,461) |

脚注

a その他には、ファンドおよびファンドリンク型商品、発行債券、政府債および政府保証債、アセット・バック証券、エクイティ現物商品、ならびに投資不動産が含まれています。

評価技法および感応度分析

感応度分析は、合理的に可能な様々な代替評価を行うために、重要な観察不能インプットを有する(レベル3)商品に対して実施されます。適用される感応度分析の手法では、使用した評価技法の性質、また、観察可能な比較対象および過去のデータの入手可能性および信頼性ならびに代替モデルの使用による影響を考慮しています。

感応度は月次で動的に算出されます。計算は信頼できる参照元の範囲またはスプレッド・データ、あるいは関連する市場分析に基づくシナリオ、ならびに代替モデルの使用による影響に基づいています。感応度はポートフォリオの分散の影響を反映せずに計算されます。

レベル3の重要な商品に用いられた評価技法、観察可能性および感応度分析は、以下の通りです。

金利デリバティブ

内容: 金利またはインフレ指数に連動するデリバティブ。このカテゴリーには、先物、金利およびインフレ・スワップ、スワップション、キャップ、フロアー、インフレ・オプション、残高保証スワップならびにその他のエキゾチック金利デリバティブが含まれます。

評価:金利およびインフレ・デリバティブは通常、売買に係る予想将来キャッシュフローの予測および割引のための、市場データから構築されたイールド・カーブを用いて評価されます。オプションが付された商品は、市場インプットから推定されるボラティリティを用いて評価され、その商品タイプに応じて業界で標準的なモデルまたはカスタマイズされたモデルを使用します。

観察可能性:通常、インプットは、各インプットおよび対象商品について個別に決定された流動性のある満期日まで観察可能とみなされます。観察不能なインプットは通常、流動性市場商品を参照し、補外法を適用して設定されるか、別の合理的な方法により推定されます。

為替デリバティブ

内容:為替(FX)市場に連動するデリバティブ。このカテゴリーには、FX 先渡契約、FX スワップおよび FX オプションが含まれます。大半は店頭(OTC)デリバティブとして取引されています。

評価:FX デリバティブは、その商品タイプに応じて業界で標準的なモデルおよびカスタマイズされたモデルを用いて評価されます。評価インプットには、FX レート、金利、FX ボラティリティ、金利ボラティリティ、FX と金利の相関関係およびその他のパラメータが適宜含まれます。

観察可能性:FX の相関関係、フォワードおよびボラティリティは通常、各インプットおよび対象商品について個別に決定された流動性のある満期日まで観察可能です。観察不能なインプットは、流動性市場商品を参照し、補外法を適用して設定されるか、別の合理的な方法により推定されます。

クレジット・デリバティブ

内容:参照事業体、参照指数または参照事業体バスケットの信用スプレッドもしくは参照資産プール(証券化商品等)に連動するデリバティブ。このカテゴリーには、シングル・ネームおよびインデックス・クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)およびトータル・リターン・スワップ(TRS)が含まれます。

評価:CDS は、信用スプレッドのカーブを主要なインプットとして用いる、業界で標準的なモデルを用いて評価されます。信用スプレッドは、ブローカーのデータまたは第三者のベンダーから直接観察されるか、あるいは代理のものを参照して決定されます。

観察可能性:活発な取引が行われている事業体を参照する CDS 契約は通常、観察可能とみなされます。その他の評価インプットは、インプットに対する感応度が高い商品が流動性の高い市場において活発に取引されている場合に観察可能とみなされます。観察不能な評価インプットは通常、最近の取引を参照して決定されるか、同じ発行体または類似の事業体の観察可能な取引から推定されます。

エクイティ・デリバティブ

内容:株価指数およびシングル・ネームに連動する、取引所で取引されるデリバティブまたは OTC デリバティブ。このカテゴリーには、バニラおよびエキゾチック・エクイティ商品が含まれます。

評価:エクイティ・デリバティブは、業界で標準的なモデルを用いて評価されます。評価インプットには、株価、配当金、ボラティリティ、金利、株式レポ曲線が含まれ、マルチ・アセット型商品については相関関係が含まれます。

観察可能性:通常、評価インプットは、各インプットおよび対象商品について個別に決定された流動性のある満期日まで観察可能とみなされます。観察不能なインプットは、流動性市場商品を参照し、補外法を適用して設定されるか、別の合理的な方法により推定されます。

社債

内容:主に社債。

評価:社債は、ブローカーの相場、ディーラー間の価格またはその他の信頼性のある価格提供元からの観察可能な市場価格を用いて評価されます。

観察可能性:活発に売買される債券の価格は、観察可能とみなされます。観察不能な債券の価格は通常、同じ(または類似する)発行体が発行した、またはこれを参照した、活発に売買される金融商品の債券利回りまたは CDS スプレッドを参照して決定されます。

リバース・レポ取引およびレポ取引

内容:売戻契約の下で購入される有価証券、買戻契約の下で売却される有価証券、およびその他類似の担保付貸付取引を含みます。これらの契約は主に短期的性質のものです。

評価:レポ取引およびリバース・レポ取引は通常、具体的な取引内容に基づき、市場金利およびレポ金利を組み込んだ業界の標準的なモデルを用いて予想将来キャッシュフローを割り引くことにより評価されます。

観察可能性:インプットは流動性のある満期日まで、または低価格帯のコンセンサス価格設定については観察可能とみなされ、具体的な取引の性質に基づいて決定されます。観察不能なインプットは通常、流動性市場商品を参照し、補外法を適用して設定されるか、別の合理的な方法により推定されます。

貸付金

内容:法人のクライアントおよび顧客に対して発行される融資枠。

評価: 貸付金は、価格ベースのアプローチを用いて、または金利およびローン・スプレッドに基づき、予想将来キャッシュフローを割り引くモデルを用いて評価されます。

観察可能性: この貸付金の母集団のうち、価格またはローン・スプレッドは、観察不能である場合があります。

プライベート・エクイティ投資

内容: 証券取引所における相場のない事業会社の株式への投資を含みます。

評価: プライベート・エクイティ投資は、International Private Equity and Venture Capital Valuation Guidelines (IPEV ガイドライン)に準拠して評価されます。このガイドラインは、同じまたは類似の事業体における直近の取引価格、割引キャッシュフロー法、上場企業の利益または収益マルチプルとの比較等、様々な個別の評価ベンチマークの使用が求められます。相場のない持分商品の評価は本来、主観的なものである一方、関連手法は他の市場参加者に一般的に用いられており、長期間にわたり一貫して適用されています。

観察可能性: インプットは、流動性の高い市場においてインプットに対する感応度が高い商品の活発な売買が行われている場合に、観察可能とみなされます。観察不能なインプットには、利益または収益の見積り、類似企業のマルチプル、流動性ディスカウントおよび割引率が含まれます。

その他

内容: その他には、ファンドおよびファンディング型商品、発行債券、政府保証債、アセット・バック証券、エクイティ現物商品、ならびに投資不動産が含まれています。

レベル 1 とレベル 2 の間での資産および負債の組替

当期において、レベル 1 とレベル 2 の間での重要な振替はありませんでした(2022 年: レベル 1 とレベル 2 の間での重要な振替はありませんでした)。

レベル 3 の変動分析

以下の表は、当期中のレベル 3 の残高の変動を要約したものです。振替は当年度期首に実施したものとして反映しています。

レベル 2 とレベル 3 との間の資産および負債の振替は、主として 1) インプットに関連する観察可能な市場活動の増減、または 2) 観察不能なインプットの重要性の変化によるものであり、観察不能なインプットが重要であるとみなされる場合の資産および負債はレベル 3 に分類されています。

レベル 3 の資産および負債の変動分析

| パークレイズ・バンク・グループ | 2023 年 1 月 1 日現 在 | | | | | 損益計算書に認識さ れた当期利益および (損失)合計 | | | | | その他の包括 利益に認識さ れた利益また は(損失)合計 | | 振替 | | 2023 年 12 月 31 日現 在 |
|-----------------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|----------------------------------|------------------|-------------|----------------|-----------------|---------------------------------------|-----------------|--------------|--|---------------------------|
| | 購入 (百万ポン ド) | 売却 (百万ポン ド) | 発行 (百万ポン ド) | 決済 (百万ポン ド) | トレーディ ング収益 b | その他の 収益 | された利益また は(損失) | 合計 | レバ ル 3 へ | レバ ル 3 から | レバ ル 3 へ | レバ ル 3 から | 月 31 日現 在 | | |
| | | | | | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | | |
| 社債 | 595 | 352 | (146) | — | (220) | 76 | — | — | 56 | (34) | 56 | (34) | 679 | | |
| 貸付金 | 4,837 | 1,425 | (1,734) | — | (382) | (34) | — | — | 384 | (27) | 384 | (27) | 4,469 | | |
| その他 | 1,048 | 1,617 | (1,143) | — | — | (31) | — | — | 619 | (749) | 619 | (749) | 1,361 | | |
| トレーディング・ポートフォリオ資 産 | 6,480 | 3,394 | (3,023) | — | (602) | 11 | — | — | 1,059 | (810) | 1,059 | (810) | 6,509 | | |
| 社債 | 1,082 | 39 | (145) | — | — | 10 | (8) | — | — | (89) | — | (89) | 889 | | |
| 貸付金 | 4,553 | 3,630 | (3,263) | — | (1,017) | 36 | (14) | — | 213 | (154) | 213 | (154) | 3,984 | | |
| プライベート・エクイティ投資 | 140 | 8 | (2) | — | (6) | (8) | 13 | — | — | — | — | — | 145 | | |
| リバース・レポ取引およびレポ取 引 | 37 | 166 | — | — | — | 6 | — | — | — | — | — | — | 209 | | |
| その他 | 299 | 34 | (1) | — | (61) | (18) | (5) | — | 26 | (133) | 26 | (133) | 141 | | |
| 損益計算書を通じて公正価値で 測定する金融資産 | 6,111 | 3,877 | (3,411) | — | (1,084) | 26 | (14) | — | 239 | (376) | 239 | (376) | 5,368 | | |
| 貸付金 | — | 533 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 533 | | |
| その他 | 4 | 200 | — | — | (3) | — | — | — | 42 | — | 42 | — | 243 | | |
| その他の包括利益を通じて公正 価値で測定する資産 | 4 | 733 | — | — | (3) | — | — | — | 42 | — | 42 | — | 776 | | |
| 投資不動産 | 5 | — | (4) | — | — | — | — | 1 | — | — | — | — | 2 | | |
| トレーディング・ポートフォリオ負 債 | (56) | (367) | 45 | — | — | — | — | — | — | — | — | 10 | (368) | | |
| 公正価値で測定すると指定され た金融負債 | (1,042) | (38) | — | (403) | — | (38) | (3) | — | (147) | 459 | (147) | 459 | (1,212) | | |
| 金利デリバティブ | (497) | 131 | (31) | — | 58 | 87 | — | — | 326 | 436 | 326 | 436 | 510 | | |
| 為替デリバティブ | 39 | — | — | — | 37 | (15) | — | — | 11 | (52) | 11 | (52) | 20 | | |
| クレジット・デリバティブ | (313) | (351) | 56 | — | (15) | (2) | — | — | 51 | (5) | 51 | (5) | (579) | | |
| エクイティ・デリバティブ | (419) | (419) | (1) | — | 3 | (162) | — | — | — | (66) | — | (66) | (1,064) | | |
| デリバティブ純額 ^a | (1,190) | (639) | 24 | — | 83 | (92) | — | — | 388 | 313 | 388 | 313 | (1,113) | | |
| 合計 | 10,312 | 6,960 | (6,369) | (403) | (1,606) | (93) | (16) | — | 1,581 | (404) | 1,581 | (404) | 9,962 | | |

レベル3の資産および負債の変動分析

| パークレイズ・バンク・グループ | 2022年1月1日現在 | | | | | | 損益計算書に認識された当期利益および(損失)合計 | | | その他の包括利益に認識された利益または(損失)合計 | | 振替 | | 2022年12月31日現在 | |
|--------------------------------|----------------|---------------|-----------------|---------------|---------------------------|------------------------|--------------------------|----------------------|-----------------------|---------------------------|----------------|--------------|--|---------------|--|
| | 購入 (百万ポンド) | 売却 (百万ポンド) | 発行 (百万ポンド) | 決済 (百万ポンド) | トレーディング収益 b (百万ポンド) | その他の収益 b (百万ポンド) | (百万ポンド) | レベル3 へ (百万ポンド) | レベル3 から (百万ポンド) | 月31日現在 (百万ポンド) | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社債 | 389 | 392 | (182) | — | (18) | (39) | — | — | — | 87 | (34) | 595 | | | |
| 貸付金 | 758 | 7,009 | (2,635) | — | (19) | (264) | — | — | — | 10 | (22) | 4,837 | | | |
| その他 | 1,134 | 667 | (412) | — | (298) | (43) | — | — | — | 275 | (275) | 1,048 | | | |
| トレーディング・ポートフォリオ資産 | 2,281 | 8,068 | (3,229) | — | (335) | (346) | — | — | — | 372 | (331) | 6,480 | | | |
| 社債 | 818 | 405 | — | — | (189) | 48 | — | — | — | — | — | 1,082 | | | |
| 貸付金 | 4,947 | 8,689 | (7,559) | — | (1,201) | (333) | — | — | — | 49 | (39) | 4,553 | | | |
| プライベート・エクイティ投資 | 148 | 35 | (59) | — | (3) | 7 | 12 | — | — | — | — | 140 | | | |
| リバース・レポ取引およびレポ取引 | 13 | — | — | — | — | 24 | — | — | — | — | — | 37 | | | |
| その他 | 153 | 128 | — | — | (1) | — | 2 | — | — | 17 | — | 299 | | | |
| 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産 | 6,079 | 9,257 | (7,618) | — | (1,394) | (254) | 14 | — | — | 66 | (39) | 6,111 | | | |
| その他 | 38 | — | — | — | (32) | — | — | (2) | — | — | — | 4 | | | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産 | 38 | — | — | — | (32) | — | — | (2) | — | — | — | 4 | | | |
| 投資不動産 | 7 | — | (1) | — | — | — | (1) | — | — | — | — | 5 | | | |
| トレーディング・ポートフォリオ負債 | (27) | (23) | 8 | — | — | 9 | — | — | (27) | 4 | (56) | | | | |
| 公正価値で測定すると指定された金融負債 | (404) | (285) | — | (98) | 82 | 70 | 1 | — | (448) | 40 | (1,042) | | | | |
| 金利デリバティブ | (260) | (217) | — | — | 54 | (467) | — | — | 431 | (38) | (497) | | | | |
| 為替デリバティブ | 2 | — | — | — | (6) | 27 | — | — | — | 16 | 39 | | | | |
| クレジット・デリバティブ | (386) | (4) | (2) | — | 57 | 23 | — | — | 11 | (12) | (313) | | | | |
| エクイティ・デリバティブ | (1,405) | (213) | — | — | 332 | 307 | — | — | (11) | 571 | (419) | | | | |
| デリバティブ純額^a | (2,049) | (434) | (2) | — | 437 | (110) | — | — | 431 | 537 | (1,190) | | | | |
| 合計 | 5,925 | 16,583 | (10,842) | (98) | (1,242) | (631) | 14 | (2) | 394 | 211 | 10,312 | | | | |

脚注

a デリバティブは純額ベースで表示されています。純額ベースのデリバティブ金融資産は3,540百万ポンド(2022年:5,173百万ポンド)であり、同デリバティブ金融負債は4,653百万ポンド(2022年:6,363百万ポンド)です。

b トレーディング収益は、レベル3の金融商品に係る利益および(損失)を表し、大部分はレベル2で開示される金融商品に係る損失および利益によって相殺されます。

レベル 3 の資産および負債の変動分析

| パークレイズ・バンク・ピーエルシー | 2023年1月1日現在 | | | | | | 損益計算書に認識された当期利益および(損失)合計 | | | その他の包括利益に認識された利益または(損失)合計 | | | 振替 | | 2023年12月31日現在 | |
|------------------------|--------------|--------------|----------------|--------------|----------------|------------------------|--------------------------|----------|--------------|---------------------------|--------------|----------|----------|----------|---------------|--|
| | 在 | 購入 | 売却 | 発行 | 決済 | トレーディング収益 ^b | その他の収益 | トランザクション | その他 | トランザクション | その他 | トランザクション | トランザクション | トランザクション | トランザクション | |
| | | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | |
| トレーディング・ポートフォリオ資産 | 5,974 | 1,857 | (2,054) | — | (532) | (6) | — | — | — | 699 | (322) | 5,616 | — | — | — | |
| 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産 | 5,451 | 3,719 | (3,252) | — | (1,028) | 34 | (21) | — | — | 56 | (199) | 4,760 | — | — | — | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定 | 3 | 733 | — | — | (3) | — | — | — | — | 42 | — | 775 | — | — | — | |
| 投資不動産 | 2 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 2 | — | — | — | |
| トレーディング・ポートフォリオ負債 | (48) | (367) | 38 | — | — | — | — | — | — | — | — | 10 | (367) | — | — | |
| 公正価値で測定すると指定された金融負債 | (956) | (40) | — | (404) | — | (38) | — | — | — | (87) | 377 | (1,148) | — | — | — | |
| デリバティブ純額 ^a | (1,257) | (621) | 22 | — | 124 | (117) | — | — | — | 290 | 282 | (1,277) | — | — | — | |
| 合計 | 9,169 | 5,281 | (5,246) | (404) | (1,439) | (127) | (21) | — | 1,000 | 148 | 8,361 | — | — | — | — | |

レベル 3 の資産および負債の変動分析

| パークレイズ・バンク・ピーエルシー | 2022年1月1日現在 | | | | | | 損益計算書に認識された当期利益および(損失)合計 | | | その他の包括利益に認識された利益または(損失)合計 | | | 振替 | | 2022年12月31日現在 | |
|------------------------|--------------|---------------|-----------------|-------------|----------------|------------------------|--------------------------|------------|------------|---------------------------|--------------|----------|----------|----------|---------------|--|
| | 在 | 購入 | 売却 | 発行 | 決済 | トレーディング収益 ^b | その他の収益 | トランザクション | その他 | トランザクション | その他 | トランザクション | トランザクション | トランザクション | トランザクション | |
| | | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | |
| トレーディング・ポートフォリオ資産 | 1,987 | 7,567 | (2,822) | — | (324) | (308) | — | — | — | 132 | (258) | 5,974 | — | — | — | |
| 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産 | 5,363 | 8,921 | (7,559) | — | (1,229) | (261) | 188 | — | — | 66 | (38) | 5,451 | — | — | — | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定 | 38 | — | — | — | (32) | — | — | — | (3) | — | — | 3 | — | — | — | |
| 投資不動産 | 3 | — | (1) | — | — | — | — | — | — | — | — | 2 | — | — | — | |
| トレーディング・ポートフォリオ負債 | (20) | (20) | 1 | — | — | 9 | — | — | — | (22) | 4 | (48) | — | — | — | |
| 公正価値で測定すると指定された金融負債 | (391) | (285) | — | (97) | 82 | 70 | — | — | (366) | 31 | (956) | — | — | — | — | |
| デリバティブ純額 ^a | (2,079) | (463) | (2) | — | 443 | (132) | — | — | — | 427 | 549 | (1,257) | — | — | — | |
| 合計 | 4,901 | 15,720 | (10,383) | (97) | (1,060) | (622) | 188 | (3) | 237 | 288 | 9,169 | — | — | — | — | |

脚注

a デリバティブは純額ベースで表示されています。純額ベースのデリバティブ金融資産は 2,880 百万ポンド(2022 年: 4,868 百万ポンド)であり、同デリバティブ金融負債は (4,157) 百万ポンド(2022 年: 6,125 百万ポンド)です。

b トレーディング収益は、レベル3の金融商品に係る利益および(損失)を表し、大部分はレベル2で開示される金融商品に係る損失および利益によって相殺されます。

レベル3の金融資産および金融負債に係る未実現利益および損失

以下の表は、期末現在で保有されるレベル3の金融資産および負債から生じ、当年度において認識された未実現利益および損失を開示しています。

期末現在保有されるレベル3の資産および負債について当期において認識された未実現利益および(損失)

| パークレイズ・バンク・グループ | 2023年 | | | | 2022年 | | | |
|------------------------|----------------------------|-------------|--------------|----------------------------|--------------|-------------|----------------------------|--------------|
| | 損益計算書 | | その他の包 括利益 | | 損益計算書 | | その他の包 括利益 | |
| | トレーディ ング収益 ^a | その他の收 益 | 合計 | トレーディ ング収益 ^a | その他の收 益 | 合計 | トレーディ ング収益 ^a | その他の收 益 |
| 12月31日現在 | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) |
| トレーディング・ポートフォリオ資産 | 10 | — | — | 10 | (290) | — | — | (290) |
| 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産 | 28 | 1 | — | 29 | (152) | 9 | — | (143) |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 投資不動産 | — | 1 | — | 1 | — | (1) | — | (1) |
| トレーディング・ポートフォリオ負債 | — | — | — | — | 8 | — | — | 8 |
| 公正価値で測定すると指定された金融負債 | (38) | (3) | — | (41) | 55 | — | — | 55 |
| デリバティブ純額 | (107) | — | — | (107) | (80) | — | — | (80) |
| 合計 | (107) | (1) | — | (108) | (459) | 8 | — | (451) |

期末現在保有されるレベル3の資産および負債について当期において認識された未実現利益および(損失)

| パークレイズ・バンク・ピーエルシー | 2023年 | | | | 2022年 | | | |
|------------------------|----------------------------|-------------|--------------|--------------|----------------------------|-------------|--------------|--------------|
| | 損益計算書 | | 損益計算書 | | 損益計算書 | | 損益計算書 | |
| | トレーディ ング収益 ^a | その他の收 益 | その他の包 括利益 | 合計 | トレーディ ング収益 ^a | その他の收 益 | その他の包 括利益 | 合計 |
| 12月31日現在 | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) | (百万ポン ド) |
| トレーディング・ポートフォリオ資産 | (8) | — | — | (8) | (261) | — | — | (261) |
| 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産 | 36 | (6) | — | 30 | (159) | 4 | — | (155) |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| トレーディング・ポートフォリオ負債 | — | — | — | — | 8 | — | — | 8 |
| 公正価値で測定すると指定された金融負債 | (38) | — | — | (38) | 55 | — | — | 55 |
| デリバティブ純額 | (132) | — | — | (132) | (101) | — | — | (101) |
| 合計 | (142) | (6) | — | (148) | (458) | 4 | — | (454) |

脚注

a トレーディング収益は、レベル3の金融商品に係る利益および(損失)を表し、大部分はレベル2で開示される金融商品に係る損失および利益によって相殺されます。

重要な観察不能インプット

以下の表は、公正価値で認識され、レベル 3 に分類される資産および負債についての評価技法および重要な観察不能インプット、ならびにこれらの重要な観察不能インプットに用いられる数値の範囲を開示したものです。

| パークレイズ・バンク・グループ | 評価技法 ^a | 重要な観察不能インプット | 2023 年 | | 2022 年 | | 単位 ^b |
|---------------------------|-------------------|---------------|--------|-------|--------|-------|------------------|
| | | | 範囲 | 範囲 | 最小値 | 最大値 | |
| デリバティブ^c | | | | | | | |
| 金利デリバティブ | 割引キャッシュフロー | インフレ・フォワード | 4 | 7 | 3 | 5 | % |
| | | 信用スプレッド | 15 | 1,672 | 17 | 2,159 | ベース・ポイント |
| | | 利回り | 1 | 7 | (3) | 56 | % |
| | | 成長曲線 | (1) | 2 | — | — | % |
| 相関関係モデル | インフレ・フォワード | — | — | (20) | (13) | % | ベース・ポイント・ボラティリティ |
| オプション・モデル | インフレ・ボラティリティ | 66 | 257 | 49 | 315 | % | ベース・ポイント・ボラティリティ |
| | 金利ボラティリティ | 26 | 515 | 36 | 430 | % | ベース・ポイント・ボラティリティ |
| | FX 対金利の相関関係 | (20) | 78 | (20) | 78 | % | ベース・ポイント・ボラティリティ |
| | 金利対金利の相関関係 | (20) | 98 | 12 | 99 | % | ベース・ポイント・ボラティリティ |
| クレジット・デリバティブ | 割引キャッシュフロー | 信用スプレッド | 1 | 765 | 3 | 2,943 | ベース・ポイント |
| | コンパラブル・プライス | 価格 | 46 | 99 | 79 | 92 | ベース・ポイント |
| エクイティ・デリバティブ | オプション・モデル | エクイティ・ボラティリティ | 5 | 138 | 3 | 140 | % |
| | エクイティ対エクイティの相関関係 | 40 | 100 | 40 | 100 | % | ベース・ポイント |
| | 割引キャッシュフロー | 割引マージン | (238) | 110 | (205) | 634 | ベース・ポイント |
| デリバティブ以外の金融商品 | | | | | | | |
| 貸付金 | 割引キャッシュフロー | ローン・スプレッド | 41 | 802 | 51 | 801 | ベース・ポイント |
| | | 信用スプレッド | 186 | 870 | 200 | 426 | ベース・ポイント |
| | | 利回り | 7 | 18 | 5 | 34 | % |
| | コンパラブル・プライス | 価格 | 0 | 287 | 0 | 101 | ポイント |
| 社債 | コンパラブル・プライス | 価格 | 0 | 352 | 0 | 232 | ポイント |
| | 割引キャッシュフロー | ローン・スプレッド | — | — | 229 | 834 | ベース・ポイント |
| リバース・レポ取引およびレポ取引 | 割引キャッシュフロー | レポ・スプレッド | 385 | 468 | 321 | 502 | ベース・ポイント |

脚注

- a 純資産価額法については、そのポジションの多様性を反映して範囲が広くなると考えられることから含めておりません。
- b 重要な観察不能インプットの範囲の開示に用いられる単位は、パーセンテージ、ポイントおよびベース・ポイントです。例えば、100 ポイントは基準値の 100%に相当します。ベース・ポイントは 1% の 100 分の 1 に相当します。例えば、150 ベース・ポイントは 1.5% に等しくなります。
- c 一部のデリバティブについては、当該商品の信用評価調整の計算に使用する信用スプレッドが重要で観察不能なため、レベル 3 に分類されます。重要かつ観察不能な信用スプレッドの範囲は 29 ベース・ポイントから 1,672 ベース・ポイント(2022 年:17 ベース・ポイントから 2,159 ベース・ポイント)です。

以下のセクションでは、上記の表で識別された重要な観察不能インプット、ならびに重要な観察不能インプットの増加に対するレベル 3 の資産および負債に分類される金融商品の公正価値測定の感応度について記載しています。感応度に関する記載では、一般的に、反比例の関係も適用されます。

公正価値測定に用いられる重要な観察不能インプットの間で信頼性のある相互関係が識別可能な場合、それらの相互関係の記載が以下に含まれています。

フォワード

将来行われる予定の金融取引に適用される価格またはレート。

一般的に、フォワードが単独で大幅に上昇すると、対象商品(通貨、債券、コモディティ等)の契約上の受け手にとって公正価値が増加しますが、その感応度は当該商品の個別の条件によって異なります。

信用スプレッド

信用スプレッドは通常、ある金融商品とベンチマーク証券または参照レートの間の利回りの差異に相当します。信用スプレッドは、ある金融商品の信用リスクに対するエクスポージャーの受入れに対して市場参加者が要求すると考えられる追加利回りを反映しており、割引キャッシュフローの計算に用いられる利回りの一部を構成します。

一般的に、信用スプレッドが単独で大幅に上昇すると、現金資産の公正価値は減少します。

デリバティブについては、信用スプレッドが単独で大幅に上昇すると、当該金融商品の個別の条件次第で、公正価値が増加することも減少することもあります。

ボラティリティ

ボラティリティは、一定のデリバティブ対象と引き換えになる変動性または不確実性の測定基準です。これは、特定の対象金融商品、インプットまたはインデックスの価値が時間の経過とともにどの程度変動するかの見積りです。通常、ボラティリティは観察されたオプション価格から推定されます。観察不能なオプションの場合、インプライド・ボラティリティは、対象リスクの性質に関する追加の仮定、および個別契約の行使価格／満期の特性を反映しています。

一般的に、ボラティリティが単独で大幅に上昇すると、単純なオプションの保有者にとって公正価値が増加しますが、その感応度は当該商品の個別の条件によって異なります。

観察不能なボラティリティと他の観察不能なインプットの間で相互関係が存在することがあります(例えば、株価が下落すると、推定されるエクイティ・ボラティリティは一般的に上昇します)が、これらは通常、個々の市場に固有のものであり、時間の経過とともに変わる可能性があります。

相関関係

相関関係とは、2つの変数の変動の間の関係の測定値です。相関関係は、複数の金融商品を対象とするデリバティブ契約の評価に用いられる重要なインプットである場合があります。クレジット相関関係とは通常、債務担保証券(CDO)の構造における参照プールを構成する個別銘柄に関する債務不履行のプロセス間の相関関係を指します。

相関関係が単独で大幅に上昇すると、当該金融商品の個別の条件次第で、公正価値が増加することも減少することもあります。

コンパラブル・プライス

比較可能な金融商品の価格は、比較可能かつ観察可能な金融商品の価格から推定利回り(または流動的なベンチマークを上回るスプレッド)を計算することにより評価に用いられ、その利回り(またはスプレッド)を調整して満期や信用度等の関連する相違点を反映します。代替的に、価値を定めるために、比較可能な金融商品と観察不能な金融商品との間で価格が対応していると仮定することができます。

貸付金には、バークレイズ・バンク・グループのレバレッジド・ファイナンス事業内の顧客に対する貸付金のポートフォリオが含まれます。レバレッジド・ファイナンス・ローンは、バークレイズ・バンク・グループがレバレッジ・バイアウトや買収等の戦略的取引を促進するために顧客に資金調達のコミットメントを提供する場合に組成されます。観察不能なインプットに対するポートフォリオの感応度は、その非流動的な性質と評価に対する観察不能な価格インプットの重要性を反映した判断です。

一般的に、コンパラブル・プライスが単独で大幅に上昇すると、観察不能な金融商品の価格が上昇します。デリバティブについては、コンパラブル・プライスが単独で変動すると、当該金融商品の個別の条件次第で、公正価値が増加することも減少することもあります。

ローン・スプレッド

ローン・スプレッドは通常、ある金融商品とベンチマーク証券または参照レートの間の利回りの差異に相当します。ローン・スプレッドは通常、信用度、英國債等の比較可能資産の水準、およびその他の要素を反映しており、割引キャッシュフローの計算に用いられる利回りの一部を構成します。

一般的に、ローン・スプレッドが単独で大幅に上昇すると、ローンの公正価値は減少します。

観察不能インプットを用いた評価の感応度分析

| パークレイズ・バンク・グループ | 2023 年 | | | | 2022 年 | | | |
|------------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| | 有利な変動 | | 不利な変動 | | 有利な変動 | | 不利な変動 | |
| | 損益計算書 (百万ポンド) | 株主資本 (百万ポンド) | 損益計算書 (百万ポンド) | 株主資本 (百万ポンド) | 損益計算書 (百万ポンド) | 株主資本 (百万ポンド) | 損益計算書 (百万ポンド) | 株主資本 (百万ポンド) |
| 金利デリバティブ | 78 | — | (158) | — | 119 | — | (155) | — |
| 為替デリバティブ | 4 | — | (9) | — | 16 | — | (22) | — |
| クレジット・デリバティブ | 27 | — | (32) | — | 79 | — | (71) | — |
| エクイティ・デリバティブ | 142 | — | (226) | — | 161 | — | (168) | — |
| 社債 | 34 | — | (22) | — | 45 | — | (27) | — |
| 貸付金 | 545 | 2 | (763) | (2) | 267 | — | (481) | — |
| プライベート・エクイティ投資 | 9 | — | (9) | — | 10 | — | (10) | — |
| その他 ^a | 126 | 1 | (118) | (1) | 30 | — | (33) | — |
| 合計 | 965 | 3 | (1,337) | (3) | 727 | — | (967) | — |

脚注

a その他には、エクイティ現物商品、ファンドおよびファンドリンク型商品、政府債および政府保証債ならびにアセット・バック証券が含まれています。

代替モデルを用いる影響を考慮して、合理的に可能な様々な代替方法について観察不能インプットにストレスを負荷した影響は、最大 968 百万ポンド(2022 年:727 百万ポンド)の公正価値の増加または最大 1,340 百万ポンド(2022 年:967 百万ポンド)の公正価値の減少をもたらし、実質的にすべての潜在的な影響は損益に及ぶことになります。上表に示されている不利な変動は、資本および健全性の評価調整の枠組みを通じて一部引き当てられています。

公正価値の調整

貸借対照表上の主要な評価調整は以下の通りです。

| パークレイズ・バンク・グループ | 2023 年 | | 2022 年 | |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|
| | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) |
| 市場のビッド・オファーのスプレッドによる出口価格調整 | | (558) | | (566) |
| 担保が付されていないデリバティブによる資金調達 | | (4) | | (11) |
| デリバティブ信用評価調整 | | (209) | | (319) |
| デリバティブ自己信用評価調整 | | 144 | | 208 |

市場のビッド・オファーのスプレッドによる出口価格調整

パークレイズ・バンク・グループがマーケット・メーカーであり、仲値以上で取引する能力を有する場合(特定の株式、債券およびパニラ・デリバティブ市場に関して)は、仲値が使用されます。その他の金融資産および負債については、予想されるクローズ・アウト戦略の出口価格の水準を反映してビッド・オファー調整が計上されます。デリバティブ・ポートフォリオのビッド・オファー調整を決定する手法は、ロング・ポジションとショート・ポジションを相殺することによる、リスク管理およびヘッジ戦略に従った行使価格および期間別の正味リスク・エクスポージャーの計算を伴うものです。

ビッド・オファーの水準は通常、プロナーのデータ等の市場の相場から導き出されます。流動性が比較的低い金融商品には、直接観察可能なビッド・オファーの水準がない場合があります。このような場合、出口価格調整は、比較可能な流動性のある金融商品に関する観察可能なビッド・オファーの水準から導き出されるか、または、デリバティブの価格に応じた調整により、あるいはシナリオ分析または実績分析により決定される場合があります。

市場のビッド・オファーのスプレッドによる出口価格調整は、8 百万ポンド減少して(558)百万ポンドとなりました。

デリバティブに関する割引手法

担保付

市場慣行に従い、担保付デリバティブを割引く手法では、関連する信用補完契約(CSA)の範囲内で差入可能な担保の性質と通貨が考慮されています。CSA を反映した割引手法では、担保を差入れる側が担保の通貨を変更できる「最割安銘柄」オプションを認識しています。

無担保

無担保デリバティブおよび一部担保付デリバティブのポートフォリオならびに契約条項により受け入れた担保の再担保差入が認められない担保付デリバティブの評価に資金調達コストを組み込むことによる影響を処理するために、(4)百万ポンドの公正価値調整が適用されました。デリバティブによる資金調達調整は、7 百万ポンド減少して(4)百万ポンドとなりました。

デリバティブの信用評価調整および自己信用評価調整

デリバティブ信用評価調整およびデリバティブ自己信用評価調整は、カウンターパーティ信用リスクおよびバークレイズ・バンク・グループ自身の信用度が公正価値に与える影響をそれぞれ反映するために、デリバティブの評価に組み込まれています。これらの調整は、すべての資産クラスにわたる無担保デリバティブおよび一部担保付デリバティブについて計算されています。デリバティブ信用評価調整およびデリバティブ自己信用評価調整は、カウンターパーティ・レベルでデフォルト時エクスポートージャー、デフォルト確率および回収率の見積りを用いて計算されます。カウンターパーティには、企業、ソブリンおよび政府機関、ならびに国際機関が含まれます(ただしこれらに限りません)。

デフォルト時エクスポートージャーは通常、より単純な構造のもので代理させるか、あるいは将来のエクスポートージャーの見積りとして現在の時価またはシナリオに基づく時価を用いた、対象となるリスク要因のシミュレーションを通じて見積られています。

デフォルト確率および回収率に関する情報は通常、クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)市場から得られます。この情報を入手できない、またはこの情報の信頼性が低い場合、内部カウンターパーティ信用格付を実績ベースまたは市場ベースのデフォルト確率および回収率の情報にマッピングすることにより代替されます。

デリバティブ信用評価調整は、取引相手の信用スプレッドインプットの縮小を受けて 110 百万ポンド減少し、(209)百万ポンドとなりました。デリバティブ自己信用評価調整は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーのクレジット・スプレッドインプットの縮小により、64 百万ポンド減少し、144 百万ポンドとなりました。

「ロング・ウェイ(誤方向)」リスクまたは「ライト・ウェイ(正方向)」リスクと呼ばれる、カウンターパーティの信用度と対象となるデリバティブのリスク要因との相関関係は、デリバティブ信用評価調整の計算に体系的に組み込まれてはいませんが、対象エクスポートージャーがそのカウンターパーティに直接関連している場合には調整されます。

バークレイズ・バンク・グループは、無担保デリバティブの評価における手法が引き続き適切なものとなるよう、市場慣行および活動の監視を継続しています。

ポートフォリオの適用除外

バークレイズ・バンク・グループは、金融資産および金融負債グループの公正価値の測定に、IFRS 第 13 号「公正価値測定」のポートフォリオの適用除外を利用しています。金融商品は、現在の市況において、貸借対照表日現在の市場参加者間の秩序ある取引において、特定のリスク・エクスポートージャーについての正味ロング・ポジション(すなわち資産)の売却、または特定のリスク・エクスポートージャーについての正味ショート・ポジション(すなわち負債)の移転に対して受取ると考えられる価格を用いて測定されます。このためバークレイズ・バンク・グループは、市場参加者が測定日現在の正味リスク・エクスポートージャーの価格を決定する方法と整合した方法で、金融資産および金融負債グループの公正価値を測定しています。

観察不能インプットを用いた評価モデルの使用の結果生じる未認識利益

取引価格(当初認識時の公正価値)と、当初認識時に観察不能なインプットを用いる評価モデルが使用された場合に発生していたと考えられる金額との差額に関して収益にまだ認識されていない金額から、その後認識された金額を控除した額は、公正価値で測定する金融商品について 194 百万ポンド(2022 年: 106 百万ポンド)、償却原価で計上される金融商品については 18 百万ポンド(2022 年: 25 百万ポンド)でした。公正価値で測定する金融商品の追加額と為替差益は 136 百万ポンド(2022 年: 49 百万ポンド)、償却および戻入が 48 百万ポンド(2022 年 65 百万ポンド)、償却原価で計上される金融商品の追加額はゼロポンド(2022 年: ゼロポンド)で、7 百万ポンド(2022 年: 3 百万ポンド)の償却および戻入によって相殺されました。

第三者による信用補完

バークレイズ・バンク・グループが発行したストラクチャードおよびプローカード譲渡性預金証書は、預金者 1 人当たり 250,000 米ドルを上限に、米国の連邦預金保険公社(FDIC)による保険が掛けられています。FDIC はバークレイズ・バンク・グループおよびその他の銀行が支払う預金保険の保険料から資金を得ています。IFRS 第 9 号の公正価値オプションに基づき公正価値で測定すると指定されたこれらの発行済譲渡性預金の帳簿価額には、この第三者による信用補完が含まれています。これらのプローカード譲渡性預金証書の貸借対照表上の価額は、5,162 百万ポンド(2022 年: 5,197 百万ポンド)でした。

帳簿価額と公正価値の比較

以下の表は、パークレイズ・バンク・グループおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの貸借対照表において償却原価で測定される金融資産および金融負債の公正価値を貸借対照表上の分類別に要約したものです。

| 12月31日現在 | 2023年 | | | | | 2022年 | | | | |
|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 帳簿価額 (百万ポンド) | 公正価値 (百万ポンド) | レベル1 (百万ポンド) | レベル2 (百万ポンド) | レベル3 (百万ポンド) | 帳簿価額 (百万ポンド) | 公正価値 (百万ポンド) | レベル1 (百万ポンド) | レベル2 (百万ポンド) | レベル3 (百万ポンド) |
| | 金融資産 | | | | | | | | | |
| 債券(償却原価ベース) | 39,046 | 37,807 | 13,976 | 21,384 | 2,447 | 27,303 | 26,702 | 9,143 | 16,284 | 1,275 |
| 貸付金(償却原価ベース) | 146,201 | 147,323 | 5,766 | 73,231 | 68,326 | 155,204 | 155,025 | 5,067 | 70,275 | 79,683 |
| リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付 | 1,103 | 1,103 | — | 1,103 | — | 725 | 725 | — | 725 | — |
| 売却目的保有に分類された処分グループに含まれる資産 | 3,855 | 3,855 | — | 3,855 | — | — | — | — | — | — |
| 金融負債 | | | | | | | | | | |
| 預り金(償却原価ベース) | (301,798) | (301,851) | (166,087) | (135,461) | (303) | (291,579) | (291,552) | (176,959) | (114,267) | (326) |
| レポ取引およびその他類似の担保付借入 | (28,554) | (28,554) | — | (28,554) | — | (11,965) | (11,966) | — | (11,966) | — |
| 発行債券 | (45,653) | (45,557) | — | (44,595) | (962) | (60,012) | (59,895) | — | (57,954) | (1,941) |
| 劣後負債 | (35,903) | (37,295) | — | (37,100) | (195) | (38,253) | (38,686) | — | (38,465) | (220) |
| 売却目的保有に分類された処分グループに含まれる負債 | (3,078) | (3,078) | — | (3,078) | — | — | — | — | — | — |

| 12月31日現在 | 2023年 | | | | | 2022年 | | | | |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 帳簿価額 (百万ポンド) | 公正価値 (百万ポンド) | レベル1 (百万ポンド) | レベル2 (百万ポンド) | レベル3 (百万ポンド) | 帳簿価額 (百万ポンド) | 公正価値 (百万ポンド) | レベル1 (百万ポンド) | レベル2 (百万ポンド) | レベル3 (百万ポンド) |
| | 金融資産 | | | | | | | | | |
| 債券(償却原価ベース) | 33,576 | 32,413 | 13,975 | 16,125 | 2,313 | 23,877 | 23,114 | 9,143 | 12,921 | 1,050 |
| 貸付金(償却原価ベース) | 242,439 | 241,631 | 1,453 | 207,030 | 33,148 | 201,906 | 200,554 | 1,217 | 159,031 | 40,306 |
| リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付 | 6,876 | 6,876 | — | 6,876 | — | 5,908 | 5,908 | — | 5,908 | — |
| 金融負債 | | | | | | | | | | |
| 預り金(償却原価ベース) | (347,303) | (347,284) | (139,396) | (207,585) | (303) | (313,895) | (313,895) | (146,958) | (166,612) | (326) |
| レポ取引およびその他類似の担保付借入 | (43,951) | (43,951) | — | (43,951) | — | (26,307) | (26,309) | — | (26,309) | — |
| 発行債券 | (24,833) | (24,769) | — | (24,752) | (17) | (40,166) | (40,115) | — | (40,096) | (19) |

脚注

a 基礎となる金融商品がパークレイズ・バンク・グループと実質的に同一である貸借対照表の分類は表示していません。

公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却する際に受取ると考えられる、または負債を移転する際に支払うと考えられる価格の見積りです。様々な評価技法が利用可能であるため、公正価値の情報を独立した市場ソースまたは他の金融機関と直接比較することが適切ではない場合があります。異なる評価方法および仮定では、観察不能なインプットに基づく公正価値に重大な影響を与える可能性があります。

[金融資産](#)

貸付金(償却原価ベース)

貸付金の公正価値は、この開示の目的上、信用力が類似の発行体に対する現在の貸付に係る市場価格を反映する方法で予想キャッシュフローを割引くことにより算出されます。借主に関する市場データまたは信用情報が入手できない場合は、適切な割引率を算出するために様々な代理／補外法が利用されます。

リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付

リバース・レポ取引は通常は短期であり、全額担保されているため、公正価値は帳簿価額に近似しています。

[金融負債](#)

預り金(償却原価ベース)

多くの場合、顧客預り金およびその他の預り金ならびに短期債券等のように、商品が短期的な性質であるか、または金利が頻繁に再設定されるため、開示された公正価値は帳簿価額に近似しています。

定期預金をはじめとする比較的長期の預り金の公正価値は、市場金利または満期までの残存期間が同様の預金についての現行の金利を適用して、割引キャッシュフローを用いて見積られます。そのため公正価値割引は最小です。

レポ取引およびその他類似の担保付借入

レポ取引は通常は短期であるため、公正価値は帳簿価額に近似しています。

[発行債券](#)

その他の発行債券の公正価値は入手可能であれば相場価格に基づき、短期債券の場合であれば帳簿価額が公正価値に近似しています。

[劣後負債](#)

期限付および無期限の転換および非転換資本性借入金の公正価値は、当該発行体または満期や条件が類似する発行体の市場相場レートに基づき決定されます。

未払金、引当金、偶発債務および法的手続

22 引当金

引当金の会計処理

引当金は、過去の事象の結果として生じた現在の債務のうち、債務を決済するために経済的便益の移転が必要となる可能性が高く、信頼性のある見積りが可能なものについて認識されます。

重要な会計上の見積りおよび判断

引当金の財務報告には、重大な判断と複雑性が伴います。現在の債務が存在するかどうかを特定し、過去の事象から生じる可能性のあるアウトフローの確率、時期、性質および量を見積るには、個々の事象に関連する具体的な事実と状況に基づく判断が必要であり、専門家による職業的専門家としての助言を必要とすることがあります。その事項が初期段階にある場合、不確実性が高いために会計上の判断および見積りが困難な場合があります。経営陣は、引当金を認識すべきかどうかを継続的に再評価するとともに各事項の監視を続けていますが、特に法律、競争および当局関連の事項に関しては、起こりうる結果や不確実性が引き続き広範囲にわたる可能性があり、そのために事項がより進展した段階にあった場合でも、有用な見積りを行うことが実務的でないことがあります。

また、引当金として認識される金額は、当該金額を計算する際に行う仮定への感応度が著しく高い場合があります。これにより、適切な引当金水準を決定する際に判断を要する潜在的な結果の範囲が拡大します。法律、競争および当局関連の詳細については注記 24 に記載されています。

| パークレイズ・バンク・グループ | 人員削減および 事業再編 | 顧客に対する補 償 | 法律、競争およ び当局関連 | その他引当金 | 合計 |
|---|-----------------|--------------|------------------|---------|---------|
| | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) |
| 2023 年 1 月 1 日現在 | 45 | 46 | 113 | 122 | 326 |
| 繰入額 | 178 | 12 | 27 | 45 | 262 |
| 取崩額 | (80) | (11) | (68) | (11) | (170) |
| 未使用額の戻入 | (13) | (25) | (10) | (14) | (62) |
| 為替およびその他の変動 | (4) | (1) | (3) | (4) | (12) |
| 2023 年 12 月 31 日現在 | 126 | 21 | 59 | 138 | 344 |
| 未実行の契約上のコミッティド・ファシリティおよび保証 ^a | | | | | |
| 2023 年 1 月 1 日現在 | | | | | 532 |
| 予想信用損失引当金の純増減およびその他の変動 | | | | | (59) |
| 2023 年 12 月 31 日現在 | | | | | 473 |
| 引当金合計 | | | | | |
| 2023 年 1 月 1 日現在 | | | | | 858 |
| 2023 年 12 月 31 日現在 | | | | | 817 |

| | 人員削減および 事業再編 | 顧客に対する補 償 | 法律、競争およ び当局関連 | その他引当金 | 合計 |
|---|-----------------|--------------|------------------|---------|---------|
| | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) |
| パークレイズ・バンク・ピーエルシー | | | | | |
| 2023年1月1日現在 | 15 | 44 | 90 | 40 | 189 |
| 繰入額 | 63 | 11 | 5 | 5 | 84 |
| 取崩額 | (28) | (10) | (56) | (4) | (98) |
| 未使用額の戻入 | (5) | (25) | (5) | (11) | (46) |
| 為替およびその他の変動 | — | (1) | (2) | (1) | (4) |
| 2023年12月31日現在 | 45 | 19 | 32 | 29 | 125 |
| 未実行の契約上のコミッテッド・ファシリティおよび保証^a | | | | | |
| 2023年1月1日現在 | | | | | 403 |
| 予想信用損失引当金の純増減およびその他の変動 | | | | | (51) |
| 2023年12月31日現在 | | | | | 352 |
| 引当金合計 | | | | | |
| 2023年1月1日現在 | | | | | 592 |
| 2023年12月31日現在 | | | | | 477 |

脚注

a 未実行の契約上のコミッテッド・ファシリティおよび保証に係る引当金は、IFRS 第 9 号に基づいて会計処理されています。予想信用損失引当金の変動の詳細な分析は、英語原文 72 ページから 76 ページの「エクスボージャー総額および減損引当金の変動(ローン・コミットメントおよび金融保証に係るエクスボージャーおよび減損引当金を含みます)」の表に開示されています。

2023 年 12 月 31 日より後に、12 カ月以内の回収または決済が予想される引当金は、パークレイズ・バンク・グループでは 717 百万ポンド(2022 年: 764 百万ポンド)、パークレイズ・バンク・ピーエルシーでは 458 百万ポンド(2022 年: 560 百万ポンド)です。

人員削減および事業再編

これらの引当金は、債務が存在している場合の人員削減費用を含む、事業再編の見積費用からなります。例えば、パークレイズ・バンク・グループに詳細かつ正式な事業再編計画があり、当該計画の主な内容の公表または計画の実行開始により、事業再編の影響を受ける者が削減対象であることを予想できる場合が挙げられます。

顧客に対する補償

顧客に対する補償に係る引当金は、パークレイズ・バンク・グループの事業活動における不適切な判断に関連する損失または損害について、顧客およびカウンターパーティに対して補償を行うための見積費用からなります。

法律、競争および当局関連

パークレイズ・バンク・グループは、英国と、米国を含むその他海外の複数管轄区域の両方において、様々な法的手続に関与しています。法的手続および関連する不確実性の議論に関する詳細については、注記 24 をご参照ください。

その他引当金

このカテゴリーには、不正行為による損失および原状回復に係る引当金等、他のカテゴリーに当てはまらない引当金が含まれます。

未実行の契約上のコミッテッド・ファシリティおよび保証

IFRS 第 9 号に基づく減損引当金では、実行済みと未実行の両方のカウンターパーティ・エクスボージャーを考慮します。リテール・ポートフォリオでは、予想信用損失が個別計上されないため、引当金がエクスボージャーを超えない範囲で、減損引当金の合計が実行済みのエクスボージャーに配分されます。超過額は、貸借対照表の負債の部に引当金として計上されます。ホールセール・ポートフォリオでは、未実行のエクスボージャーに対する減損引当金が、貸借対照表の負債の部に引当金として計上されます。詳細については、英語原文 72 ページから 76 ページのローン・コミットメントおよび金融保証に関する「信用リスク」のセクションをご参照ください。

23 偶発債務および契約債務

偶発債務の会計処理

偶発債務は、発生しうる債務のうち、その存在が将来の不確実な事象によってのみ確認されるもの、および現在の債務のうち、経済的資源の移転が不確実である、または信頼性をもって測定できないものです。偶発債務は貸借対照表上で認識されていませんが、経済的資源が流出する可能性がほとんどない場合を除いて開示されています。

以下の表は、貸借対照表に計上されていない偶発債務および契約債務の名目金額を要約したものです。

| | パークレイズ・バンク・グループ | |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|
| | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) |
| 担保に供された保証および信用状 | 17,578 | 17,700 |
| 履行保証、支払承諾および裏書 | 9,251 | 8,100 |
| 偶発債務および金融保証合計 | 26,829 | 25,800 |
| このうち：公正価値で測定する金融保証および信用状 | 1,266 | 1,423 |
| 荷物替信用状およびその他の短期的な貿易関連取引 | 2,352 | 1,748 |
| スタンバイ・ファシリティ、信用供与枠およびその他の契約債務 | 335,583 | 333,229 |
| 契約債務合計 | 337,935 | 334,977 |
| このうち：公正価値で測定するローン・コミットメント | 15,203 | 13,471 |
| | パークレイズ・バンク・ピーエルシー | |
| | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) |
| 担保に供された保証および信用状 | 58,136 | 52,219 |
| 履行保証、支払承諾および裏書 | 10,817 | 9,984 |
| 偶発債務および金融保証合計 | 68,953 | 62,203 |
| このうち：公正価値で測定する金融保証および信用状 | 1,264 | 1,423 |
| 荷物替信用状およびその他の短期的な貿易関連取引 | 2,298 | 1,686 |
| スタンバイ・ファシリティ、信用供与枠およびその他の契約債務 | 204,429 | 205,650 |
| 契約債務合計 | 206,727 | 207,336 |
| このうち：公正価値で測定するローン・コミットメント | 13,225 | 11,939 |

偶発債務および契約債務に対する予想信用損失引当金は、パークレイズ・バンク・グループでは 473 百万ポンド(2022 年: 532 百万ポンド)、パークレイズ・バンク・ピーエルシーでは 352 百万ポンド(2022 年: 403 百万ポンド)に相当し、注記 22 に記載されています。

法律、競争および当局関連の事項に関する偶発債務の詳細は、注記 24 に記載されています。

24 法律、競争および当局関連

パークレイズ・バンク・グループが直面している法律上、競争上および規制上の課題の多くは、パークレイズの統制が及ばないものです。これらの事項が与える影響の程度は必ずしも予測可能ではなく、パークレイズの事業、経営成績、財政状態ならびに財務予測に重要な影響を及ぼす可能性があります。一連の類似の状況から生じる事項により、関連する事実および状況によっては偶発債務または引当金のいずれか、あるいはこの両方が生じる場合があります。

こうした事項に関する引当金の認識には、注記 22「引当金」に適用される関連する会計方針に従って重要な会計上の見積りおよび判断を行なうことが含まれます。偶発債務によってパークレイズ・バンク・グループが受ける潜在的な財務上の影響の見積りは、現時点で見積もることが実務上不可能な場合、開示していません。本注記において詳述している様々な事項では、金額を特定しない損害賠償を求めていました。一部の事項では賠償請求額が確定していますが、こうした請求額は、これらの事項に関するパークレイズ・バンク・グループの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

特定のアドバイザリー・サービス契約に対する調査およびその他の手続き

金融行為規制機構(FCA)の手続き

2008年に、バークレイズ・バンク・ピーエルシーとカタール・ホールディングス・エルエルシーは、2件のアドバイザリー・サービス契約(両契約)を締結しました。FCAは、両契約が2008年6月および11月のバークレイズ・ピーエルシーの資本調達(本資本調達)に関連していた可能性があったことから、本資本調達に関するアナウンスメントまたは公表書類において開示すべきであったかどうかについて調査を行いました。2013年に、FCAは、バークレイズ・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・ピーエルシーが無謀な行為を行い、開示に関連する特定の上場規則に違反し、さらにバークレイズ・ピーエルシーが上場原則3に違反したと結論付ける警告通知書(本警告通知書)を発行しました。本警告通知書に記載された罰金は50百万ポンドでした。バークレイズ・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・ピーエルシーはこの認定に異議を唱えました。2022年9月、FCAの規制決定委員会(RDC)は、バークレイズ・ピーエルシーとバークレイズ・バンク・ピーエルシーが特定の開示関連上場規則に違反したとする決定通知を発行しました。RDCはまた、2008年11月の資本調達で行われた開示に関して、バークレイズ・ピーエルシーとバークレイズ・バンク・ピーエルシーが無謀な行為を行い、バークレイズ・ピーエルシーが上場原則3に違反したと判断しました。RDCはバークレイズ・ピーエルシーとバークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して、本警告通知と同額の合計50百万ポンドの罰金を支持しました。バークレイズ・ピーエルシーとバークレイズ・バンク・ピーエルシーは、RDCの認定の再審を求めて上級裁判所に提訴しました。

その他の手続き

2023年11月、バークレイズは、PCPインターナショナル・ファイナンス・リミテッドに関する2つのジャージー特別目的ビークルから仲裁申立を受けました。同社は2008年10月の資金調達に関する請求を主張しています。バークレイズはこれらの申立てに対して抗弁を行っています。

LIBORおよび他のベンチマークに関する調査および関連する民事訴訟

特定の競争当局を含む、複数政府の規制当局および法執行機関が、LIBOR等の特定の金融ベンチマーク操作の疑いにおけるバークレイズ・バンク・ピーエルシーの関与に関して調査を実施しました。様々な管轄区域における複数の個人および法人が、バークレイズ・バンク・グループおよびその他の銀行に対してLIBORおよび/またはその他のベンチマーク操作の疑いに関する民事訴訟を提起する兆候があるか、あるいは提起しています。

米ドル建 LIBORに関する民事訴訟

米国内の様々な管轄区域で提起されている米ドル建 LIBORに係る訴訟の大半は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所(SDNY)における公判前手続の目的上、併合されています。訴状はほぼ同様で、特に米ドル建 LIBORの金利の操作を行うことにより、バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、バークレイズ・キャピタル・インク(BCI)および他の金融機関が個別に、また共同で、米国シャーマン反トラスト法(反トラスト法)、米国商品取引法(CEA法)、威力脅迫および腐敗組織に関する米国連邦法(RICO法)、1934年米国証券取引法ならびに様々な州法の規定に違反したと主張しています。

集団訴訟を意図した訴訟および個別訴訟では、金額を特定しない損害賠償を求めていますが、1件の訴訟では、原告らが、バークレイズ・バンク・ピーエルシーを含む全被告に対する実際の損害賠償およびその他の懲罰的損害賠償として100百万米ドル以上を求めています。これらの一部の訴訟では、反トラスト法およびRICO法に基づき3倍の損害賠償も求めています。

英ポンド建 LIBORに関する民事訴訟

2016年に、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCIおよびその他の英ポンド建 LIBORのパネル銀行を相手取り、SDNYにおいて提起された集団訴訟を意図した2件の訴訟が併合されました。当該訴訟は、特に、被告らが反トラスト法、CEA法およびRICO法に違反して英ポンド建 LIBORの金利操作を行ったと主張するものです。請求の却下を求める被告らの申立ては、2018年に認められました。原告らは却下について控訴しています。

円建 LIBORに関する民事訴訟

2012年に、取引所で取引されるデリバティブに関与した原告代表および日本銀行協会のユーロ円東京銀行間取引金利(ユーロ円TIBOR)パネルのメンバーにより、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の円建 LIBORのパネル銀行を相手取った集団訴訟を意図した訴訟がSDNYにおいて提起されました。訴状では特に、ユーロ円TIBORおよび円建 LIBORの金利操作ならびにCEA法および反トラスト法の違反を主張しています。2014年に、裁判所は反トラスト法に係る原告の請求を棄却し、また裁判所は2020年に、残りのCEA法に係る原告の請求を棄却しました。

2015 年に、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI に対して上記の集団訴訟と同様の主張をする第二の集団訴訟を意図した訴訟が SDNY に提起されました。パークレイズと原告らは、両方の訴訟で 17.75 百万米ドルの和解に達し、2023 年 3 月に裁判所の最終的な承認を受けました。本事項は完結しています。

ICE LIBOR に関する民事訴訟

2020 年 8 月、米ドル建 ICE LIBOR に連動する変動金利が付された貸付金およびクレジットカードの個々の債務者および消費者を代表して、インターベンチナル・エクスチェンジ・インクとその一部の関連会社(ICE)が管理する LIBOR ベンチマークに関する訴訟が、カリフォルニア州北部地区連邦裁判所において個々の原告のグループによって提起されました。原告らが、特に被告に対し、LIBOR の設定の継続や、全体的または部分的に米ドル建 LIBOR に依存する金融商品の行使を禁止するための予備的および恒久的な差止命令を求めた申立ては却下されました。訴訟の却下を求める被告の申立ては、2022 年 9 月に認められました。原告らは修正訴状を提出しましたが、2023 年 10 月に却下されました。原告らは却下について控訴しています。

米国外のベンチマークに関する民事訴訟

英国において、LIBOR を操作したという主張に関連して、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の銀行に対して 2017 年に発行された請求が 1 件残っています。LIBOR および EURIBOR を操作したという主張に関連して、欧州における他の複数の管轄区域、アルゼンチンおよびイスラエルにおいても訴訟が提起されています。他にもその他の管轄区域における訴訟が将来において提起される可能性があります。

外国為替に関する調査および関連する民事訴訟

パークレイズ・バンク・グループは、外国為替市場における一部の売却および取引の慣行に関連して、様々な管轄区域における調査の対象となっています。これらの調査に関連して、EU や米国を含む様々な管轄区域で和解が成立しました。残りの進行中の調査がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はないと考えています。様々な管轄区域における複数の個人および法人が、パークレイズ・バンク・グループおよびその他の銀行に対して外国為替市場操作の疑いに関する民事訴訟を提起する兆候がある、あるいは提起しています。

和解から離脱した原告による米国の外国為替に関する民事訴訟

2018 年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI は、外国為替市場を操作したと主張して SDNY に提起された併合訴訟(外国為替に関する併合訴訟)について、合計 384 百万米ドルで和解しました。また 2018 年に、外国為替に関する併合訴訟の和解を選択しなかった原告のグループが、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の被告を相手取り、SDNY に訴訟を提起しました。原告の請求の一部は 2020 年に却下されました。パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI は、本件に関する当該会社に対するすべての請求について、和解に達しました。和解金は 2023 年 4 月に支払われ、本事項は完結しています。この和解がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はありません。

米国のリテールベースに関する民事訴訟

2015 年に、銀行の支店においてリテールベースで為替取引を行った個人の集団を代表して、パークレイズ・ピーエルシーおよび BCI を含む複数の国際銀行を相手取った 1 件の集団訴訟を意図した訴訟(リテールベースに関する請求)が提起されました。SDNY は、リテールベースに関する請求は、外国為替に関する併合訴訟における和解契約の対象ではないと判断しました。裁判所はその後、パークレイズ・バンク・グループおよびその他の全被告に対するリテールベースに関する請求をすべて却下しました。原告らは修正訴状を提出しました。略式判決を求める被告の申立ては、2023 年 3 月に認められ、原告の残りの請求は棄却されました。原告らはこの判決に対して控訴しています。

米国外の外国為替に関する民事訴訟

英国、欧州のその他複数の管轄区域、イスラエル、ブラジルおよびオーストラリアにおいて、外国為替操作の疑いに関する訴訟がパークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびパークレイズ・エグゼキューション・サービス・リミテッド(BX)に対して提起されている、あるいは提起される兆候があります。他にも訴訟が将来において提起される可能性があります。

上記の訴訟には、2019 年に英国競争不服申立審判所(CAT)においてパークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BX、BCI およびその他の金融機関を相手取り提起された 2 件の集団訴訟が含まれています。CAT は 2022 年度第 1 四半期にこれらの請求を認証することを拒否しました。2023 年 7 月、控訴裁判所は CAT の判決を覆し、請求はオプトアウト・ベースで認定されるべきであるとの判決を下しました(その後、2023 年 11 月に修正されました)。控訴裁判所は、集団代表とされる 2 者のうち、どちらが請求を行うべきかについて CAT の決定を支持しました。さらなる控訴があれば、選ばれた集団代

表によって提起された請求のみが CAT で審理されることになります。また、2019 年には、外国為替取引に関する欧州および英国の競争法違反を主張する様々な銀行および資産運用会社により、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の金融機関を相手取った別の請求が英國の高等裁判所において申し立てられ、その後 CAT に移送されました。この請求は、上記の和解から離脱した原告による米国の外国為替に関する民事訴訟で言及された和解金の一部として解決され、本事項は完結しています。

金属に関する民事訴訟

CEA 法、反トラスト法ならびに州の反トラスト法および消費者保護法に違反して銀の価格を操作したと主張する米国の民事訴訟が、原告集団により、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI および BX を含む複数の銀行に対して提起され、SDNY に移送されました。バークレイズのグループ企業およびその他の一部の被告に対する訴訟は 2018 年に、残りの被告に対する訴訟は 2023 年 5 月に却下されました。原告らは全被告に対する訴訟の却下について控訴しています。

またカナダの裁判所では、バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、バークレイズ・キャピタル・カナダ・インクおよび BCI に対して、銀の価格を操作したと主張する民事訴訟が原告らの集団を代表して提起されました。

米国の住宅モーゲージ関連民事訴訟

米国の住宅モーゲージ・バック証券(RMBS)に関する民事訴訟が 2 件あります。当該訴訟では、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび／または 2007 年に取得した子会社が行った様々なローン・レベルに対する表明および保証(R&W)の違反を主張しています。1 件の訴訟において、当事者は和解に合意しました。上記の和解がバークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はありません。もう 1 件の買戻訴訟の却下を求めるバークレイズの申立ては、2023 年 10 月に却下されました。バークレイズはこの判決に対して控訴しています。

政府証券および政府機関債に関する民事訴訟

米国財務省オーケション証券に関する民事訴訟

バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の金融機関を相手取り、反トラスト法および州のコモンローに基づき、集団訴訟を意図した併合訴訟が米国連邦裁判所に提起されています。当該訴訟は、被告らが(i) 共謀して米国財務省証券の市場を操作した、および／または(ii) 共謀して特定の取引プラットフォームへの参加を拒否することにより、または参加を拒否すると脅迫することにより、そのプラットフォームの構築を妨害したと主張するものです。裁判所は 2021 年 3 月に併合訴訟を却下しました。原告らは修正訴状を提出しました。修正訴状の却下を求める被告らの申立ては、2022 年 3 月に認められました。原告らはこの判決に対して控訴し、2024 年 2 月に控訴裁判所は却下を支持しました。

さらに、一部の原告らは、BCI およびその他一部の金融機関に対して、関連する直接訴訟を提起しました。当該訴訟は、被告らが共謀して、反トラスト法、CEA 法および州のコモンローに違反して米国財務省証券の市場を固定し、操作したと主張するものです。この訴訟は現在も停止されています。

国際機関債、ソブリン債および政府機関債に関する民事訴訟

SDNY およびトロントにあるカナダ連邦裁判所において、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、BX、バークレイズ・キャピタル・セキュリティ・リミテッドと、カナダでのみ提起された訴訟においてはバークレイズ・キャピタル・カナダ・インク、ならびにその他一部の金融機関を相手取り、反トラスト法に基づく民事訴訟が提起されています。当該訴訟は、被告らが共謀して、米ドル建国際機関債、ソブリン債および政府機関債の市場の価格を固定して競争を妨害したと主張するものです。SDNY の訴訟は却下され、本事項は完結しています。

カナダ連邦裁判所の訴訟では、当事者は原則的に和解に達しましたが、これには裁判所の承認が必要となります。上記の和解がバークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はないと考えています。

償還条項付変動利付債に関する民事訴訟

バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI ならびにその他の金融機関を相手取り、被告らが共謀または結託して、償還条項付変動利付債(VRDO)に設定された金利を人為的に引き上げたと主張する民事訴訟が提起されています。VRDO は、周期的に(通常は週次で)更改される金利が付された地方債です。州裁判所では、イリノイ州およびカリフォルニア州を代表する民間の原告らによる 2 件の訴訟が提起されています。集団訴訟を意図した 3 件の訴訟は SDNY において併合されました。SDNY における併合された集団訴訟において、原告らの請求の一部は 2020 年 11 月および 2022 年 6 月に却下され、集団認定を求める原告らの申立ては 2023 年 9 月に認められました。すなわち、この訴訟は集団訴訟として進む可能性があります。被告らはこの判決に対して控訴して

います。カリフォルニア州の訴訟では、カリフォルニア州控訴裁判所が 2023 年 4 月に原告らの請求棄却を取り消しました。イリノイ州の訴訟では、被告らが訴訟解決に向けて、イリノイ州検事総長と和解に達しました。裁判所は 2023 年 10 月に和解を承認し、本件を却下しました。上記の和解がバークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はありません。本事項は完結しています。

単元未満社債に関する反トラスト法集団訴訟

2020 年に、BCI およびその他の金融機関は、集団訴訟を意図した訴訟の被告とされました。この請求では、端株取引や価格決定のための電子取引プラットフォーム開発への参加を共謀して拒否したと主張しています。原告らは、金額を特定しない金銭的損害賠償を求めていました。却下を求める被告らの申立ては 2021 年に認められ、原告らは却下について控訴しました。

クレジット・デフォルト・スワップに関する民事訴訟

ニューメキシコ連邦裁判所において、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他様々な金融機関を相手取った集団訴訟が係争中です。原告であるニューメキシコ州投資委員会および特定のニューメキシコ年金基金は、被告らが決済時にクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)契約の評価に使用されるベンチマーク価格(すなわち、CDS 最終オーケション価格)を共謀して操作したと主張しています。原告らは、米国反トラスト法および CEA 法の違反、ならびに州法に基づく不当利得を主張しています。却下を求める被告らの申立ては、2023 年 6 月に却下されました。

金利スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップに関する米国の民事訴訟

バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI、ならびに金利スワップ(IRS)のマーケット・メーカーの役割を務めるその他の金融機関は、1 件の集団訴訟を意図した訴訟および特定のスワップ取引執行機関によって提起された複数の個別訴訟を含む、複数の反トラスト法訴訟の被告とされており、これらの訴訟は SDNY において併合されています。訴状では、被告らが共謀して IRS の取引所の発展を妨げたとして、金額を特定しない金銭的損害賠償を求めていました。集団認定の求める原告らの申立ては 2023 年 12 月に却下されました。すなわち、この訴訟は集団訴訟として進むことができません。原告らは、この判決に対して裁判所による控訴の許可を求めていました。

2017 年に、テラ・グループ・インク(テラ)は反トラスト法に基づく別の民事訴訟を SDNY において提起しました。当該訴訟は、IRS 訴訟にて主張されている一部の行為によって、テラもクレジット・デフォルト・スワップ市場に関する損害を被ったと主張するものです。2019 年に、裁判所は不当利得および不法な妨害に関するテラの請求を棄却しましたが、係争中の反トラスト法に基づく請求の棄却を求める申立ては却下しました。テラは 2020 年 1 月に修正訴状を提出しました。すべての請求の却下を求めるバークレイズの申立ては、2023 年 8 月に認められました。テラは控訴状を提出しました。

BDC ファイナンス・エルエルシー

2008 年に BDC ファイナンス・エルエルシー(BDC)は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが、ISDA マスター契約によって規定されるトータル・リターン・スワップのポートフォリオに関する契約(本マスター契約)に違反したと主張し、298 百万米ドルの損害賠償を求める訴訟をニューヨーク州最高裁判所において提起しました。審理の後、裁判所は 2018 年に、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは違反を行った当事者ではない旨の判決を下し、この判決は控訴審において支持されました。2021 年 4 月、第一審裁判所は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーに有利な判決を 3.3 百万米ドルで開始しましたが、法務費用および経費はまだ決定されていません。BDC は控訴しました。2022 年 1 月、上訴裁判所は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーに有利な第一審裁判所の略式判決を覆し、さらに手続を行うため下級裁判所に当該事項を差し戻しました。当事者は、裁判の範囲について反対申立てを提出しました。2024 年 1 月、裁判所はバークレイズに有利な判決を下しました。BDC は控訴しており、控訴の判決が出るまでこの訴訟は中断します。

2011 年に、BDC の投資顧問会社である BDCM ファンド・アドバイザー・エルエルシーおよびその親会社であるブラック・ダイアモンド・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーも、バークレイズ・バンク・ピーエルシーと BCI を相手取り、本マスター契約に関するバークレイズ・バンク・ピーエルシーの行為によって被ったとされる金額未確定の損害賠償を求める訴えをコネチカット州裁判所に起こしました。当該訴訟では、コネチカット州不正取引慣行法の違反ならびにビジネスおよび将来的なビジネス関係の不法な妨害に関する請求を主張しています。この訴訟は取り下げられました。

米国反テロリズム法に関する民事訴訟

バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他複数の銀行を相手取り、4,000 名超の原告を代表して、8 件の民事訴訟がニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所(EDNY)および SDNY において提起されました。これらの訴訟では概して、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の銀行が共謀してイラン政府およびイランの複数の銀行が米ドル建て取引できるよう便宜を図ったために、これによって資金を得たテロ行為で原告らまたは原告らの家族が負傷ま

たは死亡したと主張しています。原告らは、米国反テロリズム法(同法では認定された損害の3倍の賠償を認めています)の規定に基づく苦痛、身体的苦痛および精神的苦痛に関する損害の回復を求めています。

裁判所は、EDNYにおける6件の訴訟のうち3件の却下を求める被告らの申立てを認めました。原告らは1件の訴訟で控訴し、2023年1月に却下が認められ、判決が下されました。裁判所は原告らに対し、2024年2月までに判決取り消しの申立てを行うよう命じています。EDNYで却下された他の2件の訴訟は、1件の訴訟に併合されました。この訴訟およびEDNYの他の1件の訴訟の原告らは、2023年12月に修正訴状を提出しました。EDNYの他の2件の訴訟は、現在停止しています。SDNYにおける2件の訴訟のうち、裁判所は、1件目の訴訟の却下を求める被告らの申立てを認めました。この訴訟は停止され、2件目のSDNYの訴訟は、1件目の却下に対する控訴中は停止しています。

株主によるデリバティブ関連訴訟

2020年11月に、バークレイズの株主は、ニューヨーク州裁判所において、BCI、ならびに複数のバークレイズ・ピーエルシーの現職および元取締役会役員およびバークレイズ・バンク・グループの上級役員または従業員を相手取り、デリバティブ関連訴訟を提起しました。同株主は、名目上の被告であるバークレイズ・ピーエルシーを代表してこの訴えを提起し、個々の被告が2006年会社法に基づくものを含め、義務違反により会社に損害を与えたと主張しています。原告は、主張されているこれらの違反の結果としてバークレイズ・ピーエルシーが被ったとされる損失について、バークレイズ・ピーエルシーに代わって損害賠償を求めていました。2021年4月に修正訴状が提出され、BCIおよびその他の一部の被告は却下を求める申立てを行いました。却下を求める申立ては、2022年4月に認められました。原告はこの判決に対して控訴し、2023年6月、ニューヨーク州第一司法部により全会一致で却下が認められました。原告は第一司法部の決定を不服としてニューヨーク州上訴裁判所に控訴する許可を求めていました。

デリバティブ取引に関する民事訴訟

2021年に、オランダの住宅組合であるベスティアは、2008年から2011年の間にバークレイズ・バンク・ピーエルシーと締結した一連のデリバティブ取引に関する抗弁として、英国のバークレイズ・バンク・ピーエルシーに329百万ポンドの損害賠償を求める申立てを高等裁判所に提起しました。バークレイズ・バンク・ピーエルシーはこの申立てに対して抗弁を行い、反訴しています。

過去のタイムシェア・ローンおよび関連事項に関する専門家によるレビュー

バークレイズ・パートナー・ファイナンスとして取引し、バークレイズのPOSファイナンス事業を行うクライズデール・ファイナンシャル・サービス・リミテッド(CFS)は、タイムシェア購入に関する顧客に対する特定のローンに係る過去の返済能力の評価についての懸念を受けて、2020年にFCAから専門家によるレビューを行うことを要求されました。専門家によるレビューは2021年に終了しました。CFSは、一定の是正措置の実施を含め、専門家によるレビューの要件を完全に遵守しました。CFSは帳簿の全面的な遡及レビューを求められませんでした。その代わり、CFSは過去の限定的な貸付をレビューし、CFSの実務慣行が顧客の損害の原因となったかどうかを確認し、損害を与えた事例の是正を行っています。この作業は、是正措置を会計処理するために計上された引当金を取り崩して、2023年において実質的に完了しました。

自動車金融手数料の取り決め

2024年1月、FCAは、自動車金融市場における一手数料の取り決めと販売の従来の利用について、複数の会社にわたるレビューを行うスキルのある担当者を任命すると発表しました。これは、英国金融オンブズマン・サービス(FOS)による2つの最終決定を受けたものですが、そのうち1つは自動車金融商品の販売における手数料の取り決めと開示に関する苦情、およびCFSに対するものも含め多数の苦情や裁判における請求を支持するものでした。バークレイズは、FCAの専門家によるレビューに全面的に協力する予定ですが、その結果は、税務上の影響の可能性を含め、不明です。FCAは2024年9月末までに本件の次のステップを示す予定です。バークレイズは2019年後半に自動車金融市場における営業活動を停止しています。

米国における有価証券の過剰発行

2022年3月、経営幹部は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが米国証券発行登録書に基づく登録金額を大幅に超えて有価証券を発行していたことを認識しました。その結果、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2022年8月1日に取消申し入れを開始し、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、該当する証券を特定の保有者から買い戻すことを申し出ましたが、この申し出は2022年9月12日に失効しました。さらに、2022年9月に、SECは当該有価証券の過剰発行に関するバークレイズ・ピーエルシーとバークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する調査の終了を発表しました。

2022年9月、バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、ならびに元経営陣および現経営陣に対して、バークレイズ・ピーエルシーの米国預託証券の価格下落に関する責任を問う集団訴訟と称する訴訟がマンハッタンの連邦地方裁判所に提起されました。原告らは、この価格下落が情報公開における虚偽表示および省略の疑いの結果として発生したものと主張しています。被告らはこれに対して却下を求める申立てを行いました。さらに、一連のETNの保有者は、バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、ならびに米国の元経営陣および現経営陣と取締役に対して、特にバークレイズがこれらのETNが未登録証券であることを開示しなかったことによって投資家に判断を誤らせ、その結果、一連のETNのさらなる売出しと発行の停止を受けて保有者が被ったとされる損失についてバークレイズに責任があるとして、訴訟を提起しました。当該2件の訴訟は集団訴訟とされており、ニューヨークの連邦裁判所で1件の訴訟に併合されています。バークレイズは訴状の却下を求める申立てを行いました。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーの米国証券発行登録書に基づく有価証券の過剰発行に関する負債、請求または措置は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・グループの事業、財政状態、経営成績、証券市場で頻繁に発行する発行体としての評判に悪影響を与える可能性があります。

[英国付加価値税に関する英國歳入税関庁\(HMRC\)の評価](#)

2018年にHMRCは、英国で事業を行うバークレイズの一部の海外子会社をバークレイズの英国VATグループから除外する、またはグループへの加入を防ぐ効力をもつ通知を発行しました。英国VATグループのメンバー間の供給は通常、VATが免除されます。この通知は遡及的にも将来的にも効力を有していました。バークレイズは、遡及的なVAT評価と2018年以降に行われている継続的なVAT支払いの両方に関連して、HMRCの決定を不服として第一審判所(租税部)に控訴しました。2014年から2018年までの期間を対象とする181百万ポンドのVAT(利息を含みます)がHMRCによって遡及的に賦課されました。そのうち約128百万ポンドがバークレイズ・バンクUKピーエルシーに、約53百万ポンドがバークレイズ・バンク・ピーエルシーに帰属する見込みです。この遡及的に賦課されたVATは2018年に支払われており、予想される最終的な回収を反映するように調整された資産が認識されています。2018年以降、バークレイズは、該当する子会社からVATグループのメンバーへのグループ内供給に係るVATを支払っており、費用として認識しています。

[取引監視に関するFCAの調査](#)

FCAは、バークレイズが英国のマネーロンダリング規制とFCAの規則および企業向け原則を遵守しているかどうかを強制調査において調査しており、この調査は現在、バークレイズ・バンクUKピーエルシーの一部事業に関するバークレイズの取引監視に重点をおいて行われています。FCAは、本件に関する強制調査を終了するとバークレイズに通知しました。

[一般事項](#)

バークレイズ・バンク・グループは、英国、米国およびその他の海外の複数の管轄区域において、その他の様々な法律、競争および規制関連事項に関与しています。バークレイズ・バンク・グループは、通常の営業活動の一環として隨時生じる、契約、有価証券、保証、債権回収、消費者信用、不正行為、信託、顧客資産、競争、データ管理および保護、知的財産、マネーロンダリング、金融犯罪、雇用、環境ならびにその他の制定法およびコモンロー上の問題を含め(ただしこれらに限定されません)、バークレイズ・バンク・グループが提起した、またはバークレイズ・バンク・グループに対して提起された訴訟の対象となっています。

また、バークレイズ・バンク・グループは、バークレイズ・バンク・グループが現在、または以前から関与している消費者保護対策、マネーロンダリングや金融犯罪対策、法規制遵守、ホールセール取引活動ならびに銀行業務および事業活動のその他の分野(これらに限定されません)に関連する、規制当局、政府機関またはその他の公共機関による聴取および検査、情報請求、監査、調査および訴訟ならびにその他の手続の対象となっています。バークレイズ・バンク・グループは、関連当局と協力し、これらの事項および本注記に記載のその他の事項に関して、継続的にすべての関連機関に対して適宜、概要報告を行っています。

現時点において、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、これらその他の案件の最終的な解決がバークレイズ・バンク・ピーエルシーの財政状態に重大かつ不利な影響を与えるとは予想していません。しかしながら、こうした事項および本注記において具体的に記載されている事項に伴う不確実性の観点から、特定の1つまたは複数の事項(以前に扱っていた事項や本注記の作成日以降に発生した事項を含みます)の結果が、特定の期間におけるバークレイズ・バンク・ピーエルシーの経営成績またはキャッシュフローにとって重要でないという保証はありません。これは、特に、かかる事項によって生じる損失の金額または当該報告期間に計上される利益の金額によって異なります。

資本性商品、株主資本および剰余金

本セクションに記載されている注記は、発行済株式資本、利益剰余金、その他の株主資本の残高およびグループ企業である子会社に対する少数株主持分（非支配持分）を含む、バークレイズ・バンク・グループの資本性借入金および株主資本に焦点を当てています。資本管理およびバークレイズ・バンク・グループが規制当局の要求事項を満たすために行う自己資本維持の方法についての詳細は、英語原文 54 ページから 56 ページをご参照ください。

25 劣後負債

劣後負債の会計処理

劣後負債は、IFRS 第 9 号に基づき、実効金利法を用いて償却原価で測定されます。ただし、会計上のミスマッチを除去または大幅に低減するために、当初認識時に純損益を通じて公正価値で保有する金融商品として取消不能の指定を行った劣後負債を除きます。純損益を通じて公正価値で測定すると指定した負債の会計処理については、英語原文の注記 15 をご参照ください。

| | パークレイズ・バンク・グループ | |
|---------------------------------|-------------------------|-------------------|
| | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) |
| 償却原価 | | |
| 1月1日現在 | 38,253 | 32,185 |
| 発行 | 5,986 | 15,381 |
| 償還 | (7,431) | (8,367) |
| その他 | (905) | (946) |
| 12月31日現在 | 35,903 | 38,253 |
| 公正価値で測定すると指定された金融負債(英語原文の注記 15) | 579 | 521 |
| 劣後負債合計 | 36,482 | 38,774 |
| | | |
| | パークレイズ・バンク・ピーエルシー | |
| | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) |
| 償却原価 | | |
| 1月1日現在 | 37,656 | 31,875 |
| 発行 | 5,643 | 14,904 |
| 償還 | (7,209) | (8,104) |
| その他 | (853) | (1,019) |
| 12月31日現在 | 35,237 | 37,656 |
| 公正価値で測定すると指定された金融負債(英語原文の注記 15) | 579 | 521 |
| 劣後負債合計 | 35,816 | 38,177 |

5,986 百万ポンドの発行は、バークレイズ・ピーエルシーからのグループ内借入金 4,967 百万ポンド、バークレイズ・ピーエルシーに発行された米ドル建利率 7.119% 固定 - 変動利付コーラブル劣後債 676 百万ポンド、ならびにバークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社が対外的に発行した米ドル建変動利付債 315 百万ポンドおよび日本円建変動利付債 28 百万ポンドで構成されています。

7,431 百万ポンドの償還は、バークレイズ・ピーエルシーからのグループ内借入金 6,800 百万ポンド、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが対外的に発行した債券 409 百万ポンド、ならびにバークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社が対外的に発行した米ドル建変動利付債 194 百万ポンドおよび日本円建変動利付債 28 百万ポンドで構成されています。バークレイズ・バンク・ピーエルシーが対外的に発行した 409 百万ポンドの債券は、202 百万ポンドの無期限変動利付プライマリー・キャピタル・ノート・シリーズ 2、94 百万ポンドの無期限変動利付プライマリー・キャピタル・ノート・シリーズ 1、43 百万ポンドのユーロ建変動利付劣後債、40 百万ポンドの英ポンド建利率 9% 永久利付キャピタル・ボンド、および 30 百万ポンドの米ドル建下位無期限変動利付債で構成されています。

その他の変動には主に、外国為替の変動および公正価値ヘッジ調整額が含まれています。

劣後負債は、未払利息を含んでおり、以下の無期限劣後負債および期限付劣後負債で構成されます。

| | パークレイズ・バンク・グループ | |
|---------------|------------------|------------------|
| | 2023年 (百万ポンド) | 2022年 (百万ポンド) |
| 無期限劣後負債 | 143 | 538 |
| 期限付劣後負債 | 36,339 | 38,236 |
| 劣後負債合計 | 36,482 | 38,774 |

| | パークレイズ・バンク・ピーエルシー | |
|---------------|-------------------|------------------|
| | 2023年 (百万ポンド) | 2022年 (百万ポンド) |
| 無期限劣後負債 | 143 | 538 |
| 期限付劣後負債 | 35,673 | 37,639 |
| 劣後負債合計 | 35,816 | 38,177 |

パークレイズ・バンク・グループまたはパークレイズ・バンク・ピーエルシーの劣後負債で担保が付されているものはありません。

| | パークレイズ・バンク・グループ | |
|--|-----------------------------|------------------|
| | 2023年 当初繰上償還日 (百万ポンド) | 2022年 (百万ポンド) |
| パークレイズ・バンク・ピーエルシーが対外的に発行した劣後負債 | | |
| 無期限債 | | |
| 利率 6.125%無期限劣後債 | 2027年 35 | 34 |
| 下位無期限変動利付債(38 百万米ドル) | 利払日 — | 32 |
| 無期限変動利付プライマリー・キャピタル・ノート・シリーズ 1(167 百万米ドル) | 利払日 — | 102 |
| 無期限変動利付プライマリー・キャピタル・ノート・シリーズ 2(295 百万米ドル) | 利払日 — | 210 |
| 債券 | | |
| 利率 9%永久利付キャピタル・ボンド(40 百万ポンド) | いつでも — | 40 |
| 借入金 | | |
| 利率 5.03%リバース・デュアル・カレンシー無期限劣後借入金(8,000 百万円) | 2028年 44 | 49 |
| 利率 5%リバース・デュアル・カレンシー無期限劣後借入金 (12,000 百万円) | 2028年 64 | 71 |
| 無期限劣後負債合計 | 143 | 538 |

| | パークレイズ・バンク・ピーエルシー | |
|--|-----------------------------|------------------|
| | 2023年 当初繰上償還日 (百万ポンド) | 2022年 (百万ポンド) |
| パークレイズ・バンク・ピーエルシーが対外的に発行した劣後負債 | | |
| 無期限債 | | |
| 利率 6.125%無期限劣後債 | 2027年 35 | 34 |
| 下位無期限変動利付債(38 百万米ドル) | 利払日 — | 32 |
| 無期限変動利付プライマリー・キャピタル・ノート・シリーズ 1(167 百万米ドル) | 利払日 — | 102 |
| 無期限変動利付プライマリー・キャピタル・ノート・シリーズ 2(295 百万米ドル) | 利払日 — | 210 |
| 債券 | | |
| 利率 9%永久利付キャピタル・ボンド(40 百万ポンド) | いつでも — | 40 |
| 借入金 | | |
| 利率 5.03%リバース・デュアル・カレンシー無期限劣後借入金(8,000 百万円) | 2028年 44 | 49 |
| 利率 5%リバース・デュアル・カレンシー無期限劣後借入金 (12,000 百万円) | 2028年 64 | 71 |
| 無期限劣後負債合計 | 143 | 538 |

脚注

a 金融商品の価値は、百万単位で開示されています。

無期限劣後負債

無期限劣後負債は、事業の発展および拡大ならびに資本基盤の強化のために、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社が発行します。無期限劣後負債の主要条件は以下の通りです。

劣後

すべての無期限劣後負債の弁済順位は、預金者、その他の無担保非劣後債権者および期限付劣後負債の債権者からのバークレイズ・バンクに対する請求に劣後します。

利息

すべての無期限劣後負債には、当初繰上償還日まで固定利率が付されます。

当初繰上償還日の後、償還されない場合には、利率 6.125% の無期限債は、市場金利に基づき 5 年間にわたりあらかじめ定期的に固定される利率で利息が付されます。当初繰上償還日の後、償還されない場合には、その他すべての無期限劣後負債は、市場金利に基づきあらかじめ定期的に固定される利率で利息が付されます。

利払

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、直近の 6 カ月間において、バークレイズ・ピーエルシーのいずれのクラスの株式、または場合によっては、バークレイズ・バンク・ピーエルシーのいずれのクラスの優先株式についても、配当の宣言もしくは支払が行われていない場合には、無期限債、債券および借入金に係る利息を支払う義務はありません。かかる配当金が後に支払われた場合、またはその他特定の場合には、支払われていなかった利息が支払われることになります。当年度において、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、個々の無期限債、債券および借入金に係る利息を支払いました。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーが特定の支払能力基準を満たされなければ、元本または利息は支払われません。

償還

すべての無期限劣後負債は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択において、当初繰上償還日および当初繰上償還日後から 5 年毎の応当日に全額償還可能です。さらに、いずれの無期限劣後負債も、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択において、特定の税務上の理由により、いつでもまたは利払日に全額償還可能です。元本または法定利息の不払いを除き、債務不履行事由はありません。償還には、PRA による事前の同意が必要です。

その他

発行されているすべての無期限劣後負債は非転換型です。

期限付劣後負債^a

パークレイズ・バンク・グループ

| | 当初繰上償還日 | 満期日 | 2023年 (百万ポンド) | 2022年 (百万ポンド) |
|---|---------|------------|------------------|------------------|
| パークレイズ・バンク・ピーエルシーが対外的に発行した劣後負債 | | | | |
| 変動利付劣後債(50 百万ユーロ) | 2023 年 | — | 44 | |
| 利率 5.75% 固定利付劣後債 | 2026 年 | 282 | 280 | |
| 利率 5.4% リバース・デュアル・カレンシー劣後借入金(15,000 百万円) | 2027 年 | 84 | 93 | |
| 利率 6.33% 劣後債(50 百万ポンド) | 2032 年 | 48 | 46 | |
| 変動利付劣後債(68 百万ユーロ) | 2040 年 | 59 | 60 | |
| 他の子会社が対外的に発行した劣後負債 | 2033 年 | 649 | 573 | |
| パークレイズ・ピーエルシー向けにグループ内で発行したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの債券 | | | | |
| 利率 2% 固定利付コーラブル劣後債(1,500 百万ユーロ) | 2023 年 | 2028 年 | — | 1,354 |
| 利率 3.75% 固定利付金利再設定コーラブル劣後債(200 百万シンガポールドル) | 2025 年 | 2030 年 | 117 | 120 |
| 利率 5.20% 固定利付劣後債(1,367 百万米ドル) | | 2026 年 | 1,019 | 1,051 |
| 利率 1.125% 固定利付金利再設定コーラブル劣後債(1,000 百万ユーロ) | 2026 年 | 2031 年 | 816 | 794 |
| 利率 4.836% 固定利付コーラブル劣後債(1,200 百万米ドル) | 2027 年 | 2028 年 | 898 | 931 |
| 利率 8.407% 固定利付金利再設定コーラブル劣後借入金(1,000 百万ポンド) | 2027 年 | 2032 年 | 1,030 | 1,009 |
| 利率 5.088% 固定－変動利付コーラブル劣後債(1,300 百万米ドル) | 2029 年 | 2030 年 | 931 | 966 |
| 利率 7.437% 固定利付金利再設定コーラブル劣後債(2,000 百万米ドル) | 2032 年 | 2033 年 | 1,609 | 1,689 |
| 利率 5.262% 固定利付金利再設定コーラブル劣後債(1,250 百万ユーロ) | 2033 年 | 2034 年 | 1,180 | 1,066 |
| 利率 7.119% 固定－変動利付コーラブル劣後債(860 百万米ドル) | 2033 年 | 2034 年 | 672 | — |
| 利率 3.811% 固定利付金利再設定コーラブル劣後債(1,000 百万米ドル) | 2041 年 | 2042 年 | 619 | 641 |
| 利率 5.25% 固定利付劣後債(827 百万米ドル) | | 2045 年 | 445 | 488 |
| 利率 4.95% 固定利付劣後債(1,250 百万米ドル) | | 2047 年 | 636 | 174 |
| 変動利付劣後債(456 百万米ドル) | | 2047 年 | 365 | 385 |
| パークレイズ・ピーエルシーからのパークレイズ・バンク・ピーエルシーのグループ内借入金 | | | | |
| 様々な固定利付劣後借入金 | | | 5,632 | 8,042 |
| 様々な変動利付劣後借入金 | | | 458 | 677 |
| 様々な固定利付コーラブル劣後借入金 | | | 17,841 | 16,105 |
| 様々な変動利付コーラブル劣後借入金 | | | 370 | 1,127 |
| ゼロ・クーポン・コーラブル借入金 | 2052 年 | | 579 | 521 |
| 期限付劣後負債合計 | | | 36,339 | 38,236 |

脚注

a 金融商品の価値は、百万単位で開示されています。

期限付劣後負債^a

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

| | 当初繰上償還日 | 満期日 | 2023年 (百万ポンド) | 2022年 (百万ポンド) |
|---|---------|--------|------------------|------------------|
| バークレイズ・バンク・ピーエルシーが対外的に発行した劣後負債 | | | | |
| 変動利付劣後債(50 百万ユーロ) | | 2023 年 | — | 44 |
| 利率 5.75% 固定利付劣後債 | | 2026 年 | 282 | 280 |
| 利率 5.4% リバース・デュアル・カレンシー劣後借入金(15,000 百万円) | | 2027 年 | 84 | 93 |
| 利率 6.33% 劣後債(50 百万ポンド) | | 2032 年 | 48 | 46 |
| 変動利付劣後債(68 百万ユーロ) | | 2040 年 | 59 | 60 |
| バークレイズ・ピーエルシー向けにグループ内で発行したバークレイズ・バンク・ピーエルシーの債券 | | | | |
| 利率 2% 固定利付コーラブル劣後債(1,500 百万ユーロ) | 2023 年 | 2028 年 | — | 1,354 |
| 利率 3.75% 固定利付金利再設定コーラブル劣後債(200 百万シンガポールドル) | 2025 年 | 2030 年 | 117 | 120 |
| 利率 5.20% 固定利付劣後債(1,367 百万米ドル) | | 2026 年 | 1,019 | 1,051 |
| 利率 1.125% 固定利付金利再設定コーラブル劣後債(1,000 百万ユーロ) | 2026 年 | 2031 年 | 816 | 794 |
| 利率 4.836% 固定利付コーラブル劣後債(1,200 百万米ドル) | 2027 年 | 2028 年 | 898 | 931 |
| 利率 8.407% 固定利付金利再設定コーラブル劣後借入金(1,000 百万ポンド) | 2027 年 | 2032 年 | 1,030 | 1,009 |
| 利率 5.088% 固定－変動利付コーラブル劣後債(1,300 百万米ドル) | 2029 年 | 2030 年 | 931 | 966 |
| 利率 7.437% 固定利付金利再設定コーラブル劣後債(2,000 百万米ドル) | 2032 年 | 2033 年 | 1,609 | 1,689 |
| 利率 5.262% 固定利付金利再設定コーラブル劣後債(1,250 百万ユーロ) | 2033 年 | 2034 年 | 1,180 | 1,066 |
| 利率 7.119% 固定－変動利付コーラブル劣後債(860 百万米ドル) | 2033 年 | 2034 年 | 672 | — |
| 利率 3.811% 固定利付金利再設定コーラブル劣後債(1,000 百万米ドル) | 2041 年 | 2042 年 | 619 | 641 |
| 利率 5.25% 固定利付劣後債(827 百万米ドル) | | 2045 年 | 445 | 488 |
| 利率 4.95% 固定利付劣後債(1,250 百万米ドル) | | 2047 年 | 636 | 174 |
| 変動利付劣後債(456 百万米ドル) | | 2047 年 | 365 | 385 |
| バークレイズ・ピーエルシーからのバークレイズ・バンク・ピーエルシーのグループ内借入金 | | | | |
| 様々な固定利付劣後借入金 | | | 5,615 | 8,018 |
| 様々な変動利付劣後借入金 | | | 458 | 677 |
| 様々な固定利付コーラブル劣後借入金 | | | 17,841 | 16,105 |
| 様々な変動利付コーラブル劣後借入金 | | | 370 | 1,127 |
| ゼロ・クーポン・コーラブル債 | 2052 年 | | 579 | 521 |
| 期限付劣後負債合計 | | | 35,673 | 37,639 |

脚注

a 金融商品の価値は、百万単位で開示されています。

期限付劣後負債

期限付劣後負債は、事業の発展および拡大ならびに各社の資本基盤の強化のために、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社が発行します。期限付劣後負債の主要条件は以下の通りです。

通貨および満期

バークレイズ・バンク・グループの表に掲載された個別の期限付劣後負債の他に、24,880 百万ポンド(2022 年: 26,472 百万ポンド)のグループ内借入金は、バークレイズ・ピーエルシーからの様々な固定利付、固定－変動利付、変動利付およびゼロ・クーポン借入金から構成されています。その名目元本は米ドル(22,675 百万)、ユーロ(6,782 百万)、英ポンド(250 百万)、日本円(102,100 百万)、豪ドル(1,890 百万)、ノルウェー・クローネ(220 百万)、カナダドル(450 百万)およびスイス・フラン(260 百万)の各通貨建で、2024 年から 2052 年の間に満期日が到来します。特定のグループ内借入金は、その満期の 1 年前に繰上償還日が設定されています。

劣後

対外的発行分およびバークレイズ・ピーエルシー向けグループ内発行分を合わせたすべての期限付劣後負債の弁済順位は、預金者およびその他の無担保非劣後債権者からのバークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する請求には劣後しますが、無期限劣後負債の債権者およびバークレイズ・バンク・ピーエルシーの持分保有者からの請求には優先します。バークレイズ・ピーエルシーからのバークレイズ・バンク・ピーエルシーのグループ内借入金の弁済順位は、互いに同順位ですが、バークレイズ・ピーエルシー向けにグループ内で発行したバークレイズ・バンク・ピーエルシーの債券およびバークレイズ・バンク・ピーエルシーが対外的に発行した劣後負債に優先します。子会社が対外的に発行した期限付劣後負債は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが対外的に発行した劣後負債と同様に劣後します。

利息

変動利付債券および借入金に係る利息は、発行時の市場金利を参照して設定され、関連する市場金利に基づき、あらかじめ定期的に固定される利率が付されます。

固定利付債券および借入金に係る利息は、発行時の市場金利を参照して設定され、満期日まで固定金利です。

固定利付コーラブルの債券および借入金に係る利息は、発行時の市場金利を参照して設定され、繰上償還日まで、または該当する場合は満期日まで固定金利です。かかる債券および借入金が(該当する場合に)繰上償還日後に償還されない場合は、市場金利に基づき、満期日まで固定金利または変動金利のいずれかで再設定されます。

ゼロ・クーポン債に利息は支払われません。

償還

繰上償還日のある劣後負債は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択により、各債務の条件に基づいて、場合によっては全額またはその一部が、場合によっては全額のみが、繰上償還日に、またはそうでない場合は満期日に償還可能です。それ以外の期限付劣後負債の残高は、2023年12月31日現在、満期日においてのみ償還可能です。ただし、特定の場合には税法の特定の改正、または法律もしくは規制の特定の改正により、早期償還が認められます。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーの場合、満期日より前の償還にはPRAまたはBoEの事前同意が必要であり、海外発行の場合には当該管轄区域における現地規制当局の承認および一定の状況下ではPRAの同意が必要となることがあります。

満期日を超えて債務の借換えを認めるコミッティド・ファシリティは、貸借対照表日現在において存在しません。

26 普通株式、優先株式およびその他の持分商品

払込済株式資本(割当済かつ全額払込済)およびその他 の持分商品

| | バークレイズ・バンク・グループおよび バークレイズ・バンク・ピーエルシー | | バークレイズ・バン ク・グループ | バークレイズ・バン ク・ピーエルシー |
|---------------|---|-------------------|---------------------|-----------------------|
| | 普通株式資本 (百万ポンド) | 優先株式資本 (百万ポンド) | 株式資本合計 (百万ポンド) | その他の持分商品 (百万ポンド) |
| | | | | その他の持分商品 (百万ポンド) |
| 2023年1月1日現在 | 2,342 | 6 | 2,348 | 10,691 |
| AT1証券発行 | — | — | — | 2,499 |
| AT1証券償還 | — | — | — | (2,425) |
| 2023年12月31日現在 | 2,342 | 6 | 2,348 | 10,765 |
| | | | | 15,472 |
| 2022年1月1日現在 | 2,342 | 6 | 2,348 | 9,693 |
| AT1証券発行 | — | — | — | 3,134 |
| AT1証券償還 | — | — | — | (2,136) |
| 2022年12月31日現在 | 2,342 | 6 | 2,348 | 10,691 |
| | | | | 15,398 |

普通株式

2023年12月31日現在、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、1株1ポンドの普通株式2,342百万株(2022年:2,342百万株)で構成されていました。

優先株式

2023年12月31日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本は、1株100ユーロのユーロ建優先株式31,856株(2022年:31,856株)、1株100米ドルの米ドル建優先株式58,133株(2022年:58,133株)で構成されていました。1株1ポンドのポンド建優先株式1,000株は、2022年度において償還されました。

普通株式資本および優先株式資本は、発行済株式資本合計の100%(2022年:100%)を占めています。

ユーロ建優先株式

2005年3月15日に、1株100ユーロの非累積型線上償還可能ユーロ建優先株式(ユーロ建優先株式)140,000株が1,383.3百万ユーロ(966.7百万ポンド)で発行され、そのうち額面価額は14百万ユーロで、差額は株式払込剰余金とされました。ユーロ建優先株式の保有者には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益から、優先株式1株につき10,000ユーロに、2020年3月15日までは年率4.75%の固定利率を乗じた金額を毎年、2020年3月15日以降は四半期毎に更改される利率が適用され、3カ月物ユーロ建預金のユーロ銀行間貸手金利に年率0.71%を上乗せした利率を乗じた金額を四半期毎に、ユーロ建の非累積現金配当として受領する権利があります。パークレイズ・バンク・ピーエルシーの取締役会は、完全な裁量により、特定の配当期間に関するユーロ建優先株式の配当を、部分的に支払うかまたは全く支払わないことを決定することができます。

ユーロ建優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択により、各配当金支払日に、1株当たり10,000ユーロにその時点での配当期間における償還日までの配当金発生額を加えた額で全額償還可能(一部償還は不可)です。

米ドル建優先株式

2005年6月8日に、シリーズ1米国預託証券100,000口を表す、1株100米ドルの非累積型線上償還可能米ドル建優先株式(米ドル建優先株式)100,000株が995.4百万米ドル(548.1百万ポンド)で発行されました。そのうち額面価額は10百万米ドルで、差額は株式払込剰余金とされました。米ドル建優先株式の保有者には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益から、優先株式1株につき10,000米ドルに、2034年12月15日までは年率6.278%の固定利率を乗じた金額を半年毎に、それ以降は四半期毎に更改される利率が適用され、3カ月物米ドル建預金のロンドン銀行間貸手金利に年率1.55%を上乗せした利率を乗じた金額を四半期毎に、米ドル建の非累積現金配当として受領する権利があります。パークレイズ・バンク・ピーエルシーの取締役会は、理由を問わず、また完全な裁量により、特定の配当期間に関する米ドル建優先株式の配当を、全額または一部を宣言しないか、あるいは支払わないことを決定することができます。

米ドル建優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択により、2034年12月15日およびそれ以降の各配当金支払日に、1株当たり10,000米ドルにその時点での配当期間における償還日までの配当金発生額を加えた額で全額償還可能(一部償還は不可)です。

ユーロ建優先株式および米ドル建優先株式(併せて当優先株式)について、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、PRAの事前同意なく償還または買戻しを行うことはできず、かかる償還は2006年会社法およびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの定款に従うものとします。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの清算またはその他の資本の返還(パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式の償還もしくは買戻し、または減資を除きます)の際には、当優先株式の保有者は、株主に帰属するパークレイズ・バンク・ピーエルシーの資産の割当てにおいて、(1)パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済の当優先株式に優先する株式の保有者に劣後し、(2)パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済のその他の優先株式および当優先株式と同順位のその他の株式の保有者とすべての面で同等であり、(3)パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済の普通株式および当優先株式に劣後する他の株式の保有者に優先します。

上記の順位に従い、かかる場合には、当優先株式の保有者は、株主への分配に利用可能なパークレイズ・バンク・ピーエルシーの資産から、ユーロ建優先株式1株につき10,000ユーロおよび米ドル建優先株式1株につき10,000米ドルに、それぞれその時点での配当期間における清算またはその他の資本の返還の開始日までの配当金発生額を加えた額の清算分配金を受領する権利があります。

配当金支払日において、優先株式に係る配当金が全額支払われない場合には、配当制限が課されるものとします。配当制限が課されると、パークレイズ・バンク・ピーエルシーもパークレイズ・ピーエルシーも、(a)それぞれの普通株式、その他の優先株式またはその他の株式資本に係る配当の宣言も支払も行うことができず(ただし、当該配当金支払日より前に株主が宣言したパークレイズ・ピーエルシーの最終配当金の支払、またはパークレイズ・バンク・ピーエルシーがパークレイズ・ピーエルシーに支払う配当金を除きます)、また(b)パークレイズ・ピーエルシーまたは完全所有子会社が保有するパークレイズ・バンク・ピーエルシー株式を除き、(1)パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる次回の優先株式配当の宣言および全額支払日と、(2)パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる全優先株式の全額償還日または買戻日のいずれか早い日まで、それぞれの株式資本の償還、購入、減資またはその他の取得を行うことができません。

当優先株式の保有者には、バークレイズ・バンク・ピーエルシーのいかなる株主総会についても、招集通知の受領、出席または議決権行使の権利はありません。バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、当優先株式の保有者による別の株主総会において特別決議を認める場合(別の株主総会において当優先株式の保有者の4分の3以上の多数による議決を要します)または当優先株式の保有者の4分の3の書面による同意がある場合を除き、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの利益または資産の分配に関して優先株式に優先する株式クラスを設定することは認められていません。

上記の場合を除き、当優先株式の保有者には、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの剩余資産の分配を受ける権利はありません。

その他の持分商品 バークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行したその他の持分商品 15,472 百万ポンド(2022 年:15,398 百万ポンド)には、バークレイズ・ピーエルシーに対して発行した AT1 証券およびバークレイズ・バンク・ピーエルシーの間接完全子会社からの借入金 60 億米ドルが含まれます。これにより、バークレイズ・バンク・グループにより計上されたその他の持分商品は 10,765 百万ポンド(2022 年:10,691 百万ポンド)でした。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーの間接完全子会社からの借入金 60 億米ドルは、契約に基づき、利払いが非累積的かつ裁量的であり、元本の返済はバークレイズ・バンク・ピーエルシーにより永久に繰延可能であることから、資本として計上されています。バークレイズ・バンク・ピーエルシーが利払日までの 6 カ月間において普通株式の任意配当を行う場合、当行は利払いを行う義務を負います。2023 年度において、当該借入金について支払われた利息は 439 百万ポンド(2022 年:250 百万ポンド)でした。

バークレイズ・ピーエルシーは市場における自社の AT1 証券の発行による資金を、バークレイズ・バンク・グループからの AT1 証券の購入に利用しています。AT1 証券は、満期日が設定されていない永久債であり、関連する発行日時点で適用される資本規制に基づく AT1 商品として適格となるように構成されています。

2023 年度には、固定利付金利再設定永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券の形で AT1 商品が 3 回発行され、その金額は 2,499 百万ポンド(2022 年:3,134 百万ポンドの 3 回の発行)で、これには発行費用 26 百万ポンド(2022 年:32 百万ポンド)が含まれていました。2023 年度には、2 回の償還があり、合計 2,425 百万ポンド(2022 年:2,136 百万ポンドの 2 回の償還)でした。

AT1 持分商品

| | 2023 年 当初線上償還日 | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) |
|---|-------------------|-------------------|-------------------|
| AT1 持分商品 - バークレイズ・バンク・グループ | | | |
| 利率 7.25% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券 | 2023 年 | — | 500 |
| 利率 7.75% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券(2,500 百万米ドル) | 2023 年 | — | 1,925 |
| 利率 5.875% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券 | 2024 年 | 623 | 623 |
| 利率 8.0% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券(2,000 百万米ドル) | 2024 年 | 1,509 | 1,509 |
| 利率 7.125% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券 | 2025 年 | 299 | 299 |
| 利率 6.375% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券 | 2025 年 | 495 | 495 |
| 利率 6.125% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券(1,500 百万米ドル) | 2025 年 | 1,134 | 1,134 |
| 利率 8.3% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券(450 百万シンガポールドル) | 2027 年 | 263 | 263 |
| 利率 8.875% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券 | 2027 年 | 1,237 | 1,237 |
| 利率 4.375% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券(1,500 百万米ドル) | 2028 年 | 1,072 | 1,072 |
| 利率 9.250% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券 | 2028 年 | 866 | — |
| 利率 7.300% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券(400 百万シンガポールドル) | 2028 年 | 247 | — |
| 利率 8.0% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券(2,000 百万米ドル) | 2029 年 | 1,634 | 1,634 |
| 利率 9.625% 永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券(1,750 百万米ドル) | 2029 年 | 1,386 | — |
| | | 10,765 | 10,691 |

27 剰余金

為替換算再評価差額

為替換算再評価差額は、ヘッジ効果考慮後の外国事業に対する純投資の再換算に係る累積損益を表します。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額

その他の包括利益を通じて公正価値で会計処理する金融商品の再評価差額は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する投資の当初認識時からの公正価値の変動を表します。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額は、有効なキャッシュフロー・ヘッジ手段に係る累積損益を表し、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼす時点で損益計算書上の損益に振替えられます。

当グループ自身の信用度に関連する剰余金

当グループ自身の信用度に関連する剰余金は、公正価値で測定する金融負債の当グループ自身の信用度に関連する累積損益を反映しています。当グループ自身の信用度に関連する剰余金の金額は、将来の期間において損益に振替えられることはありません。

その他の剰余金

その他の剰余金は、バークレイズ・グループ企業間の譲渡に関連する合併剰余金、ならびにバークレイズ・バンク・グループが発行し、償還した普通株式および優先株式が含まれています。

| | パークレイズ・バンク・グループ | |
|---------------------------------|------------------|------------------|
| | 2023年 (百万ポンド) | 2022年 (百万ポンド) |
| 為替換算再評価差額 | 3,783 | 4,992 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額 | (1,207) | (1,342) |
| キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額 | (2,895) | (5,557) |
| 当グループ自身の信用度に関連する剰余金 | (240) | 467 |
| その他の剰余金 | 196 | (24) |
| 合計 | (363) | (1,464) |

| | パークレイズ・バンク・ピーエルシー | |
|---------------------------------|-------------------|------------------|
| | 2023年 (百万ポンド) | 2022年 (百万ポンド) |
| 為替換算再評価差額 | 845 | 1,417 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額 | (1,215) | (1,347) |
| キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額 | (2,697) | (5,180) |
| 当グループ自身の信用度に関連する剰余金 | (214) | 486 |
| その他の剰余金 | 72 | 72 |
| 合計 | (3,209) | (4,552) |

従業員給付

本セクションに記載されている注記は、バークレイズ・バンク・グループの従業員の雇用に関する費用とコミットメントに焦点を当てています。

30 年金および退職後給付

年金および退職後給付の会計処理

バークレイズ・バンク・グループは、多数の年金制度および退職後給付制度を運用しています。

確定拠出制度—バークレイズ・バンク・グループは、会計期間に関して支払期限の到来した拠出金を損益計算書に認識しています。貸借対照表日において未払の拠出金はすべて負債に含まれています。

確定給付制度—バークレイズ・バンク・グループは、期末において、各制度の加入者に対する債務から、資産上限テストを適用後の制度資産の公正価値を控除した金額を認識しています。

各制度債務は、予測単位積増方式を用いて算定されます。制度資産は、期末日現在の公正価値で計上されています。

通常の年金費用、確定給付債務または資産純額の利息純額、過去勤務費用、決済または制度への拠出から発生しない年金制度の負債または資産の変動(再測定)は、その他の包括利益に認識されています。再測定には、実績調整(過去の数理計算上の仮定と実際に発生した金額との差額)、数理計算上の仮定の変更の影響、制度資産に係る収益(資産の利息に含まれる金額を除きます)および資産上限制限の影響(制限に係る金利に含まれる金額を除きます)の変動が含まれます。

退職後給付制度—退職した従業員に医療給付を提供する費用は、従業員がバークレイズ・バンク・グループにて勤務した期間にわたり、確定給付年金制度と同様の手法を用いて、財務書類において負債として計上されます。

年金制度

英国退職基金(UKRF)

UKRFはバークレイズ・バンク・グループの主制度であり、バークレイズ・バンク・グループの退職給付債務合計の96%(2022年:96%)を占めています。バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、UKRFの主たる雇用主です。UKRFは2012年10月1日付で新規加入者の受付を中止しており、10のセクションから構成されています。そのうち最も重要な2つは以下の通りです。

- ・アフターワークは、拠出型現金残高確定給付要素および任意の確定拠出要素から構成されます。現金残高要素は毎年計上され、小売物価指数(RPI)の上昇に合わせて(年率5%を上限として)通常退職年齢まで再評価されます。アフターワークに関連してバークレイズ・バンク・グループが負担する主なリスクは限定的ですが、退職前の投資リターンがその給付を提供するのに十分でない場合には追加拠出が必要とされます。
- ・1964年年金制度。1997年7月より前に採用された従業員のほとんどは、2010年3月31日までの勤務に関して、当非拠出型確定給付制度に給付を積み立てていました。年金は、勤務および年金受給対象給与を参照の上、算出されました。2010年4月1日以降、加入者は、アフターワークまたは過去の確定拠出セクションであり将来の拠出は現在中止されている年金投資制度のいずれかにおいて、将来の勤務給付を受給する資格を得ました。バークレイズ・バンク・グループが1964年のセクションに関連して負担するリスクは、最終給与年金制度に特有のものであり、主に投資リターンが予想を下回る、インフレが予想を上回る、また退職者の余命が予想を上回るというものです。

バークレイズ年金貯蓄制度(BPSP)

BPSPは、2012年10月1日以降に英国で新規採用された全従業員に給付を提供する確定拠出制度です。BPSPは、バークレイズ・バンク・グループの確定給付制度と同一の投資リターン、インフレまたは平均寿命リスクは適用されません。加入者の給付は、支払われた拠出金および達成された投資リターンの水準を反映しています。

その他

UKRFおよびBPSP以外にも、バークレイズ・バンク・グループは多数の小規模年金制度、ならびに長期従業員給付制度および退職後医療制度を世界各国で運用しており、中でも最も規模が大きいのは米国確定給付制度と確定拠出制度です。制度の多くにおいて債務を担保するための資産が積み立てられており、これは信託のような別個の法的ビーカーで保有されています。その他は非積立ベースで運用されています。提供された給付、積立アプローチおよび制度の法的基盤は、各地域の環境を反映しています。

ガバナンス

UKRF は信託法に基づいて運用され、信託約款および規則ならびにすべての関連法令に従い、加入者の代理として管理運用されています。受託会社は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの完全子会社である非公開有限会社バークレイズ・ベンション・ファンズ・トラスティーズ・リミテッドです。受託会社は、バークレイズ・バンク・グループの資産とは別に保有されている UKRF の資産の法的所有者です。

受託会社の取締役会は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが選任した 6 名の経営取締役で構成されています。うち 3 名はバークレイズ・バンク・グループと無関係の外部取締役(かつ UKRF の加入者でもない)です。加えて 3 名は適格な現役の加入者、継続加入者または年金受給者から選出された加入者推薦取締役です。

BPSL は、個人年金制度の集合体として運用されるグループ個人年金の取り決めです。各個人年金制度は、従業員と BPSL 提供者(リーガル・アンド・ゼネラル・アシュアランス・ソサエティ・リミテッド)との間の直接契約であり、FCA の規制を受けます。

現地の法令により、年金ガバナンスと同様の原則が、バークレイズ・バンク・グループのその他の年金制度にも適用されます。

認識金額

以下の表には、損益計算書に認識された金額ならびにバークレイズ・バンク・グループのすべての確定給付制度の給付債務および制度資産の分析が含まれます。正味ポジションは、貸借対照表に認識された資産および負債と照合されます。表には、積立型および非積立型の退職後給付が含まれます。確定拠出制度に関する損益計算書上の費用は、注記 28「人件費」の脚注として開示されています。

| 損益計算書の(借方計上)／貸方計上額 | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) | 2021 年 (百万ポンド) |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 当期勤務費用 | 119 | 28 | 58 |
| 金融(収益)／費用純額 | (222) | (122) | (26) |
| 過去勤務費用 | — | 20 | — |
| その他の変動 | (1) | — | 2 |
| 合計 | (104) | (74) | 34 |

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは UKRF の主たる雇用主であり、したがって UKRF に関する制度資産および確定給付債務はバークレイズ・バンク・グループ内で認識されます。バークレイズ・バンク UK ピーエルシーおよびバークレイズ・エグゼキューション・サービス・リミテッドは、UKRF の加入雇用主であり、UKRF の勤務費用の負担分は自己負担しています。下記の当期勤務費用 151 百万ポンドのうち、8 百万ポンドはバークレイズ・バンク UK ピーエルシーに、24 百万ポンドはバークレイズ・エグゼキューション・サービス・リミテッドに関連するものです。当期勤務費用債務の全額は、バークレイズ・バンク・グループにおいて計上されますが、損益計算書上の費用は全加入雇用主に対して計上されます。

貸借対照表の調整

| | 2023年 | | 2022年 | |
|--------------------------|-------------------|-----------------|------------------------------|-----------------|
| | パークレイズ・バンク・グループ合計 | | パークレイズ・バンク・グループ うち、UKRF関連 | |
| | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) |
| 給付債務の期首残高 | (20,801) | (19,990) | (31,834) | (30,859) |
| 当期勤務費用 | (151) | (141) | (209) | (197) |
| 制度負債の利息費用 | (959) | (929) | (725) | (707) |
| 過去勤務費用 | — | — | (20) | (20) |
| 再測定(損失)／利益－金融 | (698) | (683) | 10,995 | 10,734 |
| 再測定利益／(損失)－人口統計 | 311 | 310 | 268 | 270 |
| 再測定(損失)／利益－実績 | (264) | (260) | (521) | (510) |
| 従業員拠出 | (5) | (1) | (4) | — |
| 給付支払額 | 1,115 | 1,075 | 1,339 | 1,299 |
| 為替およびその他の変動 | 32 | 1 | (90) | — |
| 給付債務の期末残高 | (21,420) | (20,618) | (20,801) | (19,990) |
| 制度資産の公正価値の期首残高 | 25,360 | 24,680 | 35,467 | 34,678 |
| 制度資産の利息収益 | 1,181 | 1,155 | 847 | 829 |
| 雇用主拠出 | 54 | 39 | 1,807 | 1,785 |
| 再測定－割引率を(下回る)／上回る制度資産收益率 | (532) | (548) | (11,510) | (11,313) |
| 従業員拠出 | 5 | 1 | 4 | — |
| 給付支払額 | (1,115) | (1,075) | (1,339) | (1,299) |
| 為替およびその他の変動 | (39) | (18) | 84 | — |
| 制度資産の公正価値の期末残高 | 24,914 | 24,234 | 25,360 | 24,680 |
| 超過額純額 | 3,494 | 3,616 | 4,559 | 4,690 |
| 退職給付に係る資産 | 3,667 | 3,616 | 4,743 | 4,690 |
| 退職給付に係る負債 | (173) | — | (184) | — |
| 退職給付に係る資産純額 | 3,494 | 3,616 | 4,559 | 4,690 |

貸借対照表の調整

| | 2023年 | | 2022年 | |
|--------------------------|------------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------|
| | パークレイズ・バンク・ビー エルシー合計 (百万ポンド) | | うち、UKRF 関連 (百万ポンド) | パークレイズ・バンク・ビー エルシー合計 (百万ポンド) |
| | 給付債務の期首残高 | (20,118) | (19,990) | (31,020) |
| 当期勤務費用 | (143) | (141) | (198) | (197) |
| 制度負債の利息費用 | (932) | (929) | (709) | (707) |
| 過去勤務費用 | — | — | (20) | (20) |
| 再測定(損失)／利益－金融 | (676) | (683) | 10,774 | 10,734 |
| 再測定利益／(損失)－人口統計 | 311 | 310 | 268 | 270 |
| 再測定(損失)／利益－実績 | (258) | (260) | (509) | (510) |
| 従業員拠出 | (1) | (1) | — | — |
| 給付支払額 | 1,077 | 1,075 | 1,302 | 1,299 |
| 為替およびその他の変動 | 8 | 1 | (6) | — |
| 給付債務の期末残高 | (20,732) | (20,618) | (20,118) | (19,990) |
| 制度資産の公正価値の期首残高 | 24,733 | 24,680 | 34,741 | 34,678 |
| 制度資産の利息収益 | 1,156 | 1,155 | 830 | 829 |
| 雇用主拠出 | 40 | 39 | 1,788 | 1,785 |
| 再測定－割引率を(下回る)／上回る制度資産収益率 | (551) | (548) | (11,325) | (11,313) |
| 従業員拠出 | 1 | 1 | — | — |
| 給付支払額 | (1,077) | (1,075) | (1,302) | (1,299) |
| 為替およびその他の変動 | (20) | (18) | 1 | — |
| 制度資産の公正価値の期末残高 | 24,282 | 24,234 | 24,733 | 24,680 |
| 超過額純額 | 3,550 | 3,616 | 4,615 | 4,690 |
| 退職給付に係る資産 | 3,621 | 3,616 | 4,695 | 4,690 |
| 退職給付に係る負債 | (71) | — | (80) | — |
| 退職給付に係る資産純額 | 3,550 | 3,616 | 4,615 | 4,690 |

バークレイズ・バンク・グループの給付債務には、海外年金に関する 694 百万ポンド(2022 年:690 百万ポンド)、その他の退職後給付に関する 108 百万ポンド(2022 年:121 百万ポンド)が含まれています。

2023 年 12 月 31 日現在、UKRF の制度資産は、IAS 第 19 号に基づく債務に対して 3,616 百万ポンド(2022 年:4,690 百万ポンド)の積立超過でした。当年度の UKRF の積立超過額の減少は、社債利回りの低下と資産が割引率を下回ったことに起因していました。

UKRF の確定給付債務に反映されている給付支払の加重平均期間は 12 年(2022 年:13 年)です。現在までに約束された UKRF の予想給付は、50 年超にわたって支払われると予測されていますが、給付の 30% は今後 10 年間に、35% は 11 年から 20 年の間に、20% は 21 年から 30 年の間に支払われると予想されています。残りの給付は 30 年より後に支払われると見込まれています。

支払われた UKRF 給付 1,075 百万ポンド(2022 年:1,299 百万ポンド)のうち、122 百万ポンド(2022 年:390 百万ポンド)がファンドからの振替に関するものでした。

制度資産が債務を上回る場合、資産は、将来の拠出休日または拠出金の払戻しの現在価値を上限(資産上限)として認識されます。UKRF の場合、償還等特定の状況において資産上限は適用されず、バークレイズ・バンク・グループは超過額を回収可能であると見込んでいます。同様に、将来の最低積立要件に関する債務は認識されていません。受託会社は、給付増額の実質的な権利は有しておらず、また、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの解散またはバークレイズ・バンク・ピーエルシーによる拠出の終了を除き、制度の清算権も有していません。資産上限額のその他の制度に対する適用、および将来の最低積立要件に関する追加債務の認識については、個々の制度ベースで検討されます。

重要な会計上の見積りおよび判断

制度の債務の数理評価は、一連の仮定に依拠しています。以下は、UKRF に採用された主要な財務上および人口統計上の仮定の概要です。

| UKRF の主要な財務上の仮定 | 2023 年 | 2022 年 |
|-----------------|--------|--------|
| | 年率(%) | 年率(%) |
| 割引率 | 4.49 | 4.80 |
| インフレ率(RPI) | 3.17 | 3.21 |

2023 年の UKRF の割引率の仮定は、WTW RATE リンク・モデルに基づいています。2023 年の RPI インフレ率の仮定は、イングランド銀行のインプライド・インフレ曲線を参照して設定されています。インフレの仮定には、インフレリスク・プレミアムに対する引当金として 20 ベーシス・ポイントの控除が織り込まれています。割引率およびインフレの仮定を算出するために用いられた手法は、前年度末に用いられた方法と同一です。

UKRF の退職後死亡率の仮定は、UKRF の過去の退職後死亡率に関する 2022 年の分析から導出された最善の見積りに基づき、公表された死亡率調査による直近の証拠を考慮して算定されています。継続死亡率調査局が公表した 2022 年コア予測モデルに基づき、将来の死亡率改善が年率 1.25%(2022 年:年率 1.25%)であるという長期傾向を前提に、将来の死亡率改善に対する引当金が設定されています。以下の表は、UKRF 加入者の 60 歳における予測平均余命について過去 3 年間の変動を示しています。

| 予測平均余命 | 2023 年 | 2022 年 | 2021 年 |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|
| | 年率(%) | 年率(%) | 年率(%) |
| 現在の年金受給者の 60 歳における平均余命(年) | | | |
| －男性 | 26.5 | 26.8 | 27.3 |
| －女性 | 29.3 | 29.5 | 29.6 |
| 現在 40 歳の将来の年金受給者の 60 歳における平均余命(年) | | | |
| －男性 | 28.0 | 28.3 | 29.1 |
| －女性 | 30.7 | 31.0 | 31.4 |

2020 年および 2022 年の取引を通じて、現在の年金受給者の長寿リスクの約 4 分の 3 に再保険が付されて、この取引は、年金が予想よりも長く支払われる場合には UKRF に収益をもたらします。この契約は UKRF の投資ポートフォリオの一部です。

数理計算上の仮定に対する感応度分析

感応度分析は、UKRF の負債については下表に示される修正された仮定を用いて評価し、また残りの仮定は上表で開示したものと同一のものを用いて計算されています。ただし、インフレ感応度に関しては、予測インフレに依拠するその他の仮定もそれに応じて修正されています。示されている数値は、再計算さ

れた負債の数値と、上記の貸借対照表調整表に記載されている数値との差です。主要な仮定に対する確定給付債務の感応度を示すこれらの変動の選択は、そのような変動が生じる確率についてバークレイズ・バンク・グループが具体的な見解を示すものではありません。

主要な仮定の変更

| | 2023 年 | 2022 年 |
|---------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | UKRF 確定給付債務の (減少)／増加 (億ポンド) | UKRF 确定給付債務の (減少)／増加 (億ポンド) |
| 割引率 | | |
| 年率 0.5% の増加 | (12) | (11) |
| 年率 0.25% の増加 | (6) | (6) |
| 年率 0.25% の減少 | 6 | 6 |
| 年率 0.5% の減少 | 13 | 12 |
| 予測 RPI | | |
| 年率 0.5% の増加 | 8 | 8 |
| 年率 0.25% の増加 | 4 | 4 |
| 年率 0.25% の減少 | (4) | (4) |
| 年率 0.5% の減少 | (8) | (8) |
| 60 歳における平均余命 | | |
| 1 年間の増加 | 6 | 6 |
| 1 年間の減少 | (6) | (5) |
| 資産 | | |

UKRF は、株式、債券、不動産およびその他の適切な資産を組み合わせた資産配分により、長期的な投資戦略を策定しています。これは、異なる資産クラスは異なる長期リターンを生み出す可能性が高く、また一部の資産クラスはその他の資産クラスよりもボラティリティが高い場合があることを認識しています。長期投資戦略では、特に投資の適切な分散が保証されています。

制度資産の価額および制度資産合計に占める割合は、次の通りです。

制度資産の分析

| | バークレイズ・バンク・グループ合計 | | | | うち、UKRF 關連 | | 制度資産の公 正価値合計に 占める割合 (%) | |
|---------------------------|-------------------|--------------------------------|---------------------|-------------------|----------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|--------------|
| | 取引相場あり | | 取引相場なし ^a | | 制度資産の公 正価値合計に 占める割合 (%) | 取引相場あり | 取引相場なし ^a | |
| | 取引相場あり (百万ポンド) | 取引相場なし ^a (百万ポンド) | 価額 (百万ポンド) | 取引相場あり (百万ポンド) | | 取引相場なし ^a (百万ポンド) | 価額 (百万ポンド) | |
| 2023 年 12 月 31 日現在 | | | | | | | | |
| 株式 | 116 | — | 116 | 0.5 | — | — | — | — |
| プライベート・エクイティ | — | 2,259 | 2,259 | 9.1 | — | 2,259 | 2,259 | 9.3 |
| 債券－固定利付国債 | 1,544 | — | 1,544 | 6.2 | 1,289 | — | 1,289 | 5.3 |
| 債券－指数連動国債 | 9,400 | — | 9,400 | 37.7 | 9,383 | — | 9,383 | 38.8 |
| 債券－社債およびその他 | 6,014 | 1,237 | 7,251 | 29.1 | 5,818 | 1,237 | 7,055 | 29.1 |
| 不動産 | 17 | 1,197 | 1,214 | 4.9 | — | 1,197 | 1,197 | 4.9 |
| インフラ | 814 | 720 | 1,534 | 6.2 | 814 | 720 | 1,534 | 6.3 |
| ヘッジファンド | 11 | 1,309 | 1,320 | 5.3 | — | 1,309 | 1,309 | 5.4 |
| デリバティブ | 25 | (1,584) | (1,559) | (6.3) | 25 | (1,584) | (1,559) | (6.4) |
| 長寿再保険契約 | — | (131) | (131) | (0.5) | — | (131) | (131) | (0.5) |
| 現金および流動資産 ^b | (1,134) | 3,036 | 1,902 | 7.6 | (1,143) | 3,036 | 1,893 | 7.8 |
| 合同投資ファンド | 12 | — | 12 | — | — | — | — | — |
| その他 | 5 | 47 | 52 | 0.2 | — | 5 | 5 | — |
| 制度資産の公正価値 | 16,824 | 8,090 | 24,914 | 100.0 | 16,186 | 8,048 | 24,234 | 100.0 |
| 2022 年 12 月 31 日現在 | | | | | | | | |
| 株式 | 113 | — | 113 | 0.5 | — | — | — | 0.0 |
| プライベート・エクイティ | — | 2,734 | 2,734 | 10.8 | — | 2,734 | 2,734 | 11.1 |
| 債券－固定利付国債 | 1,353 | — | 1,353 | 5.3 | 1,098 | — | 1,098 | 4.4 |
| 債券－指数連動国債 | 9,847 | — | 9,847 | 38.9 | 9,829 | — | 9,829 | 39.9 |
| 債券－社債およびその他 | 5,884 | 1,551 | 7,435 | 29.3 | 5,690 | 1,551 | 7,241 | 29.3 |
| 不動産 | 13 | 1,310 | 1,323 | 5.2 | — | 1,310 | 1,310 | 5.3 |
| インフラ | 793 | 790 | 1,583 | 6.2 | 793 | 790 | 1,583 | 6.4 |
| ヘッジファンド | 11 | 1,362 | 1,373 | 5.4 | — | 1,362 | 1,362 | 5.5 |
| デリバティブ | (20) | (1,837) | (1,857) | (7.3) | (20) | (1,837) | (1,857) | (7.5) |
| 長寿再保険契約 | — | (123) | (123) | (0.5) | — | (123) | (123) | (0.5) |
| 現金および流動資産 ^b | (1,776) | 3,286 | 1,510 | 6.0 | (1,789) | 3,286 | 1,497 | 6.1 |
| 合同投資ファンド | 11 | — | 11 | — | — | — | — | — |
| その他 | 7 | 51 | 58 | 0.2 | — | 6 | 6 | — |
| 制度資産の公正価値 | 16,236 | 9,124 | 25,360 | 100.0 | 15,601 | 9,079 | 24,680 | 100.0 |

制度資産の分析

| | パークレイズ・バンク・ピーエルシー合計 | | | | うち、UKRF 関連 | | | |
|---------------------------|---------------------|--------------|---------------------|--------------|-------------------|--------------|-------------------|--------------|
| | 取引相場あり | | 取引相場なし ^a | | 制度資産の公正価値合計に占める割合 | | 制度資産の公正価値合計に占める割合 | |
| | 価額 | (百万ポンド) | 価額 | (百万ポンド) | (%) | 価額 | (百万ポンド) | (%) |
| 2023 年 12 月 31 日現在 | | | | | | | | |
| 株式 | 12 | — | 12 | — | — | — | — | — |
| プライベート・エクイティ | — | 2,259 | 2,259 | 9.3 | — | 2,259 | 2,259 | 9.3 |
| 債券－固定利付国債 | 1,299 | — | 1,299 | 5.4 | 1,289 | — | 1,289 | 5.3 |
| 債券－指数連動国債 | 9,391 | — | 9,391 | 38.7 | 9,383 | — | 9,383 | 38.8 |
| 債券－社債およびその他 | 5,821 | 1,237 | 7,058 | 29.1 | 5,818 | 1,237 | 7,055 | 29.1 |
| 不動産 | — | 1,198 | 1,198 | 4.9 | — | 1,197 | 1,197 | 4.9 |
| インフラ | 814 | 720 | 1,534 | 6.3 | 814 | 720 | 1,534 | 6.3 |
| ヘッジファンド | — | 1,309 | 1,309 | 5.4 | — | 1,309 | 1,309 | 5.4 |
| デリバティブ | 25 | (1,584) | (1,559) | (6.4) | 25 | (1,584) | (1,559) | (6.4) |
| 長寿再保険契約 | — | (131) | (131) | (0.5) | — | (131) | (131) | (0.5) |
| 現金および流動資産 ^b | (1,143) | 3,036 | 1,893 | 7.8 | (1,143) | 3,036 | 1,893 | 7.8 |
| 合同投資ファンド | 9 | — | 9 | — | — | — | — | — |
| その他 | — | 10 | 10 | — | — | 5 | 5 | — |
| 制度資産の公正価値 | 16,228 | 8,054 | 24,282 | 100.0 | 16,186 | 8,048 | 24,234 | 100.0 |
| 2022 年 12 月 31 日現在 | | | | | | | | |
| 株式 | 8 | — | 8 | — | — | — | — | — |
| プライベート・エクイティ | — | 2,734 | 2,734 | 11.1 | — | 2,734 | 2,734 | 11.1 |
| 債券－固定利付国債 | 1,106 | — | 1,106 | 4.5 | 1,098 | — | 1,098 | 4.4 |
| 債券－指数連動国債 | 9,840 | — | 9,840 | 39.7 | 9,829 | — | 9,829 | 39.9 |
| 債券－社債およびその他 | 5,697 | 1,551 | 7,248 | 29.3 | 5,690 | 1,551 | 7,241 | 29.3 |
| 不動産 | — | 1,312 | 1,312 | 5.3 | — | 1,310 | 1,310 | 5.3 |
| インフラ | 793 | 790 | 1,583 | 6.4 | 793 | 790 | 1,583 | 6.4 |
| ヘッジファンド | — | 1,362 | 1,362 | 5.5 | — | 1,362 | 1,362 | 5.5 |
| デリバティブ | (20) | (1,837) | (1,857) | (7.5) | (20) | (1,837) | (1,857) | (7.5) |
| 長寿再保険契約 | — | (123) | (123) | (0.5) | — | (123) | (123) | (0.5) |
| 現金および流動資産 ^b | (1,788) | 3,286 | 1,498 | 6.1 | (1,789) | 3,286 | 1,497 | 6.1 |
| 合同投資ファンド | 3 | — | 3 | — | — | — | — | — |
| その他 | — | 19 | 19 | 0.1 | — | 6 | 6 | — |
| 制度資産の公正価値 | 15,639 | 9,094 | 24,733 | 100.0 | 15,601 | 9,079 | 24,680 | 100.0 |

脚注

- a 取引相場のない資産の評価は、基礎商品の運用者または適格な独立評価者から提供されています。相場のない資産の一部、特にプライベート・エクイティの評価は、公表時点で入手可能な最新の評価である 2023 年 9 月 30 日現在の評価に基づいており、キャッシュフローによって調整されています。すべての評価は、関連する業界のガイドラインに準拠して決定されています。バークレイズ・バンク・グループは、UKRF 全体の資産規模から見て、これらの評価額が公正価値と大きく異なることはないと考えています。
- b UKRF の現金および流動資産の内訳は、現金 354 百万ポンド(2022 年: 521 百万ポンド)、債権／債務 91 百万ポンド(2022 年: 80 百万ポンド)、合同キャッシュ・ファンド 3,036 百万ポンド(2022 年: 3,286 百万ポンド)、およびレポ取引(1,588)百万ポンド(2022 年: (2,390)百万ポンド)です。

UKRF 制度資産の公正価値には、バークレイズ・ピーエルシーの株式に関連するゼロポンド(2022 年: ゼロポンド)およびバークレイズ・ピーエルシーまたはバークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した債券に関連するゼロポンド(2022 年: ゼロポンド)が含まれています。また UKRF は、バークレイズ・ピーエルシーが発行する株式または債券を保有する可能性のある合同投資ビーカーに投資しています。

2023 年に、受託会社は最新の負債と市場の仮定を反映させるため、投資戦略の見直しを行いました。受託会社は、既存のリスク削減計画を継続し、投資戦略に根本的な変更を加えないことに同意しました。

2023 年 12 月 31 日現在、UKRF 資産の 39% は、主に英國債および金利スワップやインフレ・スワップからなる負債重視の投資戦略に投資されています。これらのスワップは、資産と負債をよりうまくマッチングさせるために用いられます。スワップは、制度の負債に対するインフレ・リスクおよびデュレーション・リスクを軽減するために用いられます。

UKRF は必要に応じて、資産を負債とより密接にマッチングさせるため、または望ましいエクスポージャーもしくはリターンを達成するために、デリバティブ商品を使用しています。表示された資産価額は、UKRF が保有している資産を反映しており、デリバティブの保有は公正価値ベースで反映されています。UKRF は、受託会社の負債のヘッジ目的達成のために、レポ取引およびリバース・レポ取引を利用しています。投資運用会社は、効率的なポートフォリオ管理を目的として英國債を追加購入する資金を調達する目的で UKRF の既存の英國債の保有高に係るレポ取引を、また資金提供の目的で英國債を受取り、手数料を支払うリバース・レポ取引を行うことができます。

UKRF は包括的で頑健な流動性の枠組みを設けています。流動性の枠組みの目的は、年金やその他の流動性の流出が適時に支払われ、戦略的資産配分の目標を達成するために十分な流動性と担保が維持され、強制的な売却や戦略的資産配分の変更なしに、すべての流動性流出／担保ニーズがカバーされるようにすることです。

UKRF は、現在の年金受給者の負債の 75% をカバーする 2 つの長寿再保険契約を保有しています。これらの契約は、年金が予想よりも長く支払われる場合には UKRF に収益をもたらします。2023 年 12 月 31 日現在、契約の合計額は(131)百万ポンド(2022 年: (123)百万ポンド)でした。マイナスの価値は、再保険市場、人口統計上の仮定およびリスク・プレミアムの UKRF による契約締結以降の変動の影響の見積りを反映しています。

責任ある投資および気候リスクに対する UKRF の受託会社のアプローチに関する情報については、UKRF の受託会社のウェブサイト (<https://epa.towerswatson.com/accounts/barclays/public/barclays-bank-responsible-investment-policy/>) をご参照ください。

3 年毎の評価

2023 年 9 月 30 日現在の UKRF の年次の積立の最新情報によると、2022 年 9 月 30 日現在の 3 年毎の数理評価では 19.7 億ポンドの積立超過であったのに対し、20.3 億ポンドの積立超過でした。この改善は主に、資産収益率が負債の変動を上回ったことによるものでした。

積立の仮定と会計上の仮定の主な相違は、割引率を設定する際のアプローチが異なること、また積立ではより保守的な余命の仮定が用いられていることです。

2022 年の 3 年毎の評価の一環として、受託会社とバークレイズ・バンク・ピーエルシーは、IAS 第 19 号または積立基準よりも慎重な基準で年 1 回の十分性テストを行うことに合意しました。UKRF の積立がこの基準で十分な場合、将来のアフターワークの積立を目的とした UKRF への通常の雇用主拠出は、翌暦年には不要になります。テストは 2025 年の 3 年毎の評価の際に見直されます。2023 年 9 月にこのテストをパスしたため、2024 年は通常の雇用主拠出は不要となります。

次回の 2025 年 9 月 30 日付の UKRF の積立評価は、2026 年に完了予定です。

合意済かつ実施中のその他の支援策

担保—バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、UKRF の受託会社と、積立不足の少なくとも 100%をカバーする担保を提供し(ただし全体の上限を 90 億ポンドとします)、UKRF の積立不足に対する補償を提供することで合意しました。担保プールは、積立超過のポジションを反映して、現在ゼロです。本合意により、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが積立不足を削減するために必要な拠出金を UKRF に支払わない場合、またはバークレイズ・バンク・ピーエルシーが債務超過に陥った場合、UKRF の受託会社は、資産プールへの専用アクセスが可能となります。

加入—2000 年金融サービス市場法(銀行改革)(年金)規則 2016 に基づき認められている通り、バークレイズ・バンク UK ピーエルシーは UKRF の加入雇用主であり、参加証書に定められているように 2025 年 9 月までの移行段階において引き続き加入雇用主とされます。この期間中にバークレイズ・バンク・ピーエルシーの債務超過が発生した場合は、バークレイズ・バンク UK ピーエルシーが UKRF の主たる雇用主となる条項が定められています。バークレイズ・バンク・ピーエルシーのセクション 75 の債務は、債務超過時に発生します(債務は、上記の担保の UKRF への支払を引当後の金額として計算されます)。

UKRF に関して支払われた確定給付拠出は以下の通りです。

| 拠出金の支払額 | | (百万ポンド) |
|---------|--|---------|
| 2023 年 | | 39 |
| 2022 年 | | 1,785 |
| 2021 年 | | 955 |

2023 年に UKRF を脱退した加入雇用主がいなかたため、バークレイズ・バンク・グループの拠出金にはセクション 75 の拠出金ゼロポンド(2022 年:ゼロポンド)が含まれていました。

バークレイズ・バンク・グループによる 2024 年の確定給付に関する UKRF への予想拠出額は、4 百万ポンドです。また、2024 年の英国確定拠出制度への予想拠出額は、UKRF に対して 6 百万ポンド、BPSP に対して 59 百万ポンドです。

その他の開示事項

本セクションに記載されている注記は、関連当事者取引、監査報酬、バークレイズ・バンク・ピーエルシー(親会社)に関する開示、取締役の報酬に関する開示に焦点を当てています。関連当事者には、子会社、関連会社、合弁企業および主要な経営幹部が含まれます。

36 関連当事者取引および取締役の報酬

関連当事者取引

ある当事者が別の当事者を支配する能力がある場合、あるいは財務上または経営上の意思決定の際に別の当事者に対し重要な影響力行使する能力がある場合、もしくはある別の当事者が両者を支配する場合、当該当事者は関連当事者に該当するとみなされます。

親会社

親会社かつ最終親会社はバークレイズ・ピーエルシーであり、バークレイズ・バンク・ピーエルシー発行済普通株式の 100%を保有しています。当社の経営成績が連結される最大のグループは、バークレイズ・バンク・ピーエルシー(ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1)が率いています。バークレイズ・ピーエルシー・グループの連結財務書類は公表されており、バークレイズ・コーポレート事務局(ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1)から入手可能です。

子会社

バークレイズ・バンク・ピーエルシーとその子会社の間の取引も、関連当事者取引の定義を満たしています。連結により相殺消去される場合、これらの取引はバークレイズ・バンク・グループの財務書類には開示されません。バークレイズ・バンク・グループの主要子会社のリストは、英語原文の注記 31 に記載されています。

兄弟会社

バークレイズ・バンク・グループと親会社のその他の子会社との間の取引も、関連当事者取引の定義を満たしています。

その他の事業体

バークレイズ・バンク・グループは、バークレイズ・バンク・グループの年金基金(主に英国退職基金)およびその他の事業体に対して、貸付、当座貸越、有利息および無利息の預金および当座預金を提供するバンキング・サービスならびにその他の業務を提供しています。バークレイズ・バンク・グループ企業も、バークレイズ・バンク・グループ年金制度に対して、投資運用および証券保管サービスを提供しています。これらの取引はすべて、第三者間取引と同じ条件で行われています。バークレイズ・バンク・グループの関連会社および共同支配企業に対する投資についての財務情報の概要は、英語原文の注記 33 に記載されています。

バークレイズ・バンク・グループの財務書類全体に含まれている金額を関連当事者事業体の分類別に示すと以下の通りです。

| | 親会社 (百万ポンド) | 兄弟会社 (百万ポンド) | 年金基金 (百万ポンド) | その他の関連当事者 (百万ポンド) |
|--------------------------------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| 2023 年 12 月 31 日終了事業年度および同日現在 | | | | |
| 収益合計 | (1,712) | 164 | 1 | 52 |
| 営業費用 | (89) | (4,157) | (1) | — |
| 資産合計 | 1,338 | 7,710 | — | 1,254 |
| 負債合計 | 37,862 | 7,483 | 144 | 154 |
| 2022 年 12 月 31 日終了事業年度および同日現在 | | | | |
| 収益合計 | (751) | 199 | 3 | (2) |
| 営業費用 | (69) | (3,459) | (1) | — |
| 資産合計 | 1,575 | 9,056 | 3 | — |
| 負債合計 | 40,827 | 6,668 | 166 | 407 |
| 2021 年 12 月 31 日終了事業年度および同日現在 | | | | |
| 収益合計 | (611) | 20 | 3 | — |
| 営業費用 | (64) | (3,195) | (1) | — |

負債合計には、年金基金の代理として取引を行ったデリバティブ 77 百万ポンド(2022 年:110 百万ポンド)が含まれています。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーの財務書類全体に含まれている金額を関連当事者事業体の分類別に示すと以下の通りです。

| | 親会社 (百万ポンド) | 子会社 (百万ポンド) | 兄弟会社 (百万ポンド) | 年金基金 (百万ポンド) | その他の関連当事者 (百万ポンド) |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| 2023 年 12 月 31 日現在 | | | | | |
| 資産合計 | 1,338 | 345,289 | 4,749 | — | 1,254 |
| 負債合計 | 37,655 | 241,323 | 7,152 | 143 | 154 |
| 2022 年 12 月 31 日現在 | | | | | |
| 資産合計 | 1,575 | 279,031 | 5,914 | — | — |
| 負債合計 | 40,419 | 195,131 | 6,389 | 162 | 407 |

通常の実務として、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは子会社に対して、子会社が債務を履行し、健全な状態を維持できるようにするという観点から、出資およびファシリティのコミットメントを含め、保証、補償、信用状およびコミットメントの形で適宜、支援を行っています。バークレイズ・ピーエルシーに支払われた配当金については、英語原文の注記 10 をご参照ください。

主要な経営幹部

主要な経営幹部は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの活動の計画、指揮および管理において(直接的または間接的に)権限および責任を有する人物と定義されており、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの取締役および役員、最高責任者の直属の部下ならびに主要事業部門および機能の各統括者で構成されています。

バークレイズ・バンク・グループは主要な経営幹部およびその関係者に対してバンキング・サービスを提供しています。当年度における取引および残高は、以下の通りでした。

貸付金残高

| | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) |
|---------------------------|-------------------|-------------------|
| 1月 1 日現在 | | |
| 当年度に実行した貸付金 ^a | 11.1 | 0.1 |
| 当年度に返済された貸付金 ^b | (0.3) | 0.1 |
| 12 月 31 日現在 | 10.8 | — |

脚注

a 現在の主要な経営幹部に対して実行された貸付金および新規に任命された主要な経営幹部に対して実行された新規貸付金または貸付金残高を含みます。

b 現在の主要な経営幹部より返済された貸付金および退任した主要な経営幹部に対する貸付金を含みます。

主要な経営幹部(またはその関係者)に対する貸付金に関して認識された減損引当金はありませんでした。

預り金残高

| | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) |
|--------------------------|-------------------|-------------------|
| 1月 1 日現在 | | |
| 当年度に受取った預り金 ^a | 2.0 | 2.1 |
| 当年度に払戻した預り金 ^b | 32.7 | 9.4 |
| 12 月 31 日現在 | (27.2) | (9.5) |
| | 7.5 | 2.0 |

脚注

a 現在の主要な経営幹部より受取った預り金および新規に任命された主要な経営幹部より受取った新規預り金または預り金残高を含みます。

b 現在の主要な経営幹部より払戻された預り金および退任した主要な経営幹部の預り金を含みます。

未実行コミットメント合計

未実行コミットメント合計とは、主要な経営幹部に提供されたクレジットカードおよび／または当座借越枠の未実行額の合計です。2023 年 12 月 31 日現在の未実行コミットメント合計は、0.1 百万ポンド(2022 年:0.1 百万ポンド)でした。

主要な経営幹部(およびその関係者)に対するすべての貸付金は、通常の事業活動において実行され、金利および担保を含め、同時期に他者に提供された比較可能な取引と実質的に同条件であり、通常を上回る回収可能性リスクを伴っておらず、またはその他の不利な特徴を示していません。

主要な経営幹部の報酬

下記の主要な経営幹部に対する報酬合計は、給与、短期給付および当年度に受領した年金拠出金、ならびに当年度に関連する直近の報酬額の決定の一環として付与された報奨を表しています。損益計算書に認識された費用は、当年度の会計上の費用を反映しており、営業費用に含まれています。付与された価値と損益計算書に認識された費用との差額は、主に繰延報奨費用の認識に関連しています。数値は、各個人が主要な経営幹部の定義を満たした期間について提供されています。

| | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) | 2021 年 (百万ポンド) |
|-----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 給与およびその他の短期給付 | 46.1 | 44.2 | 35.2 |
| 年金費用 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |
| その他の長期給付 | 10.8 | 12.1 | 8.5 |
| 株式報酬 | 16.3 | 16.5 | 13.2 |
| 報酬に係る雇用主の社会保険料 | 8.2 | 7.5 | 6.0 |
| 会計上認識された費用 | 81.6 | 80.5 | 63.1 |
| 報酬に係る雇用主の社会保険料 | (8.2) | (7.5) | (6.0) |
| その他の長期給付－付与された報奨と認識された費用の差額 | 2.1 | 0.1 | 3.3 |
| 株式報酬－付与された報奨と認識された費用の差額 | 4.5 | 4.2 | 6.1 |
| 報酬合計 | 80.0 | 77.3 | 66.5 |

2006 年会社法によって求められている開示

2006 年会社法に従って表示されたバークレイズ・バンク・ピーエルシーの取締役会に関する情報は以下の通りです。

| | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) | 2021 年 (百万ポンド) |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 報酬総額 ^a | 7.2 | 7.1 | 6.3 |
| LTIP に基づく支払額 ^b | — | 0.4 | 1.2 |
| | 7.2 | 7.5 | 7.5 |

脚注

- a 報酬総額には、2023 年度に関して支払われた金額が含まれています。また、2023 年度の繰延株式報奨の付与額合計 1.5 百万ポンド(2022 年: 2.3 百万ポンド、2021 年: 1.4 百万ポンド)は取締役に対して提供されますが、権利確定は一定の条件を満たした場合に限られます。
- b 2023 年度の「LTIP に基づく支払額」に表示されている上記の金額は、2023 年度に取締役に対して行われた LTIP 報奨に関するものです。この報奨より発行された配当株式は除きます(該当する場合)。

取締役のために確定拠出制度に支払われた年金拠出金はありませんでした(2022 年: ゼロポンド、2021 年: ゼロポンド)。確定拠出制度に対する名目上の年金拠出金はありませんでした。

2023 年 12 月 31 日現在、確定給付制度に基づく給付が生じている取締役はいませんでした(2022 年: なし、2021 年: なし)。

事務所の閉鎖に伴い退職する役員に支払われる報酬の総額は 30,519 ポンド(2022 年: 2,253,304 ポンド、2021 年: 426,139 ポンド)でした。

上表の金額のうち、適格サービスについて最高額が支払われた取締役に関する金額は以下の通りです。

| | 2023 年 (百万ポンド) | 2022 年 (百万ポンド) | 2021 年 (百万ポンド) |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 報酬総額 ^a | 3.6 | 3.6 | 2.1 |
| LTIP に基づく支払額 | — | — | 0.7 |
| | 3.6 | 3.6 | 2.8 |

脚注

- a 報酬総額には、2023 年度に関して支払われた金額が含まれています。また、2023 年度の繰延株式報奨の付与額 1 百万ポンド(2022 年: 1.5 百万ポンド、2021 年: ゼロポンド)は最高額が支払われた取締役に対するものですが、権利確定は一定の条件を満たした場合に限られます。

最高額が支払われた取締役に代わり確定拠出制度に支払われた実際の年金拠出金はありませんでした(2022 年: ゼロポンド、2021 年: ゼロポンド)。確定拠出制度に対する名目上の年金拠出金はありませんでした(2022 年: ゼロポンド、2021 年: ゼロポンド)。

取締役に対する貸付金および取締役を代理する保証

2006年会社法第413条に準拠して、当年度に取締役だった者に対して2023年度に提供された貸付金の合計額は0.1百万ポンド(2022年:ゼロポンド)でした。2023年度において取締役の代理として締結された保証の総額はゼロポンド(2022年:ゼロポンド)でした。

37 事業の処分

2023 年度には事業の処分はありませんでした。2022 年度において、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、子会社であるキャプトン・インベストメンツ・リミテッドおよびホーキンスの直接所有持分をローダー・インベストメント No 1 リミテッドおよびローダー・インベストメント No 2 リミテッドに売却し、それぞれ 43 百万ポンドおよび 75 百万ポンドの利益を計上しました。

2021 年度において、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・インシュアランス・ガーンジー・ピーシーシーへの投資を、65 百万ポンドの公正価値で、バークレイズ・ピーエルシー・グループの兄弟会社であるバークレイズ・プリンシパル・インベストメンツ・リミテッドに売却しました。バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、この取引に関して、50 百万ポンドの売却益を計上しました。バークレイズ・バンク・グループは、10 百万ポンドの売却損を計上しました。

2021 年度において、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーのモナコ支店が使用する敷地へのリースを保有する SPV への投資を 52 百万ポンドの対価で売却しました。バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、49 百万ポンドの利益を計上しました。バークレイズ・バンク・グループは、この取引をセール・アンド・リースバックとして取り扱い、33 百万ポンドの売却益をその他の収益に計上しました。

2021 年度において、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは現金対価と引き換えに、貸付金(償却原価ベース)49 百万ポンドをバークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーに移管しました。バークレイズ・バンク・ピーエルシーはまた、デリバティブ金融資産 5,886 百万ポンドおよびデリバティブ金融負債 4,523 百万ポンドをバークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーに移管しました。同時に、移管するポジションに係るリスクをヘッジするため、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは新規のデリバティブ契約をバークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーと締結しました。このため、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの貸借対照表への正味の影響はありませんでした。

注

本報告書中の「バークレイズ・バンク・グループ」は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では 2023 年 12 月 31 日終了事業年度の数値と 2022 年 12 月 31 日に終了した 12 カ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では 2023 年 12 月 31 日現在の数値と 2022 年 12 月 31 日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドル、ならびに英語原文の「€m」および「€bn」はそれぞれ百万ユーロおよび十億ユーロを表します。モデルに基づく、あるいは継続的な調整や修正の対象となる減損の計算等、判断を要する主要な分野がいくつかあります。報告数値は、特定の時点の最善の見積りおよび判断を反映したものです。

本報告書で使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、「Glossary」で説明しており、home.barclays/investor-relations/reports-and-events からご確認いただけます。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかに米国証券取引所(SEC)に様式 20-F として提出されます。SEC への提出後、様式 20-F のコピーはバークレイズのインベスター・リレーションズのウェブサイト home.barclays/annualreport および SEC のウェブサイト www.sec.gov からも入手可能となります。バークレイズ・バンク・グループは債券発行市場において頻繁に債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、バークレイズ・バンク・グループは、次の半期においても全世界の投資家の皆様とバークレイズ・バンク・グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

将来に関する記述

本報告書には、1934年米国証券取引所法第21E条(改正)および1933年米国証券法第27A条(改正)の意義の範囲内における、バークレイズ・バンク・グループの将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績もしくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性がありますので、読者の皆様はご注意ください。将来に関する記述は、過去または現在の事実のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「可能性がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「予期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「見積もる」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することがあります。本報告書に関連して、将来に関する記述は文書による場合もあれば、バークレイズ・バンク・グループの取締役、役員および従業員が口頭で行う場合もあります(経営陣によるプレゼンテーションを含みます)。将来に関する記述の例としては、特に、バークレイズ・バンク・グループの将来の財政状態、事業戦略、収益水準、費用、資産負債、減損費用、引当金、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、資本分配(配当政策および株式買戻しを含みます)、有形自己資本利益率、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、業界の動向、コミットメントおよび目標(環境・社会・ガバナンス(ESG)のコミットメントおよび目標を含みます)、将来の業務に関する計画および目標、過去または現在の事実ではない他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものです。将来に関する記述は、法律、規制、政府および規制当局の方針、期待および行動、自主行動規範およびそれに関連する解釈指針の変更、IFRS やその他の会計基準の改定(その解釈および適用に関する実務を含みます)、ESG 報告基準の出現および進展、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果、政府およびその他の利害関係者とともに気候変動の影響を効果的に測定、管理および緩和するバークレイズ・バンク・グループの能力、バークレイズ・バンク・グループが管理できない環境、社会、地政学的リスクや事件、パンデミックおよび同様の事象、銀行および金融サービス業界の競争の影響、過去、現在および将来の期間に適用される自己資本、流動性、レバレッジおよびその他の規制上の規則および要件、英国、米国、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および景気(インフレを含みます)、クレジットおよび資本市場におけるボラティリティ、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、指標金利および指数の改革、資産評価額の上昇または下落、バークレイズ・バンク・グループ内の事業体または当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、カウンターパーティ・リスクの変動、顧客行動の変化、ウクライナおよび中東における紛争がヨーロッパや世界のマクロ経済状況、政治的安定および金融市場に及ぼす直接的および間接的影響、政治選挙、英国の欧州連合(EU)との関係の進展、バークレイズ・バンク・グループの評判、事業または業務におけるサイバー攻撃、情報漏洩もしくはセキュリティ侵害、技術障害またはその他の事業の中止のリスクおよびそれに伴う影響、バークレイズ・バンク・グループの資金調達能力、ならびに事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの様々な要因は、バークレイズ・バンク・グループの制御が及ばないものです。したがって、バークレイズ・バンク・グループの実際の財政状態、業績、財務・非財務指標もしくはパフォーマンス指標、またはコミットメントおよび目標を達成する能力は、バークレイズ・バンク・グループの将来に関する記述に記載された記述または指針とは大きく異なる可能性があります。2024年から2026年までの期間の目標と見通しを設定するにあたり、バークレイズ・バンク・グループは、インフレ、金利、失業率、バークレイズ・バンク・グループが事業を展開する様々な市場および競争状況、ならびに特定の事業の成長、コスト削減およびその他の構造的措置を達成する能力を含みますがこれらに限定されないマクロ経済環境について一定の仮定を立てています。バークレイズ・バンク・グループの将来の財務状況および業績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクおよび要因は、barclays.com で入手可能な英文年次報告書の35ページから始まる重大な既存リスクおよび新興リスクに関する記述に記載されています。

開示および進行中の事項に関する情報に関して各管轄地域(英国や米国が含まれますが、この限りではありません)に適用される法律および規則に基づいたバークレイズ・バンク・グループの義務がありますが、それ以外には、当グループは、新しい情報や将来の事象等により、またはそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務を負いません。

バークレイズ・バンク・ピーエルシー、 バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループおよびバークレイズ・グループ

バークレイズ・バンク・ピーエルシー(以下「当行」といい、その子会社と総称して「バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ」といいます。)は、イングランドおよびウェールズにおいて登録されている公開有限責任会社(登録番号:1026167)です。当行のメンバーの責任は限定的です。当行の登録上の本社は、英国ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス1(電話番号:+44 (0)20 7116 1000)に所在します。当行は 1925 年植民地銀行法に基づき 1925 年 8 月 7 日に設立され、1971 年 10 月 4 日、会社法(1948 年から 1967 年法)に基づき株式会社として登録されました。1985 年 1 月 1 日、当行は 1984 年バークレイズ銀行法に基づき公開有限責任会社として再登録され、名称が「バークレイズ・バンク・インターナショナル・リミテッド」から「バークレイズ・バンク・ピーエルシー」に変更されました。当行の発行済普通株式資本は全て、バークレイズ・ピーエルシーが実質的に所有しています。バークレイズ・ピーエルシー(以下その子会社と総称して「バークレイズ・グループ」または「バークレイズ」といいます。)は、バークレイズ・グループの最終持株会社です。当行の主な活動は、大手の法人顧客、プライベート・バンキングおよび資産運用業務の顧客、ホールセール顧客および国際的に銀行業務を行う顧客向けの商品およびサービスを提供することです。

バークレイズは、バークレイズ UK、バークレイズ UK コーポレート・バンク、バークレイズ・プライベート・バンク・アンド・ウェルス・マネジメント、バークレイズ・インベストメント・バンクおよびバークレイズ US コンシューマー・バンクの5つの事業部門を有する多角的な銀行であり、これらの部門は、バークレイズ・エグゼキューション・サービス・リミテッドによって支援されています。バークレイズ・エグゼキューション・サービス・リミテッドは、バークレイズ・グループの事業全体に技術、業務および実務的サービスを提供するサービス会社です。バークレイズ UK は、英国リングフェンス銀行であるバークレイズ・バンク UK ピーエルシー(BBUKPLC)およびその子会社に属する事業を広く表しており、パーソナル・バンキング、ビジネス・バンキングおよびバークレイカード UK で構成されています。パーソナル・バンキング事業は、顧客の日常的な金融ニーズを支えるリテール・ソリューションを提供し、UK ビジネス・バンキング事業は、高成長の新興企業から中小企業に至るまでの企業顧客を対象に、専門的なアドバイスを提供し、バークレイカード UK 事業は、柔軟な借入および決済ソリューションを提供しています。

その他の部門は、ノン・リングフェンス銀行である当行およびその子会社に属する事業を広く表しています。バークレイズ UK コーポレート・バンクは、売上高 6.5 百万ポンド以上の法人顧客(FTSE 350 構成企業を除きます。)向けに、貸付、取引および運転資本、流動性、決済ならびに FX ソリューションを提供しています。バークレイズ・プライベート・バンク・アンド・ウェルス・マネジメントは、プライベート・バンク、ウェルス・マネジメントおよびインベストメントの各事業で構成されています。バークレイズ・インベストメント・バンクは、グローバル・マーケット、インベストメント・バンキングおよびインターナショナル・コーポレート・バンキングの各事業を含んでおり、インベストメント・バンクのサービスを継続して利用する FTSE 350 指数構成企業、多国籍企業および金融機関向けにサービスを提供しています。バークレイズ US コンシューマー・バンクは、提携クレジットカード市場を中心とする米国クレジットカード事業の他、オンライン預金フランチャイズを表しています。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、短期無担保債務の格付けにおいて、S&P グローバル・レーティングス・UK・リミテッドから A-1、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドから P-1、およびフィッチ・レーティングス・リミテッドから F1 をそれぞれ取得しています。また、無担保かつ非劣後の長期債務の格付けでは、S&P グローバル・レーティングス・UK・リミテッドから A+、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドから A1、およびフィッチ・レーティングス・リミテッドから A+ をそれぞれ取得しています。

バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの 2023 年 12 月 31 日を期末日とする年度の監査済みの財務情報において、バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの資産合計は 1,185,166 百万ポンド(2022 年 12 月:1,203,537 百万ポンド)、貸付金および債券(償却原価ベース)合計は 185,247 百万ポンド(2022 年 12 月:182,507 百万ポンド)、預り金(償却原価ベース)合計は 301,798 百万ポンド(2022 年 12 月:291,579 百万ポンド)ならびに株主資本合計は 60,504 百万ポンド(2022 年 12 月:58,953 百万ポンド)でした。バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの 2023 年 12 月 31 日を期末日とする年度の税引前利益は、信用に関する減損費用として 1,578 百万ポンド(2022 年 12 月:信用に関する減損費用として 933 百万ポンド)を計上後、4,223 百万ポンド(2022 年 12 月:4,867 百万ポンド)でした。本項における財務情報は、2023 年度 Form 20-F に記載された、当行の 2023 年 12 月 31 日を期末日とする年度の監査済みの連結財務書類から引用したものです。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

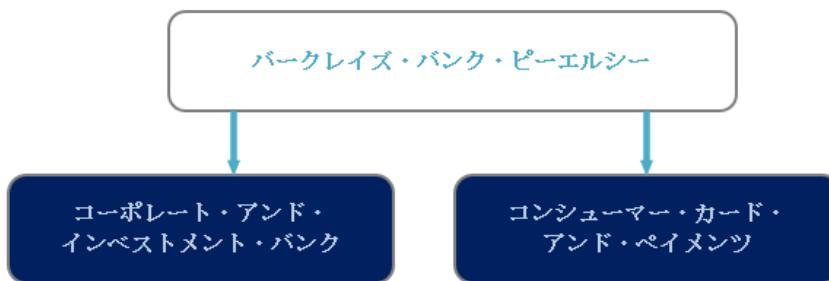
1 事業内容の概要

バークレイズ・バンク・ピーエルシー（BBPLCまたは当行）はバークレイズ・ピーエルシーの完全子会社である。「バークレイズ・バンク・グループ」は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を表す。「バークレイズ」は、バークレイズ・バンク（BPLC）、または文脈に応じてバークレイズ・グループを指す。「バークレイズ・グループ」は、BPLCおよびその子会社を表す。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・グループ内の非リングフェンス銀行である。バークレイズ・バンク・グループには、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）およびコンシューマー・カード・アンド・ペイメンツ（CC&P）の各事業から構成される、バークレイズ・グループのバークレイズ・インターナショナル部門の大部分が含まれる。バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、コンシューマー・バンキングとホールセール・バンキングにまたがる幅広い商品やサービスを顧客およびクライアントに提供しており、そのサポートをバークレイズ・エグゼキューション・サービスズ・リミテッド（BX）が行っている。バークレイズ・エグゼキューション・サービスズ・リミテッドは、バークレイズ・グループ全体のサービス会社で、バークレイズ・グループ全体の事業にテクノロジー、オペレーションおよび機能的サービスを提供している。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、世界中の顧客およびクライアントにサービスを提供することに注力しており、その多様な事業ポートフォリオは、バランス、レジリエンスや活気ある機会を提供する。バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、全世界の市場で確固たる地位を築いており、持続的なリターンのために、人材およびテクノロジーへの投資を続けている。

当行の構造



CIB

CIB は、投資銀行業務、コーポレート・バンキング業務およびグローバル・マーケット業務から構成されている。これらの業務は、資金運用者、金融機関、政府、超国家組織および法人顧客の資金調達、融資、戦略およびリスク管理のニーズに対応するものである。

- ・投資銀行業務は、合併・買収（M&A）、コーポレート・ファイナンスおよび財務リスク管理のソリューションに関する戦略アドバイスをクライアントに提供するだけでなく、株式および債券の発行サービスも行っている。
- ・コーポレート・バンキング業務は、運転資金およびトランザクション・バンキング（貿易および決済を含む。）の提供、ならびに多国籍企業、大企業、中堅企業および金融機関向けに貸付を行っている。

- ・グローバル・マーケッツ業務は、株式、与信、証券化、金利および為替の各商品について、市場に関する洞察、取引実行サービス、およびリスク管理や資金調達に関するカスタマイズされたソリューション等のサービスを幅広いクライアントに提供している。

CC&P

CC&P には、インターナショナル・カードおよびコンシューマー・バンク業務、プライベート・バンク業務ならびにパークレイカード決済業務の各業務が含まれる。

- ・インターナショナル・カードおよびコンシューマー・バンク業務の一環として、米国ではパートナーシップに焦点を当てた事業モデルを展開しており、アメリカン航空 (American Airlines) やギャップ・インク (Gap Inc.) 等米国の有名ブランドの一部との関係を通じて、消費者に共同ブランドのクレジットカードや自社ブランドのクレジットカードを提供している。また、オンラインの個人向け預金商品（貯蓄や譲渡性預金証書）、個人ローン、分割払いおよびPOS ファイナンスも提供している。
- ・ドイツでは、自社ブランドおよび共同ブランドのクレジットカード、オンライン貸付、電子 POS (ePOS) による融資や預金といった各種消費者向け商品を提供している。
- ・プライベート・バンク業務は、英国、欧州、中東およびアフリカならびにアジア全体でクライアントのニーズに応えるキャッシング業務、クレジット業務および投資業務を提供している。
- ・パークレイカード決済業務は、あらゆる規模の企業の支払いの実行および受領を可能にする。

本社

本社は、本社部門および特定の集中管理部門（パークレイズ・バンク・グループのサービス会社を含む。）から構成されている。

2 主要な経営指標等の推移

最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

| | パークレイズ・バンク・グループ | | | | |
|-------------------------------|------------------|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 2022年 (百万ポンド) | 2021年 ² (百万ポンド) | 2020年 (百万ポンド) | 2019年 (百万ポンド) | 2018年 (百万ポンド) |
| 主要損益計算書データ¹ | | | | | |
| 利息収入純額 | 5,398 | 3,073 | 3,160 | 3,907 | 3,130 |
| 手数料収入純額 | 5,426 | 6,587 | 5,659 | 5,672 | 5,607 |
| 収益合計 | 18,194 | 15,408 | 15,778 | 14,151 | 13,600 |
| 営業収益純額 | 17,261 | 15,685 | 12,401 | 12,949 | 12,957 |
| 税引後利益 | 4,382 | 4,588 | 2,451 | 2,780 | 1,010 |
| 以下に帰属するもの：親会社の株主 | 3,650 | 3,957 | 1,774 | 2,120 | 363 |
| 当期包括利益合計 | 1,811 | 2,903 | 2,294 | 2,476 | 1,597 |
| 主要貸借対照表データ | | | | | |
| 非支配持分を除く株主資本合計 | 58,953 | 56,317 | 53,710 | 50,615 | 47,709 |
| 資産合計 | 1,203,537 | 1,061,778 | 1,059,731 | 876,672 | 877,700 |
| 主要キャッシュフロー計算書データ | | | | | |
| 営業活動からのキャッシュ純額 | 24,984 | 17,497 | 42,275 | (110) | (2,148) |
| 投資活動からのキャッシュ純額 | (8,611) | (1,653) | (8,192) | (6,471) | (33,646) |
| 財務活動からのキャッシュ純額 | 7,386 | 1,122 | (1,941) | (750) | (4,248) |
| 現金および現金同等物 期末残高 | 219,854 | 185,860 | 173,125 | 139,314 | 149,990 |
| 従業員数（常勤相当） | 21,900 | 20,200 | 20,900 | 20,500 | 22,400 |

(続き)

パークレイズ・バンク・ピーエルシー

| 2022年 (百万ポンド) | 2021年 ² (百万ポンド) | 2020年 (百万ポンド) | 2019年 (百万ポンド) | 2018年 (百万ポンド) |
|------------------|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|
|------------------|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|

主要損益計算書データ¹

利息収入純額

手数料収入純額

収益合計

営業収益純額

税引後利益

以下に帰属するもの：親会社の株主

当期包括利益合計

主要貸借対照表データ

| | | | | | |
|----------------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
| 非支配持分を除く株主資本合計 | 52,467 | 52,692 | 51,143 | 46,425 | 43,637 |
| 資産合計 | 1,147,912 | 1,064,671 | 1,081,552 | 891,121 | 893,396 |

主要キャッシュフロー計算書データ

| | | | | | |
|-----------------|----------|---------|---------|---------|----------|
| 営業活動からのキャッシュ純額 | 20,897 | 9,578 | 32,556 | (2,458) | (1,480) |
| 投資活動からのキャッシュ純額 | (10,001) | (1,890) | (9,379) | (7,464) | (38,917) |
| 財務活動からのキャッシュ純額 | 6,922 | 793 | (142) | (915) | (1,703) |
| 現金および現金同等物 期末残高 | 185,043 | 159,059 | 153,491 | 129,287 | 142,877 |

従業員数（常勤相当）

(注1) 2006年会社法第408条で認められている通り、パークレイズ・バンク・ピーエルシー単体の損益計算書および包括利益計算書は開示していない。

(注2) 2021年度の財務指標は、有価証券の超過発行(Over-issuance of Securities)による影響を反映して修正再表示されている。